2013年版政府開発援助(ODA) 参考資料集

2013年版 政府開発援助(ODA) 参考資料集

目 次

第1章	日本の	政府開発	援助 (ODA) 予算···································	1
		図表1	政府開発援助予算 (当初予算)の推移	1
第2章	日本の	政府開発	援助 (ODA) 実績····································	2
	■第1節	二国間C	DDAの地域別配分	2
		図表2	二国間ODA地域別配分の推移	2
	■第2節	主要分野	予・課題別実績	
		図表3	教育分野における援助実績	
		図表4	保健医療分野における援助実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
		図表5	水と衛生分野における援助実績	5
		図表6	運輸分野における援助実績	6
		図表7	通信分野における援助実績	7
		図表8	エネルギー分野における援助実績	8
		図表9	農林水産分野における援助実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
		図表10	環境分野における援助実績	10
		図表11	防災・災害復興分野における援助実績	11
		図表12	ジェンダー平等案件における援助実績	12
		図表13	麻薬対策における援助実績 (2012年度)	13
		図表14	平和構築分野における援助実績	14
		図表15	対人地雷問題に関連する援助実績 (2012年度)	15
	■第3節	無償資金	全協力······	18
	1.	実績		18
		図表16	無償資金協力地域別配分	18
		図表17	無償資金協力の10大供与相手国の推移	19
		図表18	無償資金協力地域別割合	19
		図表19	プロジェクト型無償資金協力の分野別割合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
		図表20	プロジェクト型無償資金協力	20
		図表21	プロジェクト型無償資金協力地域別実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
		図表22	一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績	21
	2.	事業の概	我要	22
		① 一般	プロジェクト無償	22
		② コミュ	ニティ開発支援無償	22
		③ ノン・	プロジェクト無償	23
		④ 紛争	予防·平和構築無償····································	24
		⑤ 草の	根・人間の安全保障無償	25

	⑥ 日本NGO連携無償·······	26
	⑦ 防災・災害復興支援無償	27
	⑧ テロ対策等治安無償	28
	⑨ 環境・気候変動対策無償	28
	⑩ 貧困削減戦略支援無償	29
	① 人材育成支援無償 ·······	30
	⑫ 水産無償	31
	⑬ 文化無償	31
	④ 緊急無償	33
	⑤ 食糧援助 (KR) ····································	
	⑥ 貧困農民支援 (2KR) ····································	34
■第4節	技術協力	36
1.	実績	36
	図表23 政府全体の技術協力の地域・形態別実績(2012年)	36
	図表24 開発計画調査型技術協力の地域別実績	36
	図表25 開発計画調査型技術協力の分野別実績	36
	図表26 技術協力の地域・形態別実績 (JICA 2012年度実績)	37
	図表27 技術協力の形態・分野別人数実績 (JICA 2012年度実績)	38
2.	事業の概要	39
	① 研修員受入事業	39
	② 技術協力プロジェクト	40
	③ 技術協力専門家派遣 ·······	43
	④ 青年海外協力隊派遣事業	47
	⑤ シニア海外ボランティア派遣事業	48
	⑥ 開発計画調査型技術協力 (開発調査) 事業	50
	⑦ 国民参加協力推進事業	51
	⑧ 留学生交流の推進事業	53
	⑨ 海外開発計画調査事業	54
	⑩ 新興市場開拓 (旧:経済産業)人材育成支援事業 (研修事業)	55
	⑪ 新興市場開拓 (旧:経済産業)人材育成支援事業 (専門家派遣事業))…	56
	⑫ 貿易投資円滑化支援事業	56
	⑬ 共同資源開発基礎調査事業	57
	④ 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業	58
■第5節	国際緊急援助	59

	災害援助等協力事業 (国際緊急援助)	59
■第6節	NGOが実施する開発援助関連事業への支援	61
1.	実績	61
	図表28 2012年度地域·国別日本NGO連携無償資金協力	61
	図表29 NGO事業補助金事業実績 (団体別) ····································	66
	図表30 各省庁のNGO関連事業概要と実績	67
2.	事業の概要	68
	国際開発協力関係民間公益団体補助金 (NGO事業補助金)	68
■第7節	有償資金協力	69
1.	実績	69
	図表31 円借款の調達条件の推移	69
	図表32 円借款供与実績の推移(債務救済を除く)	
	図表33 2012年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国	69
	図表34 2012年度円借款供与額上位10か国	69
	図表35 円借款実績	70
2.	事業の概要	72
	① 円借款	72
	② 海外投融資	74
■第8節	協力準備調査の実績と概要	75
■第9節	主な国際機関の概要	76
1.	国連機関·····	76
	① 国際連合 (UN)	76
	② 国連食糧農業機関 (FAO)	77
	③ 国連世界食糧計画 (WFP)	79
	④ 国連教育科学文化機関 (UNESCO) ····································	81
	⑤ 国連工業開発機関 (UNIDO)	83
	⑥ 国連児童基金 (UNICEF)	85
	⑦ 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	
	⑧ 国連人口基金 (UNFPA)	88
	⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)	89
	⑩ 国連環境計画 (UNEP)	
	① 国連開発計画 (UNDP)	93

⑫ 世界保健機関 (WHO) ····································	94
⑬ 国連大学 (UNU)	97
⑭ 国際労働機関 (ILO)	98
⑤ 国際原子力機関 (IAEA)	100
⑥ 国連薬物犯罪事務所 (UNODC)	101
① 国際農業開発基金 (IFAD) ····································	104
® 国連合同エイズ計画 (UNAIDS)	105
⑨ 国連ボランティア計画 (UNV)	107
② 国連人間居住計画 (UN-Habitat) ···································	109
② 国連国際防災戦略 (UNISDR)	110
② ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women)	····· 112
国際開発金融機関	114
① 国際復興開発銀行 (IBRD) および国際開発協会 (IDA)	114
② 国際通貨基金 (IMF) ·······	115
③ アジア開発銀行 (ADB)	117
④ アフリカ開発銀行 (AfDB)	118
⑤ 米州開発銀行 (IDB) ····································	120
⑥ 欧州復興開発銀行 (EBRD)	121
その他の国際機関等	123
① 国際移住機関 (IOM) ······	123
② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金	124
③ 赤十字国際委員会 (ICRC) ···································	126
④ 地球環境ファシリティ (GEF)	127
⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR) ····································	128
⑥ 国際獣疫事務局 (OIE)	130
② 国際熱帯木材機関 (ITTO) ···································	
⑧ アジア生産性機構 (APO) ····································	133
の政府開発援助(ODA)	136
- · + · - · - · - · - · - · -	
DAC諸国のODA実績 ····································	136
DAC諸国のODA実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
図表36 主要DAC加盟国 (G7) の政府開発援助供与先上位5か国・機関 (2011年) 主要援助国・地域機関のODAの概要	···· 136 ···· 137
図表36 主要DAC加盟国 (G7) の政府開発援助供与先上位5か国・機関 (2011年) 主要援助国・地域機関のODAの概要	···· 136 ···· 137 ···· 137
図表36 主要DAC加盟国 (G7) の政府開発援助供与先上位5か国・機関 (2011年) 主要援助国・地域機関のODAの概要	···· 136 ····· 137 ···· 137 ···· 140
	 (4) 国際牙動機関 (ILO) (5) 国際原子力機関 (IAEA) (6) 国連薬物犯罪事務所 (UNODC) (7) 国際農業開発基金 (IFAD) (8) 国連合同エイズ計画 (UNAIDS) (9) 国連ボランティア計画 (UN-Habitat) (2) 国連国際防災戦略 (UNISDR) (2) ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women) (2) 国際通貨基金 (IMF) (3) アジア開発銀行 (AfDB) (4) アフリカ開発銀行 (AfDB) (5) 米州開発銀行 (IDB) (6) 欧州復興開発銀行 (EBRD) (7) 国際移住機関 (IOM) (2) 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (3) 赤十字国際委員会 (ICRC) (4) 地球環境ファシリティ (GEF) (5) 国際農業研究協議グループ (CGIAR) (6) 国際戦疫事務局 (OIE) (7) 国際熱帯木材機関 (ITTO) (8) アジア生産性機構 (APO)

④ カナダ (Canada)	146
⑤ チェ⊐ (Czech Republic)	149
⑥ デンマーク (Denmark)	152
⑦ EU	155
⑧ フィンランド (Finland)	158
9 フランス (France)	162
⑩ ドイツ (Germany)	166
① ギリシャ (Greece)	169
(lceland)	172
(i) アイルランド (Ireland)	175
(4 イタリア (Italy)	178
(b) ルクセンブルク (Luxembourg) ····································	181
(® オランダ (Netherlands)	183
① ニュージーランド (Newzealand) ······	186
® ノルウェー(Norway)	189
(9) ポーランド (Poland)	192
② ポルトガル (Portugal)	195
② 韓国 (Republic of Korea)	198
② スロバキア (Slovakia) ······	201
② スペイン (Spain)	204
② スウェーデン (Sweden・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	207
② スイス (Switzerland) ······	210
筠 英国 (United Kingdom)	213
② 米国 (United States of America)	216
②8 ブラジル (Brazil) ······	221
29 中国 (China)	223
③ ハンガリー (Hungary)	225
③ インド (Indea)	227
② インドネシア (Indonesia) ······	230
③3 マレーシア (Malaysia) ····································	232
③ メキシコ (Mexico)	234
③ フィリピン (Philippines) ······	236
③ 南アフリカ (Republic of South Africa) ····································	237
③ ロシア (Russia) ······	238
③ サウジアラビア (Saudi Arabia) ······	241
③ シンガポール (Singapore) ·······	242
④ タイ (Thailand)	244
④ トノレコ (Turkey)	246

第1章

日本の政府開発援助(ODA)予算

|支払純額ベース、単位:億円、%)

(当初予算)の推移

政府開発援助予算

図表1

A1.5) **▼**11.1 (0.5)4,219 (0.9) **▲**0.7 16 545 5,067 ,642 2,561 506 303 3年度 事業予算 **▲**5.1 201 **▲**5.3) (0.7) **A**14.3) **4**4.6 ,642 10,424 4,917 9 17 7,671 2,183 2,753 一般会計 **A**0.8) ****12.1) **▲**111.6) **A**2.0) 919′ 5,612 5,043 16 569 181 861 573 569 2012年度 事業予算 **A**2.2) 919′ **8**2) (20.4) **(7**7.7) 8,100 16 4,884 589 2,627 2,846 40 10,986 一般公計 **1**2 (10.2)(₹38.3) **▲**7.4 1,519 5,083 16 644 5,727 980 683 297 644 |年度 事業予算 201 **4**4.2) (9.8₹ (19.8) (2.0) 1,519 606′ 8,282 3,626 16 669 2,805 一般公計 **A**5.6) **A**7.7) **▲**18.0 (2.6) **(47.9**) 2,697 ,542 9 611 1,044 6,187 10年度 事業予算 **●**1.1 (6.3)(50.1)8,649 (8.5) 201 4,816 ,542 11,676 3,833 3,212 3,027 3,003 25 621 一般会計 **●**1.1 ₹1.4 **▲**14.8) **▲**4.0 5,449 809′ 1,273 4,607 2,904 70 585 1,273 6,722 24 257 (15.1) (56.7) **▲**1.6) 8,747 (19.8) 809′ 3,605 2,016 19 3,440 3,017 70 24 587 766′ 一般会計 (▶4.0) **▲**3.4) 1,495 7,002 5,507 4,674 2,927 1,495 135 24 595 2008年度 業予算 (2.0) (15.6)5,000 (56.4) 2,049 9,350 7,301 ,588 3,253 2,033 16 135 24 ,702 2,301 一般公計 **4**4.0) 989′ 2,970 626 25 200 ,591 ,591 2007年度 業予算 **A**21.7) **A**56.7) **A**11.5) 6,317 **A**25.2) 4,845 989′1 2,549 8,903 629 2,586 2,984 200 25 1,471 37 842 一般会計 **▲**3.4 **(**44.9) **A**2.9) **A**2.8) (₹33) 3,000 300 648 1,659 7,597 ,682 48 261 2006年度 事業予算 (10.4) (38.1)(20.3)**A**2.8) 5,045 3,015 11,364 8,442 48 2,922 2,894 ,682 28 300 651 ・対田 (3) 国際協力機構交付金 開発金融機関 有償資金協力部門) (有償資金協力部門) (1)経済開発等援助 国際機関への出資・ 国連等諸機関 尔 国際協力機 (2)技術協力等 鬏 中 国間贈与 盂 2)その他 (4) その他 国際問 $|\times|$ \bigcirc 些 $\triangleleft \Box$ 霊 7

2008年(平成20年) 9月以前における国際協力銀行交付金および国際協力銀 四捨五入の関係上、合計にが一致しないことがある。()内は対前年度比増▲減率。 上記における国際協力機構交付金(有償資金協力部門)および国際協力機構(有償資金協力部門)については、 行に関する予算を含む。

1

第2章

日本の政府開発援助(ODA)実績

第1節

国間ODAの地域別配分

図表2〉二国間 ODA 地域別配分の推移

(単位:百万ドル、支出純額ベース/支出総額ベース)

暦年/ベース	19	70	19	80	19	90	20	00
地域	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額
アジア	364.80	419.37	1,382.51	1,648.27	4,116.55	5,140.05	5,283.82	7,630.81
東アジア	288.89	304.57	942.62	1,117.64	3,213.96	4,017.87	3,855.95	5,609.70
北東アジア	96.40	107.61	81.69	131.14	834.72	1,042.29	700.48	1,360.81
東南アジア	192.49	196.96	860.93	986.50	2,379.24	2,975.58	3,155.47	4,248.89
(ASEAN)	169.94	172.94	703.38	821.78	2,299.10	2,893.69	3,126.40	4,219.82
南アジア	75.76	114.65	434.93	519.04	898.25	1,117.85	1,130.07	1,723.29
中央アジア・コーカサス	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	273.38	273.38
アジアの複数国向け	0.15	0.15	4.96	11.59	4.34	4.34	24.42	24.42
中東・北アフリカ	13.44	13.45	192.69	199.64	665.71	898.16	726.79	990.11
サブサハラ・アフリカ	8.19	8.19	233.83	243.71	830.69	887.34	969.65	1,078.57
中南米	▲15.01	2.34	118.47	133.06	561.20	637.58	799.56	1,120.46
大洋州	0.01	0.01	11.58	14.72	113.53	116.38	151.06	167.00
欧 州	▲0.99	0.01	▲ 1.46	1.94	157.96	159.58	117.57	128.57
東欧	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	153.12	153.11	48.56	59.29
複数地域にまたがる援助等	1.07	1.07	23.18	23.18	493.91	493.91	1,591.64	1,591.64
合計	371.51	444.43	1,960.80	2,264.52	6,939.56	8,332.96	9,640.10	12,707.18

暦年/ベース	20	08	20	09	20	10	20	11	20	12
地域	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額	支出純額	支出総額
アジア	1,073.68	7,507.58	2,217.98	7,798.84	2,528.58	8,106.17	1,371.21	7,746.38	1,612.03	8,156.94
東アジア	29.18	4,518.81	1,133.83	5,518.38	798.32	5,188.12	▲ 541.89	4,479.08	▲293.31	4,856.71
北東アジア	352.66	1,330.86	232.12	1,354.81	▲ 138.62	1,063.84	▲ 405.49	957.46	▲ 727.66	663.92
東南アジア	▲329.61	3,181.83	893.48	4,155.33	929.22	4,116.56	▲ 142.77	3,515.26	425.38	4,183.82
(ASEAN)	▲356.06	3,155.38	881.60	4,143.45	901.54	4,088.89	▲ 169.48	3,488.55	406.54	4,164.98
南アジア	836.52	2,734.85	843.18	1,973.03	1,532.14	2,637.22	1,662.07	2,917.06	1,549.58	2,839.76
中央アジア・コーカサス	163.78	209.72	212.56	279.01	146.47	229.18	157.05	256.26	219.13	323.85
アジアの複数国向け	44.20	44.20	28.41	28.42	51.64	51.64	93.98	93.98	136.63	136.63
中東・北アフリカ	2,371.73	3,154.33	666.05	1,350.46	1,591.76	2,339.90	952.38	1,860.39	1,497.86	2,240.45
サブサハラ・アフリカ	1,395.70	1,495.61	1,403.22	1,556.02	1,732.75	1,835.29	1,733.67	3,184.33	1,718.01	1,843.85
中南米	269.45	768.47	142.58	732.70	▲343.55	1,005.55	334.93	837.83	▲ 192.17	474.94
大洋州	72.93	166.94	111.90	129.83	176.29	196.87	159.07	183.36	128.15	152.41
欧 州	149.93	190.96	166.11	210.45	180.51	232.45	173.82	246.78	35.25	93.90
東欧	93.28	128.15	56.61	93.96	85.79	128.47	22.26	82.43	▲0.19	45.69
複数地域にまたがる援助等	1,605.44	1,605.44	1,548.12	1,548.12	1,562.14	1,562.14	2,136.24	2,136.24	1,552.55	1,552.55
合計	6,938.85	14,889.32	6,255.97	13,326.41	7,428.48	15,278.36	6,861.30	16,195.30	6,351.67	14,515.03

^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
*2 ベトナムが1995年、ミャンマーおよびラオスが1997年、カンボジアが1999年にASEANに加盟した結果、東ティモールを除く東南アジア10か国がASEAN加盟国となった。

^{*3} 東欧および卒業国向け援助を含む。

主要分野·課題別実績 第2節

〉教育分野における援助実績 図表3

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	144.68 (3.1)	141.46 (1.3)	560.35 (18.3)	846.49 [4.6]
2009	198.43 (6.8)	60.59 (0.7)	584.82(18.1)	843.84 [5.7]
2010	228.13 (6.2)	- (-)	642.95 (18.3)	871.08 [4.8]
2011	297.13 (7.8)	86.42 (1.0)	542.36 (15.1)	925.91 [5.8]
2012	328.84 (10.0)	- (-)	468.34(12.7)	797.18 [4.6]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	14,238	2,228	1,349
2009	24,684	812	1,430
2010	4,709	973	1,419
2011	2,420	424	1,382
2012	4,358	741	1,250

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	幼児教育	初等教育	青年・成人 の生活技能	中等教育	職業訓練	高等教育•上級技 術/経営訓練	その他	合 計
2008	0.07 (0.0)	104.03 (12.3)	17.49 (2.1)	27.91 (3.3)	26.24 (3.1)	421.28 (49.8)	249.46 (29.5)	846.49
2009	0.50 (0.1)	42.96 (5.1)	1.76 (0.2)	19.05 (2.3)	42.40 (5.0)	438.35 (51.9)	298.82 (35.4)	843.84
2010	1.65 (0.2)	71.10 (8.2)	22.09 (2.5)	15.75 (1.8)	50.29 (5.8)	477.38 (54.8)	232.82 (26.7)	871.08
2011	2.86 (0.3)	63.91 (6.9)	4.19 (0.5)	11.78 (1.3)	104.11 (11.2)	475.99 (51.4)	263.07 (28.4)	925.91
2012	3.92 (0.5)	190.30 (23.9)	21.67 (2.7)	56.09 (7.0)	73.85 (9.3)	332.37 (41.7)	118.97 (14.9)	797.18

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表4 〉保健医療分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	132.12 (2.8)	- (-)	138.71 (4.5)	270.83 [1.5]
2009	211.01 (7.3)	- (-)	143.44 (4.4)	354.45 [2.4]
2010	287.14 (7.9)	- (-)	157.00 (4.5)	444.14 [2.5]
2011	167.16 (4.4)	62.64 (0.7)	161.76 (4.5)	391.55 [2.5]
2012	438.98 (13.3)	349.73 (3.4)	170.81 (4.6)	959.52 [5.6]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	5,555	900	795
2009	2,551	1,011	836
2010	3,977	1,152	717
2011	3,339	572	743
2012	1,867	1,206	624

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	保健一般	基礎保健	人口政策・ リプロダクティブ・ヘルス	合 計
2008	91.18 (33.7)	145.78 (53.8)	33.88 (12.5)	270.83
2009	126.51 (35.7)	172.47 (48.7)	55.46 (15.6)	354.45
2010	151.20 (34.0)	237.77 (53.5)	55.17 (12.4)	444.14
2011	134.09 (34.2)	194.95 (49.8)	62.51 (16.0)	391.55
2012	410.37 (42.8)	409.12 (42.6)	140.03 (14.6)	959.52

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表5〉水と衛生分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	130.20 (2.8)	1,958.72 (18.4)	77.60 (2.5)	2,166.53[11.8]
2009	237.96 (8.2)	2,548.44(29.0)	112.56 (3.5)	2,898.96[19.4]
2010	483.16(13.2)	1,898.67 (17.5)	172.02 (4.9)	2,553.84[14.2]
2011	415.74(10.9)	1,332.22 (15.6)	163.91 (4.6)	1,911.87[12.0]
2012	281.15 (8.5)	2,141.92 (20.8)	192.16 (5.2)	2,615.22[15.1]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	885	480	8
2009	1,314	697	7
2010	1,823	956	10
2011	1,357	459	8
2012	4,933	1,227	9

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	水供給•衛生	水資源政策•保護	河川開発·洪水防御	農業用水資源	水力発電	合 計
2008	1,635.68 (75.5)	7.98 (0.4)	92.28 (4.3)	- (-)	430.59(19.9)	2,166.53
2009	2,673.83 (92.2)	95.50 (3.3)	104.03 (3.6)	25.60 (0.9)	- (-)	2,898.96
2010	1,884.82 (73.8)	29.64 (1.2)	150.23 (5.9)	230.53 (9.0)	258.63 (10.1)	2,553.84
2011	1,595.69 (83.5)	96.45 (5.0)	106.36 (5.6)	87.76 (4.6)	25.60 (1.3)	1,911.87
2012	2,061.24(78.8)	16.43 (0.6)	339.60 (13.0)	197.73 (7.6)	0.22 (0.0)	2,615.22

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表6〉運輸分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	264.28 (5.7)	4,544.83 (42.6)	58.24 (1.9)	4,867.35 [26.5]
2009	444.75 (15.3)	3,360.47 (38.2)	83.65 (2.6)	3,888.87[26.1]
2010	542.55 (14.9)	5,035.63 (46.5)	126.39 (3.6)	5,704.57 [31.7]
2011	418.19(11.0)	3,112.78 (36.4)	148.81 (4.1)	3,679.79[23.1]
2012	268.43 (8.1)	5,104.26 (49.5)	179.30 (4.9)	5,551.99[32.1]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	595	259	0
2009	674	332	1
2010	664	390	2
2011	533	249	2
2012	1,026	812	1

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	道路	鉄道	水上輸送	航空	その他	合 計
2008	1,933.56 (39.7)	1,803.96 (37.1)	770.89 (15.8)	310.25 (6.4)	48.69 (1.0)	4,867.35
2009	1,186.20 (30.5)	2,215.23 (57.0)	93.17 (2.4)	6.93 (0.2)	387.34(10.0)	3,888.87
2010	1,823.23 (32.0)	3,592.55 (63.0)	57.59 (1.0)	191.08 (3.3)	40.13 (0.7)	5,704.57
2011	3,117.30(84.7)	269.18 (7.3)	214.00 (5.8)	43.14 (1.2)	36.17 (1.0)	3,679.79
2012	1,901.50(34.2)	2,824.16 (50.9)	114.34 (2.1)	672.19(12.1)	39.80 (0.7)	5,551.99

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表7〉通信分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	10.82 (0.2)	- (-)	27.27 (0.9)	38.09 [0.2]
2009	10.72 (0.4)	- (-)	27.45 (0.9)	38.17 [0.3]
2010	2.81 (0.1)	- (-)	39.46 (1.1)	42.27 [0.2]
2011	3.50 (0.1)	- (-)	33.09 (0.9)	36.59 [0.2]
2012	41.69 (1.3)	146.27 (1.4)	37.49 (1.0)	225.45 [1.3]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	444	136	160
2009	591	134	152
2010	487	96	133
2011	267	59	122
2012	417	71	106

- *1 データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	電気通信	ラジオ・テレビ・ 印刷メディア	情報通信技術	その他	슴 計
2008	4.76 (12.5)	13.22 (34.7)	6.55 (17.2)	13.56 (35.6)	38.09
2009	3.65 (9.6)	13.25 (34.7)	3.72 (9.8)	17.55 (46.0)	38.17
2010	4.25 (10.1)	6.82 (16.1)	1.91 (4.5)	29.29(69.3)	42.27
2011	5.43 (14.8)	7.38 (20.2)	0.70 (1.9)	23.08 (63.1)	36.59
2012	20.67 (9.2)	154.92 (68.7)	24.53 (10.9)	25.33 (11.2)	225.45

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表8 〉エネルギー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	44.73 (1.0)	1,481.62 (13.9)	29.46 (1.0)	1,555.81 [8.5]
2009	70.45 (2.4)	902.57 (10.3)	42.72 (1.3)	1,015.74 [6.8]
2010	203.73 (5.6)	2,809.11(25.9)	61.99 (1.8)	3,074.83[17.1]
2011	134.71 (3.5)	2,496.81 (29.2)	75.46 (2.1)	2,706.99[17.0]
2012	67.39 (2.0)	1,010.76 (9.8)	93.14 (2.5)	1,171.29 [6.8]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	559	171	0
2009	504	167	0
2010	801	281	0
2011	679	169	0
2012	839	491	0

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	エネルギーの 供給	火力発電 (化石燃料)	水力発電	新・再生可能 エネルギー	その他	合 計
2008	1,028.85 (66.1)	398.38 (25.6)	- (-)	93.40 (6.0)	35.19 (2.3)	1,555.81
2009	262.93 (25.9)	595.07 (58.6)	- (-)	125.41 (12.3)	32.32 (3.2)	1,015.74
2010	1,110.97 (36.1)	675.28 (22.0)	258.63 (8.4)	987.61 (32.1)	42.34 (1.4)	3,074.83
2011	648.69 (24.0)	1,234.95 (45.6)	25.60 (0.9)	747.14(27.6)	50.60 (1.9)	2,706.99
2012	1,011.07 (86.3)	55.31 (4.7)	0.22 (0.0)	44.16 (3.8)	60.53 (5.2)	1,171.29

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表9〉農林水産分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	130.30 (2.8)	708.39 (6.6)	204.64 (6.7)	1,043.33 [5.7]
2009	182.70 (6.3)	303.83 (3.5)	235.62 (7.3)	722.15 [4.8]
2010	245.74 (6.7)	217.24 (2.0)	267.87 (7.6)	730.84 [4.1]
2011	87.28 (2.3)	313.89 (3.7)	255.34 (7.1)	656.51 [4.1]
2012	181.81 (5.5)	345.05 (3.3)	298.12 (8.1)	824.98 [4.8]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	4,893	942	722
2009	6,506	1,162	791
2010	3,035	1,420	796
2011	2,185	827	739
2012	4,749	2,372	653

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	農業	林業	漁業	合 計
2008	648.63 (62.2)	243.41 (23.3)	151.29(14.5)	1,043.33
2009	434.62 (60.2)	37.55 (5.2)	249.98 (34.6)	722.15
2010	460.56 (63.0)	171.93 (23.5)	98.35 (13.5)	730.84
2011	375.24 (57.2)	243.20 (37.0)	38.07 (5.8)	656.51
2012	506.04(61.3)	254.67 (30.9)	64.28 (7.8)	824.98

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表10〉環境分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	182.47 (3.9)	3,396.49 (31.9)	146.58 (4.8)	3,725.54[20.3]
2009	719.18 (24.8)	3,970.86 (45.2)	116.57 (3.6)	4,806.60[32.2]
2010	989.07 (27.1)	7,395.19 (68.3)	210.96 (6.0)	8,595.21[47.7]
2011	1,044.35 (27.4)	4,039.98 (47.3)	240.13 (6.7)	5,324.47[33.4]
2012	450.54 (13.7)	5,824.26 (56.5)	373.29(10.1)	6,648.08[38.5]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	2,558	1,231	106
2009	2,440	1,333	143
2010	2,558	1,867	158
2011	2,497	1,012	167
2012	6,289	2,911	158

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。
 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候変動(緩和)	砂漠化対処	合 計
2008	91.22 (2.4)	877.95 (23.6)	3,084.94(82.8)	393.29 (10.6)	3,725.54
2009	101.21 (2.1)	1,135.28 (23.6)	4,268.49 (88.8)	77.78 (1.6)	4,806.60

暦年	一般的環境保護	生物多様性	気候	変動	砂漠化対処	合 計
眉 平	一放的块块体装	生物多镓性	緩和	適応	砂漠化对处	合 計
2010	29.76 (0.3)	1,082.74(12.6)	6,609.80 (76.9)	2,257.15 (26.3)	273.85 (3.2)	8,595.21
2011	25.23 (0.5)	1,476.75 (27.7)	3,827.54 (71.9)	2,368.63 (44.5)	585.00 (11.0)	5,324.47
2012	22.55 (0.3)	450.10 (6.8)	4,486.03 (67.5)	2,479.20 (37.3)	367.89 (5.5)	6,648.08

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づくいただし、本美額には東欧あよび卒業国を含む。
 *2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。
 *3 生物多様性、気候変動および砂漠化対処の各実績には複数の条約に資するものが含まれるため、合計とは一致しない。
 *4 気候変動の集計は、2009年まで緩和のみを対象としてきたが、2010年より「緩和」と「適応」に分類して集計している。
 緩和:温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制すること。
 適応:既に起こりつつある、あるいは起こり得る影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整すること。

図表11〉防災・災害復興分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	186.84 (4.0)	292.18 (2.7)	0.13 (0.0)	479.16 [2.6]
2009	218.01 (7.5)	80.19 (0.9)	0.02 (0.0)	298.22 [2.0]
2010	568.66 (15.6)	112.94 (1.0)	0.68 (0.0)	682.28 [3.8]
2011	923.61 (24.2)	197.59 (2.3)	- (-)	1,121.19 [7.0]
2012	496.00 (15.0)	242.84 (2.4)	95.67 (0.0)	834.50 [4.8]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *4 2012年からOECD-DACの集計ルールの変更によって、「無償資金協力」および「技術協力」の集計方法が変更された。

2. 技術協力の内訳(人数実績)

暦年	研修員受入(人)	専門家派遣(人)	協力隊派遣(人)
2008	96	199	0
2009	461	334	0
2010	388	540	0
2011	465	321	0
2012	610	679	0

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく(ただし、本実績には東欧および卒業国を含む)。 *2 協力隊派遣には、その他ボランティア(シニア海外ボランティア等)は含まない。

3. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	災害予防	緊急支援 (物資•食糧)	復興支援	洪水防御	林業開発	合 計
2008	38.20 (8.0)	116.65 (24.3)	98.86 (20.6)	65.78 (13.7)	159.67 (33.3)	479.16
2009	94.60 (31.7)	61.87 (20.7)	49.21 (16.5)	85.36 (28.6)	7.18 (2.4)	298.22
2010	103.46 (15.2)	230.76 (33.8)	216.76 (31.8)	130.66 (19.1)	0.64 (0.1)	682.28
2011	97.20 (8.7)	531.88 (47.4)	207.17 (18.5)	87.30 (7.8)	197.64 (17.6)	1,121.19
2012	152.66 (18.3)	216.35 (25.9)	185.93 (22.3)	276.99 (33.2)	2.58 (0.3)	834.50

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。*2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。

図表12〉ジェンダー分野における援助実績

1. 援助形態別実績

(東欧および卒業国向け援助を含む、約束額ベース、単位:百万ドル、%)

暦年	無償資金協力	政府貸付等	技術協力	合 計
2008	406.23 (8.7)	633.51 (5.9)	90.40 (3.0)	1,130.14 [6.1]
2009	752.68 (25.9)	1,007.66 (11.5)	110.41 (3.4)	1,870.75[12.5]
2010	534.75 (14.6)	998.27 (9.2)	125.08 (3.6)	1,658.11 [9.2]
2011	1,062.68 (27.9)	1,333.64 (15.6)	164.20 (4.6)	2,560.52[16.1]
2012	1,280.89 (38.8)	1,895.72 (18.4)	264.31 (7.2)	3,440.92[19.9]

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 各援助形態欄の()内は、援助形態別に集計したODA総合計に当該分野が占める割合(%)。 *3 合計欄の[]内は、ODA総合計に当該分野が占める割合(%)。

2. 二国間政府開発援助の小分類

暦年	教育分野	農業·林業· 漁業分野	保健分野	その他 マルチセクター	その他	合 計
2008	50.63 (4.5)	38.36 (3.4)	42.03 (3.7)	1.41 (0.1)	997.72 (88.3)	1,130.14
2009	216.37 (11.6)	54.40 (2.9)	191.99 (10.3)	34.47 (1.8)	1,373.52 (73.4)	1,870.75
2010	87.17 (5.3)	229.49 (13.8)	61.57 (3.7)	16.89 (1.0)	1,262.98 (76.2)	1,658.11
2011	65.88 (2.6)	308.03 (12.0)	66.62 (2.6)	10.23 (0.4)	2,109.76 (82.4)	2,560.52
2012	168.60 (4.9)	288.02 (8.4)	319.53 (9.3)	3.79(0.1)	2,660.97 (77.3)	3,440.92

- *1 本データはDAC_CRS統計に基づく。 *2 ()内は、各年の合計に対する割合(%)。 *3 ジェンダー平等案件の多くは、「教育」「農業」「保健」等を政策目標としており、これらを分野横断的に集計している。

図表13 麻薬対策における援助実績(2012年度)

1. 無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償

国 名	案 件	金額
ペルー	サン・マルティン州麻薬乱用防止情報教育センター建設及び機材整備計画	958万円
イラン	フーゼスタン州における薬物依存症集団療法センター建設計画	988万円

2. 技術協力

(1) 研修員受入

案	件	人	数
薬物犯罪取締セミナー			8名

3. 国際機関への拠出金による支援

	機	関	金	額
・国連薬物統制計画(UNDCP)基金			51,516	万円

図表14〉平和構築分野における援助実績

1. 平和構築分野における主な援助実績

(単位:百万ドル、約束額ベース)

暦年	治安制度支援	文民活動支援	国連による 紛争後調停支援	復員兵士支援 小型武器管理	地雷除去	児童兵 対策支援	合計
2008	23.24	29.70	5.00	_	10.22	_	68.17
2009	10.62	137.10	54.31	1.68	20.96	_	224.67
2010	34.26	240.62	67.87	_	37.78	_	380.53
2011	34.26	5.19	3.62	17.52	45.31	3.20	109.10
2012	38.41	14.39	0.72	13.25	32.74	0.45	99.96

2.日本が紛争後の国づくりへの支援を行っている主な国へのODA支援実績

(単位:百万ドル、支出純額ベース)

暦年 国·地域名	2008	2009	2010	2011	2012
アフガニスタン	208.03	335.93	745.66	750.34	873.58
アンゴラ	17.75	6.76	28.78	11.42	13.79
イラク	23.76	28.12	144.44	370.21	360.96
ウガンダ	57.01	54.05	71.24	57.12	68.87
ギニアビサウ	5.83	9.43	16.11	9.78	6.62
コートジボワール	19.51	10.39	81.26	8.17	30.88
コンゴ共和国	10.62	0.38	5.98	7.21	5.07
コンゴ民主共和国	51.22	65.70	80.00	92.48	93.86
シエラレオネ	14.13	37.44	12.21	26.53	20.60
スーダン	109.64	108.78	119.08	96.72	94.48
スリランカ	96.69	91.62	155.43	168.05	182.21
中央アフリカ	12.11	4.87	8.07	38.25	13.57
ネパール	33.31	45.28	81.21	63.47	47.54
パレスチナ自治区	30.30	76.69	78.55	74.83	73.05
東ティモール	26.45	11.88	27.67	26.71	18.84
ブルンジ	23.25	20.01	39.06	21.20	26.06
ボスニア・ヘルツェゴビナ	10.60	4.95	2.24	1.51	2.64
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	21.39	24.15	23.05	3.75	1.90
リベリア	13.98	14.71	134.31	42.42	24.96
合計	785.58	951.14	1854.35	1870.18	1959.48

^{※1} DAC統計を基に作成。 ※2 本表が我が国の平和構築支援すべてを示すものではない。

^{※1} DAC統計を基に作成。※2 債務救済分を除く。※3 事業展開計画で「平和構築」や「平和の定着」の対象国として位置付けられている国などを抽出。

図表15〉対人地雷問題に関連する援助実績(2012年度)

支援総額(全46件) 3,223,625,457円 その他 330,276ドル

1. 地雷除去支援

(1) 無償資金協力

(ア) 草の根・人間の安全保障無償

(単位:円)

国•地域名	案 件	金 額
スリランカ	スリランカ北部州における手動式地雷除去を通じた平和構築活動計画	59,743,575
スリランカ	スリランカ北部における再定住と生計再開のための人道的地雷除去計画	69,700,500
グルジア	ゴリ地区及びマルネウリ地区地雷撤去計画	69,902,352
ボスニア・ヘルツェゴビナ	ヘルツェゴビナ国際観光コリドーにおける地雷除去支援計画	67,781,280
レバノン	バトルン郡における地雷除去作業機材改善計画	3,865,887
レバノン	南レバノン県及びナバティエ県におけるクラスター不発弾除去機材更新計画	6,794,199
コンゴ(民)	カタンガ州地雷対策支援計画	56,575,341
ジンバブエ	中央マショナランド州における地雷除去計画	69,996,393
モーリタニア	モーリタニア北部における地雷除去活動支援計画	15,992,928
	合 計	420,352,455

(イ) 日本NGO連携無償

(単位:円)

国•地域名	案 件	金 額
カンボジア	2012年度バッタンバン州における地雷処理促進事業	67,988,403
カンボジア	2012年度タケオ州等における不発弾処理促進事業(第2期)	59,988,357
ラオス	チャンパサック県パクソン郡における不発弾処理事業	71,575,083
ラオス	アッタプー県における不発弾処理促進事業(第2次)	37,893,825
パラオ	コロール州周辺海域における不発弾(ERW)処理事業(第1期)	59,369,031
アンゴラ	平成24年度ベンゴ州における地雷処理・地域復興支援事業	99,215,170
アフガニスタン	パルワン県における地雷・不発弾処理事業(第3次)	50,070,896
	合 計	446,100,765

(ウ) 紛争予防•平和構築無償

(単位:円)

国•地域名	案 件	金	額
モザンビーク	地雷除去計画	164,0	00,000
	승 計	164,0	00,000

(2) 技術協力 (単位:円)

国•地域名	案 件	金額
ラオス	不発弾除去に関する研修運営能力強化アドバイザー(JICA)	38,602,000
	승 計	38,602,000

2. 被害者支援

(1) 無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償

(単位:円)

国•地域名	案 件	金	額
ベトナム	クアンチ省における地雷被害者のきのこ栽培支援計画	9,9	57,816
グルジア	トビリシ市義肢装具センター建設計画	9,9	57,249
	合 計	19,9	15,065

(2) 技術協力 (単位:円)

国•地域名	案 件	金	額
コロンビア	地雷被災者を中心とした障害者総合リハビリテーション体制強化プロジェクト(JICA)	27,2	200,000
	승 計	27,2	200,000

(3) 国際機関等への拠出金による支援

赤十字国際委員会(ICRC)通常拠出金

(単位:円)

国•地域名	案 件	金額
その他	地雷犠牲者支援等への「地雷対策」へのイヤーマーク	27,000,000
	合 計	27,000,000

3. 地雷啓発活動支援

(1) 無償資金協力

JPF政府資金(ジャパン・プラットフォーム)

(単位:円)

国•地域名	案 件	金額
アフガニスタン	アフガニスタンにおける地雷危険回避教育3	62,384,645
	승 計	62,384,645

(2) 国際機関への拠出金による支援

UNICEF

(単位:円)

国•地域名	案 件	金 額
スーダン	学校・地域社会における地雷危険回避教育	2,691,225
コンゴ民主共和国	「子どもの保護」支援(一部を地雷危険回避教育に使用)	214,587,306
南スーダン	「子どもの保護」支援(一部を地雷危険回避教育に使用)	64,800,000
	승 計	2,691,225

^{*} コンゴ民主共和国、南スーダンにおける「子どもの保護」支援は、支援全体額の中の地雷危険回避教育分が不明のため合計に含まれていない。

4. 地雷対策支援全般(上記1. ~3. の複数分野にまたがるプロジェクトを含む)

(1) 無償資金協力

草の根・人間の安全保障無償

(単位:円)

国•地域名	案 件	金	額
ソロモン	不発弾処理のための救急車整備計画	5,1	90,642
	合 計	5,1	90,642

(2) 技術協力 (単位:ドル)

国•地域名	案 件	金 額
アンゴラ	地雷除去機専門家派遣	36,796,200
ラオス	不発弾・地雷分野に関するラオス・カンボジア南南協力	16,630,000
	合 計	53,426,200

(3) 国際機関への拠出金による支援

地雷対策支援信託基金 ほか

(単位:円)

国•機関名	案 件	金	額
アフガニスタン	アフガニスタンにおける地雷対策支援(パルワン・サマンガン・バグラン・カンダハル州における除去等)	283,5	00,000
コンゴ民主共和国	コンゴ(民)東部における地雷対策支援(政府の能力向上・調査・除去・危険回避 教育・犠牲者支援)	291,6	00,000
ソマリア	ソマリアにおける地雷対策支援全般(政府の能力向上・除去・危険回避教育)	324,0	00,000
南スーダン	南スーダンにおける地雷対策支援(除去・危険回避教育・調査等のための多目的緊急対応チームの創設)	405,0	00,000
リビア	リビアにおける不発弾処理支援	148,0	16,160
UNMAS	国連PKO局地雷対策サービス部(UNMAS)本部調整費	7,3	14,300
ジュネーブ人道的地雷 除去センター(GICHD)	クラスター弾特定ツール開発支援	3,2	40,000
マリ	アフリカ主導国際マリ支援ミッション(AFISMA)活動支援のための人道的地雷除去支援(AFISMA支援国連信託基金)	486,0	00,000
タジキスタン	タジキスタンにおける不発弾処理・武器弾薬管理能力強化(NATO PfP信託基金)	8,0	92,000
	合 計	1,956,7	62,460

(4) その他(ODA以外の地雷·不発弾等に関する国際的な規制づくりへの支援)

(単位:ドル)

機関名	案 件	金	額
国連軍縮局	対人地雷禁止条約(オタワ条約)第12回締約国会議等分担金		63,183
国連軍縮局	クラスター弾に関する条約第3回締約国会議等分担金		79,809
国連軍縮局	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連会議等分担金		135,898
国連軍縮局	特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)関連会議等拠出金		51,386
	合 計		330,276

無償資金協力 第3節

実績

図表 16〉無償資金協力地域別配分

2012年度

(上段:金額(億円)、下段:割合(%))

区分	地域	アジア	中東・ 北アフリカ	サブサハラ・ アフリカ	中南米	大洋州	欧州中央アジア	その他	小計
	一般プロジェクト	363.90 (47.44)	28.35 (3.70)	260.94 (34.02)	41.81 (5.45)	52.02 (6.78)	19.98 (2.60)	_ _	767.00 (100)
	コミュニティ開発支援	53.92 (26.66)	67.86 (33.56)	80.44 (39.78)	_ _	_ _	_ _	_ _	202.22 (100)
	ノン・プロジェクト	73.00 (37.92)	50.00 (25.97)	43.50 (22.60)	23.00 (11.95)		3.00 (1.56)		192.50 (100)
	紛争予防•平和構築	5.28 (4.39)	98.00 (81.52)	16.93 (14.08)	_	_ _	_ _	_	120.21 (100)
	草の根	26.81 (28.67)	6.63 (7.09)	19.08 (20.40)	21.64 (23.14)	6.34 (6.78)	13.01 (13.91)	_	93.51 (100)
政	NGO連携	17.92 (28.59)	6.97 (11.12)	6.82 (10.88)	1.88 (3.01)	0.59 (0.95)	0.50 (0.80)	27.98 (44.66)	62.66 (100)
府	防災・災害復興支援 124.99 (86.19		_ _	0.92 (0.63)	17.07 (11.77)		2.04 (1.41)		145.02 (100)
開発	環境•気候変動対策	79.08 (34.72)	25.54 (11.21)	90.14 (39.57)	9.52 (4.18)	15.73 (6.91)	7.77 (3.41)	_	227.78 (100)
援	貧困削減	5.00 (50.00)		5.00 (50.00)	_				10.00 (100)
助	人材育成	23.37 (81.34)	_	0.61 (2.12)			4.75 (16.53)		28.73 (100)
	水産	_		11.17 (100.00)	_			_	11.17 (100)
	文化	0.29 (6.90)	0.02 (0.47)	0.42 (9.90)	1.70 (40.09)	0.81 (19.22)	0.99 (23.43)	_	4.23 (100)
	緊急	15.37 (44.31)	11.84 (34.12)	6.51 (18.77)	0.97 (2.80)		_ _	_	34.69 (100)
	食糧援助(KR)	4.70 (4.70)	15.50 (15.50)	74.40 (74.40)	5.40 (5.40)		_ _	_	100.00 (100)
	貧困農民支援(2KR)	3.40 (11.18)		27.00 (88.82)			_ _	_	30.40 (100)
	合計	797.03 (39.26)	310.70 (15.30)	643.87 (31.72)	122.99 (6.06)	75.50 (3.72)	52.04 (2.56)	27.98 (1.38)	2,030.11 (100)

^{*1} 補正予算を含む。 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

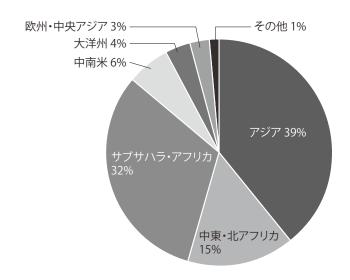
〉無償資金協力の10大供与相手国の推移 図表 17

(単位:億円)

	2008年月	008年度 2009年度		 芰	2010年月	2011年月	 芰	2012年度		
	国•地域名	金 額	国 名	金 額	国•地域名	金 額	国•地域名	金 額	国•地域名	金 額
1	アフガニスタン	72.30	パキスタン	121.11	アフガニスタン	164.56	アフガニスタン	217.23	ミャンマー	277.30
2	パキスタン	60.89	カンボジア	106.61	カンボジア	106.46	パキスタン	78.86	アフガニスタン	226.55
3	パレスチナ自治区	58.21	アフガニスタン	85.45	タンザニア	79.65	ケニア	65.84	タイ	89.86
4	カンボジア	53.11	コンゴ(民)	77.72	パレスチナ自治区	56.09	カンボジア	65.22	カンボジア	66.55
5	タンザニア	47.17	スーダン	58.24	モンゴル	47.78	コンゴ(民)	63.60	パキスタン	65.15
6	エチオピア	46.35	フィリピン	56.30	パキスタン	43.46	ガーナ	62.40	インドネシア	60.97
7	スリランカ	44.28	ネパール	51.22	セネガル	42.14	フィリピン	58.48	コンゴ(民)	55.07
8	バングラデシュ	42.71	ヨルダン	51.05	ナイジェリア	40.83	ベトナム	55.20	モザンビーク	50.94
9	ケニア	41.90	エチオピア	50.41	マラウイ	40.68	モンゴル	50.09	エチオピア	50.09
10	ラオス	38.74	スリランカ	49.39	ネパール	39.65	ザンビア	45.84	ガーナ	48.77
	合計	505.66		707.50		661.29		762.76		991.24

図表18〉無償資金協力地域別割合

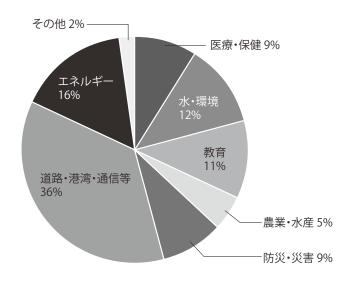
2012年度 (交換公文ベース)



^{*1} 債務救済は除く。 *2 補正予算分を含む(2008、2009、2010、2011、2012年度)。

図表19〉プロジェクト型無償資金協力の分野別割合

2012年度 (交換公文ベース)



図表20〉プロジェクト型無償資金協力(分野別実績)

(単位:億円、%)

実績		2010年度			2011年度		2012年度			
分野	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	
医療•保健	22	137.02	12.45	16	123.01	11.49	14	122.21	9.03	
水•環境	50	357.40	32.47	31	236.45	22.08	28	163.22	12.06	
教育	12	115.14	10.46	14	120.13	11.22	13	154.30	11.40	
農業•水産	7	57.92	5.26	6	48.12	4.49	6	62.92	4.65	
防災·災害	5	30.73	2.79	12	85.83	8.02	12	127.69	9.44	
道路·港湾·通信等	43	280.35	25.47	43	443.71	41.44	51	483.66	35.74	
エネルギー	5	104.95	9.54	0	0.00	0.00	12	212.68	15.72	
地雷	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
その他	2	17.04	1.55	2	13.56	1.27	2	26.51	1.96	
計	146	1100.55	100	124	1070.81	100	138	1353.19	100	

^{*} プロジェクト型無償資金協力として、分野特定が比較的行いやすい一般プロジェクト無償、コミュニテイ開発支援無償、テロ対策等治安無償、防災・災害支援無償、環境・気候変動対策無償、水産無償より計上。

図表21〉プロジェクト型無償資金協力地域別実績

2012年度 (交換公文ベース)(単位:億円、%)

実績	アシ	ア	中東·北万	プフリカ	サブサハラ	・アフリカ	中南	米	大洋	州	欧州•中县	セアジア	計	-
分野	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合
医療・保健	63.19	51.71	24.62	20.15	14.15	11.58	13.33	10.91	0.90	0.74	6.02	4.93	122.21	9.03
水・環境	46.15	28.27	25.54	15.65	78.10	47.85	5.66	3.47	0.00	0.00	7.77	4.76	163.22	12.06
教育	31.90	20.67	23.67	15.34	98.73	63.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	154.30	11.40
農業・水産	21.54	34.23	30.21	48.01	11.17	17.75	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	62.92	4.65
防災・災害	100.30	78.55	0.00	0.00	8.28	6.48	17.07	13.37	0.00	0.00	2.04	1.60	127.69	9.44
道路•港湾•通信等	225.40	46.60	17.71	3.66	169.94	35.14	22.82	4.72	33.83	6.99	13.96	2.89	483.66	35.74
エネルギー	106.90	50.26	0.00	0.00	63.24	29.73	9.52	4.48	33.02	15.53	0.00	0.00	212.68	15.72
その他	26.51	100.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	26.51	1.96
合計	621.89	45.96	121.75	9.00	443.61	32.78	68.40	5.05	67.75	5.01	29.79	2.20	1,353.19	100.00

一般プロジェクト無償および水産無償の形態別実績 図表 22 〉

(交換公文ベース)(上段:金額(億円)、下段:割合(%))

実績		2010年度			2011年度		2012年度			
分野	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計	
施設建設	193.06	0.00	193.06	402.56	0.00	402.56	303.46	11.17	314.63	
	(37.40)	(0.00)	(35.46)	(72.86)	(0.00)	(69.51)	(39.56)	(100.00)	(38.48)	
機材供与	204.98	0.00	204.98	41.26	0.00	41.26	143.01	0.00	143.01	
	(39.70)	(0.00)	(37.65)	(7.47)	(0.00)	(7.12)	(18.65)	(0.00)	(17.49)	
施設・機材	114.98	26.39	141.37	80.65	18.50	99.15	314.38	0.00	314.38	
	(22.27)	(100.00)	(25.97)	(14.60)	(100.00)	(17.12)	(40.99)	(0.00)	(38.45)	
詳細設計	3.24	0.00	3.24	1.44	0.00	1.44	6.15	0.00	6.15	
	(0.63)	(0.00)	(0.60)	(0.26)	(0.00)	(0.25)	(0.80)	(0.00)	(0.75)	
その他	0.00	0.00	1.79	26.61	0.00	34.75	0.00	0.00	39.51	
	(0.00)	(0.00)	(0.33)	(4.82)	(0.00)	(6.00)	(0.00)	(0.00)	(4.83)	
合計	516.26	26.39	544.44	552.52	18.50	579.16	767.00	11.17	817.68	

2 事業の概要

① 一般プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

1969年創設

● 経緯・目的

開発途上国の経済社会開発、貧困削減、福祉の向上等 を目的として、基礎教育、保健・医療等の基礎生活分野 を中心に、施設建設や資機材調達等の事業(プロジェクト) に必要な資金の協力を行っている。

2. 事業の仕組み

●概 要

被援助国が、日本から贈与された資金を使用して、プ ロジェクトに必要な資機材、施設の建設および設計など のサービスを調達する(資機材、施設を日本が直接調達 して供与する現物供与は行っていない)。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償は開発途上国からの要請により、 日本政府、JICAにおける要請内容、妥当性の検討、事前 の調査等を経て援助規模の概算額等が算定され、被援助 国との交換公文(E/N)、JICAの贈与契約(G/A)の締結 により実施される。

開発途上国からの要請は、主として在外公館を通じて 提出される。外務省は、その要請に関して、無償資金協 力の必要性、事業の妥当性の検討を行う。妥当と考えら れる案件については、必要に応じてJICAによる事前の調 **査を行い、事業の実施可能性などを確認するとともに、** 適正な援助規模の概算額を算定する。交換公文では、プ ロジェクトの名称、供与限度額等が記載され、官報で発 表される。

● 決定後の案件実施の仕組み

(1) 交換公文(E/N)、贈与契約(G/A)締結後、被援助 国政府(実施機関)は、日本のコンサルタント、請負・ 調達業者の間で契約を結び、事業を実施する。請負・ 調達業者の選定方法は、一般競争入札を原則としてい る。

請負・調達業者は契約に基づき事業に必要な資機材、 設備およびサービスの調達を行う。

(2) 一般プロジェクト無償の実施主体は被援助国政府 (機関) であるが、プロジェクトにおける適正かつ迅速 な施設の建設、資機材の引き渡しを確保するため、 JICAは、被援助国との贈与契約に基づき、契約認証、 被援助国への資金の支払い等に必要な業務を行う。

在外公館、JICAは、被援助国政府(機関)から事業 の実施状況に関する報告を受け、また現地JICA事務所 等が実施状況をモニターする。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度実績は、実施国数37か国、実施件数75件、供 与総額は767億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度	2011年度			2012年度		
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	19	188.22	34.07	30	363.90	47.44
中東・北アフリカ	3	47.04	8.51	3	28.35	3.70
サブサハラ・アフリカ	26	223.59	40.47	28	260.94	34.02
中南米	4	26.82	4.85	6	41.81	5.45
大洋州	5	37.89	6.86	5	52.02	6.78
東欧・中央アジア	2	28.96	5.24	3	19.98	2.60
合 計	59	552.52	100.00	75	767.00	100.00

② コミュニティ開発支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

日本の一般プロジェクト無償案件は、一般に他ドナーの

類似案件と比べ品質は高いがコストも高いとされ、他ド ナーとのコスト格差の是正が求められていた。こうした中、 2004年12月に発生したスマトラ沖大地震・インド洋津波 による被害に緊急に対応するため、ノン・プロジェクト無 償の活用を前提に現地仕様の設計による案件を実施した

ところ、各種効率化によるコスト縮減および特定分野に限 定されない総合的なコミュニティ開発等が可能となった。 コミュニティ開発支援無償は、このときに培われた知見・ 蓄積も踏まえて、コミュニティの総合的能力開発の支援を 目的として創設されたものである。

2. 事業の仕組み

●概 要

貧困、飢餓、疫病等、人命や安全な生活への脅威に直 面するコミュニティの総合的能力開発を支援する、現地 仕様・設計に基づく施工、現地業者・資機材の積極的活 用により、一般プロジェクト無償と比してコスト縮減を 目指す。また資金を一括拠出する調達代理方式を採用し、 事業目的の変更を伴わない範囲で事業量の調整を可能と する。二国間援助を基本とするが、二国間援助では実施 が困難、あるいは国際機関の知見、識見が活かされる相 当のメリットがある国・地域については、国際機関と連 携した支援を実施する。

● 審査・決定プロセス

要望調査、JICAによる概略設計調査を踏まえて、実施 の可否を検討した後、日本政府として決定を行う。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

交換公文(E/N) および贈与契約(G/A) 署名後に被援 助国もしくは国際機関の口座への資金の一括拠出を行う。 調達代理機関が施工事業者、コンサルタント等と契約す る。事業について、日本側と被援助国政府側が密接に協 議する場として「コミッティー」(被援助国政府、JICA事 務所、調達代理事務所、大使館等から成る委員会)を設 置し、事業の進捗などを確認する。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度は、実施国数9か国、実施件数17件、供与総 額は約202億円であった。

地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度		2011年	度		2012年	度
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	2	17.44	11.83	5	53.92	26.66
中東・北アフリカ	3	48.15	32.65	5	67.86	33.56
サブサハラ・アフリカ	8	81.87	55.52	7	80.44	39.78
中南米	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
合 計	13	147.46	100.00	17	202.22	100.00

③ ノン・プロジェクト無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年度、「経済構造改善努力支援無償資金協力」と して創設。施設建設や災害救援活動等の事業(プロジェ クト)実施のための資金の供与ではなく、物資を輸入す るための代金の支援を内容とすることから、「ノン・プロ ジェクト無償資金協力」と称される。

経緯・目的

貧困削減等の経済構造改善努力を実施する開発途上国 に対し、その努力の推進のために必要となる物資の輸入 代金を支援するために創設された。

(1) 第1次経済構造改善努力支援無償援助(1987年ベネ チア・サミットで表明)

アフリカ諸国等の深刻な経済困難の緩和のために は、個々の開発プロジェクトに対する支援のみならず、 開発途上国の経済体制ないしその運営政策そのものの 欠陥や非効率性の改善を支援していくことが必要との 強い議論があり、世界銀行・IMFは開発途上国の経済 構造改善努力を支援するための融資を活発化。日本は 1987年5月の緊急経済対策(同年6月のベネチア・サ ミットで表明)において、「アフリカ諸国等後発開発途 上国に対しては、特別の配慮が必要となってきている ことを踏まえ、3年間で5億ドル程度のノン・プロジェ クト無償援助の実施」を決定し、1987年度から1989年 度にかけて実施。

(2) 第2次経済構造改善努力支援無償援助(1989年アルシュ・サミットで表明)

アフリカ諸国を中心とする低所得国は、依然として開発資金不足や累積債務問題等の深刻な経済困難に直面しており、これら諸国の経済構造改善の努力を引き続き支援するため、3年間で新たに6億ドル程度の本件援助を継続・拡充することとし、1990年度から1992年度にかけて実施した。

(3) 第3次経済構造改善努力支援無償援助(1991年ミュンヘン・サミットで表明)

第1次、第2次の成果、被援助国および主要援助国などからの高い評価、ニーズの存在を踏まえ、1993年度から3年間で、6.5~7億ドル程度の同趣旨の援助を実施した。

(4) 1996年度以降は、3年ごとの表明を行わず、各年度 においてノン・プロジェクト無償資金協力を予算化している。

2. 事業の仕組み

●概 要

世界銀行・IMF等と連携・協調しつつ貧困削減等の経済社会開発努力を実施する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいてノン・プロジェクト無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏ま え、要請国の貧困削減等の経済社会開発に対する取組、 経済状況、政治状況、実施した場合の外交上の効果など について検討を行い、実施対象国を選定、閣議で決定される。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後速やかに、日本と被援助国との間で交換公文(E/N)の署名が行われる。このE/Nには、援助の目的、供与金額、使途等が定められている。

E/N署名後、日本から被援助国政府に対し援助資金が 支払われ、その後被援助国は中立の第三者機関(「調達 代理機関」と呼ばれる)を通じ、貧困削減等の経済社会 開発努力を推進する上で必要となる物資を調達する。

調達完了後、上記の調達代理機関は両国政府に物資の 調達が予定どおり適正に行われたことを報告する。

なお、供与された資機材を被援助国政府の公的機関が活用する場合を除きE/N上、被援助国政府は日本が援助 資金(外貨)を供与することにより生じる内貨を銀行口 座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助国 政府は、在外公館を通じて日本政府と使途につき協議の 上、見返り資金を経済社会開発に資する事業や物資の調 達等に使用することができる。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2012年度の実績は実施国数22か国、実施件数35件、供 与総額は約193億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度	2011年度			2012年度		
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	12	59.00	39.33	14	73.00	37.92
中東・北アフリカ	6	53.50	35.67	7	50.00	25.97
サブサハラ・アフリカ	2	18.00	12.00	7	43.50	22.60
中南米	2	6.00	4.00	5	23.00	11.95
大洋州	6	11.00	7.33	0	0	0.00
東欧・中央アジア	1	2.50	1.67	2	3.00	1.56
合 計	29	150.00	100.00	35	192.50	100.00

④ 紛争予防•平和構築無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、ノン・プロジェクト無償資金協力の枠内で「紛争予防・平和構築無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多様化する平和構築事業に関する二国間および多国間 援助を継続的かつ機動的に行うために、従来の無償資金 協力では対応困難だった小型武器廃棄支援などのプログ ラム型事業を対象として創設された。平和の定着、紛争

の再発防止、さらには安定的な復興開発を図り、平和構 築に貢献することを目的とする。

2. 事業の仕組み

●概要

紛争予防、平和構築に関する支援を行う。二国間およ び国際機関を通じた支援のいずれかの形態により実施さ れる。

● 審査・決定プロセス

日本に対し行われる援助要請を踏まえ、当該国政府に よる平和構築分野における取組、当該国に対する紛争予 防・平和構築分野での日本の技術協力、無償資金協力、 有償資金協力等の実績およびその評価、他のドナーの同 分野における援助状況、当該国の政治経済社会情勢、他 のスキームとの関係、日本との二国間関係等を総合的に 勘案した上で検討を行い、日本政府として決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

日本と被援助国もしくは国際機関との間で交換公文(E/ N)の署名後に、二国間支援の場合は、日本から被援助 国に対し援助資金が支払われ、その後被援助国は中立の 第三者機関等(「調達代理機関」と呼ばれる)を通じ、実 施する。また国際機関を通しての支援の場合は、日本か

ら国際機関に対し援助資金が支払われ、当該国際機関が 実施する。

3. 最近の活動内容

● 概要

2012年度実績は、実施国数10か国、実施件数14件、供 与総額は約120億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度	2011年度			2012年度		
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	3	12.53	9.89	2	5.28	4.39
中東・北アフリカ	9	85.45	67.47	5	98.00	81.52
サブサハラ・アフリカ	5	23.58	18.62	7	16.93	14.08
中南米	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	2	5.08	4.01	0	0.00	0.00
合 計	19	126.64	100.00	14	120.21	100.00

⑤ 草の根・人間の安全保障無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

1989年度、「小規模無償資金協力」として創設。

経緯・目的

開発途上国の多様なニーズに的確かつ迅速に対応する 必要性等から創設された。

1995年度から「草の根無償資金協力」、2003年度から「草 の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称。

2. 事業の仕組み

●概 要

開発途上国の地方公共団体、教育・医療機関および開 発途上国において活動している非政府団体(NGO)等が 実施する比較的小規模なプロジェクトに対し、在外公館 が中心となって資金協力を行うもの。

草の根レベルに対する援助効果が高い事業や、人道上 機動的な支援が必要な事業などを中心に、基礎生活

(BHN: Basic Human Needs) 環境を改善する分野が主な 対象となっている。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館に対し援助の要請が行われた後、在外 公館が要請団体の適格性、プロジェクトの内容、規模、 開発効果などについて検討を行い、実施候補案件を選定 する。その後、外務省本省にて案件実施を承認する。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決まると、在外公館と当該案件の要請団 体との間で、資金供与に関する贈与契約(G/C)が署名され る。

契約の署名を終えた団体(被供与団体)は、業者と物資・ 役務の調達に必要な契約を結ぶ。在外公館は契約(また は見積書) の内容をチェックし、在外公館と被供与団体 との間の贈与契約にある供与限度額の範囲内で資金を供 与する。

プロジェクト実施中、在外公館は、サイトの現地確認

などモニタリングを行い、実施後もフォローアップを行っ ている。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度の実績は、実施国数122か国、実施件数1,068 件、供与総額は約94億円であった。

● 地域別実績

(G/Cベース)(単位:億円)

年度	2011年度			2012年度		
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	256	23.11	24.47	297	26.81	28.67
中東・北アフリカ	112	13.12	13.89	77	6.63	7.09
サブサハラ・アフリカ	194	16.73	17.71	203	19.08	20.40
中南米	306	26.03	27.56	269	21.64	23.14
大洋州	71	5.73	6.07	82	6.34	6.78
東欧・中央アジア	115	9.73	10.30	140	13.01	13.91
合 計	1,054	94.44	100.00	1,068	93.51	100.00

⑥ 日本 NGO 連携無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度、「日本NGO支援無償資金協力」として創設。 2007年度に「日本NGO連携無償資金協力」(以下「N連」) に名称変更。

● 経緯・目的

政府開発援助による日本のNGO支援強化のための従来 のスキーム(草の根無償資金協力のうちの日本のNGOを 対象とするもの、および日本のNGOに対して実施されて きた NGO緊急活動支援無償)を統合の上、創設した。

2. 事業の仕組み

●概 要

日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開 発および緊急人道支援プロジェクトに対して資金協力を 行う。具体的には、次の7分野から成る。

(1) 開発協力事業

日本のNGOが現地で実施する草の根レベルに直接役 に立つ経済社会開発協力事業に対して資金協力を行う (供与限度額:原則5,000万円)(ただし、申請団体の過去 2年間の総収入実績の平均を大きく超える資金協力は 原則として行わない)

(2) NGOパートナーシップ事業

日本のNGOが他のNGOと連携・協力して実施する経 済社会開発協力事業に対し資金協力を行う(供与限度 額は前述(1)開発協力事業と同様)。

(3) リサイクル物資輸送事業

消防車、救急車、学校用机等の中古物資を日本の NGOが引き受け開発途上国へ贈与するにあたり、その 輸送費等に対し資金協力を行う(供与限度額:1,000万 円)。

(4) 緊急人道支援事業

大規模な武力紛争や自然災害等に伴う難民・避難民 等に対し、日本のNGOが実施する緊急人道支援事業に 対し資金協力を行う(供与限度額:1億円)。

(5) 地雷関連事業

日本のNGOが行う地雷・不発弾除去、犠牲者支援、 地雷回避教育等の対人地雷関連の活動に対して資金を 提供する(供与限度額:1億円)。

(6) マイクロクレジット原資事業

マイクロクレジットの実績を持つ日本のNGOが、貧 困層の人々に対し少額・無担保の貸付を行う場合、原 資となる資金を提供する(供与限度額:2,000万円)。

(7) 平和構築事業

日本のNGOが行う元兵士の武装解除、動員解除、社 会復帰(DDR)や和解、相互信頼醸成事業等に対し資 金協力を行う(供与限度額:開発協力事業と同様)。

※「国際協力における重点課題」案件

次の「国際協力における重点課題」に該当する事業 の場合には、12か月を超える事業期間(最長3年)、1 億円を超える供与限度額(1年当たり最大1億円をめ ど)、一般管理費の計上が認められる。

- (1) アジアにおける貧困削減に資する事業(社会・ 経済基盤開発、保健・医療、教育を含む)
- (2) 小島嶼国における脆弱性の克服に対する支援
- (3) アフリカにおけるMDGs達成に資する事業
- (4) 中東・北アフリカの生活向上・改革支援
- (5) 平和構築事業(特にフィリピン、ミャンマー、 アフガニスタン、ケニア、南スーダン)
- (6) 地雷関係事業

● 審査・決定プロセス

在外公館あるいは外務省民間援助連携室に申請が行わ れた後、申請団体の適格性、事業の必要性・内容、外交上・ 治安上の問題点、住民への援助効果、事業の持続発展性、 事業計画、実施手法、積算根拠の妥当性等について、外 部審査機関、在外公館による審査をもとに外務省本省に て検討し、案件の採否を決定する。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

案件の採択が決定されると、原則として在外公館と NGOの間で贈与契約(G/C)を締結し、在外公館から NGOに対し支援資金を支払う。NGOは事業の実施中およ び実施後、中間報告書および完了報告書を在外公館(あ るいは外務省本省) に提出する。在外公館は必要に応じ 事業のモニタリングを行う。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度の実績は、実施国数32か国1地域、実施件数 92件、総額約34.7億円であった(その他、ジャパン・プラッ トフォームによる緊急人道支援に対して28.0億円の拠出 実績がある)。地域別に見るとアジアにおける協力が実施 件数・金額ともに最も多く、総実施件数・金額の半分以 上を占めている(56件、18億円)。分野別の実施件数・ 金額は、教育・人づくり、保健・医療が多く、両分野合 わせて6割以上となっている。

● 地域別実績

(2012年度、G/Cベース)

地 域	国等数	件数(%)	金額(単位:百万円、%)
アジア	14	55 (60)	1,792 (52)
中東・北アフリカ	4か国1地域	14 (15)	696 (20)
サブサハラ・アフリカ	9	16 (17)	682 (20)
中南米	3	5 (5)	188 (5)
大洋州	1	1 (1)	59 (2)
欧州・中央アジア	1	1 (1)	50 (1)
合 計	32か国1地域	92(100)	3,468 (100)

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 分野別実績

(2012年度、G/Cベース)

分 野	件数(%)	金額(単位:百万円、%)
教育・人づくり	28 (30)	1,067 (31)
保健•医療	31 (34)	1,121 (32)
農林業	12 (13)	367 (10)
民生環境	14 (15)	467 (14)
地雷関連	7 (8)	446 (13)
合 計	92(100)	3,468 (100)

⑦ 防災・災害復興支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

2006年度創設。

経緯・目的

2004年12月に発生したスマトラ沖地震およびインド洋 津波被害を契機とした、世界的な防災、災害復興対策に 対する関心の向上もあり、2006年度より開始した。

防災・災害復興分野は、自然災害の多い日本が、その 経験と知見に基づいた国際貢献を行い得る分野であり、 また海外在留邦人の安全確保や進出日系企業の活動支援 にも資するものである。

2. 事業の仕組み

●概 要

自然災害に対する防災、災害・復興に関する支援を行 う。

● 審査・決定プロセス

一般プロジェクト無償に準じた形でJICAによる事前の 調査に基づいて実施するプロジェクト型支援と、調達代 理機関が事業を監理し、資金を一括拠出して、迅速かつ 柔軟な活動を可能とする調達代理型支援がある。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト型支援は一般プロジェクト無償に準じる。

調達代理型支援については、交換公文(E/N) および贈 与契約(G/A)署名後速やかに相手国に資金を一括拠出し、 事業を実施する。また、日本政府と被援助国政府、JICA、 調達代理機関等が事業の実施について協議するため、政 府間協議会を設置し、関係者間の調整を行う。

3. 最近の活動内容

● 概 要

2012年度実績は、実施国数10か国、実施件数12件、供 与総額は約145億円であった。

地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度	2011年度			2012年度		
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	12	90.38	81.82	7	124.99	86.19
中東・北アフリカ	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
サブサハラ・アフリカ	0	0.00	0.00	1	0.92	0.63
中南米	2	8.76	7.93	3	17.07	11.77
大洋州	3	11.32	10.25	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	0	0.00	0.00	1	2.04	1.41
合 計	17	110.46	100.00	12	145.02	100.00

⑧ テロ対策等治安無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2006年度創設。

● 経緯・目的

テロ、海賊、薬物、人身取引などの国境を越える犯罪は、 国際社会が最優先で取り組むべき課題であり、ソマリア 沖で発生している船舶・船員に対する海賊事件にも見ら れるとおり、日本の経済活動や国民の安全にも直結して いる。

2. 事業の仕組み

● 概 要

海上保安機関の能力、港湾、空港の保安、出入国管理 システムの強化等の支援を行う。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様である。 候補案件は、要請内容、要請国におけるテロ・海賊対 策等の治安対策の必要性、経済社会情勢、日本との二国 間関係等を総合的に検討する。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償に準ずる。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度実績はなかった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度		2011年度			2012年度		
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)	
アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
中東・北アフリカ	1	5.42	100.00	0	0.00	0.00	
サブサハラ・アフリカ	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
中南米	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
東欧・中央アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00	
合 計	1	5.42	100.00	0	0.00	0.00	

⑨ 環境・気候変動対策無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

2008年度、「環境プログラム無償資金協力」として創設。 2010年度から「環境・気候変動対策無償資金協力」に改称。

● 経緯・目的

気候変動問題への取組を地球規模で実効的に進めるた めに、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させる 必要性を認識しているものの、実施能力や資金が不足し

ている開発途上国を支援する。

2. 事業の仕組み

●概要

気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対する支 援(適応策支援)とともに、省エネ、クリーンエネルギー 導入などの排出削減に対する支援(緩和策支援)がある。 支援形態には下記のようなものがある。

- (1) 気候変動による自然災害に対する適応策(風水害防 災対策の機材供与、施設建設)
- (2) 地球温暖化対策の政策・計画の立案(専門家による計画立案支援)
- (3) クリーンエネルギー導入等による緩和策(太陽光発電の導入、既存水力発電の効率化等)
- (4) 気候変動による干ばつ等に対する適応策(地下水開発、上水道開発等)
- (5) 森林保全等の緩和策(森林保全のための監視体制整備、植林等)

● 審査・決定プロセス

在外公館を通じた、被援助国政府からの要請を踏まえ、被援助国の気候変動分野の国際貢献の意思、気候変動により受ける影響の状況、貧困削減等社会状況、事業の実施可能性、他のスキームとの関係、他の無償資金協力案件の優先度比較等を総合的に検討する。その上で、必要に応じJICA等による事前調査を行い、事前計画を策定し、日本政府内部で調査を行い、被援助国と無償資金協力実施のための交換公文(E/N)を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

- (1) プロジェクト型 一般プロジェクト無償に準じる。
- (2) 調達代理型 コミュニティ開発支援無償に準じる。 なお、日本の技術の適用を目的とする場合などは、調達品目を本邦製品とすることも可能。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度の実績は、実施国数26か国、実施件数33件、 供与総額は約228億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度		2011年度			2012年	度
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	7	58.78	24.86	11	79.08	34.72
中東・北アフリカ	2	9.88	4.18	3	25.54	11.21
サブサハラ・アフリカ	17	128.04	54.15	16	90.14	39.57
中南米	3	18.17	7.68	1	9.52	4.18
大洋州	1	13.79	5.83	1	15.73	6.91
東欧・中央アジア	1	7.79	3.29	1	7.77	3.41
合 計	31	236.45	100.00	33	227.78	100.00

10 貧困削減戦略支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2007年度

経緯・目的

1999年、世界銀行およびIMFは、被援助国の経済成長を重視しつつ、ガバナンス、基礎教育、保健医療といった包括的な視点に立って貧困削減に取り組むことが重要との認識の下、債務削減および融資供与の条件として、3~5年間の包括的な経済社会開発計画である貧困削減戦略文書(PRSP: Poverty Reduction Strategy Paper)の導入を被援助国に要請していくことを決定した。上記決定を踏まえ、被援助国は、ドナー諸国を含む幅広い関係者の参画の下、PRSPの作成を主体的に進めてきている。

このような動きに伴い、多数のドナーは、PRSPに対する包括的支援、被援助国のオーナーシップ、財政管理能力の向上、被援助国の事務処理負担の軽減などの観点から、援助資金を直接被援助国に供与する手法を導入してきている。

日本としては、これまでのプロジェクト型支援などを 主要な援助手法として継続しつつ、本件貧困削減戦略支 援無償により財政支援型支援を行い、従来のプロジェクト型支援などを補完することにより援助効果の拡大を狙う。

2. 事業の仕組み

● 概要

貧困削減戦略の実施・達成を包括的に支援するための 財政支援枠組みを有する開発途上国から日本に要請が行われ、この要請に基づいて貧困削減戦略支援無償資金協力を実施すべきか否か検討した上で、閣議を経て決定される。閣議決定後、速やかに両国が交換公文(E/N)および贈与契約(G/A)を取り交わし、同資金が被援助国に支払われる。

● 審査・決定プロセス

各開発途上国から日本に対し行われる援助要請を踏まえ、要請国の政治・経済などの情勢、PRSPが策定されているか、財政支援枠組みが整備されているか、日本のプロジェクト型支援との補完性があるか、日本側の現地ODAタスクフォースの体制が整っているかなどについて検討を行い、実施対象国を選定し、閣議で決定される。

その際、以下の中から支援形態を選定する。

(1) 一般財政支援

被援助国とドナーが合意したPRSPに基づき、被援助国 政府の一般会計に、資金の使途および支出項目を特定せ ず、直接援助資金を供与する。

(2) セクター財政支援

被援助国政府の一般会計に直接援助資金を供与する点 は一般財政支援と同じであるが、資金の使途としてPRSP 上の重点分野(教育、保健など)を特定するもの。

(3) コモンファンド型財政支援

被援助国およびドナーが、被援助国予算に設けられた 特別会計(口座)に援助資金を供与するもの。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

閣議決定後、同資金協力について日本政府と被援助国 政府との間で交換公文 (E/N)、またJICAと被援助国政府 実施機関との間で贈与契約(G/A)の署名が行われる。 このE/NおよびG/Aには、援助の目的、供与金額、使途な どが定められている。

E/NおよびG/A署名後、日本側から被援助国政府に対し 援助資金が支払われる。

なお、案件実施の前に事前評価表を作成・公表すると

ともに、援助資金拠出後は、事前評価表を踏まえた支援 を実施し、共同レビュー会合などにおける拠出資金のモ ニタリングや成果の評価を活用した事後評価を行うこと で、次年度に結果を反映させる我が国独自のPDCAサイ クルを導入している。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度の実績は、実施国数3か国、実施件数3件、供 与総額は10億円であった。

地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度	2011年度				2012年	度
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	0	0.00	0.00	1	5.00	50.00
中東・北アフリカ	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
サブサハラ・アフリカ	4	10.00	90.91	2	5.00	50.00
中南米	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
大洋州	1	1.00	9.09	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
合 計	5	11.00	100.00	3	10.00	100.00

① 人材育成支援無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

1999年度、「留学生支援無償」として開設され、2007 年度に「人材育成支援無償」と改称した。

● 経緯・目的

開発途上国の経済社会開発政策の企画、立案、実施に かかわり、将来指導的役割を果たすことが期待される若 手行政官等を対象とし、本邦の大学における学位取得(修 士)を通じた人材育成を行う。

2. 事業の仕組み

●概 要

開発途上国の人材育成を支援する両国の合意の下、対 象者の渡航費、滞在費、学費等の資金を供与する。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償と同様。人材育成支援 無償の援助対象国の選定に当たっては、日本との二国間 関係を考慮し、アジア諸国を中心としている。

● 決定後の案件実施の仕組み

無償資金協力の実施のため、資金供与に関する交換公 文(E/N)が締結される。このE/Nには、援助の目的、供 与金額等が定められている。

E/N署名後、JICAが企画競争により選定する実施代理 機関との間で、被援助国政府が実施契約を締結する。実 施代理機関は、候補者の選考手続き事務、学費および奨 学金等の支払管理、実施状況調査等を行うこととなる。

本邦の受入大学の大学院・コースの選定については、 しかるべき体制を整えている大学院の留学コースを調査 し、対象国に提示の上、対象国側の希望分野に合致した コースに対象者を受け入れる(受入人数は1コース当たり 5人程度)。各コースは、各国における人材育成分野およ び日本としての開発重点分野を踏まえて決定する。

対象者の選考は、相手国政府等からの推薦により作成 される候補者のリストの中から、日本と相手国により構 成される運営委員会が、学業・勤務成績、語学能力等を 踏まえて行う。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度は、実施国数13か国、実施件数38件、供与総 額は約29億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度		2011年	度		2012年	度
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	28	25.98	83.16	28	23.37	81.34
中東・北アフリカ	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
サブサハラ・アフリカ	0	0.00	0.00	1	0.61	2.12
中南米	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	9	5.26	16.84	9	4.75	16.53
合 計	37	31.24	100.00	38	28.73	100.00

12 水産無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

1973年度、「水産無償資金協力」として創設。

● 経緯・目的

多くの開発途上国が自国沿岸海域の漁業資源を排他的 に利用する権利の主張を強めてきたことを踏まえ、これ ら開発途上国による要請に応じ、水産関係のプロジェク トに対して無償資金協力を行うことにより、漁業面にお ける日本との友好協力関係を維持・発展させる。

開発途上国の人口増加と食料供給の問題が懸念される ようになっていること、1994年に国連海洋法条約が発効 し開発途上国で水産資源の有効利用の重要性が一層強く 認識されていることから、水産分野の支援の重要性は引 き続き高い。

2. 事業の仕組み

●概 要

水産開発を目指す開発途上国からの要請に応じ、当該 国の水産業に寄与する案件に資金供与を行う。

具体的には、漁港等の漁業生産基盤、水産物流通・加 工施設、水産分野の研究・研修施設の整備・建設、漁村

の振興等に必要な資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

基本的に一般プロジェクト無償資金協力と同様である が、援助対象国の選定に当たっては、日本との漁業分野 における関係を考慮している。

● 決定後の案件実施の仕組み

一般プロジェクト無償資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度実績は、実施国数1か国、実施件数1件、供与 総額は約11億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度		2011年	度		2012年	度
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
中東・北アフリカ	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
サブサハラ・アフリカ	1	9.18	49.62	1	11.17	100.00
中南米	1	9.32	50.38	0	0.00	0.00
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
合 計	2	18.50	100.00	1	11.17	100.00

13 文化無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

「文化無償資金協力」は、1975年度に開始。2000年度 に「草の根文化無償資金協力」と「文化遺産無償資金協力」 を導入。2005年度には「文化無償資金協力」と「文化遺 産無償資金協力」を統合し、「一般文化無償資金協力」を 創設。

経緯・目的

開発途上国の多くは、社会の経済的発展のみならず、 その国固有の文化の維持・振興に対する関心も高く、文

化面を含む広い視野からバランスのとれた国家開発を行 う努力を行っている。こうした努力に対し、日本として もその国と協力しながら、伝統文化や文化遺産の保存、 芸術・教育活動等への支援を行っている。このような国 際文化協力において、文化無償資金協力(「一般文化無 償」、「草の根文化無償」)は重要な柱の一つとなっている。

「一般文化無償」は、政府機関に対し、また、「草の根 文化無償」は、NGOや地方公共団体等の非政府機関に対 し、文化・高等教育振興に使用される資機材の購入や施 設の整備を支援することを通じて、開発途上国の文化、 教育の発展および日本とこれら諸国との文化交流を促進 し、友好関係および相互理解を増進させることを目的と している。

2. 事業の仕組み

●概 要

供与限度額は、「一般文化無償」は1件原則3億円以内、 「草の根文化無償」は原則1,000万円以内であり、被援助 国の文化・高等教育の振興のために使用される「資機材」、 「施設整備」ならびにそれらに係る「役務」を購入する ための資金を供与する。なお、「草の根文化無償」は、こ れに加えて「資機材」の輸送費を支援することが可能。

対象国は、2012年世界銀行融資ガイドラインに基づき、 グループⅢまでの国(2012年度の場合、2010年の一人当 たりGNIが6,925ドル以下の国)としている。

● 審査・決定プロセス

「一般文化無償」は、被援助国政府から日本大使館に

提出された援助要請を大使館やODAタスクフォースが検 討し、さらに外務省がJICAの協力も得て検討を行い、事 前に現地調査を行う案件を決定する。この調査結果を踏 まえ、日本政府部内の調整を行った上で、実施案件を決 定し、被援助国政府との間で交換公文に署名する。

「草の根文化無償」は、被供与機関から日本大使館に 提出された援助要請に対し、日本大使館および外務省が 検討を行い、実施案件を決定し、被供与機関と日本大使 館との間で贈与契約を締結する。

● 決定後の案件実施の仕組み

「一般文化無償」は交換公文署名後、被援助国政府(実 施機関)が、案件の実施について日本のコンサルタント、 調達・請負業者との間で契約を結ぶ。調達・請負業者の 選定方法は、一般競争入札が原則。契約締結以降の手続 きは一般プロジェクト無償資金協力と同様である。なお、 JICAが、被援助国と贈与契約を締結し、契約認証、被援 助国への資金の支払い、案件の監理・実施に必要な業務 を行う。

「草の根文化無償」は、草の根・人間の安全保障無償 資金協力と同様である。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2012年度までに136か国・地域に対して、合計1,761件、 総額約658億円(交換公文および贈与契約締結ベース) の文化無償資金協力を実施してきている。

● 地域別実績

(件数および金額:一般文化無償は交換公文ベース、草の根文化無償は贈与契約ベース)(単位:億円、%)

			一般文	化無償			草の根文化無償						
年 度		2011年度	E		2012年度	支		2011年度	£	2012年度			
地域	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	
アジア・大洋州	3	1.52	47	2	1.21	40	2	0.15	12	4	0.39	29	
中東・北アフリカ	0	0	0	0	0	0	1	0.10	8	1	0.02	1	
サブサハラ・アフリカ	0	0	0	0	0	0	2	0.16	13	6	0.42	31	
中南米	2	0.99	31	2	1.22	41	8	0.60	48	3	0.11	8	
欧州	0	0	0	1	0.58	19	3	0.07	6	2	0.07	5	
中央アジア	1	0.69	22	0	0	0	2	0.16	13	4	0.35	26	
合 計	6	3.20	100	5	3.00	100	18	1.25	100	20	1.36	100	

* 四捨五入の関係上、各項目を足しても金額の合計は一致しないことがある。

● 主要な具体的事業・案件および内容

2012年度に実施した案件としては、「一般文化無償」で はコスタリカの国営ラジオ・テレビ局放送機材整備計画

(7200万円)、パプアニューギニアのメディア教育機材整 備計画(約7200万円)などがある。

また「草の根文化無償」では、コロンビアのコロンビ

ア青少年交響楽団音楽学院楽器整備計画(約630万円)、 ウガンダの青少年育成のためのグラウンド整備計画(約 990万円)、セルビアのベオグラード語学専門高等学校日

本語学科LL教室整備計画(約130万円)など、文化・スポー ツ・高等教育の幅広い分野で実施している。

14 緊急無償

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1973年度創設。

目的

(1) 災害緊急援助

海外における自然災害および紛争等の被災者や難民、 避難民等を救済する目的で1973年度から開始。

(2) 民主化支援

開発途上国における民主化推進のために緊急かつ重要 な意義を持つ選挙等に係る支援を行う目的で、1995年度 から開始。

(3) 復興開発支援

紛争・災害直後の人道的支援と本格的な開発援助との 間をつなぐ期間に緊急性の高い案件を対象に行われ、復 興・再建プロセスをスムーズに移行させるための支援と して、1996年度から開始。

2. 事業の仕組み

●概 要

緊急性を要するこの援助の特殊性から、他の無償資金 協力と比較して、資金供与がなされるまでの手続きが簡 素化されていることが特徴として挙げられる。

● 審査・決定プロセス

相手国政府、国際機関等からの要請に対し援助実施の 必要があると判断される場合には、日本の現地大使館か らの情報などを踏まえ、援助額および具体的な実施ぶり を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施が決定すると、外務大臣は閣議にて緊急無 償を実施する旨の発言を行う。日本の在外公館は、原則 としてこの閣議発言後速やかに相手国または国際機関と の間で口上書を交換し、その後に資金供与が行われる。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度は、19件(災害緊急援助19件)、援助総額約 34億7,000万円の緊急無償を実施した。

● 分野別実績および内容

• 災害緊急援助

2012年度は、シリア難民支援やパキスタンにおける洪 水被害支援など、総額約34億7,000万円の災害緊急援助 を実施した。

分野別実績

(実績ベース)(単位:億円)

年度	2011	年度	2012	年度
分野	件数	金額	件数	金額
災害緊急援助	15	41.50	19	34.69
民主化支援	3	1.60	0	0
復興開発支援	0	0	0	0
合 計	18	43.10	19	34.69

15 食糧援助(KR)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

1968年度創設。

経緯・目的

1960年代当時、世界の小麦貿易量の約3分の1の取引が 援助等の通常の商業的取引以外の取引により行われてい たことを踏まえ、穀物による食糧援助に関する国際的な

枠組みを定めるため、「1967年の食糧援助規約」が作成さ れ、以後累次にわたり更新されてきた。近年の食糧援助 を取り巻く状況やその趨勢の変化を受け、より柔軟な食 糧援助活動を可能にする新たな枠組みを設定する必要が 生じたことから、2012年4月に「食糧援助規約」が作成 され2013年1月に発効している。同規約は、食糧不足に 直面する開発途上国に対し、加盟国が食糧援助を供与す

るに当たって尊重すべき原則等を定めるものである。日 本は、開発途上国の食糧不足の問題を緩和させるため、 1968年度より一貫して食糧援助規約に基づき食糧援助を 実施している。

2. 事業の仕組み

●概 要

食糧不足に直面している開発途上国からの要請に基づ き、当該国の食糧不足状況、経済社会情勢、対外債務残高、 日本との関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援 助国がコメ、小麦、トウモロコシ等の穀物を購入するた めの資金を供与する方式により食糧援助を実施してい る。また、自然災害や紛争により発生した難民や国内被 災民等の社会的弱者の食糧不足に対処するため、食糧不 足状況等を踏まえつつ、国連世界食糧計画(WFP)等の 国際機関を通じてこれら社会的弱者に対する食糧援助も 実施している。なお、1996年度以降、日本政府米の需給 状況にかんがみ政府米を食糧援助に活用している。

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じ被援助国から援助要請がなされ た後、政府部内において、穀物の種類、数量、調達国、 受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につ いて検討した後、日本政府としての決定を行う。また、 WFP等の国際機関を通じた食糧援助も、当該国際機関や 開発途上国からの要請に基づき同様な方法で決定してい る。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での食糧援助の場合は、日本政府として実施を 決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額、 穀物の種類および調達国等を定めた交換公文(E/N)の 署名を行う。

E/N署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わっ

て行う穀物の調達のための競争入札により落札業者が決 定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契 約書を締結する。なお、被援助国政府は、日本が援助資 金(外貨)を供与する際に、緊急人道支援のニーズがあ る場合等を除き、原則として、援助資金で調達した穀物 の本船渡し価格(FOB)の3分の2以上を内貨建てで銀行 口座に積み立てることとしている(見返り資金)。被援助 国政府は、日本と使途につき協議の上、見返り資金を経 済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用すること ができる。

WFP等の国際機関連携での食糧援助の場合は、日本政 府として実施を決定した後、日本政府と当該国際機関と の間で、供与額、穀物等の種類および調達国等を定めた E/Nの署名を行う。なお、国際機関経由の場合は、E/Nの 規定上、被援助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度の実績は、実施国数24か国、実施件数24件、 供与総額は100億円であった。日本の援助により被援助 国等が購入する穀物の種類はコメ、小麦、小麦粉、トウ モロコシ、豆類等となっている。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度		2011年	度		2012年	度
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	3	11.40	10.27	1	4.70	4.70
中東・北アフリカ	2	8.70	7.84	3	15.50	15.50
サブサハラ・アフリカ	25	86.00	77.48	19	74.40	74.40
中南米	1	4.90	4.41	1	5.40	5.40
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
合 計	31	111.00	100.00	24	100.00	100.00

16 貧困農民支援(2KR)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1977年度から、農業資機材供与の食糧増産援助を行う ことを開始。2005年度、「貧困農民支援」に改称。

経緯・目的

開発途上国の食糧問題は、基本的には開発途上国自ら の食糧自給のための自助努力により解決されることが重

要との観点から支援を実施しており、1977年度からは食 糧増産援助として新たな枠組みを設け、農業資機材の供 与を行っている。

2002年7月の外務省「変える会」の最終報告書を受け、 同年12月、これまで供与品目の一つであった農薬につい ては適正使用および環境配慮の観点から原則として供与 しない等の抜本的な見直しを行った。

また、2005年度から「食糧増産援助」を「貧困農民支援」に名称変更し、援助の重点を貧困農民・小農とすることを一層明確化し、食糧生産の向上に向けた自助努力への支援を目指すこととした。

なお、2013年6月に行政事業公開プロセスにおいて「貧困農民支援」について検証が行われ、「抜本的改善」との評価を受けたことをかんがみ、2014年度は支援のあり方につき見直しを行うこととする。

2. 事業の仕組み

●概 要

開発途上国からの要請に基づき、当該国の農業・食糧事情、経済社会情勢、対外債務残高、日本との貿易関係、援助受入体制等を総合的に勘案し、被援助国が農業機械(耕耘機、トラクター、脱穀機、小型農機具等)、肥料などの農業資機材や、役務等を調達するための資金を供与している。

● 審査・決定プロセス

二国間での貧困農民支援は、開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、JICAによる協力準備調査結果を踏まえつつ、要請資機材、数量、仕様、受入体制、援助効果等につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。また、国連食糧農業機関(FAO)を通じた貧困農民支援について、FAOや開発途上国からの要請に基づき、政府部内において、要請内容につき審査し、実施の可否等につき検討した後、日本政府としての決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

二国間での貧困農民支援の場合は、日本政府として実施を決定した後、日本政府と被援助国政府との間で、供与額等を定めた交換公文(E/N)の署名を行うと同時に、JICAと被援助国政府関係機関との間で、援助の条件や実施手続き等を定めた贈与契約(G/A)の署名を行う。E/N

およびG/A署名後は、調達代理機関が被援助国政府に代わって行う資機材調達のための競争入札により落札業者が決定され、調達代理機関は落札業者との間で調達に係る契約書を締結する。また、E/NおよびG/A署名後は、JICAが資金供与などの援助の実施に必要な業務を行う。

なお、被援助国政府は、日本が援助資金(外貨)を供与する際に、援助資金で調達した資機材の本船渡し(FOB) 価格の2分の1以上を内貨建てで銀行口座に積み立てることとしている(見返り資金)。この見返り資金については、被援助国政府は日本と協議の上、貧困農民に役に立つ経済社会開発に資する事業や物資の調達等に使用することができる。

FAOを通じた貧困農民支援の場合は、日本政府として 実施を決定した後、日本政府と当該国際機関との間で、 供与額を定めたE/Nの署名を行うと同時に、JICAと当該国 際機関との間で、援助の条件や実施手続き等を定めたG/A の署名を行う。なお、FAOを通じた支援の場合は、被援 助国に見返り資金の積み立て義務はない。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度実績は、実施国数8か国、実施件数9件、供与総額は約30億円であった。

● 地域別実績

(E/Nベース)(単位:億円)

年度		2011年	度		2012年	度
地域	件数	金額	構成比(%)	件数	金額	構成比(%)
アジア	2	5.40	24.43	2	3.40	11.18
中東・北アフリカ	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
サブサハラ・アフリカ	3	8.50	38.46	7	27.00	88.82
中南米	2	5.00	22.62	0	0.00	0.00
大洋州	0	0.00	0.00	0	0.00	0.00
東欧・中央アジア	2	3.20	14.48	0	0.00	0.00
合 計	9	22.10	100.00	9	30.40	100.00

技術協力 第4節

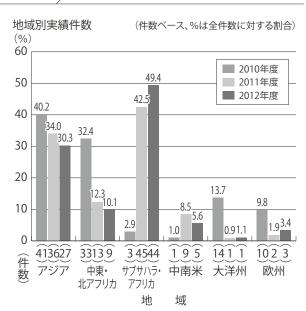
図表 23 > 政府全体の技術協力の地域・形態別実績(2012年)

形態	総	額	総人		矽	研修員受入			門家派	遣	調査団派遣			
地域	百万円	割合(%)	人	割合(%)	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円	
アジア	82,472.1	28.26	137,439	81.11	17,727	50.75	9,436.8	8,651	59.66	23,942.4	3,383	61.98	11,366.9	
中東・北アフリカ	18,992.8	6.51	6,072	3.58	2,653	7.60	2,441.7	1,416	9.77	5,759.6	284	5.20	1,826.3	
サブサハラ・アフリカ	47,559.4	16.30	15,427	9.10	9,092	26.03	5,109.1	2,948	20.33	18,177.9	1,209	22.15	8,456.6	
中南米	18,343.6	6.29	6,113	3.61	2,953	8.45	2,874.9	997	6.88	5,567.4	225	4.12	1,237.5	
大洋州	4,782.6	1.64	1,376	0.81	476	1.36	634.9	263	1.81	1,536.7	87	1.59	273.1	
欧州	2,248.5	0.77	1,021	0.60	288	0.82	365.0	159	1.10	515.9	65	1.19	231.8	
複数地域にまたがる援助等	117,444.4	40.24	2,009	1.19	1,738	4.98	1,159.6	66	0.46	174.6	205	3.76	1,267.5	
合計	291,843.4	100.00	169,457	100.00	34,927	100.00	22,021.9	14,500	100.00	55,674.6	5,458	100.00	24,659.7	

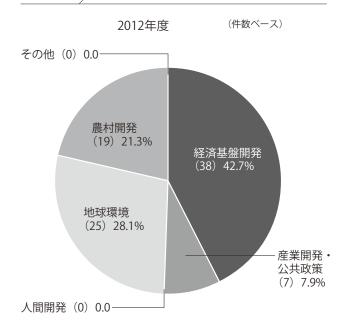
形態	拐	3力隊派	遣	臣	曾学生受.	入	調査研究その他等				
地域	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円	人	割合(%)	百万円		
アジア	1,267	28.84	3,159.1	106,411	96.58	15,117.6	_	_	19,449.2		
中東・北アフリカ	274	6.24	682.4	1,445	1.31	1,012.6	_	_	7,270.1		
サブサハラ・アフリカ	1,392	31.69	3,468.6	786	0.71	808.4	_	_	11,538.8		
中南米	1,018	23.17	3,074.9	920	0.84	1,056.2	_	_	4,532.6		
大洋州	438	9.97	1,275.4	112	0.10	103.2	_	_	959.5		
欧州	4	0.09	18.6	505	0.46	580.2	_	_	537.1		
複数地域にまたがる援助等	0	_	296.6	0	_	_	_	_	114,546.1		
合計	4,393	100.00	11,975.5	110,179	100.00	18,678.2	_	_	158,833.5		

- *1 複数地域にまたがる援助等とは、各地域にまたがる調査団の派遣、行政経費、開発啓発費等、地域分類が不可能なもの。 *2 東欧および卒業国向け援助を含む。 *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *4 地域分類は外務省地域分類による。

開発計画調査型技術協力の地域別実績 図表 24



開発計画調査型技術協力の分野別実績 図表 25



> 技術協力の地域・形態別実績 (JICA 2012年度実績) 図表 26

. 52	重	%	5.6	3.2	1.6	1.2	0.2	0.2	I	88.1	100.0	17.9	7.3	2.6	7.4	6.0	0.7	0.0	63.3	1000
その他	数	田井	2,237,833	1,278,983	655,458	486,767	62,168	82,902	I	35,491,968	40,296,079	115,243,775	46,790,720	16,405,522	47,342,721	5,621,617	4,296,891	214,902	407,205,604	C37 101 CN3
1	軍	%	33.8	35.4	8.6	10.1	1.6	=======================================	I	8.0	100.0	50.7	12.4	7.4	22.1	2.0	2.7	0.3	2.3	1000
機材供与	粱	开	1,804,790	1,891,667	525,455	541,674	86,848	61,256	I	425,238	5,336,928	227,349,397	55,816,493	33,427,652	99,062,316	9,055,317	12,277,667	1,306,598	10,440,292	CCT 3CT OV N
雪業等	数	%	I ()	1 ①	1 ①	1 ①	1 (1 ①	1 ①	1 ①	1 ①	ı	I	I	99.4	9.0	I	I	I	1000
移住者事業等	<	~	I ()	1 ①	1 ①	1 ()	1 ①	1 ①	1 ①	1 ①	I ()	ı	I	I	73,011	426	I	I	I	7010
- イア派遣	数	%	27.9 (24.6)	6.1 (7.3)	5.3 (4.3)	46.1 (47.7)	(11.9)	1.2 (0.6)	2.3 (3.6)	1 ①	100.0 (100.0)	30.7	4.2	10.0	42.2	9.3	1.0	2.6	I	000
その他ボランティア派遣	~	~	266 (81)	58 (24)	(14)	440 (157)	107 (39)	12 (2)	22 (12)	1 ①	955 (329)	1,825	248	265	2,511	552	59	155	I	1047
	数	%	28.1 (30.0)	39.2 (37.0)	5.7 (5.3)	17.8 (19.5)	9.1 (8.2)	1 ①	1 ①	1 ①	100.0 (100.0)	28.9	32.1	8.9	21.7	8.5	1.6	0.4	I	000
協力隊派遣	<	~	884 (284)	1,232 (351)	179 (50)	559 (185)	287 (78)	1 ①	1 ①	1 ①	3,141 (948)	11,068	12,311	2,610	8,297	3,251	617	140	I	7000
N 配	数	%	61.7 (62.2)	19.8 (19.2)	6.5	5.0 (5.1)	1.6	1.5	1 ①	4.0 (3.9)	100.0	55.5	14.1	7.5	14.6	2.5	3.2	I	2.7	000
調査団派遣	\prec	<	5,844 (5,608)	1,872 (1,731)	613 (594)	476 (458)	155 (143)	138 (134)	1 ①	378 (353)	9,476 (9,021)	135,479	34,474	18,310	35,561	666'5	7,731	I	6,549	04440
	数	%	58.0 (60.2)	24.5 (23.0)	5.3 (5.0)	8.3 (8.0)	2.4 (2.2)	1.5	1 ①	1 ①	100.0 (100.0)	62.3	11.0	6.5	14.5	2.0	2.3	1.3	1.0	000
専門家派	~	~	6,309 (5,612)	2,662 (2,149)	576 (468)	908 (747)	260 (201)	165 (148)	1 ①	1 ①	10,880 (9,325)	78,538	13,872	8,170	18,347	2,520	2,945	1,623	124	00,70,
以下	数	%	53.9 (53.8)	29.2 (29.5)	6.9	7.3 (7.1)	1.7	1.0	1 ①	<u></u>	100.0 (100.0)	53.9	20.6	7.2	12.6	2.2	2.4	1.0	0.0	000
研修員受入	<	~	14,508 (14,034)	7,866 (7,685)	1,848 (1,806)	1,956 (1,847)	457 (442)	276 (267)	1 ①	1 ①	26,911 (26,081)	277,932	106,524	37,225	64,750	11,485	12,627	5,323	<u></u>	170 711
Щ		%	36.5	22.8	5.2	8.2	2.5	1.3	0.1	23.3	100.0	42.1	15.6	6.7	17.8	2.8	5.6	0.7	11.7	000
公妻 经少	在其形色	田田	61,322,158	38,195,636	8,807,551	13,840,056	4,202,777	2,159,360	154,809	39,163,111	167,845,458	1,853,162,500	688,498,695	297,093,172	784,487,453	123,081,891	112,442,616	30,255,119	517,320,736	707077
形態		地域別	て で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	サブサハラ・アフリカ	中東・北アフリカ	光米·日南米	大洋州	欧州	国際機関	区分不能		アジア 1	サブサハラ・アフリカ	中東・北アフリカ	北米·中南米	大洋州	欧州	国際機関	区分不能	

^{* * * *} - ~ ~ ~ 4

²⁰¹²年度実績。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。 実績期なしはー(ハイフン)で表示。 アフガニスタンはアジア地域、スーダンはサブサハラ・アフリカ地域、トルコは欧州地域に含まれる。 協力隊派遣の数値は、1998年度までは青年海外協力隊員に日系ボランティアの派遣数を加えたもの、1999年度以降は青年海外協力隊員のみの派遣数となっており、これらを累積したもの。

図表27 〉技術協力の形態·分野別人数実績(JICA 2012年度実績)

(単位:人、%)

(8年	415 (414)	(1.6)	416 (179)	3.8 (9.1)	(603)	6.7)	£	(12)	(10)	3.7	1 ①	I ()	4,892 (0.9)	2,410 (1.9)	18,574 (7.6)	730 (1.9)	214 (3.6)	71,864 (97.9)
	在別 福祉 (1)	416 (416) (2.4 (2.4)							1 ①		10,590 4,		1,516 18,	486 (1.3)	277 (4.7)	(0.0)
	(天) (天) (天) (天) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	1,645 (1,594)	6.1	1,181	10.9 (10.8)	340 (337)	3.6 (3.7)	575 (164)	18.3 (17.3)	55 (24)	5.8 (7.3)	ı ()		61,071 10	20,113 5	15,303 1	5,833 (15.2)	332 (5.6)	56 (0.1)
	رد الله	131 (83)			13 (15)		0.0)				5.0 (3.3)	1 ①	I ①				2,708	310 (5.2)	(0.0)
人的資源	人的有資源	3,216 (2,886)	12.0 (11.1)	878 (727)	8.1 (7.8)	588 (561)	6.2 (6.2)	1,135 (355)	36.1 (37.4)	246 (79)	25.8 (24.0)	1 ①		106,098 (20.6)	13,104 (10.4)	12,778 (5.2)	10,578 (27.6)	1,334 (22.4)	217 (0.3)
観光	観光	308 (308)	(1.2)	(130)	1.3 (1.4)	45 (43)	0.5) (0.5)	25 (12)	0.8	21(5)	2.2 (1.5)	1 ①	I ()	3,340 1 (0.6)	(0.5)	1,647 (0.7)	136 (0.4)	86(9:1)	18 (0:0)
商業•観光	商業· 貿易	833 (829)	3.1	337 (295)	3.1 (3.2)	248 (236)	2.6 (2.6)	∞ <u>(</u> (()	0.3	(30)	8.9 (9.1)	1 ①	I ()	17,537 (3.4)	2,250 (1.8)	1,879 (0.8)	(0.2)	490 (8.2)	(0.1)
	14/17 1 1 1 1	810 (787)	3.0	537 (507)	4.9 (5.4)	(1,008)	(11.2)	1 ①	1 ①	999	1.0 (0.9)	1 ①	I ①	11,389 (2.2)	3,047 (2.4)	17,087	38 (0.1)	(0.1)	(0.0)
	洲	167 (145)	9:0 (9:0)	172 (156)	1.6 (1.7)	161 (157)	(1.7)	92 (19)	2.9 (2.0)	(33)	9.5 (10.0)	1 ①	I ()	23,705 (4.6)	5,548 (4.4)	13,756 (5.6)	3,392 (8.9)	860 (14.5)	292 (0.4)
鉱工業	鉱業	73 (71)	0.3	æ(9)	0.1	82 (79)	(6:0) (0:3)	- <u>(</u>)	I ()	7	0.2 (0.3)	1 ①		4,139 (0.8)		9,582 (3.9)	26 (0.1)	18 (0.3)	(0:0)
	水産	321 (298)	1.2 (1.1)	187 (162)	(1.7)	97 (91)	0:E) 0:0:	17	0.4 (4:0)	89	1.9 (1.8)	1 ①		-				99 (7.1)	(0.0)
農林水産	林業	920 (915)	3.4 (3.5)	488 (426)	4.5 (4.6)	(63)	0.7	333	0.3	m=	0.3	1 ①		`			(1.3)	(0.4)	(0.0)
農林	一 新 田		1.6 (1.6)		0.4		0.5 (0.5)		1.2		0.7	1 🗍	I ()				1,130	(1.0)	(0.0)
	農業			1,389 (1,136)								I ①	I ①		14,803 (11.7)		5,560 (14.5)	381 (6.4)	(0.8)
41141	連点	224 (213)	0.8	(56)	0.6	099	0.0	7 (3)	0.3	34	3.6 (2.7)	1 ①	I ①	18,532 (3.6)	3,536 (2.8)	5,629 (2.3)	725 (1.9)	144 (2.4)	(0.1)
公共•公益事業	拉 幕 線	4,943 (4,904)	18.4 (18.8)	(620)	6.4 (6.6)	1,155 (1,088)	12.2 (12.1)	(13)	1.3	(15)	4.4 (4.6)	1 <u> </u>	I ①	22,123 (4.3)	6,918 (5.5)	22,850 (9.4)	1,785	278 (4.7)	(0.0)
公共・乙	軍交	1,084 (1,054)	(4.0)	1,076 (992)	9.9 (10.6)	2,217 (2,085)	23.4 (23.1)	1 ①	I ①	∞ (4)	(1.2)	1 🗍	I ①	22,986 (4.5)	9,854 (7.8)	35,260 (14.4)	191 (0.5)	123	(0.0)
	公事	744 (721)	2.8	746 (704)	6.9 (7.5)	767 (742)	8.2	9(9)	0.5	39	4.1 (4.0)	1 ①	I ()	14,908 (2.9)	4,600	17,309	189 (0.5)	161 (2.7)	(0.0)
•行政	行政	7,297 (7,202)	27.1 (27.6)	1,670 (1,494)	15.3 (16.0)	480 (471)	5.1 (5.2)	277 (85)	8:8 (0:0)	(39)	9.8 (11.9)	1 <u></u>	I ()	95,849 (18.6)	14,149 (11.2)	12,187 (5.0)	3,462 (9.0)	579 (9.7)	(0.1)
計画・行政	開業	618 (601)	(23)	(324)	4.1 (3.5)	706 (673)	7.5 (7.5)	11(9)	0.4	-=	0.1	1 🗍	I ()	16,109	4,284 (3.4)	13,304 (5.5)	105 (0.3)	104	1 🗍
	信 大 財 数	26,911 (26,081)	100:0 (100:0)	10,880 (9,325)	100.0 (100.0)	9,476 (9,021)	100:0 (100:0)	3,141 (948)	100:0 (100:0)	955 (329)	100.0 (100.0)	1 ①	I <u> </u>	515,867 (100.0)	126,139 (100.0)	244,103 (100.0)	38,294 (100.0)	5,947 (100.0)	73,437 (100.0)
4世/	形態	研修員受入	(構成比)	専門家派遣	(構成比)	調査団派遣	2 0 (構成比) 1	全 協力隊派遣	(構成比)	その街ボランディブ	(構成比)	移住者事業等	(構成比)	研修員受入 (構成比)	専門家派遣 (構成比)	累 調査団派遣 (構成比)	協力隊派遣計 (構成比)	その他ボランティア (構成比)	移住者事業等 (構成比)

*1 2012年度人数。欄上段は新規分と継続分の合計。下段()内は新規分。 *2 実績なしは一(ハイフン)で表示。

2 事業の概要

① 研修員受入事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年

経緯・目的

1954年の日本のコロンボ・プラン加盟を契機として、日本最初の政府開発援助として発足、アジアからの研修員16名(二国間ベース)の受入れにより開始された。開発途上国から、国づくりの担い手となる研修員を日本または開発途上国に受け入れ、行政、農林水産、鉱工業、エネルギー、教育、保健・医療、運輸、通信等多岐にわたる分野で人材育成支援や課題解決の促進を行うことを目的とする事業である。

なお、日本の技術協力の成果の再移転・普及を目的とし、開発途上国内の研修員を招聘し当該開発途上国内で行う研修を「現地国内研修(第二国研修)」、周辺諸国の研修員を招聘して開発途上国で行う研修を「第三国研修」と称しており、それぞれ1993年度、1975年度から開始されている。

2. 事業の仕組み

●概 要

日本が開発途上国を対象に行っている、「人」を通じた技術協力の中でも最も基本的な形態の一つであり、日本国内で実施する本邦研修と、海外で行う現地国内研修(第二国研修)および第三国研修とに区分される。本邦研修は、グループごとに共通のカリキュラムで行われるもの(集団型研修)から、個々の研修要望に応じてそれぞれの研修内容を策定するもの(個別型研修)まで、様々な実施形態がある。コース自体は、日本の海外における技術協力を補完することを目的とするものから、特定の国の人材育成ニーズに応えるためのものまで、開発途上国のニーズに適した形態を選択することができる。コース期間は、研修目的に応じた設定が可能であるが、通常は2週間から1年までである。研修の実施は、JICAの国際センターを拠点として、関係省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGO等の協力・連携により行われる。

また、研修の本来の成果に加えて、本邦に滞在することにより日本の産業・文化等に触れ、また、お互いの考

え方や行動様式を理解し合うことによって、国民相互の 友好親善にも貢献することも目的としている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討し、 当該国からの年間受入人数、受入形態、受入コース名な どを決定の上、日本の在外公館から毎年開発途上国政府 窓口機関に通報する。その後、研修コースごとに開発途 上国政府機関から要請された候補者の資格要件等を日本 にて審査し、受入れを決定する。

現地国内研修および第三国研修についても開発途上国からの要請を踏まえ日本において検討・採択の上、日本の在外公館から採択案件を開発途上国政府窓口機関に通報する。

● 決定後の案件実施の仕組み

受入決定後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。来日した研修員は、あらかじめJICAが設定した研修コースまたは個々の要請内容に基づいて、JICAが設定した研修内容のコースに参加する。

現地国内研修および第三国研修については、研修実施 国がJICAの技術的・資金的協力を得て研修コースを策定 し、参加者を募集・選考した上で実施する。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度実績は次のとおり。

(1) 本邦研修: 143か国・地域から11,581名の研修員を 新規に受け入れ、前年度からの継続の人数を合わせる と12,216名であった。

当年度に新規に受け入れた研修員を形態別に見ると、まず、あらかじめ設定した研修コースや個別の要望による研修員を受け入れる一般技術研修(8,546名)があり、途上国政府が経費を負担する有償研修(20名)、日系人対象の研修(119名)、移住者またはその子弟を対象とした移住研修(52名)、地方自治体やNGOとの連携による草の根技術協力事業地域提案型研修(343名)、将来の国づくりを担う青年層を対象にした青年研修(1,027名)、円借款事業関連の研修(1,474名)があった。

(2) 現地国内研修

日本の技術協力の成果を、開発途上国内で普及する ことを促進するための研修として、現地国内研修を実 施した(10,676名)。

(3) 第三国研修

開発途上国の中で当該分野に比較優位のある国等を 拠点として、その他の周辺にある途上国から研修員を 招いて研修を行う第三国研修を実施した(3,824名)。

● 地域別実績

(2012年度•新規人数)

(単位:人)

地域	本 邦研修員	現地国内 研修員	第三国研修員	総計
アジア	6,429	6,446	1,159	14,034
中東・北アフリカ	690	232	884	1,806
サブサハラ・アフリカ	2,467	3,998	1,220	7,685
北米·中南米	1,322	_	525	1,847
大洋州	406	_	36	442
欧州	267	_	_	267
国際機関	_	_	_	
合 計	11,581	10,676	3,824	26,081

^{*1} 本邦研修員は、移住研修員を含む。

分野別実績

(2012年度・新規人数)

(単位:人)

中分類名	本 邦 研修員	現地国内 研修員	第三国研修員	総 計
開発計画	403		198	601
行政	2,828	3,897	477	7,202
公益事業	617		104	721
運輸交通	763	175	116	1,054
社会基盤	641	4,145	118	4,904
通信•放送	134		79	213
農業	1,070	588	554	2,212
畜産	108	288	32	428
林業	275	554	86	915
水産	165		133	298
鉱業	71			71
工業	137		8	145
エネルギー	464		323	787
商業•貿易	644		185	829
観光	258		50	308
人的資源	1,369	995	522	2,886
科学•文化	83			83
保健•医療	1,102	34	458	1,594
社会福祉	361		55	416
その他	88		326	414
合 計	11,581	10,676	3,824	26,081

^{*} 本邦研修員は、移住研修員を含む。

② 技術協力プロジェクト

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

1957年「プロジェクト方式技術協力」として開始。そ の後2002年から「技術協力プロジェクト」として再構築 を行っている。

●目 的

従来、開発途上国の人づくりを中心とする事業目的の 達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与の3つ の投入を有機的に組み合わせながら、一つの協力事業(プ ロジェクト) として一定期間実施するプロジェクト方式 技術協力が行われていた。

近年、開発途上国のニーズが従来にも増して多様化し ている状況を踏まえ、日本はこれまで以上に限られた資 源を有効に活用し、成果重視の技術協力を行うことを目 的として、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入 要素の組合せや投入規模、協力期間を事業の目標・成果 に応じて柔軟に選択できる技術協力プロジェクトを導入 した。これにより相手国政府の広範なニーズに応じるこ とがより容易となっている。

2. 事業の仕組み

●概 要

技術協力プロジェクトは、開発途上国の経済社会の発 展に寄与するため、特に、相手国の開発計画の中に位置 付けられた開発対象分野において、相手国の要請に応じ、 JICAが相手国と共に、特定の目的、内容・範囲、期間を 設定し、相手国との共同事業として実施されるものであ る。また、相手国の経済社会開発に必要な人材の育成、 研究開発、技術普及を通して相手国の組織体制を強化し、 期待される開発効果を実現するために実施されるもので ある。なお、一定期間事業運営に関する協力を行い、協 力終了後は開発途上国の運営に引き継がれていくもので

プロジェクトでは、経済的自立発展、ベーシック・

^{*2} アフガニスタンはアジア地域、スーダンはアフリカ地域、ト ルコは欧州地域に含まれる。

ヒューマン・ニーズの充足のための人づくり協力が中心となっているが、近年では、人づくりの基礎となる教育、感染症、人口・エイズ、男女共同参画、環境等の地球規模の課題への協力にも重点を置いている。また、これらの協力には、相手国に適した技術開発、訓練、普及のための技術指導のみならず、移転された技術が確実に定着して、日本の協力終了後も相手国で独自にプロジェクトを実施していく自立的発展のための必要な組織、制度づくりも含まれている。

このため、プロジェクトの投入の中で重要な位置を占めるのが専門家派遣である。事業の実施に必要な技術やノウハウは、日本から派遣される専門家から相手国のプロジェクトの運営を担う管理者、技術者(カウンターパート)に移転されるが、この場合、効果的な技術移転のために、お互いの文化、社会について相互理解を深め合うとともに、日本の技術をもとに現地に適合した技術を移転するといった視点を大切にしている。また、移転された技術を活用して、開発途上国が自らの力で課題に取り組んでいけるよう配慮をしている。

近年の開発途上国のニーズの多様化に合わせて、民間・NGOに知識やノウハウが蓄積されていると考えられる分野については民間から専門家を採用することがある。また、過去の日本の技術移転により、現地ニーズに的確に対応できる技術力を備えた他国の人材等を、第三国専門家として他の途上国に派遣することもある。

研修員受入も技術移転の重要な投入要素であるが、これは、国または民間の研究機関、病院、試験場などで研修を行い、技術レベルの向上を図るものである。日本での研修は、特定の技術だけではなく、これを生み支えている社会・文化を理解できるような機会を提供している。また、日本の協力によって技術力を蓄えた国の機関等で周辺国の人材に対する研修を行い(第三国研修)、技術普及の効率化に努めている。

ほかにも、必要に応じて機材の供与や施設整備等の支援を行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の開発の現状、先方の要請内容・意図を踏まえ、外務省が関係省庁およびJICAと共に検討の上、実施案件を決定する。要請背景等、案件審査のための情報が不足している場合は、必要に応じて協力準備調査等の予備的な調査がJICAによって実施され、さらに案件実施の可否について検討が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力実施が決定された後は、相手国に通報して実施のための国際約束を結ぶ。その後、JICAが派遣する詳細計画策定調査団またはJICA在外事務所と相手国関係機関が案件実施のための詳細な計画について協議を行い、その内容をまとめて討議議事録(R/D: Record of Discussion)を作成し、協力の大枠を決定する。

3. 最近の活動内容

●概要

2012年度の実績は、実施国数95か国・地域、実施件数600件であった。

● 主要な事業

(1) 経済基盤開発分野では、基本的な社会基盤の整備への協力として都市・都市地域開発、運輸交通、情報通信技術分野の支援に取り組んでおり、40か国・地域において75件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

国•地域名	案 件 名
アフガニスタン	カブール首都圏開発計画推進プロジェ クト
カンボジア、ラ オス、ベトナム	東メコン地域次世代航空保安システム への移行に係る能力開発プロジェクト
フィジー	南太平洋大学ICTキャパシティビル ディングプロジェクト
ブラジル	クリチバ市における土地区画整理実施 能力向上プロジェクト
エジプト	大エジプト博物館保存修復センタープ ロジェクト

(2) 産業開発・公共政策分野では、民間セクター開発、 資源・エネルギー開発、法・司法や行財政・金融の制度整備などを通じて開発途上国の持続的な成長を促進するとともに、民主的で公正な社会の実現に向けた支援を行っている。また「日本センター」事業にも取り組み、44か国・地域において117件の協力事業を実施している。その例としては次のようなものがある。

国•地域名	案 件 名
カンボジア	開発評議会投資関連サービス向上プロジェクト
メキシコ	自動車産業基盤強化プロジェクト
エチオピア	品質・生産性向上(カイゼン) 普及能力開発プロジェクト
モンゴル	日本人材開発センター・ビジネス人材 育成プロジェクト
ベトナム	省エネルギー研修センター設立支援プロジェクト

国•地域名	案 件 名
ケニア	アフリカ再生可能エネルギー普及プログラム
インドネシア	クリーンコールテクノロジー(CCT)導 入促進プロジェクト
ルワンダ	効率的な電力システム開発のための電力公社能力向上プロジェクト
ベトナム	法・司法制度改革支援プロジェクト フェーズ2
ネパール	平和構築・民主化促進のためのメディア能力強化プロジェクト
インドネシア	市民警察活動促進プロジェクトフェーズ2
ブータン	地方行政支援プロジェクト フェーズ3
ケニア、タンザニ ア、 ウガンダ、 ル ワンダ、ブルンジ	東部アフリカ地域税関能力向上プロ ジェクト フェーズ2
ベトナム	通関電子化促進プロジェクト

(3) 人間開発分野では、①教育(基礎教育、高等教育、 産業技術教育・職業訓練)、②社会保障(障害者支援、 社会保険、社会福祉、労働・雇用)、③保健医療(感 染症対策、母子保健、保健システム、保健人材)の3 分野に関する技術協力を展開している。これらの活動 を通じて、開発途上国において、人間の安全保障が意 味する「人間の生存、生活および尊厳を確保すること」 を目指し、64か国・地域において161件の協力事業を 実施している。具体例としては次のようなものがある。

国•地域名	案 件 名
アフガニスタン	識字教育強化プロジェクト フェーズ2
ネパール	小学校運営改善支援プロジェクト フェーズ2
エチオピア	理数科教育改善プロジェクト
セネガル	教育環境改善プロジェクト フェーズ2
アジア地域	アセアン工学系高等教育ネットワーク プロジェクト フェーズ2
エジプト	エジプト日本科学技術大学プロジェクト
アフガニスタン	未来への架け橋・中核人材育成(PEACE) プロジェクト
ルワンダ	トゥンバ高等技術専門学校強化支援プロジェクト
スーダン	南部スーダン基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト フェーズ2
タイ	アジア太平洋障害者センタープロジェクト フェーズ2
マレーシア	労働安全衛生行政支援プロジェクト
タンザニア	州保健行政システム強化プロジェクト フェーズ2
スーダン	フロントライン母子保健強化向上プロ ジェク フェーズ2

国•地域名	案 件 名
ミャンマー	主要感染症対策プロジェクトフェーズ2
ベトナム	高危険度病原体に係るバイオセーフ ティ並びに実験室診断能力の向上と連 携強化プロジェクト
アフガニスタン	結核対策プロジェクト フェーズ2
グアテマラ	ケツァルテナンゴ県、トトニカパン 県、ソロラ県母とこどもの健康プロ ジェクト
大洋州地域	地域保健看護師のための「現場ニーズ に基づく現任研修」強化プロジェクト

(4) 地球環境分野では、近年大きな問題となっている、 生物多様性保全、気候変動に係わる緩和策および適応 策、また、地震・津波等の防災対策といった新たな分 野の協力を含めた、複雑化する環境問題に対処するた めに、①自然環境保全、②環境管理(公害対策・廃棄 物管理)、③水資源・防災のような従来の取組を軸に、 幅広い地球環境問題に対する協力として、61か国・地 域において130件の協力事業を実施している。具体例 としては次のようなものがある。

国•地域名	案 件 名
ベトナム	ディエンビエン省REDD-plusパイロットプロジェクト
モンゴル	ウランバートル市大気汚染対策能力強 化プロジェクト
マレーシア	廃電気・電子機器リサイクルプロジェクト
セルビア	国としての適切な緩和行動(NAMA)能力開発プロジェクト
ラオス	水道公社事業管理能力向上プロジェクト
ブルキナファソ	中央プラトー地方給水施設管理・衛生改善プロジェクト
フィリピン	災害リスク軽減·管理能力向上プロ ジェクト
ケニア	洪水に脆弱な地域における効果的な洪水管理のための能力開発プロジェクト

(5) 農村開発分野では、「農業・農村開発」および「水産」 の2つの課題に関する技術協力を展開している。これ ら課題への積極的な対応は「人間の安全保障」、また、 国連ミレニアム開発目標(MDGs)の目標1「極度の貧 困と飢餓の撲滅」の達成に向けた重要な取り組みであ り、58か国・地域において113件の協力事業を実施し ている。具体例としては次のようなものがある。

国•地域名	案 件 名
カンボジア	トンレサップ西部地域農業生産性向上 プロジェクト
ミャンマー	中央乾燥地における節水農業技術開発 プロジェクト
アフガニスタン	稲作振興支援プロジェクト
ボリビア	持続的農村開発のための実施体制整備 計画 フェーズ2
ウガンダ	コメ振興プロジェクト
ケニア	小規模園芸農民組織強化・振興ユニット プロジェクト
カリブ地域	カリブ地域における漁民と行政の共同 による漁業管理プロジェクト
ベナン	内水面養殖プロジェクト

◆ 分野別・地域別実施件数

2012年度

(単位:件)

分野地域	経済基盤 開発	産業開発・ 公共政策	人間 開発	地球 環境	農村 開発	その他	合計
アジア	39	67	63	53	38	3	263
中東・北アフリカ	10	7	17	14	14	0	62
サブサハラ・アフリカ	20	30	56	30	39	0	175
中南米	3	12	21	22	19	0	77
大洋州	1	0	4	6	2	1	14
欧州	2	1	0 5 1		0	9	
合計	75	117	161	130	113	4	600

- ※1 年度中にR/Dに基づき実施した案件の一覧。
- ※2 技術協力プロジェクト案件のみ対象(地球規模課題対応国際 科学技術協力は含まない)。

4. より詳細な情報

● 書籍等

- •「国際協力機構年報 資料編(国際協力機構編著)」等。
- ホームページ
- JICA: http://www.jica.go.jp

③ 技術協力専門家派遣

1. 事業の開始時期・経緯・目的

■ 開始時期・経緯

1954年、日本のコロンボ・プランへの加盟により政府ベースの技術協力の柱として発足した。1955年度に東南アジア地域に初めての専門家を派遣して以来、派遣地域は、1957年度には中東・アフリカ地域へ、1958年度には中南米地域へ、そして1960年度には北東アジア地域へと順次拡大された。

●目 的

相手国政府に対する高度な政策提言を随時行い、能力 向上(キャパシティ・ディベロップメント)を支援する ことにより、開発効果を発現させることを目的としてい る。

2. 事業の仕組み

●概 要

各種分野の専門家は、開発途上国の受入機関(主として中央政府または政府関係機関)に所属し、専門家が有する知識、知見、技術、経験を活かしながら、相手国のカウンターパートに対し政策助言や特定の技術の移転を行っている。また、カウンターパートと共に現地適合技術

や制度の開発、啓発や普及等の幅広い活動も行っている。 また、日本人の専門家派遣に加え、開発途上国(第三国) の人材を専門家として、他の開発途上国へ派遣すること も行っている(第三国専門家派遣)。これは日本の実施す る技術協力を補完的に支援し、あるいは、これまで日本 が当該第三国で実施した技術協力の成果を周辺国に普及 させ、南南協力への支援、ひいては援助実施主体の裾野 を広げることを目的とする。

なお、国際機関を通じた国際機関専門家の派遣も行っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国から在外公館を通じて日本政府に対して正式文書をもって出された専門家派遣要請案件は、外務省が関係省庁およびJICAと共に検討、審査の上、当該要請案件の採択、不採択を決定する。近年は専門家派遣についても単に相手国の要請を個々に検討するだけではなく、相手国の開発課題を十分に把握し、より総合的な視点でどのような協力が最も適切かという観点から案件の審査・検討を行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

協力が決定された後は、相手国に通報して実施のため

の国際約束を結ぶ。要請案件の実施が決まると、関係省 庁あるいはJICAは要請分野、指導科目、派遣時期、期間 に対応した専門家のリクルートを行い、派遣前研修を経 て日本の費用負担により派遣している。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2012年度は、計111か国・地域、計8,725名(新規・継 続を含む)の専門家を派遣した。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	形態名	新規継続 区 分	アジア	サブサハラ・ アフリカ	中東・北アフリカ	北米・中南米	大洋州	欧州	総計
		新規	3,390	1,328	289	379	155	138	5,679
	技術協力プロジェクト	継続	416	233	51	68	133	8	789
	専門家	合計	3,806	1,561	340	447	168	146	6,468
		新規	73	100	13	46	6	25	263
	 一般技術専門家	継続	66	42	11	17	5	1	142
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	合計	139	142	24	63	11	26	405
		新規	1,094	81	51	99	6	12	1,343
2 0	 援助促進専門家*1	継続	112	21	8	11	_	1	153
0		合計	1,206	102	59	110	6	13	1,496
1		新規	5	23	_	71	_	_	99
年度	第三国専門家	継続	_	2	_	4	_	_	6
		合計	5	25	_	75	_	_	105
		新規	26	3	12	9	1	_	51
	在外技術研修講師	継続	_	_	_	_	_	_	_
		合計	26	3	12	9	1	_	51
		新規	4,588	1,535	365	604	168	175	7,435
	合 計	継続	594	298	70	100	18	10	1,090
		合計	5,182	1,833	435	704	186	185	8,525
	 技術協力プロジェクト	新規	3,051	1,603	361	337	128	119	5,599
	技術協力プロジェクト 専門家	継続	403	272	47	69	21	9	821
	守]	合計	3,454	1,875	408	406	149	128	6,420
		新規	94	105	19	48	8	18	292
	一般技術専門家	継続	46	44	6	20	5	2	123
		合計	140	149	25	68	13	20	415
		新規	1,109	200	58	115	5	_	1,487
2 0	援助促進専門家*1	継続	124	39	19	13	3	_	198
1 1		合計	1,233	239	77	128	8	_	1,685
2年度		新規	7	67	_	54	_	_	128
度	第三国専門家	継続	_	12	_	_	_	_	12
		合計	7	79	_	54	_	_	140
		新規	40	2	10	11	1	1	65
	在外技術研修講師	継続	_	_	_	_	_	_	_
		合計	40	2	10	11	1	1	65
		新規	4,301	1,977	448	565	142	138	7,571
	合 計	継続	573	367	72	102	29	11	1,154
		合計	4,874	2,344	520	667	171	149	8,725

^{*1 2011}年度以降、有償資金協力専門家(有償)、有償資金協力専門家(個別)、在外技術研修講師(有償)を統合し「援助促進専門家」として

● 主要な事業

主な事業としては、特定分野もしくは開発支援全般に対し助言を行う政策アドバイザーの派遣や、様々な開発課題に対する技術移転を行う専門家派遣を行った。

運輸交通分野では、キルギス共和国運輸通信省に道路 行政アドバイザーを派遣し、同国の道路整備計画や予算 システムの見直しに対し助言を行ったほか、都市開発分 野では、マラウイ共和国に都市計画アドバイザーを派遣 し、都市計画策定に関する首都リロングウェ市行政職員 の能力向上に協力を行った。また、情報通信・放送分野 では、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ、ペルーなどに 地上波デジタル日本方式導入に係る専門家を派遣した。

平和構築分野では、アンゴラ国に地雷除去機の専門家 を派遣し、実施機関である国家地雷除去院(INAD)に対 し、現状および課題の分析とその解決に向けた研修計画 策定等の指導・助言を行った。

ガバナンス分野ではケニア首相府に経済アドバイザーを派遣し、ケニア首相に対して財政運営全般に関するアドバイスを行っているほか、新憲法制定に向けて法整備を進めているネパールに、民法の起草・立法化支援のためのアドバイザーを派遣している。また、ミャンマー税関において、貿易円滑化の推進のための通関手続きの迅速化を図るため、通関および税関業務のアドバイザーを派遣している。

農業分野については、東ティモールに農業政策アドバイザーを派遣し、農業水産省の政策立案および運営管理の能力強化に係る助言を行っている。また、アフリカの稲作分野の人材の栽培技術や種子生産の能力強化を支援

している。

教育分野では、ミャンマーやザンビアの教育省に教育 政策アドバイザーを派遣し、同国の教育政策・制度改善 に係る助言を行うとともに、日本協力案件間および他ド ナーとの連携促進を支援している。保健分野については、 バングラデシュ保健省官房局、フィリピン保健省に専門 家が配属され、両国の保健システムの強化に向けた政策 レベルでの働きかけを行う役割を果たすとともに、ドナー 会議の場などを通じて次期セクタープログラム(2011~ 2016)形成過程に貢献(バングラデシュ)、実施中事業 の成果の政策への反映促進(フィリピン)を行っている。

産業分野では、ディーゼル発電に電力供給を依存しているパラオに電力供給改善アドバイザーを派遣し、発電計画や設備維持管理計画の策定に係る技術移転をパラオ電力公社に対して実施し、特に持続性の確保を念頭においたディーゼル発電の運用および保守管理計画の策定に貢献している。また、ボリビアには持続的鉱業計画アドバイザーを派遣し、中長期的に円滑かつ持続可能な資源開発が行われるための鉱業政策や技術の情報等を提供し、環境関連技術等への関連の助言を行っている。そのほかにも、カウンターパート機関である鉱山冶金省への助言に加え、鉱山公社に対して資源開発プログラム等の計画策定・実施能力の強化を支援しており、研修やセミナー等の実施を通して環境面を含む各種技術や制度の紹介を行っている。

そのほか、ナミビア、ボツワナには産業政策アドバイザーを派遣し、貿易・投資・中小企業振興等を包括的に進めるための助言を実施している。

● 専門家分野別人数の推移

(単位:人)

年度	形態	新規継続区分	開発計	行	公益事	運輸交通	社会基盤	通信•放	農	畜	林	水	鉱	I	エネルゼ	商業•貿易	観	人的資	科学·文化	保健·医療	社会福:	その	合
	分類名	分	画	政	事業	通	盤	放送	業	産	業	産	業	業	ギー	易	光	資源	花	療	祉	他	計
	 技術協力プロジェクト	新規	238	1,132	246	465	521	44	617	36	307	95	-	76	250	177	20	612	35	655	153	-	5,679
	専門家	継続	28	109	34	37	50	5	144	10	39	14	-	10	15	17	2	118	1	125	31	-	789
	11130	合計	266	1,241	280	502	571	49	761	46	346	109	_	86	265	194	22	730	36	780	184	_	6,468
		新規	26	40	3	10	14	7	26	1	6	8	9	-	22	26	-	14	3	36	12	-	263
	一般技術専門家	継続	20	18	1	8	3	3	28	2	4	9	2	3	3	12	1	10	2	10	2	1	142
		合計	46	58	4	18	17	10	54	3	10	17	11	3	25	38	1	24	5	46	14	1	405
		新規	29	376	131	196	139	_	88	-	47	-	-	3	125	48	22	22	54	4	-	59	1,343
2 0	援助促進専門家*1	継続	5	32	12	23	12	1	39	-	4	-	-	_	5	7	-	7	5	-	-	1	153
1		合計	34	408	143	219	151	1	127	_	51	_	_	3	130	55	22	29	59	4	_	60	1,496
1		新規	-	24	1	5	2	_	22	-	6	19	-	_	-	-	-	-	-	20	-	-	99
年度	第三国専門家	継続	-	3	_	-	_	_	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	6
		合計		27	1	5	2		24	_	6	19	_		_			_		21			105
		新規	4	7	2	2	4	2	1	1	4	-	-	_	_	3	_	5	_	16	-	-	51
	在外技術研修講師	継続	_	_	_	-	_	_	_	-	-	-	-	_	_	-	_	_	_	-	-	-	_
		合計	4	7	2	2	4	2	1	1	4	_	_	_	_	3	_	5	_	16		_	51
		新規	297	1,579	383	678	680	53	754	38	370	122	9	79	397	254	42	653	92	731	165	59	7,435
	合 計	継続	53	162	47	68	65	9	213	12	47	23	2	13	23	36	3	135	8	136	33	2	1,090
		合計	350	,	430	746	745	62	967	50	417	145	11	92	420	290	45	788	100	867	198	61	8,525
	 技術協力プロジェクト	新規	210	, i	310	594	419	34	636	19	285	127		115	310	172	58	533	50	639	38	4	5,599
	 専門家	継続	24	114	18	46	51	4	162	7	46	13	_	12	12	22	4	121	1	135	29	_	821
		合計	234	1,160	328	640	470	38	798	26	331	140	_	127	322	194	62	654	51	774	67	4	6,420
		新規	21	42	13	13	21	16	25	5	2	6	6	14	19	23	3	17	3	30	12	1	292
	一般技術専門家	継続	19	12	2	4	4	2	20	_	6	10	2	2	20	8		11	2	10	6	1	123
		合計	40	54	15	17	25	18	45	5	8	16	8	16	20	31	4	28	5	40	18	2	415
1	₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩	新規	26	230	138	323	123	_	171		49	1		12	165	49	36	6	77	9		72	1,487
0	援助促進専門家*1	継続	7	33	17	29	10	1	48		8	_		12	14	8	2	3	4	_		13	198
1 2		合計	33	263	155	352	133	I	219	_	57	ا ء		13	179	57	38	9	81	9	7	85	1,685
2年度		新規継続	_	10	_	6	2	_	24		9	3		_			_	8		59 7	/		128 12
度	第三国専門家	114111111111111111111111111111111111111		10	_	_	_	_	20		_	2					_	_		66	7		
		合計	1	10		6	2	1	29	_	9	3			_			8		66	7	_	140
	大力壮が江原豊雄	新規	1	22	_	4	6	1	3	2	_ [_				2		2		11	3		65
	在外技術研修講師	継続合計	1	22	1	_	_	1	_ 	_	1	1			_	_		_		11	2		65
		行計 新規	250	22 1,350	462	940	571	51	3 859	26	346	138	-	141	496	5 249	97	2 566	130	748	60	77	7 5 7 1
	合 計	継続	50		37	79			235	20 7		23	6	141	490	38		135	7	152	35	77 14	7,571
							65	7		- 1	60 406		2				7 104		127			14	1
		合計	308	1,509	499	1,019	636	58	1,094	33	406	161	8	156	523	287	104	701	137	900	95	91	8,725

^{*1 2011}年度以降、有償資金協力専門家(有償)、有償資金協力専門家(個別)、在外技術研修講師(有償)を統合し「援助促進専門家」として 計上。 *2 実績なしはー(ハイフン)で表示。

4. より詳細な情報

● ホームページ

• JICA: http://www.jica.go.jp

④ 青年海外協力隊派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1965年

経緯・目的

戦後、日本が国際社会の一員として対外経済協力を開始し、国内においては開発途上国に対する協力への関心が高まっていった。米国では平和部隊が創設され、日本もアジア諸国に対し青年技術者を派遣するに至った。このような状況の下、日本青年の自発的意思に基づく対外協力活動の実現に対する声の高まりを背景に、開発途上の国々に技術を有する青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら相手国の社会的、経済的発展に協力することにより、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野のかん養に資することを目的として青年海外協力隊が創設された。

2. 事業の仕組み

●概 要

青年海外協力隊事業は、相手国の要請に基づき、国内で募集選考した技術・技能を有する20歳から39歳までの日本の青年男女を訓練の上、相手国に派遣する事業である。1965年の発足以来、2012年度末までに85か国と派遣取極を締結し、88か国に累計3万7,899名を派遣した。当事業は、国民参加型の「顔の見える協力」の代表例として、内外から高い評価を得ている。実施はJICAが担当している。

● 隊員の派遣

青年海外協力隊員は、日本と相手国政府との間で派遣取極(交換公文による国際約束)が結ばれた国または青年海外協力隊派遣の内容が網羅された技術協力協定を締結した国に対し要望調査を行い、各相手国からの具体的な要請書を取り付け、国内においてこれら要請に基づいて募集・選考が行われる。派遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期派遣は年2回募集が行われ、応募者は、面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定される。合格者は国際協力、任国事情、語学等を内容とする70日間の派遣前訓練を受けた上で、年4回に分けて原則2年間の任期で派遣される。職種は農林水産、保健衛生、教育文化等10分野で約200職種と多

岐にわたる。一方、短期派遣は年4回募集が行われ、応募者は長期派遣と同様に面接、健康診断、語学試験等の2回の選考を経て合否が判定される。合格者は2日間~最大7日間の派遣前研修を受けた上で、年4回に分けて1年未満の任期で派遣される。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度には、74か国において3,141名の隊員が協力 活動を行った。2013年3月末現在の派遣中隊員は72か国 に1,706名である。

● 地域別実績

(単位:人)

年度	地域	新規	継続	合計	帰国	
	アジア	271	714	985	385	
2	中東・北アフリカ	83	152	235	106	
2 0	サブサハラ・アフリカ	424	1,026	1,450	569	
1 1	中南米	166	457	623	249	
年度	大洋州	102	234	336	127	
医	欧州	0	0	0	0	
	合 計	1,046	2,583	3,629	1,436	
	アジア	284	600	884	397	
2	中東・北アフリカ	50	129	179	69	
0	サブサハラ・アフリカ	351	881	1,232	574	
12年度	中南米	185	374	559	255	
皇	大洋州	78	209	287	141	
)	欧州	0	0	0	0	
	合 計	948	2,193	3,141	1,436	

^{*1 1999}年度までは青年海外協力隊員にボランティア調整員等を含めた数値、2000年度以降は青年海外協力隊員のみの数値を累積。

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
	計画•行政	80	223	303	107
	公共•公益事業	17	52	69	28
	農林水産	189	508	697	282
2	鉱工業	27	102	129	56
2011年度	エネルギー	0	0	0	0
1 1	商業•観光	8	21	29	11
生	人的資源	447	1,005	1,452	562
	保健•医療	207	479	686	274
	社会福祉	54	164	218	97
	その他	17	29	46	19
	合 計	1,046	2,583	3,629	1,436
	計画•行政	91	197	288	121
	公共•公益事業	22	41	63	23
	農林水産	190	415	605	282
2	鉱工業	19	73	92	53
Ō	エネルギー	0	0	0	0
1 2	商業•観光	15	18	33	11
2012年度	人的資源	401	891	1,292	604
	保健•医療	164	411	575	245
	社会福祉	35	120	155	82
	その他	11	27	38	15
	合 計	948	2,193	3,141	1,436

新規、継続、帰国の分類方法

新規:2012年度中に新規に派遣された者

継続: ①2011年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2013年度もしくはそれ以降に帰国する予定の者、と②2011年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2013年度中に帰国した者、との

帰国:上述継続の②、と2012年度に新規に派遣された者のうち、 2012年度中に帰国した者、との合計

4. より詳細な情報

書籍等

・月刊「クロスロード」等

● ホームページ

JICA: http://www.jica.go.jp/

⑤ シニア海外ボランティア派遣事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

開発途上国での技術協力活動に関心を持つ中高年層の 人々を対象として、1990年に「シニア協力専門家派遣事 業」として創設。

● 経緯・目的

その後、日本国内でのボランティアに対する関心が高 まり、また、開発途上国からより豊かな職業経験、社会 経験を持つ人材を求める要請が増加したことを受け、青 年海外協力隊のシニア版というボランティア支援事業と しての位置付けを明確にするため、1996年に名称を「シ ニア海外ボランティア」と変更し、現在に至っている。

同事業は、開発途上国からの技術協力の要請に応える ため、幅広い技術や豊かな経験を有する中高年者で、ボ ランティア精神に基づき開発途上国の発展のために貢献 したい方々の活動をJICAが支援する国民参加型事業であ る。

2. 事業の仕組み

●概要

シニア海外ボランティア派遣事業は、対象国に対し要 望調査を実施し、当該国から要請に基づき、国内で募集・ 選考した技術技能を有する派遣時に40歳から69歳までの 中高年者を、訓練の上、相手国に派遣する事業である。 1990年の発足以来、2012年度までに71か国に累計5,138 名を派遣した。実施はJICAが担当している。

● ボランティアの派遣

実際の派遣に際しては、各相手国からの具体的な要請 書に基づいて、国内において募集・選考が行われる。派 遣の形態には長期派遣、短期派遣の2種類がある。長期 派遣は、年2回募集が行われ面接、健康診断、語学試験 などの2回の選考を経て合否が判定される。合格者は、 国際協力、任国事情、語学等を内容とする35日間の長期 青年海外協力隊との派遣前合同訓練を受けた上で1年ま たは2年間の任期で派遣される。また、短期派遣は、長 期派遣と同様に面接、健康診断、語学試験などの2回の 選考を経て合否が判定される。合格者は2日間~最大5日 間の研修を受けた上で、年4回に分けて1年未満の任期で 派遣される。

3. 最近の活動内容

●概要

2012年度には、67か国で新規・継続を合わせ793名の ボランティアが協力活動を行った。2013年6月末現在の 派遣中ボランティアは61か国に433名である。

● 年齢別・分野別実績

2012年度に活動をしたボランティア(新規)の年齢別 人数の比率は、60~64歳が最も多く39.4%となっている。

地域別実績

(単位:人)

					(羊瓜・バ)
年度	地域名	新規	継続	合計	帰国
	アジア	78	237	315	130
1	中東	30	51	81	44
2 0	アフリカ	13	43	56	22
1 1	北米·中南米	91	218	309	113
年度	大洋州	28	81	109	41
	欧州	6	5	11	2
	合 計	246	635	881	352
	アジア	81	185	266	113
1	中東	14	37	51	15
2 0	アフリカ	24	34	58	23
12年度	北米·中南米	104	196	300	108
	大洋州	39	68	107	45
度	欧州	2	9	11	2
	合 計	264	529	793	306

● 分野別実績

(単位:人)

年度	分類名	新規	継続	合計	帰国
	計画•行政	25	71	96	44
	公共·公益事業	42	93	135	53
	農林水産	25	79	104	44
2	鉱工業	24	86	110	50
2 0	エネルギー	2	9	11	4
1	商業·観光	34	72	106	35
年度	人的資源	65	138	203	69
	保健•医療	7	37	44	16
	社会福祉	8	36	44	25
	その他	14	14	28	12
	合 計	246	635	881	352
	計画•行政	34	52	86	31
	公共•公益事業	41	82	123	42
	農林水産	23	60	83	36
)	鉱工業	34	59	93	42
2 0	エネルギー	3	7	10	6
12年度	商業·観光	35	71	106	37
皇	人的資源	48	135	183	75
度	保健•医療	21	28	49	19
	社会福祉	18	19	37	14
	その他	7	16	23	4
	合 計	264	529	793	306

新規、継続、帰国の分類方法

新規:2012年度中に新規に派遣された者 継続:①2011年度もしくはそれ以前に派遣された者で、2013年度も しくはそれ以降に帰国する予定の者、と②2011年度もしくは それ以前に派遣された者で、2013年度中に帰国した者、との

帰国:上述継続の②、 と2012年度に新規に派遣された者のうち、 2012年度中に帰国した者、との合計

●その他

2012年度に新たにスワジランド、タンザニア、ミャン マーが派遣国に加わった。

4. より詳細な情報

● 書籍等

・月刊誌「クロスロード」等

● ホームページ

JICA: http://www.jica.go.jp/index.html

⑥ 開発計画調査型技術協力(開発調査)事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期・経緯

開発計画調査型技術協力は、2008年の新JICAの発足に 伴い、協力準備調査(将来の協力案件(資金協力等)の 形成を目的とする調査)が導入されたことにより、旧開 発調査注1を以下3つの分類に整理したことで制度化され たもの。

- ①政策立案または公共事業計画策定支援(日本の資金協 力を必ずしも想定しない)を目的とした「開発計画調 查型技術協力」
- ②キャパシティ・ディベロップメント(能力向上)を目 的とした「技術協力プロジェクト」
- ③将来の協力案件形成(主に資金協力)あるいは事前準 備を目的とした「協力準備調査」

●目的

開発途上国の政策立案や公共事業計画策定の支援を目 的とし、合わせて調査の実施過程を通じ、相手国のカウ ンターパートに対し調査・分析手法や計画策定手法等の 技術移転を図る。

2. 事業の仕組み

●概 要

開発計画調査型技術協力は、開発途上国の開発計画に 対し、学識経験者やコンサルタント等から成る調査団を 派遣して現地協議/調査(データ収集等)と現地/国内 での分析作業の上、計画の策定・提言を行う。開発途上 国は、開発計画調査型技術協力の結果に基づき、①提言 内容を活用してセクター・地域開発、復旧・復興計画を 策定する、②国際機関等からの資金調達により計画(プ ロジェクト)を実施する、③提言された組織改革、制度 改革を行うこと等が期待されている。

主な事業の種類と内容は次のとおりである。

(1) 政策立案または公共事業計画策定支援を目的とした マスタープラン調査(M/P) および政策支援調査

マスタープラン調査では、国全体または特定地域に 関するセクター別の長期開発計画や特定地域の総合的 な開発基本戦略を策定する(通常、15年~20年後を目 標年次とする)。政策支援調査では、金融・財政改革、 法制度整備、国営企業民営化等、市場経済化政策等の

計画策を支援する。

(2) 緊急支援調查

自然災害発生等に対して基礎インフラの復興等の迅 速な支援を行う。

- (3) 先方政府ないし他のドナー(世界銀行・ADBほか) による事業化を想定したフィージビリティ調査 (F/S) 個々のプロジェクトが技術的、経済的、社会的に、 さらには環境等の側面から見て実行可能であるか否か を検証し、最適な事業計画を策定する。
- (4) その他(地形図作成、地下水調査等)の調査

● 審査・決定プロセス

日本の在外公館を通じて要請が提出された案件の中か ら、日本の援助政策および相手国の開発政策との整合性、 プロジェクトの内容、効果について検討を行い、実施案 件を選定する。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施決定後は、JICAが実際の調査を行う。JICA は通常、専門家等から成る調査団を派遣して開発途上国 の政府機関と調査内容等についての協議を行い、調査範 囲、内容、方法等を定めた実施細則を署名・交換する。 その後、JICAが選定したコンサルタント等が実施細則に基 づく調査を開発途上国側実施期間と協力して実施し、提 言内容等に関する調査報告書を開発途上国側に提出する。

3. 最近の活動内容

概要

2012年度は、新規および継続案件を合わせて計89件の 開発調査および開発計画調査型技術協力を実施した。

地域別実績

(単位:件、%)

地域	2011年度		2012年度	
地 蚁	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
アジア	36	34.0	27	30.3
中東・北アフリカ	13	12.3	9	10.1
サブサハラ・アフリカ	45	42.5	44	49.4
中南米	9	8.5	5	5.6
大洋州	1	0.9	1	1.1
欧州	2	1.9	3	3.4
合 計	106	100.0	89	100.0

注1: 旧開発調査は1962年に海外技術協力事業団(現独立行政法人国際協力機構)が設立された後に外務省の委託調査を引き継ぎ、さらに通商産業省から 海外開発計画調査が委託され、政府ベースによる技術協力の一環として形成された。

2012年度に実施した主な分野および案件の例は次のとおり。

マスタープラン調査の例として、ネパール「シンズリ 道路沿線高価値農業普及促進マスタープラン作成プロ ジェクト」による、シンズリ道路沿線の農村住民の生計 向上のための、2020年を目標年次とする農畜産品の商業 化に向けた開発戦略策定への協力、カンボジア「プノン ペン都総合交通計画プロジェクト」による、交通渋滞や 交通事故の解消・軽減によるプノンペンの道路交通状況 改善のための、2035年を目標年次とするプノンペンの総 合都市交通計画の策定への協力、マラウイ「水資源マス タープラン策定能力強化プロジェクト」による、より良 い水資源管理を実践するための、2025年を目標年次とす るマラウイ国の全国水資源マスタープラン策定への協 力、モザンビーク「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェ クト」による、ナカラ経済回廊における適切な開発と投 資を促進するための開発戦略策定への協力を実施してい る。

緊急支援調査の例として、「アフリカの角(エチオピア、ケニア、ソマリア等)」地域の2010年秋ごろからの干ばつによる食料危機への対応として、エチオピア国において、干ばつ等気候変動に対する農村地域の対応能力を強化するために、調査および実証事業を通じた開発計画策定を行う「農村地域における対応能力強化緊急開発計画策定プロジェクト」を実施している。また、2011年下期にタイを襲った大規模な洪水を受け、洪水後の復興および洪水被害の再発防止の観点から中長期的なタイの洪水対策を支援するため、マスタープランの見直し、洪水管理システムの構築、治水対策を踏まえたチャオプラヤ川

氾濫域での農業・農村被害軽減のためのガイドライン作成等を行う「チャオプラヤ川流域洪水対策プロジェクト」を実施しているほか、南スーダン国「アッパーナイル州マラカルタウン社会経済基盤インフラ総合開発および緊急支援計画策定プロジェクト」が挙げられる。内戦で壊滅的な被害を受けた北部中核都市であるマラカルタウンの経済インフラ復旧計画の策定と緊急リハビリ事業を実施している。

その他の調査の例として、ブルキナファソ「デジタル 地形図作成プロジェクト」による鉱物資源開発や畜産業 の振興、環境保全の観点から計画的、戦略的な開発を念 頭に置いた国土基本図整備の重要性が高い同国北部地域 のデジタル地形図作成への協力を実施している。

● 分野別実績

(件数ベース)

分類名	2011年度		2012年度	
刀規石	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
経済基盤開発	40	37.7	38	42.7
産業開発・公共政策	19	17.9	7	7.9
人間開発	0	0.0	0	0.0
地球環境	26	24.5	25	28.1
農村開発	21	19.8	19	21.3
その他	0	0.0	0	0.0
合 計	106	100.0	89	100.0

4.より詳細な情報

● ホームページ

JICA: http://www.jica.go.jp

⑦ 国民参加協力推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2002年度に、草の根技術協力事業を創設するとともに、 従来の国民参加型協力関連事業を整理統合した。

● 経緯・目的

国民参加型の協力を促進する上で、国際協力への理解と参加を促し、地域の持つ経験やノウハウを活かした国際協力を拡充するべく、市民参加協力支援事業として、 国民に対する様々な情報提供と啓発活動を実施している。

2. 事業の仕組み

●概要

(1) 開発教育支援

子どもから大人まで、市民一人ひとりが開発・環境・ 平和などの地球規模の問題に関心を持ち、また考える 機会を提供するため、開発教育支援事業を実施してい る。また、これまで国際協力の経験がなかった団体・ 個人に対して、国際協力への参加を支援するとともに、 国際協力に参加しやすい環境を整備することに主眼を 置き、国際協力経験者による体験談を含むセミナー・ ワークショップなどを通じた情報提供や啓発を行って いる。

具体的事業としては次のとおり。

- 国際協力出前講座
- ・国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト
- グローバル教育コンクール
- 国際協力レポーター
- 教師海外研修
- 開発教育指導者研修
- ·JICA施設訪問
- ・国際協力(ODA)実体験プログラム
- ・市民向けイベントセミナー
- ・グローバルフェスタJAPAN(外務省、JICA、JANIC による共催)

(2) 連携·研修

開発途上国側の多様化するニーズに対応し、草の根 レベルに届く協力を実施するためにも、NGO、自治体、 大学等と、相互の人材や知見を活かした事業の促進、 連携を深めるための取組を行っている。また、組織の 運営や活動の充実強化のために、研修などの機会を提 供し、活動の支援を行っている。

具体的事業としては次のとおり。

〈対話〉

NGO-JICA協議会

〈NGO活動支援〉

- ・NGO-JICAジャパンデスク NGOが開発途上国で活動を行う際の情報提供や、 NGOとJICAの連携促進を行っている。
- ・NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー 派遣
- ・NGO組織強化のためのアドバイザー派遣

〈NGO向け研修〉

- ・組織力アップ! NGO人材育成研修
- ・国際協力担当者のためのPCMを活用したプロジェ クト運営基礎セミナー(2011年度に「NGO、地方 自治体、大学等における国際協力担当者のための PCM研修」から改称)

〈地方自治体支援プログラム〉

・省庁・自治体職員等のための国際協力基礎研修

(3) 国際協力推進員

自治体が実施する国際協力事業の活動拠点に配置さ れ、広報および啓発活動の推進、自治体の国際協力事 業との連携促進、JICA事業への支援を行い、国際協力 に関心を持つ地域の自治体、NGO、市民などからの様々 な相談に応じている。推進員の活動により、地域での 経験やノウハウを活かして国際協力への一歩を踏み出 す自治体やNGOも出ている。

(4) 草の根技術協力事業

草の根技術協力事業には、団体の規模や種類に応じ て、次の3つのメニューがある。

ア 草の根パートナー型

開発途上国への支援について、一定の実績がある NGOや大学などの団体が、これまでの活動を通じ て蓄積した経験や技術に基づいて提案する国際協 力活動を支援するもの。

事業規模は5年以内で1億円以内。

イ 草の根協力支援型

開発途上国への支援実績が少ないものの、団体の アイディアや国内での活動実績を活かしてNGO等 の団体が行う国際協力活動を支援するもの。

事業規模は3年以内で2,500万円以内。

ウ 地域提案型

地方自治体からの事業提案によって、日本の地域 社会が持つノウハウ・経験を活かしながら、開発 途上国での技術指導や現地からの研修員の受入れ を通して、開発途上国の人々や地域の発展に貢献 する協力活動を支援するもの。

事業規模は3年以内で3,000万円以内。

● 審査・決定プロセス

前述(4)のプロセスは次のとおり。

ア 草の根パートナー型

事業提案書をJICA国内機関で受け付けて、関係機 関および外部有識者等からのコメントを踏まえ、 年2回選考を実施。

イ 草の根協力支援型

事業提案書をJICA国内機関で受け付け、関係機関 および外部有識者等からのコメントを踏まえ、年 2回選考を実施。

ウ 地域提案型

事業提案をJICA国内機関で受け付け、年1回選考 を実施。

● 決定後の案件実施の仕組み

草の根技術協力事業では提案案件が正式に採択とな り、活動の実施に移るのは、協力対象国からその協力に ついての了承が取り付けられ、提案団体と事業委託契約 が締結された時点となる。

3. 最近の活動内容

2012年度実勢は次のとおり。

(1) ODA出前講座(外務省): 40件/5,750名国際協力出前講座(JICA): 1,927件/18万1,861名中学生・高校生エッセイコンテスト: 応募総数7万3,195点

グローバル教育コンクール:492件(写真・映像部

門438件、レポート部門54件) 教師海外研修:20コース/173名

開発教育指導者研修:270件/13,644名

JICA施設訪問:1,204件

国際協力(ODA) 実体験プログラム:46件/841名 グローバルフェスタJAPAN:来場者数約10万人

(2) 連携・研修

〈対話〉

·NGO-JICA協議会:4回

〈NGO活動支援〉

- ・NGO-JICAジャパンデスク:21か国
- NGO海外プロジェクト強化のためのアドバイザー 派遣:6件
- NGO組織強化のためのアドバイザー派遣:13件 〈NGO向け研修〉
 - ・組織力アップ! NGO人材育成研修:15名
 - ・NGO、地方自治体、大学等国際協力担当者のためのPCM研修:308名
- (3) 草の根技術協力事業
 - ア 草の根パートナー型 2012年度は、101件実施(うち新規案件27件)。
 - イ 草の根協力支援型 2012年度は、29件実施(うち新規案件10件)。
 - ウ 地域提案型 2012年度は、76件実施(うち新規案件26件)。

⑧ 留学生交流の推進事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1954年に国費外国人留学生の受入れが開始された。

● 経緯・目的

1983年には「留学生受入れ10万人計画」が策定され、 国費外国人留学生受入れの整備、私費外国人留学生への 援助、留学生に対する教育、研究指導の充実等の施策を 講じてきた。

2008年7月には、「留学生30万人計画」骨子を策定し、関係省庁の連携の下、留学前の動機付けから卒業後の進路に至るまで、体系的な施策の展開を図ることとしている。

こうした施策の下、留学生数は、2012年5月では約13 万8千人となっている。

留学生交流の推進は、開発途上国の人材養成への貢献、 日本と諸外国との友好親善関係の増進を図るとともに、 日本の高等教育機関の教育・研究の高度化、国際化に資 するものである。

2. 事業の仕組みおよび最近の活動内容

● 国費外国人留学生受入れの整備

開発途上国を中心に、世界各国より前途有望な青年を 日本に招聘し、高等教育機関で教育や研究を行わせる事 業であり、研究留学生、教員研修留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム(いずれも大学院レベル)、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生(いずれも学部レベル)の7つのプログラムから構成される。2011年度および2012年度の新規受入れ留学生数は、下記のとおりである。

年度	受入国•地域数	新規受入留学生数
2011	160	4,439人
2012	160	4,463人

● 私費外国人留学生への援助

日本の高等教育機関および日本語教育機関に在籍する 私費外国人留学生を支援するため学習奨励費の給付を 行った。

● 留学生に対する教育、研究指導の充実等

国際的に魅力のある留学生受入れプログラムを実施する大学に対する国費外国人留学生(研究留学生)の優先配置、地域社会・日本人学生との交流事業の実施、帰国留学生のフォローアップを含めた卒業後の活躍の場の拡大を図っている。さらに、日本留学希望者に最新で的確な情報を提供し、日本への留学の促進を図るため、日本留学フェア・セミナーを海外13か国・地域、19都市で開催した。

● 留学生宿舎の確保

良質で低廉な宿舎を確保するため、大学等が留学生の ために民間宿舎を借り上げる際、助成する「留学生借り 上げ宿舎支援事業」等により宿舎の確保が図られた。

● 主要国からの留学生受入実績

(1) 国費外国人留学生制度(日本の政府開発援助対象国 中上位10か国)

(単位:人)

(単位:人)

国•地域名	2011年度
中国	1,735
インドネシア	634
ベトナム	619
タイ	601
バングラデシュ	383
モンゴル	278
フィリピン	223
インド	212
マレーシア	187
ブラジル	179

国•地域名	2012年度
中国	1,411
インドネシア	609
タイ	572
ベトナム	556
バングラデシュ	328
モンゴル	251
フィリピン	205
インド	190
ブラジル	171
マレーシア	162

(2) 文部科学省外国人留学生学習奨励費給付制度(日本の政府開発援助対象国中上位10か国)

(単位:人)

(単位:人)

国•地域名	2011年度
中国	9,149
ベトナム	389
ネパール	160
タイ	142
ミャンマー	98
インドネシア	95
マレーシア	89
バングラデシュ	81
モンゴル	66
スリランカ	52

国•地域名	2012年度
中国	7,977
ベトナム	404
インドネシア	177
タイ	149
ネパール	132
マレーシア	108
ミャンマー	91
バングラデシュ	58
インド	55
スリランカ	54

3. より詳細な情報

● ホームページ

・(独) 日本学生支援機構:http://www.jasso.go.jp

9 海外開発計画調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1962年度

● 経緯・目的

開発途上国に対する援助のあり方に関しては、資金援助だけでは経済開発は実現されないことから、開発計画の策定、人材の育成等を中心とした技術協力の重要性が指摘されている。

このような状況において、日本としても一層積極的に 開発途上国に対する技術協力に取り組む必要があり、特 に国づくりの基礎となる鉱工業分野における協力の重要 な手段である海外開発計画調査の必要性は大きい。

開発計画調査には、その性格上、マスタープラン、フィージビリティ調査があり、それぞれ要請国の政策決定、開発計画を実行に移す際の重要な判断材料として役立つばかりでなく、国際金融機関等の資金協力を得る際の基礎資料ともなり、さらに調査の実施を通して現地カウンターパートに対する技術の移転に資することもあって、開発途上国の期待はきわめて大きい。従来のエネルギー・資源開発、工業開発に関する調査に加え、最近では、中小企業振興、貿易・投資の促進を図るための経済制度構築

に関する調査、国際的な環境問題解決のための調査等の 比重が大きくなっている。

2. 事業の仕組み

●概 要

JICAに事業を委託し、JICAの実施する開発調査事業(本節2. 事業の概要 ⑥開発計画調査型技術協力事業を参照)の一環として実施。

● 審査・決定プロセス

相手国政府の要請を受け、必要な場合はJICAが要請内容確認等のための準備調査を行った上で外務省、経済産業省、JICAから成る案件採択会議を開催し、採択案件を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

相手国カウンターパートと調査に係る実施細則(S/W)を署名交換し、この内容に従って、経済産業省および JICAの監督下、主にコンサルタントから成る調査団を相 手国に派遣し、相手国カウンターパートと協力して現地 調査等を実施し、調査結果を最終報告書としてとりまとめ、相手国に提出する。

3. 最近の活動内容

2011年度17件、2012年度14件の調査を実施。

	2012年度	
(1)	技術調査団	2チーム
(2)	エネルギー・環境対策調査団	2チーム
(3)	事業効率促進等調査団	10チーム
	計	14チーム

4. より詳細な情報

● ホームページ

• JICA: http://www.jica.go.jp

⑩ 新興市場開拓(旧:経済産業)人材育成支援事業(研修事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

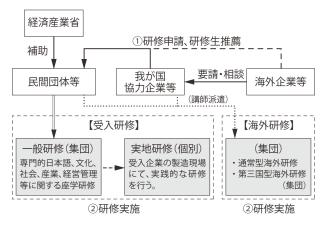
● 開始時期

2012年度

● 経緯・目的

開発途上国から民間ベースによって受け入れる産業技術者等に対し受入研修事業および開発途上国の現地技術者に対し海外研修事業等を実施することによって、開発途上国の産業技術水準の向上および経済の発展に寄与する。

2. 産業技術研修生に対する受入研修事業の仕組み



●概 要

民間団体等に対し経済産業省から補助金を交付し、事業を実施する。

開発途上国から、産業技術者等の受入れを行い、これら研修生に対し日本語、日本文化等の一般研修を実施した後、研修分野に応じて受入企業内にて実地研修を行う。

● 審査・決定プロセス

研修生および研修生派遣を希望する海外企業等から、 研修申込書類の提出を受け、これを受理・精査し審査委 員会で受入れの可否等を審査する。

審杳基準 (抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国および地域の者
- (2) 大学卒またはこれに準ずる学力もしくは職歴を有する者で、研修終了後、管理監督または指導的な職務につくことが予定され、または期待される者
- (3) 原則として20歳以上50歳以下の心身健康な者
- 決定後の案件実施の仕組み

審査結果 (承認) 通知を実施した後、事務手続きに入る。 研修査証申請→研修査証取得→研修生来日

3. 研修生受入実績(地域別)

(単位:人)

地域	2011年度	2012年度
アジア	2,388	1,751
中東・北アフリカ	43	3
サブサハラ・アフリカ	69	41
中南米	115	104
大洋州	0	3
欧州	12	32
計	2,627	1,934

4. より詳細な情報

● 2012年度事業実施者ホームページ

・(一財)海外産業人材育成協会 http://www.hidajapan.or.jp/index.html

※本事業は、2012年度から「⑪経済産業人材育成事業(専門家派遣事業)」と統合。

⑪ 新興市場開拓(旧:経済産業)人材育成支援事業(専門家派遣事業)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

2012年度

経緯・目的

開発途上国の民間企業等からの要請を受け、日本の技術 者または経営専門家等を派遣し、現地企業内等で技術指導 を行うことによって、開発途上国の経済発展に寄与する。

2. 産業技術等向上支援専門家派遣事業の仕組み

●概 要

民間団体等に対し経済産業省から補助金を交付し、実 施を実施する。

開発途上国における日系企業の現地事業展開の円滑 化、開発途上国の経済産業人材育成支援、企業の経営・ 技術向上支援のため、開発途上国の企業、民間団体等に 日本の専門家を派遣し、助言・指導を行う。

● 審査・決定プロセス

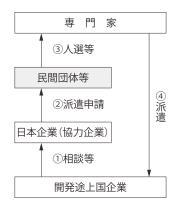
専門家派遣を希望する企業・団体等から、派遣申込書 の提出を受け、受理・精査した後、資格・審査委員会に 派遣の可否を諮り、決定する。

審査基準 (抜粋)

- (1) DACの定める開発途上国の企業・団体であること。
- (2) 派遣対象の企業・団体は、その国の産業発展に貢献 できること。
- (3) 専門家は開発途上国における技術指導に熱意があり、 専門分野について十分な知識、経験を有すること。
- 決定後の案件実施の仕組み

審査結果(承認)通知後、事務手続きに入る。

- (1) 受入企業、専門家ならびに専門家の所属企業との契 約書作成
- (2) パスポート・ビザの取得
- (3) 専門家出発



3. 最近の活動内容

● 専門家派遣実績

(単位:人)

地域	2011年度	2012年度
アジア	89	127
計	89	127

4. より詳細な情報

■ 2011年度事業実施者ホームページ

• (一財)海外産業人材育成協会 http://www.hidajapan.or.jp/index.html

※本事業は、2012年度から「⑩経済産業人材育成支援事 業(研修事業)」と統合

12 貿易投資円滑化支援事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

2003年度

● 経緯・目的

我が国の経済発展の基盤となった経済制度や技術等に 係るノウハウ等を開発途上国に移転するため、現地業界 関係者等に対する研修および派遣専門家による指導を行 う。また、我が国で確立した制度や技術等の現地におけ る適合可能性に係る実証試験を行い、現地に展開する際

の課題等を抽出する。

2. 事業の仕組み

●概 要

民間団体等に対し経済産業省から委託し、開発途上国 と我が国との貿易・投資の活性化に資する現地における ビジネス環境の整備に向け、我が国の経済発展の基盤と なった経済制度・技術等の整備・普及を行う事業を実施 する。

● 審査・決定プロセス

実施事業者については民間団体等を対象に公募を実施 する。実施する事業については、経済産業省により研修 事業、専門家派遣事業、実証事業それぞれにおいてテー マ・プロジェクト等を設定。有識者によって構成される 案件審査委員会によって審議を行い、採択を決定する。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

目的に応じて、研修事業、専門家派遣事業、実証事業 を実施。

3. 最近の活動内容

2012年度実施件数

事 業	相手国	件 数
研修事業	ODA対象国	61件
専門家派遣事業	ODA対象国	25件
実証事業	ODA対象国	6件

13 共同資源開発基礎調査事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

開始時期

2004年度

経緯・目的

本調査は、資源保有開発途上国の民間企業等と共同で 行う資源開発調査を通じて、日本が有する資源開発に関 する技術・ノウハウ等の技術移転等を行い、相手国の人 材育成を行うとともに、日本への鉱物資源の安定供給確 保を図るものである。

2. 事業の仕組み

●概要

共同資源開発基礎調査事業は、(1)資源開発調査、(2)戦 略的鉱種調査、(3)鉱物資源広域調査、(4)プロジェクト選 定調査、(5)安全対策等調査および(6)事前調査の各調査、 等から構成され、その概要は次のとおりである。

(1) 資源開発調査

鉱物資源賦存の可能性を解明するために資源保有開 発途上国の資源探査実施機関と共同で調査を行うもの であり、地質調査、地化学探査、物理探査、ボーリン グ調査等を行うとともに、地質調査技術者に対して探 査技術に関する人材育成を行う。

(2) 戦略的鉱種調査

資源政策上重要とされる鉱種の賦存可能性につい て、専門家派遣、共同解析者受入れ等により、既存デー タ解析、衛星画像解析、地質調査等を行うとともに、 地質調査技術者に対して探査技術に関する人材育成を 行う。

(3) 鉱物資源広域調査

広域にわたり鉱物資源賦存のポテンシャル評価と有

望鉱床の抽出を行うことを目的として衛星画像解析、 空中物理探査等を行うとともに、地質調査技術者に対 して探査技術に関する人材育成を行う。

(4) プロジェクト選定調査

鉱物資源開発を効率的に推進するため、資源賦存の 可能性が高い開発途上国等について現地調査等による 情報を収集し、資源開発調査等へのプロジェクト形成 を行う。

(5) 安全対策等調査

資源開発調査等の各調査事業を安全に遂行するた め、調査地域の安全情報を収集するとともに、調査に おける安全対策を行う。

(6) 事前調査

資源開発調査等を開始するに当たり、相手国関係機 関と事業内容についての細目を定めるもの。

●審査・決定プロセスおよび決定後の案件実施の仕組み 相手国機関等(政府機関、鉱山公社、海外地質調査機 関等を含む) からの要請のあった案件または日本自らが 優良案件を発掘し、相手機関と調査内容の条件を交渉し、 日本への鉱物資源の安定供給および相手国の経済発展に 資するものを優先的に採択する。

3. 最近の活動内容

●概 要

2004年度から2007年度の間、また2010年度以降、(独) 石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)への直接 委託として実施。2008年度から2009年度は一般競争入札 でJOGMECが落札し事業を実施。日本自らの案件発掘、 調査実施後の成果の日本企業への引き継ぎ等、日本への 鉱物資源の安定供給および相手国の経済発展に資する事

業を行っている。

実績

2010年度は予算額12億3,000万円。新たにフィリピン 等2地域を加えた9か国15地域において調査を実施。

2011年度は予算額8億9,000万円。南米、東南アジアを中心に計7か国・8地域において調査を実施。

2012年度は予算額6億7,000万円。南米、東南アジアを

中心に計7か国・7地域において調査を実施

4. より詳細な情報

● ホームページ

・(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構 http://www.jogmec.go.jp/

(4) 地球環境適応型・本邦技術活用型産業物流インフラ整備等事業

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1998年度

● 経緯・目的

開発途上国における地球環境保全対策、経済社会インフラ等への支援に関しては、案件の発掘・形成のための協力および調査の充実、日本のすぐれた技術・ノウハウ等の一層の活用等を図ることが重要である。

しかし、円借款案件はそもそも商業性、収益性が極めて低く、また、円借款案件を発掘・形成した企業が必ずしも事業に参画できるとは限らないため、案件本体の実施・受注が確定する前にフィージビリティ・スタディ(F/S)を実施すれば、採算面で大きなリスクを伴うこととなる。同様に、途上国における民活型経済インフラ整備事業についても、事業の実施主体に大きな初期投資が求められるなどコスト・リスクが大きいこと、途上国側の関連法制度等の事業環境整備が十分でないこと等から、日本企業の参画が進展していない。案件の初期段階においてF/Sを作成することが困難である。

そこで、F/S段階において、かかるリスクを政府が負担し、日本の優れた技術・ノウハウ等の活用が可能な地球環境対策プロジェクト等の発掘、形成を積極的に促進することで、途上国の発展のボトルネックとなっている産業・物流インフラの整備を推進すべく本事業が創設された。

また、F/Sのみならず、成長が期待され日系企業からのインフラ整備の要望が高い国・地域において、今後の日系工業団地開発やそれに伴う進出企業支援をし、インフラ事業の受注機会を創出することが必要であり、政策対話実施による相手国政府との関係強化を図って、国内インフラ事業者の海外展開を促進する。

2. 事業の仕組み

●概 要

【円借款案件および民活インフラ案件形成等調査事業】 途上国における産業・物流インフラの整備や資源権益 確保を図るため、我が国の優れた技術・ノウハウを活用 する円借款や民活プロジェクトの迅速な形成を促進する ための案件発掘・形成調査を実施する。

【中核拠点開発推進事業】

外国政府との間で政策対話を設定し、インフラ整備に 係る日本の技術・ノウハウを活かしたアクションプラン を提案するとともに、トップセールス、官民政策対話、 セミナー・ミッション等を実施する。

● 審査・決定プロセスおよび決定後の案件実施の仕組み

経済産業省がテーマ・プロジェクト等を設定し、一般競争入札を実施する。円借款案件および民活インフラ案件形成等調査事業は、採択された提案企業等が、具体的なプロジェクトの実行可能性について、案件の発掘・形成に資するF/Sを行い、相手国関係者への働きかけや日本の円借款関係者の事前検討等に活用される。中核拠点開発推進事業は、対象とする相手国との間で、政府対話、セミナー・ミッション等を実施する。

3. 最近の活動内容

【円借款案件および民活インフラ案件形成等調査事業】 2012年度は5件の調査を実施した。

【中核拠点開発推進事業】

2012年度はインド周辺地域を対象に新たな中核拠点整備に関する基礎調査を実施した。

国際緊急援助 第5節

主な事業概要と実績

災害援助等協力事業(国際緊急援助) 注:ただし、緊急無償資金協力を除く

1. 事業 (国際緊急援助隊) の開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」の 施行により国際緊急援助隊が創設。

経緯・目的

海外の災害救援活動を行う人員を迅速に派遣する体制 が必要であるとの認識の下、外務省は関係省庁ほか国内 の病院、医療団体の協力を得て、海外の災害に医療チー ムを迅速に派遣するシステムを作ることとし、1982年、 国際救急医療チーム(JMTDR: Japan Medical Team for Disaster Relief) を設立した。

その後、1985年のメキシコ地震等に対する援助の経験 から、医療関係者のほかに救助、災害復旧の専門家を含 む、より総合的な国際緊急援助体制の整備が必要である との認識が深まり、1987年9月、「国際緊急援助隊の派遣 に関する法律」が国際協力の推進に寄与することを目的 として施行された。

さらに、1992年6月には、国際緊急援助体制の一層の 充実を図るため、自衛隊の技能、経験、組織的な機能を 国際緊急援助活動に活用することを可能にする同法の改 正が行われた。

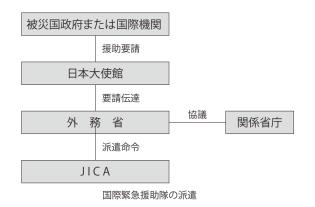
2. 事業の仕組み

● 国際緊急援助隊の概要

国際緊急援助隊には、被災者の捜索・救助活動を行う 救助チーム、医療活動(防疫活動を含む)を行う医療チー ム、災害応急対策および災害復旧のための活動を行う専 門家チーム、ならびに特に必要な場合に派遣される自衛 隊の部隊がある。

● 審査・決定のプロセス

海外で大規模な災害が発生し、被災国政府等から日本 に対して援助要請があった場合、要請の内容、災害の規 模・種類等に応じて緊急援助の内容、規模について検討 を行い、関係行政機関等との協議を経て決定する。援助 要請から決定までのプロセスの例は次のとおり。



3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度は、国際緊急援助隊の派遣はなかった。 2011年度の主な援助案件の概要は次のとおり。

(1) ロシア連邦ハバロフスク地方における工場火災事故 に対する緊急援助

2011年8月7日、ロシア連邦ハバロフスク地方の石油 精製工場で火災事故が発生し、5名が負傷、うち2名は 全身火傷を負うという被害が発生した。

これに対し、日本政府はロシア政府からの要請を受 けて国際緊急援助隊専門家チーム(火傷治療専門家) を8月11日~14日に派遣した。

(2) タイにおける洪水被害に対する緊急援助

2011年7月下旬より豪雨に見舞われ、タイ北部・中 部を中心に広い範囲で洪水が発生した。被害は徐々に 拡大していき、10月以降はタイ中央部を中心に冠水被 害が発生し、死者は800人を超えるまでになった。

これに対し、日本政府は、国際緊急援助隊専門家チー ムの派遣を決定。洪水対策の専門家として、10月26日 ~11月2日まで地下鉄施設専門家(2名)を、10月26日 ~11月19日まで上水道施設専門家(4名)を、10月27 日~11月2日まで空港施設専門家(2名)を派遣した。 そして11月2日~12月27日まで延べ51名の排水ポンプ 車チームを派遣した。排水ポンプ車チームは、11月19 日から12月20日までの約1か月にわたり、バンコク近 郊の工業団地、住宅地等の冠水地域においてタイ政府

の排水活動を支援した。

活動終了後にバンコクで行われた終了式典では、工業大臣より日タイ間の絆がさらに深まった旨述べられ、排水活動を行った地区の代表等より心温まる感謝の念が表された。

● 実績

年度	国際緊急援助隊の派遣	緊急援助物資の供与
2010 年度	11チーム(746名) ・パキスタンにおける洪水被害(医療チーム、自衛隊部隊) ・インドネシアにおけるジャワ島中部メラピ火山噴火による被害(専門家チーム) ・ニュージーランド南島における地震被害(救助チーム、専門家チーム、自衛隊部隊)	15件 (2億2,000万円相当)
2011 年度	5チーム(61名) ・ロシア連邦ハバロフスク地方における石油精製工場火災事故(専門家チーム) ・タイにおける洪水被害(専門家チーム)	19件 (4億300万円相当)
2012 年度	なし	17件 (3億4,500万円相当)

4. 緊急援助物資の供与

海外での災害発生後、日本に対して支援要請があった場合、検討の上、被害者の当面の生活を支援するために必要な物資を供与する。供与に備え、JICAはテント、毛布等の物資を海外6カ所(シンガポール、マイアミ、フランクフルト、アクラ、ドバイおよびスバン)の倉庫に備蓄している。

11月のキューバにおけるハリケーン被害や12月のフィリピンにおける台風被害など合計17件、総額約3億4,500万円相当の緊急援助物資供与を行った。

5. より詳細な情報

● ホームページ

- 外務省・国際緊急援助:http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jindo/jindoushien2_3.html
- (独) 国際協力機構(JICA) 国際緊急援助: http://www.jica.go.jp/index.html

第6節 NGOが実施する開発援助関連事業への支援

1 実績

図表28 2012年度地域·国別日本NGO連携無償資金協力

国·地域名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
東アジア地域		7811 1		O, C MANAGEN
中国	2012年 6月 8日	汚水処理支援等による農民の生活環境 改善事業(第二期)	特定非営利活動法人 中日文化経済交流協会	48,981,566
インドネシア	2013年 3月 1日	零細漁民のための持続可能な生活向上 プログラム(第2期)	特定非営利活動法人 All Life Line Net	6,397,227
	2013年 2月 8日	南スラウェシ州シンジャイ県における酪 農技術向上支援事業	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	23,318,847
	2012年 7月18日	スラカルタ市の障害者支援団体に対す る障害児用中古車椅子供与計画	特定非営利活動法人 海外に子ども用車椅子を送る会	2,100,769
ベトナム	2013年 2月20日	母子健康に影響する感染症の予防を目 的とした地方予防センターの保健,衛生 従事者等の人材教育(2年次)	特定非営利活動法人 バイオメディカルサイエンス 研究会	29,783,457
	2012年12月19日	最貧困層のための地場の食料確保と栄 養改善事業	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	32,897,907
	2012年12月18日	北部・中部3省における少数民族の初等 教育改善事業	公益財団法人 プラン・ジャパン	49,451,958
	2012年11月30日	ディエンビエン省における妊産婦・新生 児の健康改善事業	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	61,094,169
	2012年 7月26日	持続的農業の実践による貧困世帯の生 計改善事業	特定非営利活動法人 Seed to Table	6,912,864
カンボジア	2013年 2月19日	スバイリエン州農産物組合(SAC)の持続的な経営体制の確立を通じた農村における貧困削減事業	特定非営利活動法人 IVY	19,415,376
	2013年 2月 4日	リハビリテーションセンターと障害児支援施設に対する障害児用中古車椅子供 与計画	特定非営利活動法人海外に子ども用車椅子を送る会	2,078,776
	2012年11月 1日	国立小児病院手術棟拡張支援事業	公益財団法人 国際開発救援財団	34,363,926
	2012年10月19日	2012年度タケオ州等における不発弾処 理促進事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	59,988,357
	2012年 9月 6日	2012年度バッタンバン州における地雷 処理促進事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	67,988,403
	2012年 6月25日	コンポントム州母子保健改善に向けた 健康な村づくり事業 フェーズII	特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン	9,868,068
ラオス	2012年11月30日	ルアンパバーン県における住民参加に よる学校教育環境改善事業	公益社団法人 シャンティ国際ボランティア会	19,601,514
	2012年11月29日	小中学校における図書活用強化事業 (第2期)	特定非営利活動法人 ラオスのこども	13,165,659
	2012年 8月 1日	ポンホン地区看護師を対象とした口腔 保健能力向上プロジェクト	特定非営利活動法人 歯科医学教育国際支援機構	19,977,211
	2012年 7月20日	アッタプー県における不発弾処理促進 事業(第2次)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	37,893,825

国•地域名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
ラオス	2012年 7月20日	チャンパサック県パクソン郡における不 発弾処理事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	71,575,083
	2012年 5月28日	ラオス障害者就労支援事業	特定非営利活動法人 アジアの障害者活動を支援す る会	15,689,295
モンゴル	2013年 3月 1日	中等理科教育の質の向上プロジェクト (第2期)	特定非営利活動法人 All Life Line Net	13,182,426
	2012年 8月14日	子どもにやさしい幼稚園推進プロジェクト(フェーズ2)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	46,483,875
タイ	2012年11月15日	チェンマイ県 子宮頸がん・乳がん早期 発見・適切治療推進事業	特定非営利活動法人 ピープルズ・ホープ・ジャパン	10,015,166
ミャンマー	2013年 3月 1日	母と子のための地域に根ざした総合的 な母子保健事業(第2期)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	97,373,868
	2013年 2月12日	ヤンゴン管区における障害者のための 就労・就学促進事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	42,917,995
	2013年 2月 8日	マグウェ地域パコク郡西部における「Healthy Village」プロジェクト(フェーズ2)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	43,545,976
	2013年 1月10日	シャン州ナムトゥ郡における健康希求行動改善プロジェクト(フェーズ1)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	42,327,643
	2012年12月25日	ミャンマー中央乾燥地マグウェ地域に おける生活用水供給事業	特定非営利活動法人 ブリッジ エーシア ジャパン	47,059,429
	2012年10月24日	母乳・補助食の栄養指導と生計向上支援 事業(第3期)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	24,861,531
	2012年 6月29日	ミャンマー視覚障害者自立支援事業 (第3期)	特定非営利活動法人 ジャパンハート	75,149,178
	2012年 6月26日	ライダマティタグ尼寺付属小学校建設 計画	特定非営利活動法人 南東アジア交流協会	12,241,104
	2012年 6月21日	コーカン自治地域における母子保健事 業(フェーズ3)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	35,387,602
	2012年 6月 5日	マンダレー地域メティラ郡における生計向上プログラム(フェーズ3)	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	12,211,478
	2012年 6月 5日	国立リハビリテーション病院に対する障害児用中古車椅子供与計画	特定非営利活動法人 海外に子ども用車椅子を送る会	1,228,490
東ティモール	2013年 2月28日	ボボナロ県における水・衛生環境改善事業	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	49,341,879
	2013年 2月18日	東ティモール自動車整備士養成事業 (第3期)	特定非営利活動法人 日本地雷処理・復興支援センター	29,357,235
	2012年12月17日	エルメラ県,ディリ県の初等教育課程に おける保健教育推進プロジェクト	特定非営利活動法人 シェア=国際保健協力市民の会	28,510,947
	2012年 6月21日	山間部農民の生計向上事業	特定非営利活動法人 パルシック	23,641,794
フィリピン	2013年 2月 8日	ヌエバ・ビスカヤ州における有機・減農薬 農産物の生産を通じた貧困農民の生計 向上支援	特定非営利活動法人 ジーエルエム・インスティ チュート	22,153,095
	2013年 2月 8日	ミンダナオ島先住民族の子どもたちの 地域開発プロジェクト	特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター	19,496,133
	2012年11月23日	ミンダナオ島紛争地ピキットにおける教育を通じた平和構築事業(フェーズ2)	特定非営利活動法人 アジア日本相互交流センター	53,001,621
	2012年 8月23日	ピネダーグティエレス小学校増築計画	特定非営利活動法人 愛知レスキュー	8,719,245

国·地域名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
西ででは、		太川石	다쒸띱단지세	ので言言
ネパール	2013年 3月 1日	カトマンズ盆地におけるレストラン児童 労働の予防と削減プロジェクト (第2年次)	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による 海外協力の会	8,969,373
	2013年 2月21日	新生児・妊産婦健康改善のための病院建設・医療スタッフスキル向上トレーニング事業	特定非営利活動法人 ADRA Japan	57,760,695
	2012年11月30日	シッダールタ母子専門病院周産期医療 向上事業	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	44,556,804
	2012年 7月 5日	シンズリ郡丘陵地域における環境調和型 農業を通じた農民の生計向上支援事業	特定非営利活動法人 ジーエルエム・インスティ チュート	19,984,563
パキスタン	2013年 2月22日	マンセラ郡における教育環境整備・向上を通じた学校教育強化事業(第3期)	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	97,123,383
バングラデ シュ	2013年 2月25日	ジョソール県非感染症疾患リスク低減 事業	特定非営利活動法人 アジア砒素ネットワーク	19,997,210
	2013年 2月20日	住民主体の災害リスク軽減プロジェクト	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による 海外協力の会	13,444,778
	2013年 2月20日	ダッカ、チッタゴンにおける家事使用人 として働く少女支援プロジェクト (第3年次)	特定非営利活動法人 シャプラニール=市民による 海外協力の会	16,317,912
	2012年12月12日	ピロジュプール県における女性のエン パワメント事業	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	22,395,167
スリランカ	2013年 3月 5日	ムライティブ県帰還民の生活再建緊急 支援事業	特定非営利活動法人 パルシック	10,017,788
	2013年 2月20日	トリンコマレ県国内避難民再定住地域に おけるコミュニティ生計支援事業第3期	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	51,586,794
	2013年 2月 1日	スリランカ北部および東部における帰 還民生計回復支援事業	特定非営利活動法人 ジェン	58,609,008
中東地域				
ヨルダン	2013年 2月14日	ザルカ県ハシミーヤ市における青少年のための「職業訓練センター」の設立・運営事業(フェーズ3)	公益社団法人 日本国際民間協力会	42,473,079
	2013年 2月12日	アンマン及び地方のユースセンターに おける青少年の健全育成及び教育支援 事業(第3期)		25,608,798
アフガニス タン	2013年 2月26日	アフガニスタン市民社会の能力強化事 業(第1期)	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	51,144,595
	2013年 2月 6日	ナンガルハル県北東部における女性と子 どもの健康を守る住民主体の生活改善 事業(第3期)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	53,881,783
	2012年 9月 4日	パルワン県における地雷·不発弾処理事業(第3次)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	50,070,896
イラン	2013年 1月28日	アフガニスタン難民及びイラン人貧困層のための「職業訓練センター」設立・運営事業	公益社団法人 日本国際民間協力会	37,283,687
イラク	2012年12月19日	イラク中部・北部における小中学校の教育環境整備および衛生促進事業 (第3フェーズ)	特定非営利活動法人 ジェン	83,450,566
	2012年 7月12日	イラク南部バスラ県におけるコミュニ ティ参画型学校修復・運営改善事業 (重点課題第2期)	公益社団法人 セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン	79,419,757

国•地域名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額
イラク	2012年 5月24日	イラク北部における小学校改築事業	特定非営利活動法人 ピースウィンズ・ジャパン	99,707,348
パレスチナ 自治区	2013年 3月 4日	ガザ地区農業セクターの復興と強化, 人材育成と環境保全型農業の普及事業 (3年次)	特定非営利活動法人 パレスチナ子どものキャン ペーン	62,617,212
	2013年 2月20日	ヘブロン青少年の心理ケアのための教育的市民社会ネットワーク拡充事業 (第2期・3期)	特定非営利活動法人 ピースビルダーズ	20,042,316
	2013年 1月30日	パレスチナ自治区西岸地域における子 ども・青少年育成事業(第2期)	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち	27,271,161
	2013年 1月17日	パレスチナ西岸地区ジェニン県における有機農法促進を通じた貧困削減事業	公益社団法人 日本国際民間協力会	42,554,727
	2012年 9月 5日	東エルサレムにおける学校・地域保健事 業(第1期)	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	21,082,842
アフリカ地域			#+	
アンゴラ	2012年 6月 1日	平成24年度ベンゴ州における地雷処理・ 地域復興支援事業	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	99,215,170
ガーナ	2012年12月18日	イースタン州コウ・イースト郡ヴォルタ 川地区リプロダクティブ・ヘルス向上プロジェクト(第2フェーズ)	公益財団法人ジョイセフ	89,567,235
ザンビア	2013年 1月11日	カフエ郡におけるHIV/エイズ対策事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	70,290,990
エチオピア	2012年 8月 1日	水供給・保健教育プロジェクト	特定非営利活動法人 ホープ・インターナショナル開発 機構	24,172,108
スーダン	2012年10月 1日	南コルドファン州の紛争被災民に対する 生活物資支援並びに生活再建支援事業	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	13,311,036
ケニア	2013年 3月 7日	ナイロビ市マザレ・スラムにおける民族 間の対立抑止のためのコミュニティ平和 構築事業(第2期)	特定非営利活動法人 日本紛争予防センター	37,579,707
	2013年 2月25日	ミグワニ県での住民参加による教育の 質的向上を通じた初等教育普及事業 (第3フェーズ)	特定非営利活動法人 アフリカ地域開発市民の会	34,753,698
	2013年 1月30日	ナイロビ州ランガタ県における都市型コ ミュニティヘルス改善事業(第3期)	特定非営利活動法人 チャイルドドクター・ジャパン	23,269,437
	2012年10月12日	農民組織の持続的な活性化に向けた「土 のう工法」を用いた農道整備事業	特定非営利活動法人 道普請人	28,172,610
	2012年 9月 5日	循環型社会に向けたリサイクルシステム構築支援プロジェクト	特定非営利活動法人 アフリカ児童教育基金の会	18,028,332
マラウイ	2013年 3月11日	ンチシ県母子保健関連施設整備事業	特定非営利活動法人 ワールド・ビジョン・ジャパン	78,423,195
	2012年12月13日	リロングウェ県における村落内総合保健 医療支援モデルの構築	公益社団法人 日本国際民間協力会	41,965,209
	2012年 9月12日	循環型農業と衛生改善による包括的な 環境保全型村落開発事業(第3フェーズ)	公益社団法人 日本国際民間協力会	30,244,995
ジンバブエ	2013年 2月25日	ミッドランド州ゴクウェ・ノース地区に おける水・衛生環境の改善事業	特定非営利活動法人 ADRA Japan	60,522,597
南アフリカ	2013年 3月 1日	南アフリカ共和国へ中古移動図書館車 を寄贈する事業	特定非営利活動法人 Sapesi-Japan	4,227,643
	2012年11月29日	住民参加型HIV/エイズ予防啓発活動およびHIV陽性者支援強化事業	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター	27,848,803

国•地域名	G/C 締結日	案件名	被供与団体名	G/C 締結額	
中南米地域	中南米地域				
ハイチ	2013年 2月 8日	ポルトープランス市における小学校の 衛生環境改善事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	50,576,238	
	2013年 1月18日	パルム地域における水管理委員会の設立・強化を通じた水衛生環境改善事業	特定非営利活動法人ジェン	54,059,562	
パラグアイ	2013年 1月17日	アスンシオン市バニャード・スール地区 における地域保健改善事業	特定非営利活動法人 ADRA Japan	21,336,939	
ホンジュラ ス	2013年 2月14日	首都テグシガルパ市における青少年育成を通じた安全なコミュニティづくり支援事業	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	29,334,636	
	2012年 8月 1日	母子保健センター利用促進プロジェクト	特定非営利活動法人 AMDA社会開発機構	33,187,563	
大洋州地域					
パラオ	2012年12月 4日	コロール州周辺海域における不発弾 (ERW)処理事業(第1期)	特定非営利活動法人 日本地雷処理を支援する会	59,369,031	
中央アジア地域					
タジキスタン	2012年12月 4日	タジキスタンにおける障害者のためのリ ハビリテーション改善事業	特定非営利活動法人 難民を助ける会	49,965,660	
合計 計32か国・1地域/92件/45団体				3,467,546,603	

図表 29 NGO事業補助金事業実績(団体別)

2012年度 (単位:円)

申請団体	事業区分	実施国	実績額
(特活)アジア砒素ネットワーク	プロジェクト調査事業	バングラデシュ	1,441,648
(特活)アジア母子福祉協会	プロジェクト調査事業	マダガスカル	483,440
(特活) ADRA Japan	プロジェクト調査事業	ジンバブエ	973,757
(公財)オイスカ	国内における国際協力関連事業	日本	1,510,609
	国内における国際協力関連事業	日本	1,488,258
(公財)国際開発救援財団	プロジェクト調査事業	カンボジア	463,599
(特活)国際協力NGOセンター	国内における国際協力関連事業	日本	1,069,540
(公社)シャンティ国際ボランティア会	海外における国際協力関連事業	カンボジア	716,209
(特活)JHP・学校をつくる会	国内における国際協力関連事業	日本	1,162,675
(公社)セカンドハンド	海外における国際協力関連事業	カンボジア	317,165
(特活)名古屋NGOセンター	国内における国際協力関連事業	日本	1,952,758
(特活)難民を助ける会	国内における国際協力関連事業	日本	250,381
(特活)日本口唇口蓋裂協会	プロジェクト調査事業	インドネシア	799,825
(特活)日本国際ボランティアセンター	プロジェクト調査事業	スーダン	769,639
(特活)日本地雷処理を支援する会	プロジェクト調査事業	パラオ	860,811
(特活)ピープルズ・ホープ・ジャパン	プロジェクト調査事業	タイ	398,549
(特活)リボーン・京都	プロジェクト調査事業	ルワンダ	1,287,098
(特活)ワールド・ビジョン・ジャパン	国内における国際協力関連事業	日本	545,160
	プロジェクト調査事業	エルサルバドル,スリランカ,カンボジア,インド,タイ,ルワンダ,フィリピン,モンゴル,コンゴ(民)	1,962,326
17団体/19件 合計			

図表30 各省庁のNGO関連事業概要と実績

2012年度 (単位:百万円)

省庁	事業名(金額)	事業概要
hl strviv	草の根・人間の安全保障無 償資金協力 (9,351)	開発途上国において地方自治体、NGO等が実施する人間の安全保障の理念を踏まえた小規模な草の根レベルの事業に対し、必要な資金を供与する無償資金協力。
	日本NGO連携無償資金協力 (3,468)	日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発協力プロジェクト に対して資金供与を行うもの。
外務省	NGO事業補助金	開発途上国においてNGOが実施する開発協力事業に関連し、NGOが行うプロジェクト企画調査、プロジェクト評価および国内外において実施する研修会、講習等、NGOの事業促進に資する活動の支援を行う。
	NGO活動環境整備支援事業 (149)	日本のNGOの事業実施能力や専門性の向上につながる活動に対して支援を 行う。
農林水産省	途上国持続可能な森林経営 推進事業 (途上国森づくり事業) (74)	企業、NGOによる海外森林保全活動を推進するため、活動候補地の情報収集や活動事例の情報共有のためのワークショップ等の開催を行う。また、貧困問題から森林の過剰利用等により荒廃した森林等の復旧・保全を支援するため、情報収集・整備、人材育成研修、現地実証活動を通じた技術指針の作成を行う。

② 事業の概要

国際開発協力関係民間公益団体補助金(NGO事業補助金)

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1989年度、NGO事業補助金として創設。

経緯・目的

日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力プロジェ クトを支援するために1989年度に導入された。以後、 NGOプロジェクトを支援する主要な制度として長年にわ たり大きな役割を果たしてきたが、行政改革に伴う国庫 補助金の廃止・削減の一環として、開発協力事業のうち 事業促進支援を除くその他の支援については、2003年度 をもって終了した。

2. 事業の仕組み

●概 要

本補助金は、日本のNGOを対象に、海外における経済 社会開発事業に関連し、事業の形成や事業後の評価、お よび国内外における研修会や講習会等に対し、その事業 費の一部を補助する制度である。

本補助金の1件当たりの交付額は、30万円以上200万円 以下とし、交付要綱に定める補助対象事業に基づきNGO が申請した事業に対し、当該総事業費の2分の1以下かつ 交付要綱に定める補助対象経費の範囲で、交付額が決定 される。

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関 する法律(昭和30年法律第179号)」に基づき実施される。 補助対象事業は、次のとおりである。

- (1) プロジェクト調査事業
- (2) 国内における国際協力関連事業
- (3) 海外における国際協力関連事業

● 審査・決定プロセス

毎年、年度当初に公募(外務省政府開発援助ホームペー ジ等に掲載)を開始し、応募締切までの間、随時補助金 申請の受付を行う。

本補助金の申請は、NGOから外務省国際協力局民間援 助連携室に対して事業計画書および添付書類等の提出を もって行われ、申請事業は以下の諸条件等に基づく外務 省における審査を経て、採否が決定される。採択された 団体は外務大臣(主管:国際協力局民間援助連携室)に 対して補助金交付申請書および添付書類等の提出を行 い、所要の審査を経て補助金の交付が決定される。

(1) 補助対象団体

日本のNGOで、次の要件を満たす団体。

ア 開発途上国における開発協力事業を主な活動目 的とし、法人格を有する日本のNGO。

(登記上、法人本部の住所が日本国内にあるNPO法 人、公益社団・財団法人または一般社団・財団法 人であること)

- イ 団体として、補助金適正化法等に基づく事業を 実施し、管理する能力を有すること。
- ウ 政治的、営利的および宗教的活動は類似の行為 も含めて一切行っていないこと。
- (2) 事業審査の基本的な考え方
 - ア 事業の実施を通じて、申請団体が開発途上国に おいて行う草の根レベルの開発協力事業の効率 性・効果性を高めることができること。
 - イ 申請団体が十分な実施体制を有していること。
 - ウ 申請事業を行うことによって期待される効果が 明確であること。
 - エ 事業の実施に当たっては、ジェンダーの観点等 に配慮していること。

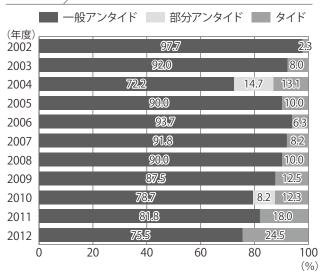
(3) 事業実施期間

日本政府の当該会計年度内に終了することを要す る。

第7節 有償資金協力

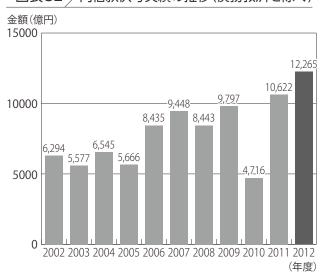
1 実績

図表31〉円借款の調達条件の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

図表32〉円借款供与実績の推移(債務救済を除く)



* 交換公文ベース。

図表 33 > 2012年度までの累計で見た円借款供与額上位30か国

(交換公文ベース、債務救済を除く、単位:百万円)

順位	国•地域名	供与金額合計
1	インドネシア	4,639,788
2	インド	4,091,360
3	中国	3,316,486
4	フィリピン	2,352,188
5	タイ	2,198,621
6	ベトナム	2,079,490
7	マレーシア	976,038
8	パキスタン	975,993
9	バングラデシュ	945,649
10	スリランカ	916,609
11	韓国	645,527
12	エジプト	610,836
13	トルコ	609,201
14	ミャンマー	601,853
15	イラク	489,424
16	ペルー	424,514
17	ブラジル	416,359
18	ケニア	298,513
19	モロッコ	281,001
20	チュニジア	245,157
21	メキシコ	229,568
22	ヨルダン	216,659
23	シリア	156,305
24	ウズベキスタン	143,042
25	パラグアイ	138,260
26	ガーナ	125,091
27	ルーマニア	118,240
28	アゼルバイジャン	101,162
29	カザフスタン	95,149
30	イラン	81,028

図表34 2012年度円借款供与額上位10か国

(交換公文ベース、債務救済を除く、単位:億円)

順位	国•地域名	供与金額合計
1	インド	3,531.06
2	ベトナム	2,029.26
3	ミャンマー	1,988.81
4	バングラデシュ	1,663.76
5	イラク	670.30
6	フィリピン	618.09
7	スリランカ	411.07
8	ケニア	276.91
9	ペルー	211.49
10	インドネシア	154.90

* 1966年より累計

図表35〉円借款実績

1. 地域別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円、%)

年 度	200	38	200)9	20	10	20	11	20	12
地域	金額	構成比								
アジア	7,066	83.7	6,783	69.2	3,448	73.1	8,659	81.5	10,548	86.0
(うちASEAN)	(3,045)	(32.6)	(3,407)	(34.8)	(2,052)	(34.9)	(4,345)	(40.9)	(4,791)	(39.1)
サブサハラ・アフリカ	442	5.2	534	5.5	508	10.8	161	1.5	472	3.8
中南米	221	2.6	299	3.1	339	7.2	576	5.4	211	1.7
中東・北アフリカ	604	7.2	1,552	15.8	421	8.9	943	8.9	901	7.3
東欧	111	1.3	545	5.6	0	0	283	2.7	0	0.0
大洋州・その他	0	0.0	83	0.8	0	0	0	0	133	1.1
合 計	8,444	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0

^{*1} サブサハラ・アフリカ地域の実績には、アフリカ開発銀行向け円借款を含む。 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2. 形態別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円、%)

年 度	200	08	20	09	20	10	20	11	20	12
形態	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
プロジェクト	7,837	92.8	8,489	86.7	4,092	86.8	10,456	98.4	9,744	79.4
ノン・プロジェクト	606	7.2	1,308	13.3	624	13.2	166	1.6	2,521	20.6
商品借款	0	0.0	0	0	50	1.1	0	0	0	0
構造調整融資等	606	7.2	1,308	13.3	574	12.2	166	1.6	2,521	20.6
合 計	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0

3. 調達方式別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円、%)

	年 度	200	08	200	09	20	10	20	11	20	12
調道	達方式	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
—	ピアンタイド	7,603	90.0	8,568	87.5	3,713	78.7	8,689	81.8	9,266	75.5
タイ	イド	840	10.0	1,229	12.5	1,002	21.3	1,934	18.2	2,999	24.5
	部分アンタイド	0	0.0	0	0	386	8.2	0	0	0	0
	二国間タイド	0	0.0	0	0	34	0.7	24	0.2	0	0
	日本タイド	840	10.0	1,229	12.5	581	12.3	1,910	18	2,999	24.5
	合 計	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0

^{*} 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

4. 平均条件(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円、%)

年 度 平均条件	2008	2009	2010	2011	2012
金利(%)	0.77	0.76	0.64	0.74	0.49
償還期間(年)	32.0	33.3	31.8	32.5	35.9
据置期間(年)	9.1	9.4	8.8	9.3	9.8
グラント・エレメント(G.E.)(%)	74.43	76.46	74.61	75.50	80.64

^{*} 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。 注:ツーステップローンは、「プロジェクト」の形態に含めている。

5. 所得段階別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円、%)

	年 度	200	08	200	09	20	10	20	11	20	12
所	得段階	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
後	発開発途上国(LDCs)	508	6.0	714	7.3	152	3.2	845	8.0	3,961	32.3
	(うち貧困国)	(508)	(6.0)	(714)	(7.3)	(152)	(3.2)	(729)	(6.9)	(3,883)	(31.7)
	(うち貧困国以外)	(0)	(0.0)	(0)	(0.0)	(0)	0.0	(116)	(1.1)	(78)	(0.6)
貧[五開発途上国	3,672	43.5	2,067	21.1	1,396	29.6	0	0.0	277	2.3
低	所得開発途上国	2,547	30.2	5,665	57.8	1,088	23.1	6,584	62.0	5,644	46.0
中原	所得開発途上国	1,396	16.5	727	7.4	1,333	28.3	1,801	17.0	1,962	16.0
中	進国	0	0.0	625	6.4	134	2.8	570	5.4	421	3.4
70	の他	321	3.8	0	0	612	13.0	821	7.7	0	0.0
	合 計	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0

^{*1 「}その他」の実績には、アフリカ開発銀行向けの円借款を含む。 *2 四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

6. 分野別(債務救済を除く)

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円、%)

年 度	200	08	200)9	20	10	20	11	20	12
分野	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
(農林水産業)	227	2.7	231	2.4	369	7.8	939	8.8	191	1.6
農林業	52	0.6	200	2.0	138	2.9	451	4.2	0	0.0
水産業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
灌漑•治水	174	2.1	31	0.3	231	4.9	488	4.6	191	1.6
(鉱工業)	907	10.7	174	1.8	50	1.1	434	4.1	451	3.7
鉱業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	451	3.7
工業	907	10.7	174	1.8	50	1.1	434	4.1	0	0.0
(経済インフラ)	4,352	51.5	6,533	66.7	3,042	64.5	7,406	69.7	6,617	54.0
陸運	3,455	40.9	3,678	37.5	2,241	47.5	4,643	43.7	4,229	34.5
海運	0	0.0	72	0.7	0	0.0	119	1.1	218	1.8
航空	0	0.0	126	1.3	0	0.0	496	4.7	108	0.9
電力	897	10.6	2,657	27.1	801	17.0	2,148	20.2	1,945	15.9
ガス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
通信	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	117	1.0
(社会インフラ)	2,250	26.7	1,552	15.8	631	13.4	1,605	15.1	1,851	15.1
(構造調整)	681	8.1	1,308	13.3	574	12.2	166	1.6	2,521	20.6
(その他)	26	0.3	0	0.0	50	1.1	72	0.7	634	5.2
合計	8,443	100.0	9,797	100.0	4,716	100.0	10,622	100.0	12,265	100.0

〈主な対象分野の内容〉

スエススタンメプロリ合ク 農林業:農業総合開発、林業 灌漑・治水:灌漑、治水、洪水制御 工業:肥料工場、製鉄所(中小企業向けツーステップローン

四捨五入の関係で合計が一致しないことがある。

水産業:魚業基地整備 鉱業:石油開発、鉱山開発 陸運:道路、鉄道、橋梁建設

性性: 原始: 紫が見、偏米達成 航空: 空港建設 ガス: ガス開発 社会インフラ: 上下水道整備、医療施設、教育施設、環境、消防等 その他: 輸出促進 他

7. 債務救済実績

(交換公文ベース、東欧向けを含む、単位:億円)

年 度	2008	2009	2010	2011	2012
形態	金額	金額	金額	金額	金額
債務免除	894	69	104	957	1,153

^{*} JICA円借款(ODA債権)の免除実績

2 事業の概要

① 円借款

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1957年の旧日本輸出入銀行法改正によって、外国政府 等への融資制度が創設され、1958年に第1号案件に対し て融資が行われた。

経緯・目的

1957年以後、旧日本輸出入銀行が円借款業務を実施してきたが、1961年に旧海外経済協力基金(OECF)が設立されて以降は旧OECFが円借款業務の中心的役割を果たしてきた。1999年には、旧日本輸出入銀行と旧OECFが統合し、旧国際協力銀行(旧JBIC)が発足し、また、2008年10月には旧JBICが廃止され、同行の海外経済協力業務が、国際協力機構(JICA)法の改正によりJICAに継承された。円借款は、開発途上地域の政府・政府機関等に対し、経済社会の開発事業の実施や、経済安定に関する計画の達成に必要な資金を貸し付けるものである。

2. 事業の仕組み

● 概要

円借款は、開発途上地域等に対し長期・低利の緩やかな条件で開発資金を貸し付けるものである。

開発途上国の経済発展には、その土台としての経済社

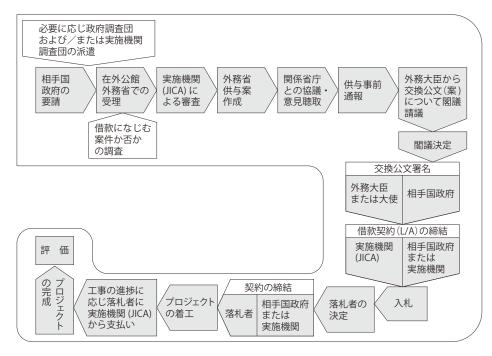
会インフラ整備が不可欠であり、経済社会インフラ整備 には開発資金が必要だが、開発途上国自身では十分な資 金を確保できない場合がある。また、アジア通貨危機の ように経済困難に陥った国については経済安定、経済構 造改革のための資金も必要である。

円借款は、このような開発のための資金需要に緩やかな条件で対応するものであり、返済義務を課す借款という形での援助を行うことにより、開発途上国の開発に対する主体性(オーナーシップ)を高め、開発途上国が自らの力で自立するための自助努力を支援するという大きな意義を有することに加え、供与先の国との間で債権債務関係を設定することで、その国との長期にわたる安定的な関係の基礎となるという外交政策上の重要な役割を担っている。

● 審査・決定プロセス

開発途上国政府から在外公館等を通じた要請がなされた後、外務省が中心となり、財務省、経済産業省等関係省庁およびJICAと協議しつつ検討が行われる。

その後、必要に応じて、政府調査団の派遣による相手 国政府との協議を経た後、原則としてJICAの審査ミッショ ンが派遣され、相手国政府、実施機関等との協議、調査 等を行う。JICAによる審査の結果を踏まえて借款供与額、 条件等が決定され、その内容が相手国政府に事前通報さ



れる。

続いて、政府間で交換公文が締結され、それを受けて、 JICAと相手国等借入人との間で借款契約の調印が行われる。

● 決定後の案件実施の仕組み

円借款案件においては、通常、設計、入札補助等のためにコンサルタントが借入国側によって雇用されるが、その場合は、国際的に行われている選定方法(ショートリスト方式等)によって選定される。続いて、プロジェクトに必要な資機材・サービスが、原則として、国際競争入札によって調達される。なお、こうした調達は借入国の責任において、JICAが公表しているガイドラインに沿って行われることとなっているが、JICAは、調達の各段階において必要に応じて、調達手続きの確認を行い、経済性、効率性、透明性および非差別の確保の原則に従った調達の確保を図っている。

借款資金の貸付は、事業の進捗に応じて実際に資金需要が発生したときに行われる。

プロジェクトの実施主体は、あくまで借入国側であるが、JICAはその円滑な実施に向け、必要に応じて適宜助言等を行って協力している。このような実施管理の重要性は年々高まっており、事業の効果的な実施のために特に必要と判断される場合には、追加的、補足的調査や技術支援を行うことがある。

プロジェクトの完成後は事後評価を実施し、そこから得られた教訓を日本政府、JICA内部、および相手国政府、実施機関にフィードバックし、その後のプロジェクトの形成、調査、実施、事後監理に役立てる。また、完成したプロジェクトの効果の持続あるいは一層の向上のために、借入国の求めに応じ調査や技術支援を行うことがある。

3. 最近の活動内容

(実績数字はすべて借款契約(L/A)ベース)

● 承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2011	9,490	6,097	6,287
2012	12,229	8,644	7,891
累計	292,232	219,953	103,942

*1 JICA分。承諾額、実行額については、債務救済分を除く。 *2 輸銀借款については数字持ち合わせ無し。

4. より詳細な情報

● 書籍等

•「国際協力機構年次報告書」

● ホームページ

JICA: http://www.jica.go.jp/

② 海外投融資

1. 事業の開始時期・経緯・目的

● 開始時期

1960年度の海外経済協力基金法の成立によって投融資 制度が創設され、1961年に第1号案件に対して出資承諾 を行った。

● 経緯・目的

1961年以後、旧海外経済協力基金が海外投融資業務を 実施してきたが、1999年の旧日本輸出入銀行との統合お よび2008年10月に国際協力機構(JICA)が旧国際協力銀 行(旧JBIC)の海外経済協力業務を継承したことにより、 現在はJICAが実施している。開発途上国の政府部門に対 して供与される円借款と共に、民間セクターが有する活 力・効率性を開発途上国の経済社会開発に活用するもの である。

2. 事業の仕組み

●概 要

海外投融資は、主として、民間セクターが開発途上地 域で実施する開発事業に対し、必要な資金を融資または 出資するものである。

民間企業が開発途上地域で開発事業を行う場合、様々 なリスクがあり、また高い収益が望めないことも多いた め、民間の金融機関から十分な資金が得られないことが ある。海外投融資は、そのような事業に出融資すること により、開発途上地域の開発を支援するものである。円 借款は政府ベースの経済協力により、開発途上地域の経 済社会開発を支援するものであるのに対し、海外投融資 は主として民間ベースの活動を通じて、開発途上地域の 開発に貢献するものである。

日本や開発途上地域の民間企業等への融資または出資 のほか、多国間協定に基づいて設立されたファンドや国 際機関の中に設けられたファンドへの出資も行っている。

なお、海外投融資は2001年12月に発表された特殊法人 等整理合理化計画において、基本的に、2001年度末まで に承諾された案件以外、出融資を行わないこととなって いた。しかし、民間セクターを通じて開発効果の高い新 しい需要に対応する必要性の高まりから、2010年6月に 再開が決定され、2011年3月にJICAによる民間企業に対 する海外投融資を試行的に再開した。その結果、2011年 には、パキスタンにおける貧困層向けマイクロファイナ ンス事業(小規模金融サービス)、ベトナムにおける産業

人再育成事業の2件について政府部内の審査を終了し、 同年10月に本格再開を果たしている。海外投融資本格再 開後の第1号案件として2013年1月には、「ベトナム国ロン アン省環境配慮型工業団地関連事業」の融資契約の調印 が行われた。

3. 最近の活動内容

承諾、実行および回収実績

(単位:億円)

年 度	承諾額	実行額	回収額
2011	4	0	111
2012	38	3	330
累計	5,249	4,726	3,972

* 承諾額、実行額については、債務救済分を除く。

● 海外投融資地域別承諾額

(単位:上段;億円、下段();%)

(十四:工权,121)、1枚(
年度地域	2011	2012	累計	
アジア	4	38	2,408	
	(100.0)	(100.0)	(45.9)	
中東・	0	0	442	
北アフリカ	(0.0)	(0.0)	(8.4)	
サブサハラ・	0	0	323	
アフリカ	(0.0)	(0.0)	(6.2)	
中毒 1/	0	0	1,439	
中南米	(0.0)	(0.0)	(27.4)	
オセアニア	0	0	111	
7 47 -7	(0.0)	(0.0)	(2.1)	
市団 スの仏	0	0	525	
東欧・その他	(0.0)	(0.0)	(10.0)	
△ =⊥	4	38	5,249	
合計	(100.0)	(100.0)	(100.0)	

- *1 債務救済分を除く。 *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

第8節 協力準備調査の実績と概要

1. 事業の開始時期・経緯・目的

2008年10月の新JICA発足に伴い、従来、技術協力、有 償資金協力、無償資金協力のそれぞれの援助手法が独自 に有していた案件の形成のために行う初期の準備段階の 調査プロセスを、3援助手法の相乗効果を発現させる観点 から原則として統一し、共通の調査プロセスとして「協 力準備調査」を導入した。

新JICA発足に当たって、「効率性・機動性」、「相乗効果」および「一体性」の原則を念頭に置きつつ、案件の実施を準備する段階の機動性・迅速性を確保することを主眼とした。

2. 事業の仕組み

● 概 要

日本の政府開発援助政策・戦略を踏まえ、また、開発 途上国のニーズや複雑化・高度化する開発課題に的確に 対応した協力を重点的かつ効果的に実施するため、援助 の実施前段階において、以下を内容とする協力準備調査 を行う。

- (1) 特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの作成。
- (2) 個別案件の形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件の妥当性・有効性・効率性等の確認。

● 決定プロセス

JICAは、相手国の開発方針、日本の政策やJICAの実施方針等を踏まえ、対象国および対象分野・課題の優先度、緊急度、効果、予算などの観点から総合的に検討を行い、案件形成が必要とされる開発課題を特定して協力準備調査を計画し、外務省と協議の上、その結果を踏まえて実施を決定する。

なお、協力準備調査の実施に当たっての基本的な考え 方は以下のとおり。

- ・各被援助国に対する重点分野の中で、被援助国の開発 計画・戦略や被援助国政府との政策協議の結果を踏ま えて開発課題を整理・分析し、日本が協力を行う必要 がある開発課題等を特定する。
- ・特定された開発課題に対し、3スキームの相乗効果の発現を念頭に、各援助手法の最適運用を踏まえた案件形成を図る。
- ・新政府開発援助中期政策等において、援助案件の形成・

選定では現地ODAタスクフォースの主導的役割が謳われていることを踏まえ、現地ODAタスクフォースの意向を可能な限り尊重する。

3. 最近の活動内容

●概 要

2012年度は、223件の協力準備調査を実施した(一部 調査は2013年度にも引き続き実施している)。

(参考)

2012年度にJICAが実施した協力準備調査の地域別実績は以下のとおり。

● 地域別実績

地域	協力準備調査数
アジア	143
中東・北アフリカ	14
サブサハラ・アフリカ	41
中南米	9
大洋州	9
欧州	3
全世界	4
合 計	223

- *1 アフガニスタンは中東・北アフリカ地域に計上。
- *2 「全世界」は地域横断的に実施するもの。

主な国際機関の概要 第9節

国連機関

① 国際連合(UN:United Nations)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1945年設立。日本は1956年に加盟。

● 経緯・目的

国際連合は、1944年8月から10月まで中国、ソ連、英国、 米国の代表によりワシントンのダンバートン・オークス において開かれた会議でその輪郭が形成された。国連憲 章は、1945年4月から6月まで連合国50か国の代表がサン フランシスコに会合し起草され、同年6月26日、調印さ れた。さらに同年10月24日、5大国(中国、フランス、ソ 連、英国、米国)とほかの署名国の過半数が同憲章を批 准し、国連は正式に発足した。

国連の目的は、①国際の平和および安全を維持するこ と、②人民の同権および自決の原則の尊重に基礎をおく 諸国間の友好関係を発展させること、③経済的、社会的、 文化的または人道的性質を有する国際問題を解決するこ と等について国際協力を達成すること、④これらの共通 の目的の達成に当たって、諸国の行動を調和するための 中心となること、である。

2. 機構

国連の主要機関は、総会、安全保障理事会、経済社会 理事会、信託統治理事会、国際司法裁判所および事務局 により構成される。そのうち、総会、安全保障理事会、 経済社会理事会の概要は以下のとおり。

●総 会

総会は国連の全加盟国によって構成される国連の主要 な審議機関である。総会は、国連憲章の範囲内にある問 題、または国連憲章に規定する機関の権限および任務に 関する問題について討議し、安全保障理事会が憲章に よって与えられた任務をいずれかの紛争または事態につ いて遂行している間を除き、加盟国もしくは安全保障理 事会またはこの両者に対して勧告することができる。各 国が1票を持ち、表決は国際の平和と安全の維持に関す る勧告、新加盟国の承認、予算問題など重要問題には出 席し、かつ投票する構成国の3分の2の多数が必要である

が、その他の問題は出席し、かつ投票する構成国の単純 多数決による。

● 安全保障理事会

安全保障理事会は、国際の平和と安全の維持について 主要な責任を負う機関である。その主な任務は、紛争当 事者に対して、紛争を平和的手段によって解決するよう 要請することや適当と認める解決条件を勧告すること、 事態の悪化を防ぐため必要または望ましい暫定措置に従 うよう当事者に要請すること、平和に対する脅威、平和 の破壊または侵略行為の存在を決定し、平和と安全の維 持と回復のために勧告を行うこと、経済制裁などの非軍 事的強制措置および軍事的強制措置を決定すること、等 である。中国、フランス、ロシア、英国、米国の常任理 事国5か国および任期2年の非常任理事国10か国で構成さ れる。理事国はそれぞれ1票を持ち、手続事項の決定に は少なくとも9か国の賛成が必要であり、実質事項の決 定には少なくとも9か国が賛成し、かつ、常任理事国の反 対(拒否権の行使)がないことが必要である。

経済社会理事会

経済社会理事会は、国連、専門機関等諸機関の経済的、 社会的活動を調整する機関である。経済社会理事会は、 経済、社会、文化、教育、保健、人権等の分野について、 研究および報告を行い、これらの事項について、総会、 加盟国および関係専門機関(国際労働機関(ILO)、国連 食糧農業機関(FAO)等)に勧告し、この勧告を通じて 専門機関の活動を調整することを主な任務としている。 理事会は3年の任期を持つ54か国の理事国で構成される。 表決は単純多数決で、各理事国は1票を持つ。

3. 日本との関係

● 安全保障理事会および経済社会理事会等における日本 の位置付け

安全保障理事会においては、日本は①1958年~1959年、 ②1966年~1967年、③1971年~1972年、④1975年~ 1976年、⑤1981年~1982年、⑥1987年~1988年、⑦ 1992年~1993年、⑧1997年~1998年、⑨2005年~2006 年、⑩2009年~2010年に、ブラジルとならんで全加盟国中最多の10回にわたり非常任理事国を務めた。安保理理事国15か国は、英語のアルファベット順で1か月ごとの輪番で議長国を務めることになっており、近年では、日本は2009年2月および2010年4月に議長国を務めた。

経済社会理事会においては1960年に初めて理事国となって以降、1960年~1965年、1968年~1970年、1972年~1980年、1982年~2011年の間合計16期理事国を務めた。また、2011年の選挙において再選され、2011年~2014年に17期目の任期を務めている。

● 邦人職員

国連事務局の専門職以上の日本人職員は、88名(衡平な地理的配分の原則が適用されるポストに就いている職員。全体の3%。2013年6月末現在)である。高須国連事務次長(管理局長)ほかが活躍している。

● 日本の財政負担

日本は国連の通常予算に対し、2012年約2億9,610万ドル、2013年約2億7,610万ドルの分担金を負担。なお、日本の国連通常予算分担率は、2012年は12.5%、2013年は10.8%である。

● 通常分担金(上位10か国)

(単位:%、百万ドル)

2012年			2013年			
国•地域名	分担率	分担額	国•地域名	分担率	分担額	
米国	22.0	568.8	米国	22.0	618.5	
日本	12.5	296.1	日本	10.8	276.1	
ドイツ	8.0	189.5	ドイツ	7.1	182.0	
英国	6.6	156.1	フランス	5.6	142.5	
フランス	6.1	144.7	英国	5.2	132.0	
イタリア	5.0	118.1	中国	5.1	131.2	
カナダ	3.2	75.8	イタリア	4.4	113.3	
中国	3.2	75.4	カナダ	3.0	76.0	
スペイン	3.2	75.1	スペイン	3.0	75.8	
メキシコ	2.4	55.7	ブラジル	2.9	74.8	
その他	27.8	656.9	その他	30.9	783.9	
合 計	100	2,412.0	合計	100	2,606.1	

4. より詳細な情報

●書籍等

・国際連合の基礎知識(国際連合広報局国際連合広報センター監訳)

●ホームページ

- ・国際連合 (UN) 本部: http://www.un.org
- ・駐日国際連合広報センター: http://www.unic.or.jp
- ・外務省国際機関人事センター: http://www.mofa-irc.go.jp
- 外務省ホームページ/いっしょに国連: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/together-un/

② 国連食糧農業機関(FAO: Food and Agriculture Organization of the United Nations)

1. 設立・経緯・目的および主な機能

● 設立の経緯および目的

国連食糧農業機関(FAO)は、1943年に開催された連合国食糧農業会議で、食料・農業に関する恒久的機関として設置が決定された。1945年10月16日に、FAO設立の根拠となる、FAO憲章署名のため、およびFAO第1回総会開催のための連合国代表会議が開催され、連合国34か国の署名によりFAO憲章が発効した。

FAOは人類の栄養および生活水準の向上、食料および 農産物の生産、流通および農村住民の生活条件の改善に より、拡大する世界経済への寄与を通じて、世界の食料 安全保障を達成し、人類を飢餓から解放することを目的 として活動している。2013年7月現在で194か国およびEU が加盟している(なお、ここでいう「農業」は、林業、 水産業を含み、以下、特別に断りがない場合は同様)。

● 主な機能

- (1) 国際条約等の執行機関としての国際的ルールの策定 (国際植物防疫条約 (IPPC)、コーデックス委員会等)
- (2) 国際的な検討の場の提供(総会、国際会議の開催等)
- (3) 世界の食料・農林水産物に関する調査分析および情報の収集・伝達(各種統計資料、世界食料農業白書、世界食料情報・早期警報システム(GIEWS)等)
- (4) 開発途上国に対する技術助言、技術協力(フィールド・プロジェクトの実施等)

2. 事業の仕組み

● 概 要

FAOの活動の財源は、加盟国の分担金により賄われる

通常予算と、各加盟国の任意拠出金および国連開発計画 (UNDP) 資金等による信託基金から成る。このうち、通 常予算は主として職員の給与、会議の開催、食料・農業 に関する調査分析、情報の収集・伝達、各国政府に対す る助言、フィールド事業の管理・支援等に向けられ、信託 基金は、主にフィールドレベルの技術協力等に利用され ている(一部のフィールド事業は通常予算によって実施さ れる(下記「3.最近の活動内容」内「主要な事業」を参照))。

● 意思決定機関

最高意思決定機関は、各加盟国の代表により構成され、 2年に1度開催される総会である。総会会期以外の期間に おいては、総会で選出された49か国の理事国で構成され る理事会が、その執行機関として総会に代わって活動す るほか、総会による議決を必要としない事項についての 決定等を行う仕組みとなっている。

通常予算はFAO事務局長の提案に基づき、2年を1期と する事業年度でとに総会で決定される。また、信託基金 で行われるフィールド事業等については、FAO事務局が 個別の案件を提案し、事業ごとに援助国側の判断により 拠出が決定される。

事業運営

通常予算については、定められた項目別に事務局が事 業を実施する。次期事業計画を含む事業運営および実施 状況については、技術的問題に対処するために設置され た7つの常設委員会(計画、財政、憲章法務、農業、林業、 水産および商品問題)で審議され、理事会、総会に報告 がなされる。

一方、信託基金については、FAO事務局が作成した事 業計画案について援助国とFAO事務局の間で約束文書を 取り交わした上で実施に移される。事業開始後は、事業 の進行状況について定期的に援助国に報告されるととも に、FAO事務局との調整の場が適宜持たれる。また、事 業終了時には評価ミッションが送られ、その成果につき 確認と報告がなされる。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

FAOは効率的な業務運営を確保するために2009年~ 2013年をめどとして改革に取り組んでおり、その一環と して、結果に基づく事業予算計画を2010年~2011年から 導入している。この計画においては、農業・林業・水産 業に関連する13の戦略項目を設定し、2012年~2013年事 業予算計画(通常予算)では8億3,776万ドルの予算が計 上されているほか、技術協力計画(後述)および地方組 織の能力構築のための予算が計上されている。これら戦 略項目の共通事業として農林水産統計や世界食料農業白 書等が作成されているほか、農業分野の主な取組として は、農業や農村開発のための投資の促進策の検討、国際 植物防疫条約(IPPC)事務局運営、コーデックス委員会 運営、越境性動物疾病(口蹄疫等)対策等に係る事業が 挙げられる。また、林業分野については、森林資源およ び林産物の評価・モニタリング・報告業務、国家森林計 画の策定と実施の支援等の事業が、水産分野については、 違法・無報告・無規制(IUU)漁業防止、「責任のある漁 業のための行動規範」の実施、水産資源の保存・管理・ モニタリング業務、養殖のための保全・管理・モニタリ ング等の事業が挙げられる。

なお、2012年1月より、ジョゼ・グラツィアーノ・ダ・ シルバ氏が事務局長に就任し、①飢餓の撲滅、②持続可 能な食料の生産と消費、③フードマネジメントにおける 公平性の増大、④FAO改革の完遂、⑤パートナーシップ および南南協力の拡大、という5つの柱の下で、FAOの運 営に取り組んでいる。

● 技術協力計画(TCP)の地域別実績

FAOでは、前述のとおり開発途上国に対し直接技術協 力等を行っており、その大部分は外部資金により行われ ている。一方で通常予算の中でも、開発途上国の要請に 迅速かつ柔軟に対応するため、技術協力計画(TCP)と して比較的短期、小規模のフィールド事業を行っている。 TCPは2012年~2013年事業予算計画(通常予算)では約 1億1,600万ドルの予算となっている。

● フィールド事業

FAOでは1950年代から飢餓対策として実践的な援助を 行ってきており、FAOの全予算の約半分を占める信託資 金の大部分がフィールドでの農村・農業開発事業等に使 用されている。近年、気象に起因する自然災害が多発し ており、2010年のパキスタンにおける洪水や2011年のア フリカの角地域における干ばつ等に対して、農民が作物 生産を可能にするためや、生計の糧となる家畜を救済す るなどの緊急援助を実施した。

4. 日本との関係

● 加盟および日本の位置付け

日本は、1951年11月の第6回総会において加盟が承認さ れた。日本は食料・農業問題を積極的に取り組むべき地 球規模の課題の一つととらえ、FAOの各種事業・活動に

積極的に協力・貢献してきており、資金面においても米国に次ぐ第2位の分担金を負担している。また、アジア太平洋地域における数少ない先進国であることからも、FAOにおける日本の役割は極めて大きなものとなっている。

さらに、日本は、1954年~1961年および1965年以降現在まで理事国を務めている。

● 事務局における邦人職員

FAOでは、2013年12月末現在で1,037名の職員(通常 予算から支出されている専門職以上の職員)が働いてい る。そのうち、邦人職員数は2013年12月末現在で28名(専 門職以上)であり、小沼廣幸アジア・太平洋事務所長等 が活躍している。

● 財政負担

2012年~2013年の分担金総額は約10億1,474万ドルであり、2012年の日本の分担額は、約3,123万ドルおよび約2,401万ユーロ(2004年より通貨別支払いとなっている。 分担率12.590%)となっている。

また、日本は、1980年以来、FAOが行うフィールド事業等を支援するため、任意の資金拠出を行ってきている。2011年(平成23年)には、対アフガニスタン無償資金協力、食料供給力強化に資する国際枠組み検討事業、途上国の生産能力向上等のための南南協力促進事業、気候変動下での食料安全保障地図活用事業、生態系に配慮した持続的漁業推進支援事業、アジアにおけるSPS(Sanitary and Phytosanitary:食品安全、動物衛生や植物防疫)関連対策・越境性感染症対策総合支援事業、国連森林フォーラムプロセス支援プログラム等の実施のために、総額約3億600

万ドルを拠出した。

● 通常分担金(上位10か国)

(単位:%、千ドル)

	2012年		2013年			
国·地域名	分担率	分担額	国·地域名	分担率	分担額	
米国	22.0	111,621	米国	22.0	111,621	
日本	12.6	63,878	日本	12.6	63,878	
ドイツ	8.1	40,874	ドイツ	8.1	40,874	
英国	6.6	33,669	英国	6.6	33,669	
フランス	6.2	31,213	フランス	6.2	31,213	
イタリア	5.0	25,485	イタリア	5.0	25,485	
カナダ	3.2	16,347	カナダ	3.2	16,347	
スペイン	3.2	16,256	中国	3.2	16,256	
中国	3.2	16,195	スペイン	3.2	16,195	
メキシコ	2.4	12,009	メキシコ	2.4	12,009	
合計	100	507,369	合計	100	507,369	

- *1 合計はその他の国を含む
- *2 FAOの会計年度は1期間2年であるため、2012年、2013年の分 担金総額は同じである。

5. より詳細な情報

● 書籍等

FAOでは、世界の食料情勢の報告として「世界食料農業白書」などを発行している。また、食料、農業、林業、水産業および栄養に関する統計については、印刷物以外にFAOのホームページでも情報提供されている。

● ホームページ

- ・国連食糧農業機関(FAO)本部:http://www.fao.org
- FAO日本事務所: http://www.fao.or.jp

③ 国連世界食糧計画(WFP:World Food Programme)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

1961年設立。

● 経緯・目的

1961年の第16回国連総会決議1714 (XVI) および第11 回国連食糧農業機関 (FAO) 総会決議1/61により、多数 国間食糧援助に関する国連およびFAOの共同計画として 1963年に発足。

国連世界食糧計画(WFP)は、国連唯一の食料支援機関であると同時に、世界最大の人道支援機関であり、世界の飢餓撲滅を使命として活動している。紛争等の人為的災害、あるいは干ばつや洪水等の自然災害に起因する

難民、国内避難民、被災者等に対する緊急食糧援助を行う。さらに、労働の対価として食料を配給する「Food for Work」や「学校給食プログラム」など地域社会の自立や人的資源開発を促す活動を行う。

2. 事業の仕組み

●概 要

①緊急食料援助、②中期救済復興援助、③開発事業(農村、人的資源開発)等において主として食料を通じて援助を実施している。

● 審査・決定プロセス

上記①に関しては、迅速な対応を要するため、事務局 長の承認により援助計画が確定される(食料価格が300 万ドルを超える場合にはFAO事務局長の承認も必要とな る)。また、②、③の分野に関しては、事務局で作成した 援助計画案を執行理事会において審査・承認を行う。

● 実施の仕組み

各援助計画に基づき、食料の調達、海上輸送、陸上輸 送を行い、現地政府・地方自治体、NGO等の協力を得て、 食料の配給を行う。

3. 最近の活動内容

● 活動の概要

2012年のWFPの活動規模は約44億ドルであり、約350万 トンの食料を世界80か国約9,720万人の人々に援助した。

発足以来、WFPの活動の中心は開発援助であったが、 近年、難民・被災民等への緊急食料援助(中期救済復興 援助を含む)が増加し、1990年以前にはWFP活動の中で 平均約3割にすぎなかった緊急食料援助活動が2005年に は全体の約8割に至っている。

なお、2013年3月現在、98か国に374事務所を有してお り、職員数は13,652名(うち国際専門職員は1,374名)で ある。

地域別実績

(単位:千ドル)

地 域	2011年	2012年
サブサハラ・アフリカ	2,180,900	2,677,966
アジア	796,289	771,925
中南米・カリブ諸国	282,025	159,539
中東・北アフリカ	275,331	346,684
東欧•CIS諸国	29,716	23,756
その他	204,729	168,234
合 計	3,768,990	4,148,105

出典:WFP事務局資料

分野別実績

(単位:千ドル)

分 野	2011年	2012年
開発援助	315,986	348,672
中期救済復興援助	1,557,969	1,885,322
緊急援助	1,367,243	1,403,214
その他	527,792	510,898
合 計	3,768,990	4,148,105

出典:WFP事務局資料

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

国連経済社会理事会またはFAO理事会より選出された 36か国より成る「執行理事会」(Executive Board)の下で、

援助計画案の審査・承認、WFP運営上の必要な措置の決 定、事務局予算の承認が行われる。日本はWFP発足以来 理事国として参加している。

邦人職員(邦人職員の全体に占める割合および幹部職員)

WFPの専門職以上の邦人職員は、2013年3月末現在39 名(全体の約3.0%)であり、アジア地域局長、インドネ シア事務所代表を筆頭にローマの本部および各国・地域 事務所において活躍している(うち、JPOは9名)。

● 財政負担(各国比較等、過去2年間暦年ベース)

日本は、WFP創設以来、資金拠出を行ってきている。 WFPの活動を高く評価しており、拠出額は2011年では2億 8,186万ドル (全体の7.7%)、2012年では1億9,075万ドル (全 体の4.8%)となっている。2012は第5位の拠出国であった。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2011年			20)12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	米国	34.1	1,240,525	米国	36.9	1,459,965
2	カナダ	8.1	294,961	EC	9.8	386,136
3	日本	7.7	281,863	カナダ	9.3	367,149
4	EC	7.1	257,920	英国	5.1	202,145
5	ドイツ	5.3	194,673	日本	4.8	190,749
6	英国	3.9	143,877	ドイツ	3.8	150,055
7	オーストラリア	3.9	141,715	国連	3.5	136,788
8	スウェーデン	2.5	91,594	オーストラリア	3.1	122,778
9	ブラジル	2.1	76,205	スウェーデン	2.4	95,181
10	オランダ	2.0	72,802	ブラジル	2.1	82,548
	合 計	100	3,651,125	合 計	100	3,960,247

出典:WFP事務局資料

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

援助の現場レベルで日本のNGO等との事業連携や、 JICAおよび青年海外協力隊との間での協力実績もある。

また、WFPは人間の安全保障基金を活用したプロジェ クトの実施を重視しており、2012年末までに計20件のプ ロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

書籍等

- ・「年次報告(Annual Report)」(英語) WFPの最近の活動を紹介している。例年夏に本部事 務局が発行(非売品、ホームページにも掲載あり)。
- 「国連WFP協会(JAWFP)ニュースレター」(日本語) 日本での広報・募金活動のほか、世界各地でのWFP の活動について紹介するニュースレター(4ページ、

合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

WFPと国連WFP協会事務局の共同発行)。

連絡先:WFP日本事務所 TEL:045-221-2510

● ホームページ

・WFP本部(ローマ): http://www.wfp.org

・WFP日本事務所: http://www.wfp.or.jp

上記ホームページからWFPおよび国連WFP協会の ニュースを毎週金曜日に登録者に配信するサービスに登録できる。

4 国連教育科学文化機関

(UNESCO: United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1946年11月設立。日本の資金協力は日本が加盟した1951年以来行われている。

● 経緯・目的

1945年11月、ロンドンにおいて採択されたユネスコ憲章(1946年11月発効)に基づき、教育、科学、文化における国際協力を通じて世界の平和と人類の福祉に貢献する国際機関として設立された。1946年12月には、国際連合との間に協定を締結し、国際連合と連携関係を持つ国連専門機関となった。

国連教育科学文化機関(UNESCO)の目的は、ユネスコ憲章第1条1項により、「国際連合憲章が世界の諸人民に対して人種、性、言語または宗教の差別なく確認している正義、法の支配、人権および基本的自由に対する普遍的な尊重を助長するために教育、科学および文化を通じて諸国民の間の協力を促進することによって、平和および安全に貢献すること」と定められている。

2. 事業の仕組み

●概 要

教育の普及、科学の振興、文化遺産の保護と活用、情報流通の促進等のために、規範・ガイドラインの策定、共同研究、会議・セミナーの開催、出版物の刊行、開発途上国援助等の活動を行っている。

その活動資金は、各加盟国からの分担金、任意拠出金等によって賄われており、2012年~2013年(1会計年度は暦年2年間)の通常予算(加盟国の分担金)は6億5,300万ドル、2012年の予算外資金(加盟国からの任意拠出金等)は約3億9,100万ドル(UNESCO調べ)である。

● 審査・決定プロセス

年に2回開催される執行委員会(58か国で構成)で、 次期総会(総会は2年に1度開催)に提出される事務局作 成の政策・事業・予算計画案等を審議、総会でその政策・ 事業・予算計画案等を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

4年の任期で選出される事務局長の監督の下で、事務局および各地域事務所がこれを実施する。また、UNESCOの活動は加盟各国の国内委員会、多数のNGO、学術機関等国際的民間団体、民間のパートナー等によっても支えられている。

3. 最近の活動内容

●概 要

2008年~2013年までの中期戦略において、万人のための質の高い教育と生涯学習の実現、持続可能な開発のための科学的知識と政策の動員、新しい社会的および倫理的な課題の取組、文化多様性と異文化間の対話および平和の文化の促進、情報とコミュニケーションを通じた包括的な知識社会の構築、以上の5つを重要目標として設定。これら基本戦略を具体化するために策定された2012年~2013年事業予算では、万人のための教育、災害への構えと軽減、世界の遺産の保護等が優先事業となっている。

2012年~2013年の通常予算のうち事業実施に割り当てられている額は約4億6,294万ドルである。

● 地域別実績

2008年~2013年中期戦略においては、ジェンダーバランスとアフリカを二大優先分野としており、地域としてはアフリカに重点を置いている。また、2012年~2013年予算ではこの二大優先分野に加え、セクター横断的取組として、地域としては小島嶼開発途上国(SIDS)が挙げられている。

● 主要な事業

2012年~2013年事業予算の分野別の内訳は、教育分野に29.4%、科学分野に22.4%、文化分野に13.3%、情報コミュニケーション分野に8.1%となっている。また、HIV/エイズ対策や紛争・災害後の支援等、6の分野横断

的な取組も設定されている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、UNESCO加盟翌年の1952年以来連続して執行 委員国を務めており、UNESCOの予算、事業内容の策定 過程および管理運営に直接関与している。

● 邦人職員

2013年1月現在57名(全体の約2.5%)。1999年11月に 第8代事務局長に就任した松浦晃一郎氏は、2005年10月 に再選され、2009年11月に任期満了で退任した。

● 日本の財政負担

2013年においては、日本は第2位の分担金負担国。分担率は10.834%であり、2013年度は分担金として約36億円を負担。分担金拠出額第1位は米国(2014年3月現在、拠出停止中)、第3位はドイツである。

● 主要分担国一覧

(単位:%、千ドル)

順	2	2012年 2013年				
位	国·地域名	分担率	分担額	国·地域名	分担率	分担額
1	米国	22.0	71,830	米国	22.0	71,830
2	日本	12.5	40,914	日本	10.8	35,373
3	ドイツ	8.0	26,182	ドイツ	7.1	23,319
4	英国	6.6	21,565	フランス	5.6	18,264
5	フランス	6.1	19,995	英国	5.2	16,909
6	イタリア	5.0	16,325	中国	5.1	16,808
7	カナダ	3.2	10,474	イタリア	4.4	14,523
8	中国	3.2	10,415	カナダ	3.0	9,743
9	スペイン	3.2	10,373	スペイン	3.0	9,707
10	メキシコ	2.4	7,692	ブラジル	2.9	9,580
	合計	100	326,500	合計	100	326,500

- *1 合計は、その他の国を含む。
- *2 UNESCOの合計年度は1期間が2年であるため、2012年、2013年の各分担金は、2012年~2013年(2か年)の分担金総額を2で割ったもの。

● 日本の協力の主要例は分野別に以下のとおり。

(1) 教育分野

ア アジア太平洋地域教育協力

万人のための教育(EFA: Education for All)の目標達成のため、識字教育事業、初等教育のカリキュラム開発のための人材養成セミナー等を実施するための「アジア太平洋地域教育協力信託基金」に5,300万円拠出(2012年度)。

イ 持続可能な開発のための教育 (ESD: Education for Sustainable Development) 2005年から開始された国連「持続可能な開発のた

めの教育の10年」の提案国としてその主導機関であるUNESCOに貢献するための「持続可能な開発のための教育交流・協力信託基金」に2億1,000万円を拠出(2012年度)。

ウ アフガニスタンにおいて、2008年以降、UNESCO を通じてアフガニスタン国内18県の60万人の非識 字者を対象に識字教育事業を実施中(総額32億8,300万円)。加えて、「警察識字能力強化計画」実 施のため、2011年6月、UNESCOに対し2億4,900万円の無償資金協力を行った。

(2) 科学分野

ア 自然・社会科学事業

UNESCOの国際科学事業や日本がこれまでアジア太平洋地域で実施してきた科学分野での活動の成果を踏まえ、地球規模問題解決の基礎となる事業を実施すべく、「ユネスコ地球規模の課題解決のための科学事業信託基金」に8,820万円拠出(2009年度)。なお、域内国とユネスコ政府間海洋学委員会(ユネスコIOC)を中心にインド洋津波警戒減災システム(IOTWS)構築が進められており、日本としても、専門家を派遣するなど、技術面で協力を行った。

イ 世界の水問題への取組

UNESCOでは、「国際水文学計画(IHP)」を通じて世界の水問題に取り組んでおり、日本は2006年3月にユネスコとの連携による「水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)」を設置し、水災害とそのリスク管理に関する研究、研修、情報ネットワークを推進している。

(3) 文化分野(文化遺産保存事業)

ア 有形文化遺産保護

人類共通の文化遺産である世界各地の文化遺産の保存・修復等に協力するため、1989年に「ユネスコ文化遺産保存日本信託基金」を設立し、2012年度末まで累計6,307万ドルを拠出、世界的にも広く知られるカンボジアのアンコール遺跡、アフガニスタンのバーミヤン遺跡の保存修復事業等を積極的に推進している。2012年度は212万ドルを拠出。

イ 無形文化遺産保護

伝統的音楽、舞踊、演劇、伝統工芸、口承文芸等の各国に伝わる無形文化遺産を保存・振興し、次世代に継承するため、1993年に「ユネスコ無形文化遺産保護日本信託基金」を設立し、2012年度末

までに累計約1,518万ドルを拠出している。2012年 度は約53万8,000ドルを拠出。

(4) その他(人材育成等)

UNESCOが行う開発途上国の人材育成事業への協力、万人のための教育(EFA)目標の達成、「教育」や「水」分野のミレニアム開発目標(MDGs)の実現を目的とした活動等を支援するために、2000年に「ユネスコ人的資源開発日本信託基金」を新設し、2012年度末までに累計約5,757万ドルを拠出した。2012年度は約66万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本は、従来UNESCO総会、同執行委員会等の議論への積極的な参画を通じて、教育、科学、文化、コミュニケーションの各分野での国際協力の実現等に尽力してきているが、特に、重点分野であるEFA目標の実現、水問題への取組、文化遺産の保護の促進等については、UNESCOに設置した各種日本信託基金および二国間援助を通じて、独自の支援を行っている。

また、限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの観点から、UNESCOに拠出している日本信託基金と日本の二国間援助とをうまく組み合わせることにより、相互の補完性を高め、日本の顔がよく見えるような形で

援助が行われるよう努めている。たとえば、文化遺産の 保護の分野では、アンコール遺跡(カンボジア)、タンロン遺跡(ベトナム)等に関し日本信託基金を通じた保存 修復事業と二国間援助による機材供与が相乗効果を上げ ている。

さらに、UNESCOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年度末までに計12件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・「UNESCO Courier」(年4回刊行を目途)
- 「Museum International」(季刊)
- •「World Heritage」(季刊)

●ホームページ

- UNESCO: http://www.unesco.org(英語・フランス語・スペイン語・ロシア語・中国語・ アラビア語)
- ・(社)日本ユネスコ協会連盟:http://www.unesco.jp (日本語、英語)
- ・(財) ユネスコ・アジア文化センター:http://www.accu.or.jp(日本語、英語)

⑤ 国連工業開発機関(UNIDO: United Nations Industrial Development Organization)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

1966年の国連総会において開発途上国の工業化を促進することを目的として採択された決議に基づき、1967年1月1日、総会の補助機関として設立。

●経 緯

1985年、国連工業開発機関(UNIDO)憲章の発効に同意する旨の通告をした国が80か国以上に達したことにより、国連の第16番目の専門機関として独立。

●目 的

UNIDO憲章によれば、その主要な目的は、経済に関する新たな国際秩序の確立に資するため、開発途上国における工業開発の促進および加速を図ることである。また、世界的、地域的および国家的規模にて工業開発および工業協力を推進することである。

2. 事業の仕組み

●概 要

開発途上国における持続可能な工業開発を促進するために、2年に1度開催される総会で決定される方針に基づき技術協力活動を実施している。その活動資金の多くは、国連開発計画(UNDP)やモントリオール基金等から供与される資金、工業開発基金(IDF)や信託基金に対する加盟国等の任意拠出金により賄われており、2012年実績は約1億8,923万ドル。

事務局の行政経費(人件費、地域事務所運営費、会議開催費等)は、加盟国の分担金に基づく通常予算によって賄われており、2012年通常予算額は6,939万ユーロ。

● 審査・決定プロセス

開発途上国との協議を通じて開発ニーズを把握した上で国別の全体的なプログラムを策定し、これに基づき被援助国政府および加盟国等との協議を踏まえて、具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

プロジェクト実施に際しては、UNIDO本部においてプ ロジェクト担当官が任命される。担当官には、予算執行 権限が付与されており、責任を持ってプロジェクトの実 施に当たる。

3. 最近の活動内容

●概 要

「持続可能な工業開発」(Sustainable Industrial Development) を基本原則に掲げ、第11回総会で採択された 2005年~2015年の長期的行動計画「戦略的長期ビジョン」 (Strategic Long-Term Vision) の下で、生産的活動を通じ た貧困削減、貿易能力構築、環境およびエネルギーの3 分野を重点目標に定めて援助活動を実施している。具体 的には、後発開発途上国(LDC)諸国(特にアフリカ地域) を対象として、企業家精神の育成や中小企業の発展、技 術・品質基準に沿った製品開発能力の強化、再生資源工 ネルギーの推進、モントリオール議定書等の国際環境合 意履行の支援等を実施している。

● 地域別実績

LDC諸国を中心に技術援助を実施。

(単位:百万ドル)

地域	2012年
アジア・太平洋	72.8
中東・北アフリカ	25.1
サブサハラ・アフリカ	42.5
中南米	13.5
欧州·NIS諸国	10.3
グローバル・地域間	24.8
合 計	189.2

出典:2012年UNIDO年次報告書

● 分野別実績

(単位:百万ドル)

分 野	2012年
生産的活動を通じた貧困削減	53.3
貿易能力構築	27.5
環境およびエネルギー	104.7
その他	3.6
合 計	189.2

出典:2012年UNIDO年次報告書

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、発足以来、工業開発理事会(IDB)のメンバー を務め、専門機関化後もIDBおよび計画予算委員会(PBC) のメンバーとして、UNIDOの政策立案・活動実施面で参 加協力してきた。1996年の米国脱退後は、最大の分担金 負担国となっている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は14名(2013年11月現在:全体 の約5.3%)。

● 財政負担

分担金: 2012年度1,323万ユーロ(分担率19.1%、第1位) 拠出金(工業開発基金):2012年度1億6,150万円

● 主要拠出国一覧(コア拠出)

(単位:%、千ユーロ)

順位	20)11年		20)12年	
位	国·地域名	分担率	分担額	国·地域名	分担率	分担額
1	日本	22.0	17,227	日本	19.1	13,231
2	ドイツ	11.9	9,334	ドイツ	12.2	8,467
3	英国	9.2	7,228	英国	10.4	7,229
4	フランス	8.8	6,859	フランス	9.3	6,465
5	イタリア	7.1	5,528	イタリア	7.6	5,279
6	スペイン	4.1	3,234	中国	4.9	3,367
7	中国	3.7	2,905	スペイン	4.8	3,355
8	メキシコ	3.1	2,459	メキシコ	3.6	2,488
9	韓国	3.0	2,365	韓国	3.4	2,386
10	オランダ	2.6	2,036	オランダ	2.8	1,959
	合計	100	78,304	合計	100	69,387

* 合計は、その他の国を含む。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

日本は主として、日本から開発途上国への投資促進を 目的に工業開発基金に対する拠出を行っている。UNIDO 東京投資・技術移転促進事務所(ITPO)は、上記拠出金 により運営されており、開発途上国の投資案件の紹介、 開発途上国の投資促進ミッションの招聘、セミナーの開 催等を実施。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

UNIDOは人間の安全保障基金を用いたプロジェクト実 施に力を入れており、2012年末までに計15件のプロジェ クトが承認されている。

5. より詳細な情報

書籍等

・「Annual Report」(UNIDO編) 国連工業開発機関の年間活動内容、財政状況等をと りまとめている。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国連工業開発機関(UNIDO)本部: http://www.unido.org

⑥ 国連児童基金(UNICEF: United Nations Children's Fund)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

国連児童基金(ŪNIČEF) は、1946年の第1回国連総会 決議(決議57(I)) により設置。日本の資金協力は1950 年以来行われている。

● 経緯・目的

UNICEFは1946年第1回国連総会決議(決議57(I)) により、戦争で被害を受けた児童の救済のための緊急措置として設置され、その後1953年第8回総会決議(決議802(III)) により経済社会理事会の常設的下部機構となった。

設立の目的は、当初は第二次世界大戦によって荒廃した欧州地域の児童に対する緊急援助を目的としたが、戦災国の復興に伴い1950年ごろからは開発途上国や被災地の児童等に対する長期的援助に重点が移っている。1965年にはノーベル平和賞を受賞。

2. 事業の仕組み

● 概 要

開発途上国の主に子どもを対象に保健、水・衛生、栄養改善、教育等に関する中長期的な開発援助、自然災害や武力紛争等の際の緊急人道支援活動等を行っている。2012年の総収入は約39億5,800万ドルで、総支出額は約38億6,600万ドル。このうち約29億3,320万ドルが現地でのプログラム本体の支出に充てられている。

● 審査・決定プロセス

年に3回開催されるUNICEF執行理事会(執行理事国36 か国により構成)において、中期事業計画、国別プログ ラム、行財政問題等を審議、決定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

各被援助国にあるUNICEF現地事務所が、現地政府、ほかの国際機関、NGO等と協力しつつ、UNICEF執行理事会等で審議・決定された国別プログラムに則って事業を実施する。

3. 最近の活動内容

●概 要

前述した「2.事業の仕組み」の「概要」を参照。

● 地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地 域	2012年	割合
アジア・太平洋	679.1	23.2
中東・北アフリカ	142.4	4.9
サブサハラ・アフリカ	1,664.5	56.7
中南米	204.9	7.0
欧州·NIS諸国	81.5	2.8
地域間	160.6	5.5
合 計	2,933.0	100.0

● 主要な事業

(単位:百万ドル、%)

分 野	2012年	割合
子どもの生存と成長	1565.8	53.4
基礎教育とジェンダー平等	604.5	20.6
子どもの保護	331.1	11.3
子どもの権利のための アドボカシーとパートナーシップ	263.6	9.0
HIV/エイズと子ども	102.5	3.5

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNICEFが果たす役割の重要性に鑑み、従来 その活動を積極的に支援してきており、可能な限りの資 金協力を行うとともに、執行理事会のメンバーとして長 年にわたりその政策決定に参画している。特に2010年9 月の国連総会で、我が国が発表した保健と教育に関する 5箇年コミットメントの達成において、UNICEFは重要な パートナーの一つとして見なされている。日本政府の 2012年の政府拠出(コア財源への拠出)は世界第12位で あり、日本政府の発言は執行理事会の審議・決定等に反 映されている。

● 邦人職員

2013年6月現在、邦人職員数は87名である(幹部職員は4名)。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本政府のUNICEFに対する2012年の拠出総額は約1億9,741万ドル、UNICEFに対する拠出総額(全政府中)に 占める割合は8.7%(英国、米国、ノルウェー、欧州委員会に次ぎ第5位)。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順	20)11年		20)12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	米国	16.9	345,432	英国	14.7	334,503
2	英国	14.2	290,662	米国	14.7	334,097
3	ノルウェー	11.1	225,725	ノルウェー	10.3	234,283
4	EC	10.6	216,527	EC	10.0	227,847
5	日本	9.4	192,817	日本	8.7	197,412
6	スウェーデン	8.6	176,156	カナダ	7.9	179,516
7	オランダ	7.0	142,945	スウェーデン	7.1	161,332
8	オーストラリア	6.7	137,653	オランダ	5.5	124,463
9	カナダ	6.5	132,459	オーストラリア	3.9	88,018
10	デンマーク	2.8	56,989	ドイツ	2.7	60,603
	合 計	100	2,042,587	合計	100	2,271,257

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

また、UNICEFは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2013年5月末までに計72件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

●書籍等

・「ユニセフ年次報告」(日本語版)UNICEFの事業実績をとりまとめている。(公財)日本UNICEF協会に電話(03-5789-2011(代)またはFAX (03-5789-2032)にて注文する。

● ホームページ

- UNICEF東京事務所 http://www.unicef.org/tokyo/jp/index.html
- ・(公財)日本UNICEF協会 http://www.unicef.or.jp

② 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR: United Nations High Commissioner for Refugees)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1951年1月1日設立。

● 経緯・目的

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)は、1949年第4回国連総会決議によって設置が決定された。高等弁務官は、その権限の範囲にある難民に対して国際的保護を提供し、これら難民の自発的帰還または新しい国の社会への同化(第三国定住、現地定住)を促進することによって難民問題の恒久的解決を図るとともに、緊急時には難民に対して法的、物的両面での保護・支援を与える。また、難民の保護のため、国際条約(1951年の「難民の地位に関する条約」、1967年の「難民の地位に関する議定書」等)の締結および国際条約の批准(加入)の促進等を実施する。

2. 事業の仕組み

●概 要

(1) 対象

1950年に国連総会にて採択された規程によれば、

UNHCRが保護を与える難民とは、人種、宗教、国籍もしくは政治的意見を理由に迫害を受ける恐れがあるため、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者または国籍国の保護を受けることを望まない者をいう。

また、その後の国連総会決議によって、UNHCRは自発的帰還に対する支援を提供すること(総会決議40/118)、国内避難民への保護・支援についても、事務総長、国連総会の要請等を得て行うこと(総会決議48/116)とされている。

(2) 内容

具体的には、難民等に対する水、食料、住居等の提供や国際的保護の付与のほか、自発的な帰還、受入国における定住、または第三国における定住を図ることにある。また、難民の発生を未然に防ぐ予防措置に留意した活動、紛争終了後の復旧・復興への円滑な移行のために支援を行う。

● 審査・決定プロセス

規程に基づき、執行委員会(例年10月、ジュネーブで 開催)が翌年の活動計画・予算を討議の上承認する。同 委員会は、難民受入国および援助国を中心に構成されて いる(2012年4月時点87か国)。また、執行委員会の下部 組織である常設委員会が年に3回開催され、UNHCRの行 う難民の保護、計画、財政問題等を議論している。

● 実施の仕組み

UNHCR事業計画は、執行委員会の決定を受けて実施され、同実施過程には、UNHCRが自ら実施する以外に、ほかの国連機関、政府機関、NGOなどが実施団体(Implementing Partners)としてUNHCRから事業実施の委託を受ける方式が確立している。

3. 最近の活動内容

●概 要

2011年および2012年のUNHCRの活動規模は、それぞれ約21億8,110万ドル、約23億5,771万ドルとなっている。2013年5月時点で124か国、437か所の事務所を拠点に8,400名余りの職員が難民、国内避難民等への支援活動を行っている。

UNHCRが発表している難民を含むUNHCRの支援対象 者数は、2011年末時点で約3,544万人、2012年末時点で 約3,584万人となっている。

● 地域別実績

(単位:百万ドル、%)

地 域	2012年	構成比
アジア・太平洋	525.2	12.3
サブサハラ・アフリカ	1,965.5	46.2
中東・北アフリカ	866.1	20.4
欧州	233.9	5.5
米州	101.2	2.4
グローバル・オペレーション(*1)	184.4	4.3
本部関係	188.4	4.4
その他	190.9	4.5
合 計	4,255.6	100

- *1 複数地域にまたがるもの。
- *2 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、過去15年以上にわたり第2~3位の援助国としての財政的貢献を行うとともに、1979年以降、UNHCRの活動計画・予算および政策を討議・承認する同機関の最高意思決定機関である執行委員会(87か国から構成)のメンバーになっている。

● 邦人職員

UNHCR国際専門職以上の邦人職員は60名(国際専門職員全体の2.9%。2013年5月現在)である。

● 日本の財政負担

日本からは、1967年以降積極的に資金協力を行っており、2010年は約1.43億ドル、2011年は約2.26億ドル、2012年は約1.85億ドル拠出した(米国に次ぎ国別では第2位)。

● 主要拠出国一覧(民間援助含む)

(単位:%、千ドル)

順	20)11年		20)12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	米国	33.4	698,168	米国	34.9	793,471
2	日本	10.8	226,107	日本	8.2	185,380
3	EC	6.4	133,191	EC	7.3	166,945
4	英国	5.8	120,693	スウェーデン	5.2	118,301
5	スウェーデン	5.7	118,674	オランダ	4.6	103,433
6	オランダ	3.8	78,562	英国	4.4	99,586
7	ノルウェー	3.6	76,110	ノルウェー	3.7	84,863
8	カナダ	2.8	58,543	ドイツ	3.0	69,262
9	オーストラリア	2.7	56,537	カナダ	2.9	64,989
10	ドイツ	2.7	55,678	デンマーク	2.6	58,140
	合 計	100	2,088,275	合 計	100	2,271,513

出典:UNHCR作成資料

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

UNHCRは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト 実施に力を入れており、2012年末までに計21件のプロ ジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

書籍等

The Global Appeal

UNHCRの年間活動計画の概要についてとりまとめている。例年、前年の12月に発表される。

英語のホームページ(下記)にて参照可能。

「The Global Report」

UNHCRの年間活動報告。例年、翌年の6月に発表される。

英語のホームページ(下記)にて参照可能。

● ホームページ

• 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)本部: http://www.unhcr.ch/

(英語:情報量が日本語ホームページより多い)

・UNHCR駐日事務所:http://www.unhcr.or.jp(日本語)

^{*} 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

⑧ 国連人口基金 (UNFPA: United Nations Population Fund)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

1967年6月、国連事務総長の下に信託基金として発足。 日本は1971年以来、国連人口基金(UNFPA)への資金協力を行っている。

●経 緯

国連システム下で人口分野における諸活動を強化するための財源として国連事務総長の下に信託基金の形で発足し、1969年、「国連人口活動基金」(UNFPA: United Nations Fund for Population Activities)と改称。1972年には第27回国連総会決議3019に基づき国連の下部組織となり、1988年に通称はUNFPAのまま「国連人口基金(United Nations Population Fund)」に改称。

● 目 的

- ・人口家族計画分野における国家的、地域的、世界的ニーズに応えるような知識と能力を築き、計画立案における調整を図り、すべての関係方面と協力すること。
- ・人口問題対策の実施、家族計画の人権的側面への関心を、開発途上国および先進国双方において高め、人口問題に取り組んでいる開発途上国に対し援助を拡大すること。
- ・人口問題分野の計画推進に際して国連組織の中で中心 的役割を果たし、同基金によって援助されている諸プロジェクトの調整を図ること。

2. 事業の仕組み

●概 要

被援助国である開発途上国の要望に応じ、直接または世界保健機関(WHO)、国連開発計画(UNDP)、国連児童基金(ÜNICEF)、国連教育科学文化機関(ÜNESCO)等の国連機関およびNGOを通じて援助を実施している。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2011年のコア拠出金総額は、約4億5,000万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込み額をもとに、事業の4か年計画を策定し国別援助額を定め、各国にあるUNFPA事務所が中心となり国別プログラムを策定する。国別プログラムは最高意思決定機関である執行理事会で審議・決定される。被援助国政府等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトが確定する行政予算は2年ごとに策定され、必要があれば執行理事会で改訂がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

UNFPAが自ら事業を実施するほかに、国連の各専門機関やNGO等に委託して事業を実施している。近年、開発途上国の自助努力を促すとの観点から、これら専門機関に代わって開発途上国政府自らがUNFPAの指導を得て事業を実施する傾向にある。

3. 最近の活動内容

●概 要

1994年のカイロでの国際人口開発会議(ICPD)で採択された行動計画およびミレニアム開発目標(MDGs)に基づき、妊娠や出産、母子保健、家族計画、さらには性感染症・HIV/エイズの予防など、幅広い課題を含むリプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康。人間の生殖システムの機能と活動過程に疾病、障害がないばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。人々が安全な性生活を営み、子どもを産むか産まないか、いつ産むか、何人産むかを決める自由を持つことを意味する)の推進を重要目標に掲げ、人口と開発、政策提言(アドボカシー)に重点を置いて援助を行っている。

● 地域別実績

UNFPAは、リプロダクティブ・ヘルスに重点を置いているため、主に人口増加率の高いアフリカおよびアジア太平洋地域への援助に向けられている。

(単位:百万ドル、%)

地 域	2011年度実績	2012年度実績
アジア・太平洋地域	94.3 (26.3)	91.6 (27.5)
サブサハラ・アフリカ	136.8 (38.1)	142.0 (42.6)
アラブ諸国	26.4 (7.4)	29.3 (8.8)
中南米・カリブ諸国	33.2 (9.3)	34.5 (10.3)
東欧・中央アジア	16.2 (4.6)	16.5 (4.9)
その他	51.7 (14.4)	19.6 (5.9)

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

*2 ()内がパーセンテージ

● 主要な事業

- ・リプロダクティブ・ヘルス(特に青少年に重点)の改善(避妊具の供与、啓蒙活動等)
- ・妊産婦死亡率の改善事業(産婦人科関連機材の供与、 医療関係者の訓練、保健・衛生キャンペーン等)
- ・緊急援助事業(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、 WHO等との協調により、武力紛争、自然災害による人 道的危機下における医療薬品・避妊具等の供与、緊急

産科ケア、保健・衛生教育等)

- ・HIV感染防止事業(コンドームの供与、HIV防止啓蒙活動等)
- ・国勢調査等の人口関連のデータ収集・分析・調査
- ・ジェンダー均衡の促進(情報収集・啓蒙活動等)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、人口問題の重要性に鑑み、UNFPAに対して積 極的な資金協力を行っており、1986年から1999年まで第 1位、2000年から2004年までは第2位、2005年は第4位の 拠出国2010年から2013年は第8位。また、これまで数度 にわたり最高意思決定機関である執行理事会の理事国も 務めてきている。

● 邦人職員

専門職以上の邦人職員は9名(2013年12月末現在)。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

コア・ファンドへの拠出は、2011年は約2,544万ドルで あり、2012年は約2,491万ドル。全コア・ファンド(約4 億4,375万ドル) に占める拠出率は、それぞれ5.7% (第8位) となっている。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順	20	11年		20	12年	
位	国·地域名	拠出率	拠出額	国·地域名	拠出率	拠出額
1	スウェーデン	15.4	69,371	スウェーデン	15.1	66,314
2	オランダ	13.3	59,913	ノルウェー	13.6	59,424
3	ノルウェー	12.4	55,742	オランダ	11.2	49,020
4	フィンランド	9.0	40,598	デンマーク	10.1	44,013
5	デンマーク	8.3	37,484	フィンランド	8.2	36,025
6	米国	8.2	37,000	英国	7.3	31,797
7	英国	6.9	30,864	米国	6.9	30,200
8	日本	5.7	25,439	日本	5.7	24,910
9	ドイツ	4.9	21,972	ドイツ	4.7	20,741
10	カナダ	3.9	17,686	カナダ	4.0	17,350
	合 計	100	450,175	合 計	100	437,499

^{*} 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出

2000年に日本はUNFPAに「インター・カントリーな NGO支援信託基金」を設け、2011年に100万ドル、2012 年も100万ドルを拠出。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本は、1994年にUNFPAとの間で「マルチ・バイ協力」 を結び、1995年以来、同協力を22か国(2012年度まで総 額約20億円相当)において実施してきている。また、 UNFPAは人間の安全保障基金を用いたプロジェクトの実 施に力を入れており、2013年4月まで計50件のプロジェ クトが承認されている。

5. より詳細な情報

書籍等

・「世界人口白書」(国連人口基金編、日本語版 ジョイ

世界の人口関連の指標、人口分野の問題の動向等を とりまとめている。例年秋に発行。

日本語版はUNFPA東京事務所ホームページより入手 可能。日本語版印刷物の郵送を希望する場合は(公財) 家族計画国際協力財団(ジョイセフ)に申し込む。

・「Annual Report」(国連人口基金編・発行) 国連人口基金の年間活動内容、財政状況等をとりま とめている。入手方法はホームページを参照。

● ホームページ

- ・国連人口基金 (UNFPA) 本部: http://www.unfpa.org
- ・UNFPA東京事務所:http://www.unfpa.or.jp(日本語)

⑨ 国連パレスチナ難民救済事業機関

(UNRWA: United Nations Relief and Works Agency for Palestine Refugees in the Near East)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

1949年12月の設立。1950年から活動を開始。2010年 の総会で活動期間が更新され、現在の活動期間は2014年 6月30日まで。

● 経緯・目的

1948年5月、英国によるパレスチナ委任統治終了と同 時にイスラエルが独立を宣言。これにエジプト等アラブ 諸国が反発し、第一次中東戦争が勃発した。この戦争の 結果、イスラエルに占領された地域のパレスチナ人約75 万人が難民となり、ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸およびガザ地区に流出した。当初、パレスチナ難民の救済は、1948年に設立された国連パレスチナ難民救済機関(UNRPR: United Nations Relief for Palestine Refugees)の調整により、民間の手によって行われていた。しかし、問題の長期化につれて、救済事業を自らの手で実施する国連機関の設立を望む声が高まり、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)の成立となった。

2. 事業の仕組み

●概 要

UNRWAの事業は、大きく分けて通常計画と特別事業計画とがあり、通常計画としては下記「3. 最近の活動内容」のとおり、教育・職業訓練、医療・保健、および救済・福祉等のサービス提供を行っており、ドナー国のイヤマーク拠出を受けて特別事業計画を実施している。

● 審査・決定プロセス

パレスチナ難民である現地職員(教員、医師、フィールド・ワーカー等)および国際職員約3万人により事業が運営されており、前述の事業の内容は、日本もメンバーであるUNRWA諮問委員会および財政作業部会において、適正に運営されているか審査が行われ、また、実施された事業については、毎年国連事務総長に対して報告される。

3. 最近の活動内容

●概 要

ヨルダン、シリア、レバノン、ヨルダン川西岸および ガザ地区に住むパレスチナ難民約512万人に対し、通常 計画として教育・職業訓練、医療・保健、救済・福祉等 を下記のとおり直接実施している。なお、2012年の活動 規模は約10億ドルであった。

● 教育・職業訓練

パレスチナ難民の子弟は、周辺難民受入国だけでなく ヨルダン川西岸およびガザにおいても一般の教育システムの中で教育を受ける機会が少ない。そのため、パレス チナ難民の子弟に対して初等・中等教育および職業訓練 を提供することは、UNRWAの重要な課題である。UNRWA が運営する初等・中等学校699校において生徒約48.7万人 に対する初等・中等学校、また、職業訓練所10か所において職業訓練を行っている。なお、これらの教育を行う ために、教育スタッフとして約1万9,000人が従事している。

● 医療・保健

パレスチナ難民は、UNRWAが運営する保健センター

138か所において、医療サービスを受けることができるほか、歯科治療、母子保健サービス、家族計画等のサービスを提供する施設を運営しており、延べ約1,100万人が治療等を受けている。

● 救済・福祉

老人、寡婦、身体障害者等の生活困窮状態にあるパレスチナ難民に対して社会福祉活動を実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

UNRWAの管理・運営をつかさどる委員会としては、国連総会の決議により設置された諮問委員会(英国、米国、フランス、日本等のドナー国(援助国)と、ヨルダン、シリア、レバノン、パレスチナ解放機構(PLO: Palestine Liberation Organization)の難民受入国との計22か国から構成)、また1970年に設置され、財政問題を検討し国連総会に勧告する財政作業部会(英国、米国、フランス、日本、レバノン等)がある。日本は、諮問委員会および財政作業部会のメンバーとなっており、UNRWAの運営に対して影響力を有している。

● 邦人職員

2013年4月末現在、国際職員257名のうち邦人職員5名が在籍。

● 日本の支援

日本は、1953年より拠出を行い、累積拠出実績(拠出金、 食糧援助、および緊急援助)は2013年3月末現在で6億 3,567万ドル。なお、2012年度日本は、資金拠出として1,957 万ドルおよび食糧援助6.3億円を拠出した。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	20	11年		20	12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	米国	24.2	239,441	米国	26.2	233,329
2	EC	19.4	192,444	EC	22.9	204,098
3	サウジアラビア	7.7	76,784	英国	7.7	68,785
4	英国	7.7	76,230	スウェーデン	6.1	54,331
5	スウェーデン	5.7	56,650	ノルウェー	3.5	31,583
6	ノルウェー	3.2	31,588	ドイツ	3.1	27,990
7	オランダ	2.7	26,840	オランダ	2.8	24,582
8	スイス	2.5	24,841	日本	2.5	22,469
9	ドイツ	2.4	23,469	イスラム開発銀行	2.4	21,511
10	オーストラリア	1.7	16,929	スイス	2.1	18,626
	その他	22.27	224,699	その他	20.7	184,545
	合 計	100	989,915	合 計	100	891,849

^{*1} UNRWA統計(暦年)より。

^{*2} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

● ホームページ

・国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)本部:

http://www.unrwa.org

⑩ 国連環境計画(UNEP: United Nations Environment Programme)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1972年の第27回国連総会決議2997(12月15日採択)により設立。日本の資金協力は、同機関が翌1973年に活動を開始して以来行われている。

● 経緯・目的

1972年の国連総会決議に基づき、環境の保護と改善のための国連内部機関として設立された(上記決議は、同年6月に「かけがえのない地球」をキャッチフレーズにストックホルムで開催された国連人間環境会議において採択された「人間環境のための行動計画」の勧告を受け、提案・採択されたものである)。国連環境計画(UNEP)は、既存の国連諸機関が行っている環境に関する諸活動を総合的に調整するとともに、国連諸機関が着手していない環境問題に関して、国際協力を推進していくことを目的としている。

上記国連総会決議では、UNEPの目的遂行に必要な資金を賄うための環境基金を1973年1月1日より設置することも決定された。日本は、この基金に対する最初の拠出として、同年、100万ドルを拠出した。

2. 事業の仕組み

●概 要

環境分野を対象に、国際協力活動を行っている。オゾン 層保護、気候変動、廃棄物、海洋環境保護、水質保全、 化学物質管理や重金属への対応、土壌の劣化の阻止、生 物多様性の保護、国際環境ガバナンス等、広範な分野の環 境問題に取り組んでおり、それぞれの分野において、国連 機関、国際機関、地域的機関、各国と協力して活動している。

その活動資金は主に、環境基金に対する各国の任意拠出によって賄われている。2011年および2012年の環境基金への拠出総額は、それぞれ8,005万ドルおよび7,108万ドルである。

● 審査・決定プロセス

各国からの拠出金見込額をもとに、2年ごとに開催される管理理事会において、向こう2年間の分野ごとの資金配

分を決定している。この資金配分に従って、UNEP事務局が、管理理事会で決議された方針に従い、または各国からの要請に応じて、具体的な活動計画を策定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局長は、管理理事会で決定された2か年事業計画を実施する義務を負う。個別のプロジェクトは、地球環境のモニタリングとその結果の公表、環境関係条約の作成準備、環境上適正な技術に関する情報収集・配布等、UNEP事務局が独自に実施する場合と、ナイロビの事務局本部だけではなく、アジア太平洋地域等世界に6か所ある地域事務所や、UNDP等ほかの国連機関等との連携を通じて実施される場合がある。UNEPは各開発途上国に出先事務所を持たないため、途上国における環境法制の策定支援等についてはUNEP職員自らが出張し、直接事業を実施するが、直接対応できない場合は、コンサルタント雇用、国連開発計画(UNDP)等の職員に依頼するなどして、事業を実施する。

3. 最近の活動内容

●概 要

地球環境のモニタリングを行い、その結果を公表し、 政策決定者へ提供するとともに、特定の環境課題に対応 するための条約策定の促進や政策ガイドラインの作成を 行い、規範的な側面から環境分野において貢献している。 最近は、バリ戦略計画(2005年の第23回管理理事会にて 採択)に基づき、途上国の法遵守能力の向上および技術 支援に焦点を当てた活動を行っている。

- 多国間環境条約や国内環境政策の策定支援
- ・環境管理のための関係機関の強化、連携促進
- 経済開発と環境保護の統合
- ・持続可能な開発のための知識・技術移転の促進
- ・市民社会や民間部門の意識啓発・パートナーシップ促進

● 地域別実績

様々な分野の地球環境問題に対応するため、アフリカ、アジア太平洋、欧州、中南米の各地域において、ほかの 国際機関等と連携しつつ、地域レベル・国レベルの事業

を実施している。2011年度および2012年度に実施した事 業のうち、特定の国・地域を対象とした具体例として、 たとえば、以下のような事業がある。

- ・環境法および多数国間環境条約の実施支援事業(南 スーダン、ケニア、カンボジア、イラク等)
- ・気候変動への適応のための政策の策定支援事業(アフ リカ、アジア太平洋、南米地域)
- ・災害後の環境および人間の健康に対するリスク緩和の ための専門家派遣事業(ハイチ、コンゴ共和国等)
- ・資源効率・持続可能な消費および生産のための政策お よび法制度の整備支援事業(マレーシア、ブラジル等)

● 分野別実績

前項の「審査・決定プロセス」のとおり、2年間の活 動について分野別に予算を配分しており、最終実績も2 年間の上記分野ごとの支出額が報告される。2012年12月 時点での環境基金を財源とした実績額は次のとおり。

(単位:千ドル)

分 野	実 績		
気候変動	13,224		
災害と紛争	2,669		
生態系管理	12,438		
環境ガバナンス	20,810		
有害物質と廃棄物	6,727		
資源効率性	7,927		
その他	9,005		
合 計	72,800		

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1972年のUNEP発足当初から2012年まで最高意思決定 機関は管理理事会であり、国連総会において選出された 58か国(任期4年)により構成され、日本は管理理事国 に継続して選出されていた。2013年、管理理事会は国連 持続可能な開発会議(リオ+20、2012年6月、ブラジル) の決定を受け、すべてのUNEP加盟国が参加する国連環 境総会へと格上げされた。

● 邦人職員

2012年12月末現在、専門職以上の職員は669名で、う ち日本人職員は18名。現在もなお邦人職員の割合が少な いため、日本としては邦人職員採用の増加のため積極的 に働きかけている。

日本の財政負担

UNEP創設以来資金拠出を継続しており、最近の毎年 の拠出規模は上位15位内に位置している。2011年~2012 年の拠出状況(上位10か国の拠出率・額および全体額) は次のとおり。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	20	11年		20	12年	
位	国·地域名	拠出率	拠出額	国·地域名	拠出率	拠出額
1	ドイツ	13.1	10,497	オランダ	14.09	10,018
2	オランダ	13.0	10,369	ドイツ	13.64	9,696
3	英国	10.3	8,212	米国	9.27	6,587
4	米国	7.5	6,000	フランス	8.23	5,850
5	フランス	6.8	5,440	英国	8.03	5,707
6	ベルギー	6.0	4,809	スウェーデン	6.87	4,882
7	スイス	6.0	4,745	フィンランド	6.18	4,395
8	デンマーク	5.7	4,568	デンマーク	6.15	4,371
9	フィンランド	5.7	4,556	スイス	6.10	4,358
10	スウェーデン	5.3	4,200	ノルウェー カナダ	4.20	3,000
	合 計	100	80,053	合 計	100.0	71,075

* 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国への環境上適正な技術の移転を行 う「国連環境計画国際環境技術センター」(UNEP/IETC) を 日本に招致、1992年に大阪に設置された。日本はホスト 国として、コア予算に対し2011年、2012年にそれぞれ168万 ドルを拠出しているほか、「廃プラスチックからのディーゼ ル燃料精製による温室効果ガス削減プロジェクト」「エネル ギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクト」等、プ ロジェクトの実施も支援している。UNEP/IETCは、主に廃 棄物管理の分野を対象に、環境上適正な技術に関するデー タベースの構築、研修(短期・長期)、セミナー等の開催 を通じ、開発途上国・市場経済移行国への技術移転を促 進している。また、「廃棄物管理に関するグローバルパート ナーシップ | の事務局を務め、国際的な廃棄物管理の取組・ 活動に関する情報や連携の更なる促進に努めている。

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

- ・イラク環境部門人材育成事業
- イラク南部湿原環境管理支援事業

5. より詳細な情報

書籍等

- 「UNEP 2012 ANNUAL REPORT」
- 「UNEP YEAR BOOK 2012」

● ホームページ

・国連環境計画(UNEP)本部:http://www.unep.org

① 国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Programme)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

● 開始時期

1966年1月1日発足。日本の同機関への資金協力は1966 年以来行われている。

● 経緯・目的

国連システムにおける技術協力活動を推進する中核的 資金供与機関として、1965年の第20回国連総会決議2029 に基づき、それまでの「国連特別基金」および「拡大技 術援助計画」が統合されて、1966年1月1日に設立された。

また、国連開発計画(UNDP)は国連総会が設立した「国連資本開発基金(UNCDF)」や「国連ボランティア計画(UNV)」の管理も行っている。

2. 事業の仕組み

●概 要

開発途上国、市場経済移行国または地域を対象として 技術協力や能力開発のための国別計画、地域計画、およ びグローバルな計画を策定し、同計画に基づき受益国等 からの要請に応じて専門家派遣、技術者の研修、機材供 与等を行っている。

その活動資金は、各国からの任意拠出によって賄われている。2012年の拠出金総合計は、約46.4億ドルであり、そのうちコア・ファンドは約8.46億ドルである(2013年3月時点暫定値)。

● 審査・決定プロセス

各国からのコア・ファンド見込み額をもとに、原則4年 ごとに向こう4年間の国別援助割当額を定める。これをもとに各国にあるUNDP常駐事務所が中心になって、援助の重点分野や主要プログラムの概要を示した国別協力計画を策定する。その上で、被援助国政府およびほかの援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

被援助国である開発途上国政府自らが、UNDPの資金協力を得て実施する事業のほか、UNDPが自ら、またはほかの国連機関やNGO等に委託して事業を実施する場合もある。

3. 最近の活動内容

●概 要

「持続可能な開発」(Sustainable Development)のために、 「貧困削減とミレニアム開発目標(MDGs)の達成」、「民主 的ガバナンス」、「危機予防と復興」、「エネルギーと環境」 の4分野に重点を置いて活動を行っている。

MDGs達成に向けた取組において、UNDPは、我が国が主導した2011年6月の「MDGsフォローアップ会合」に共催者として貢献するなど、国連システムにおいてMDGs推進の中心的役割を果たしている。また、ポスト2015年開発アジェンダ策定においても、UNDPは国連内部の調整役を務め、我が国主導の非公式な対話の場コンタクト・グループの主要メンバーとして貢献している。防災分野においては、2012年7月に日本主催の「世界防災閣僚会議に東北」を共催し、開発分野における防災の主流化に向けて積極的に取り組んでいるほか、2013年6月に開催された「第5回アフリカ開発会議(TICADV)」も共催するなど、UNDPは我が国が開発課題に取り組む上で重要なパートナーである。

● 地域別実績

2012年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:千ドル)

地域	金 額*	
アジア・大洋州	1,100,758	
アフリカ	925,306	
中東	515,334	
中南米	950,349	
欧州・旧ソ連	343,066	
その他	239,329	
合 計	4,074,142	

^{* 2013}年2月時点暫定値

分野別実績

2012年のUNDPの分野別事業実績は、支出額ベースで 以下のとおり。

(単位:千ドル)

分 野	金 額*
民主的ガバナンス	987,194
貧困削減およびMDGsの達成	1,256,605
危機予防と復興	968,934
環境と持続可能な開発	555,092
その他	306,319
合 計	4,074,144

* 2013年2月時点暫定値

4. 日本との関係

●日本との連携

UNDPはグローバルなネットワークとその専門的知識・経験に基づき途上国の開発支援を行っており、日本と連携し途上国において事業を実施している。また国際的な開発課題の解決に向け我が国が主催する国際会議等を共催するなど、UNDPは我が国と連携し、積極的に開発課題に取り組んでいる。

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はUNDPが設立されて以降、数年を除き、UNDPの 政策および活動方針を決定する最高意思決定機関である 執行理事会の理事国36か国のうちの1か国としてUNDP執 行理事会の場においてUNDPの政策および活動方針に積 極的に関与している。

● 邦人職員

UNDPの職員数7,945名(うち専門職以上は2,605名)の うち、邦人職員は91名(うち専門職以上は69名、JPOは 14名)(2013年1月末現在)である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本からは積極的に資金援助を行っている。UNDPのコア・ファンドへの拠出は、2012年度は約8,047万ドル、全コア・ファンドに占める日本の拠出の割合は約9.5%である。

● 主要拠出国一覧(コア拠出)

(単位:%、千ドル)

順	20	11年		20	12年	
位	国·地域名	拠出率	拠出額	国·地域名	拠出率	拠出額
1	ノルウェー	13.6	132,499	ノルウェー	16.3	137,820
2	スウェーデン	10.7	104,766	スウェーデン	12.2	103,376
3	オランダ	9.7	94,850	英国	10.3	87,302
4	英国	9.0	87,814	日本	9.5	80,472
5	米国	8.6	84,060	米国	9.3	78,404
6	日本	8.4	82,115	オランダ	8.4	71,429
7	デンマーク	6.2	60,446	スイス	6.9	58,065
8	スイス	6.0	58,632	デンマーク	6.8	57,668
9	カナダ	5.3	51,493	ドイツ	3.4	29,037
10	ドイツ	3.9	38,029	ベルギー	3.3	27,776
	合 計	100	974,804	合 計	100	846,100

^{*} 合計はその他の拠出国を含む。2012年の数値は2013年3月時点 暫定値

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

日本は、開発途上国の多様なニーズに応じるため、効果的かつ効率的なパートナーシップを構築することを目的として、従来の基金を整理統合し、2003年10月1日、日・UNDPパートナーシップ基金を設置した。本基金は、日本とUNDPとの共通の重要分野における開発途上国支援、南南協力支援、MDGs関連の共同研究等、さらにプロジェクトの成功例にかかわる広報を含む、幅広い開発協力を展開する。2012年度においては、約142万ドルを拠出した。

また、目的別の基金として、日本・パレスチナ開発基金(1988年設立)およびTICADプロセス推進基金(1996年設立)をUNDPに設置し、拠出している。

● 日本の政府開発援助との協調実績

限られた援助資金を効果的かつ効率的に執行するとの 観点から日本はUNDPとの援助協調にも積極的に取り組 んでおり、日本の二国間援助とうまく組み合わせること などにより、相互の補完性および援助の効率性を高め、 合わせて日本の顔がよく見えるような形で援助が行われ るよう努めている。

たとえば、2012年に日本のアフガニスタンにおける復興支援の一環として、治安対策や平和構築支援を行うUNDPに対して約1億3,450万ドルの支援を行った。

5.より詳細な情報

●書籍等

- ・UNDP年次報告書(国連開発計画発行)
- ・UNDPが毎年発表する「Human Development Report」 (人間開発報告書Oxford University Press発行(英語版)、 (株)阪急コミュニケーションズ(日本語版))

● ホームページ

- ・国連開発計画:http://www.undp.org
- ・国連開発計画(UNDP)駐日代表事務所:

http://www.undp.or.jp

① 世界保健機関(WHO:World Health Organization)

1. 設立および日本の協力開始の時期・経緯・目的

開始時期および経緯

1948年4月7日設立。日本は1951年5月16日の第4回総

会において、加盟が認められた。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、1946年、ニューヨークで

開かれた国際保健会議が採択した世界保健憲章(1948年4月7日発効)によって設立された。

「すべての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」(憲章第1条)を目的としている。

2. 事業の仕組み

●概 要

予算は2年制であるが、活動の財源は、加盟国の義務的 分担金(各国の分担率は国民所得等に基づいて算定され る国連分担率に準拠)と、加盟国およびUNDP、世界銀行 等のほかの国際機関からの任意拠出金から成っている。

義務的分担金による通常予算は、主として職員の給与、会議の開催、保健・医療に関する調査・研究、情報の収集・分析・普及、器材購入、各国政府に対する助言等に振り向けられ、任意拠出金は、通常予算ではカバーできないフィールド・レベルの技術協力等を中心とした事業活動に使われることとされているが、近年はこの任意拠出金の割合が8割程度まで上昇していることから、通常予算で賄うべき事業への支出にも活用されている。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される世界保健総会が最高意思決定機関であり、総会で選出された34か国が推薦する執行理事により構成される執行理事会が、総会の決定・政策の実施、総会に対しての助言または提案を行っており、総会の執行機関として行動するという仕組みになっている。

総会では、事業計画の決定、予算(2年制)の決定、 執行理事国の選出、新規加盟国の承認、憲章の改正、事 務局長の任命等を行うほか、保健・医療に係る重要な政 策決定を行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

総会において承認された事業計画に基づいて、定められた項目別に事務局が事業を実施する。事業の実施状況については、執行理事会・総会に報告がなされる。

3. 最近の活動内容

●概 要

WHOは、保健衛生の分野における問題に対し、広範な政策的支援や技術協力の実施、必要な援助等を行っている。また、感染症対策や慢性疾患等に対する対策プログラムのほか、国際保健に関する条約、協定、規則の提案、勧告、研究促進等も行っており、ほかに食品、生物製剤、医薬品等に関する国際基準も策定している。

● 地域別実績

地域事務局が主体となって行っている仕事の大半は、WHOの事業のうち最も重要なものの一つとして位置付けられている各国に対する技術支援である。これに対してWHOの全予算の約7割が振り向けられている。技術支援は、通常①専門家の派遣、②ワークショップ等の開催、③ガイドラインの作成、④フェローシップの提供という形式で与えられる。

● 地域別予算割合

(単位:%)

	地域別予算	2012~2013年		
全	体額(百万ドル)	3,959		
	南東アジア	10.9		
	アフリカ	25.2		
地域別	アメリカ	6.3		
割合	欧州	7.5		
	東地中海	9.1		
	西太平洋	8.7		
本部		32.3		

● 主要な事業

2009年に発生した豚由来の新型インフルエンザA (H1N1) や2013年に発生した鳥インフルエンザA(H7N9) 対策をはじめとして、新たに発生した感染症(エボラ出血熱、鳥インフルエンザ、SARS (重症急性呼吸器症候群) など)や、既に克服されたと思われていた感染症の再興(コレラ、結核など)が、世界的規模で大きな問題となっていることから、これらを「新興・再興感染症」として総合的・重点的に対策を講じている。2005年5月のWHO総会において採択された疾病の国際的な伝播を最大限防止することを目的とした改正国際保健規則(IHR:International Health Regulations)が2007年6月に発効し、感染症の発生をはじめとする公衆衛生上の緊急情報をWHOに通達することとなった。新型インフルエンザA (H1N1) が発生した際には、本規則に基づくネットワークが有効に機能した。

また、HIV/エイズ、結核、マラリアという三大感染症についても、世界エイズ・結核・マラリア対策基金やその他の国際機関と協調しつつ、指導的役割を担っている。結核については、直接管理の下に服薬を行う短期療法(DOTS)、HIVとの重複感染や多剤耐性への対応を行っている。

さらに、そのほかの感染症の対策にも力を注いでいる。 ポリオについては、重点的な予防接種事業の推進により 西太平洋地域においても2000年10月に京都でポリオ制圧 宣言が出され、残されたポリオ常在国における撲滅に向 けて取り組んでいる。その他、リンパ・フィラリア症、アフリカの風土病であるオンコセルカ症、中南米の風土病であるシャーガス病など顧みられない熱帯病(NTD)についても、制圧対策を推進している。

さらに、病気の子どもに幅広くケアを提供するための 小児期疾患総合管理対策、安全な出産を確保するための 妊産婦対策や家族計画などのリプロダクティブ・ヘルス 対策の推進、日常の疾病対策に不可欠な医薬品を適切に 供給・管理するための必須医薬品対策や医薬品の研究開 発、2005年2月に発効した「たばこの規制に関する世界 保健機関枠組条約」に基づくたばこ対策や生活習慣病な どの非感染症疾患、自然災害や紛争等の緊急事態におけ る緊急人道援助などについても力を注いでいる。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1951年の加盟以来、日本は、WHOの活動に積極的に 参画している。この間、日本は12回にわたって、執行理 事会の理事指名国に選ばれている。

● 邦人職員

WHOは、2012年12月末現在で7,338名(専門職3,051名、一般職3,498名)の職員がいるが、そのうち邦人職員は41名。中島宏第4代事務局長(1988~1998年)、尾身茂西太平洋地域事務局長(1999~2009年)を輩出している。

● 財政負担

2012~2013年の総予算は39億5,900万ドルである。このうち、約23%にあたる分担金総額は9億2,884万ドル(2年間の総額)であり、加盟国の義務的負担により賄われる。2012年の日本の分担率は12.5309%で、分担金は約5,820万ドル。アメリカ(分担率22%)に次いで第2位の拠出国となっている。一方、残りの77%である30億3,016万ドルは、加盟国の任意の負担である任意拠出金により賄われ、このうち、日本は2012年には1,153万ドル、2013年には958万ドルの任意拠出金を拠出している。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、万ドル)

順	2012年			2013年		
位	国·地域名	分担率	分担額	国•地域名	分担率	分担額
1	米国	22.0	10,217	米国	22.0	10,217
2	日本	12.5	5,820	日本	12.5	5,820
3	ドイツ	8.0	3,724	ドイツ	8.0	3,724
4	英国	6.6	3,067	英国	6.6	3,067
5	フランス	6.1	2,844	フランス	6.1	2,844
6	イタリア	5.0	2,322	イタリア	5.0	2,322
7	カナダ	3.2	1,489	カナダ	3.2	1,489
8	中国	3.2	1,481	中国	3.2	1,481
9	スペイン	3.2	1,476	スペイン	3.2	1,476
10	メキシコ	2.4	1,094	メキシコ	2.4	1,094
	合 計	100.0	46,442		100.0	46,450

* 合計は、その他の国を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA) との協調実績

WHO西太平洋地域事務局(WPRO)との間では、感染症対策等において、日本のODAを通じた連携を行ってきている。基本的に毎年、WPROとの連携協議(日・WPRO協議)を行い(2007年10月に第7回協議を実施)、保健・医療分野のODAに関する意見交換や、予防接種拡大計画等での連携を図っている。1990年にはポリオ根絶計画に協力し、日本のJICAを通じた協力により全国一斉投与用経口ポリオ・ワクチンが供与され、1997年の発生例を最後として、2000年10月、WHOにより西太平洋地域からのポリオ根絶が宣言された。

新型インフルエンザ対策においても、2007年に鳥および新型インフルエンザ対策のために1,802.6万ドルを拠出し、ASEANおよびASEMの抗ウイルス薬備蓄事業にも協力を得ている。また、2009年9月、H1N1新型インフルエンザのワクチン接種支援のため約11億円の緊急無償資金協力を実施した。

人道支援としては、2005年1月スマトラ沖大地震・インド洋津波被害支援(660万ドル)、2007年2月イラク復興支援(390万ドル)等のための拠出も行っている。

そのほか、WHOの各種技術セミナー等への講師・専門 家派遣やWHOが派遣するフェローの受入れ等の協力を 行っている。

また、WHOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクトの実施に力を入れており、2013年5月末までに計35件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- ・World Health Report, 2010 (WHO発行)
- ホームページ
- ・世界保健機関(WHO)本部:http://www.who.int

¹³ 国連大学(UNU:United Nations University)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

1972年第27回国連総会決議に基づき、1975年、東京に 国連大学暫定本部が設置された。日本の協力は1972年以 来行われている。

● 経緯・目的

- ・1969年、ウ・タント国連事務総長が、国連総会で国際 的な大学院大学としての国連大学創設を提唱。
- ・当時日本に本部を置く国連機関がなかったこともあり、 日本国内で同大学の設立・誘致の機運が高まり、1970 年4月にウ・タント国連事務総長が訪日した際、佐藤栄 作内閣総理大臣(当時)は国連大学創設構想実現への 協力を日本政府として約束した。
- ・1972年、第27回国連総会で国連大学設立決議を採択。 「学者・研究者の国際的共同体」として設立されること となった。
- ・1973年第28回国連総会は「国連大学憲章」を採択。国連大学本部を東京首都圏内に設置することが決定した。
- ・1975年、東邦生命ビル(東京)内に国連大学暫定本部 を開設し、本格的な活動を開始。
- ・1992年、東京・青山に新本部ビル完成。土地は東京都 が無償提供、建物の建設経費は日本(旧文部省)が負 担した。
- ・2009年第64回国連総会にて「国連大学憲章」の改正。 大学院プログラムが開設可能となった。

2. 事業の什組み

●概 要

大学本部(東京)および世界13か国にある計14の研究・研修センター/プログラム(2013年6月現在)が世界各国の大学等と連携・協力関係を結び、それらをつなぐネットワークを通じ、人類の存続、発展および福祉等に係る地球規模の諸問題についての研究、人材育成および知識の普及を行うことを目的としている。その活動資金は各

国政府、国際機関およびその他非政府財源からの任意拠 出金によって賄われており、2012年~2013年(1会計年 度は暦年2年間)の予算は1億3,705万3,000ドルである。

● 審査・決定プロセス

最高意思決定機関である理事会が、国連大学の活動および運営をつかさどる原則および方針を定め、国連大学の事業プログラムを審議・承認し、予算を決定する。理事会は、個人の資格で任命される理事24名、職務上の理事3名および学長で構成される。

● 決定後の案件実施の仕組み

国連大学は本部(東京)もしくは世界13か国14の研究・研修センター/プログラムを通じ、または世界各国の大学・研究機関とのネットワークを通じて事業を実施する。事業実施後、学長は事業報告を理事会に提出しその審議を受ける。

3. 最近の活動内容

●概要

「戦略プラン2011~2014」で定められた5つの戦略重点計画に従い、大学院プログラムや広報活動の充実等を最優先課題として活動している。2013年3月にマローン新学長が就任し、同学長のリーダーシップの下、各種の改善に着手している。

● 主要な事業

(1) 研究活動

地球規模の持続可能な開発に貢献することを目的と し、「サステイナビリティ(持続可能性)」の観点から互い に関連する以下の分野について、研究活動を行っている

- 平和、安全保障、人権
- ・人間および社会・経済の開発とグッド・ガバナンス
- ・世界の健康、人口、持続可能な生活
- 地球規模の変化と持続可能な開発
- ・科学、技術、イノベーション社会

(2) 研修活動

主に開発途上国の人材育成を目的として研修事業を 実施している。たとえば以下がある。

- ・研究者個人や研究機関全体の能力向上を支援する 「大学院レベルの学者・専門家のための長期研修コー ス」(テーマ:「地熱の利用」、「持続可能な養殖」等)
- ・大学生、大学院生(留学生を含む)、若い社会人の ためのグローバルセミナー(テーマ:「マルチラテラ ルなグローバルガバナンスに向けて」)

(3) 大学院プログラム

東京に設けられた国連大学サステイナビリティと平 和研究所 (UNU-ISP)において2010年秋に、途上国を中 心とする留学生と日本人学生を対象に「サステイナビ リティと平和」専攻を開設、2011年秋には、横浜にあ る高等研究所(UNU-IAS)において、生物多様性専攻 の大学院プログラムを開始。将来的に国連機関や開発 援助機関等で貢献し得る人材の育成を目指している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

理事会には設立以来連続して邦人理事が参加してお り、2010年9月から阿部信泰軍縮・不拡散促進センター 所長が理事に就任している。

● 邦人職員

邦人の正規職員数は2013年1月現在で21名。

日本の財政負担

日本は国連大学への最大の拠出国であり、2012年は外 務省から244万ドルおよび2,900万円(留学生支援事業 費)、文部科学省から3億3,600万円、環境省から4億3,600 万円(持続可能な開発のための教育の10年構想事業費 他)、農林水産省から3,800万円(途上国における持続的

農業のための実習型研究能力育成事業)を拠出している。 2012年の各国政府拠出額の第2位はドイツ、第3位はオラ ンダである。

● 各国の国連大学に対する拠出額および拠出率

(単位:%、千ドル)

加五	2011年			2012年		
順位	国•地域•機 関名	拠出率	拠出額	国•地域名	拠出率	拠出額
1	日本	46.8	16,952	日本	31.9	13,641
2	マレーシア	13.5	4,894	ドイツ	13.5	5,776
3	ドイツ	9.8	3,541	オランダ	13.3	5,699
4	カナダ	5.7	2,075	マレーシア	10.8	4,631
5	スウェーデン	5.5	1,981	スウェーデン	5.5	2,333
6	デンマーク	4.0	1,460	カナダ	4.8	2,029
7	オランダ	3.2	1,167	スペイン	4.6	1,944
8	フィンランド	2.8	999	マカオ	3.5	1,513
9	マカオ	2.3	837	デンマーク	3.4	1,434
10	EU	1.4	501	フィンランド	2.7	1,167
11	その他	5.0	1,816	その他	5.9	2,541
	合計	100	36,225	合計	100	42,706

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

5. より詳細な情報

●書籍等

- 「United Nations University Annual Report」 当該年度の新規事業に重点をおいた報告書。毎年春に 発行。国連大学広報部で入手可能。
- ・「国連大学年次報告」(上記の日本語版)
- ホームページ
- ・国連大学:http://www.unu.edu/

4 国際労働機関(ILO:International Labour Organization)

設立・経緯・目的

●設 立

第一次世界大戦後の1919年、ヴェルサイユ条約第13編 「労働」に基づき、国際連盟の機関(加盟42か国)とし て発足した。日本は、国際労働機関(ILO)創立時の加盟 国であったが、1940年の脱退を経て1951年に再加盟し、 1954年以降主要産業国(常任理事国:ブラジル、中国、 フランス、ドイツ、インド、イタリア、日本、ロシア、 英国および米国の10か国)の一国となっている。

● 経緯・目的

国際連合の専門機関であり、政・労・使の三者構成の形 式をとっている。労働条件の改善を通じて社会正義を基 礎とする世界の恒久平和の確立に寄与するとともに、完全 雇用、労使協調、社会保障等を促進することを目的として いる(ILO憲章およびフィラデルフィア宣言(同憲章付属書))。

2. 事業の仕組み

● 概 要

2年予算制をとっており、その財政収入は、通常予算

および特別予算に大別される。加盟国がそれぞれの分担率に従って拠出する分担金により賄われる通常予算は、会議予算、調査研究等ILOの通常の活動費用、人件費に充てられる。加盟国からの任意拠出金等から成る予算外財源は、主として技術協力活動のための費用となる。

● 審査・決定プロセス

各加盟国により構成され、1年に1度開催される国際労働総会を最高意思決定機関としており、総会では、条約・勧告の審議・採択、予算・分担率の決定、条約の実施状況の審議等を主要任務としている。事務局の具体的な事業の審査・決定を実質的に行っているのは理事会であり、総会で選出された理事(政府代表28名、労働者・使用者代表各14名)により構成される理事会が、事務局から提出された主要な事業計画や、人事、会議の開催等について了承を与える形で、事務局の監督を行っている。

特別予算については、ILOが作成した事業計画案について援助国と事務局間で協議を行い、決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

通常予算は項目別に定められた事業を事務局が実施する。事業の実施状況については理事会に報告がなされる。特別予算については、ILO事務局と援助国との間の合意事項に基づき事業が実施され、事業終了後にはILOから援助国に対し、評価および報告が行われる。

3. 最近の活動内容

●概 要

1999年以降「ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現」のため、(1)労働における権利、(2)雇用、(3)社会保護、(4)社会対話、の4つの戦略目標を掲げ、これらに重点をおいて援助を行っている。

なお、2011年における上記4分野における技術協力(通常 予算および予算外財源の合計)実績は以下のとおりである。

1	労働における権利	52,722千ドル	23.3%
---	----------	-----------	-------

② 雇用 102,179千ドル 45.1%

③ 社会保護 27,875千ドル 12.3%

④ 社会対話 30,225千ドル 13.3%

*このほかに、その他として13,453千ドル(5.9%)等 がある。

● 地域別実績

2011年における地域別援助額(通常予算および予算外財源の合計)とその割合は以下のとおりである。

(単位:千ドル)

地域	実績	構成比(%)
アジア・太平洋 ^(*1)	63,591	28.1
アフリカ	61,744	27.3
アラブ・中東	8,774	3.9
中南米	33,025	14.6
欧州(*2)	9,531	4.2
地域間	49,791	22.0
合 計	226,455	100.0

*1 アフガニスタンおよびイランを含む *2 イスラエルを含む *3 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

1919年の加盟以来、日本はILOの活動に積極的に参画している(1940年に脱退し、1951年に再加盟)。1954年以降、日本政府は常任理事国となっている(1970年代以降政・労・使ともに理事を務める)。

● 邦人職員

2012年12月末現在でジュネーブ本部に531名、地域総局等地域組織に248名の合計779名の職員(専門職以上)がいるが、そのうち邦人職員は34名。

日本の財政負担

2012年~2013年のILO予算は7億2,376万0,800スイスフラン(2年間の総額)。一般予算の財源は、加盟国の義務的負担である分担金により賄われる。2012年および2013年の日本の分担率はそれぞれ12.535%で、2012年および2013年の分担金はそれぞれ約4,500万スイスフランおよび4,300万スイスフラン。米国(分担率22%)に次いで第2位の拠出国となっている。また、このほかにもILOによる技術協力等への支援として、任意拠出を行っている。

● 主要分担国一覧

(単位:千スイスフラン)

順	2012年			2013年			
位	玉	名	分担率(%)	分担額	国•地域名	分担率(%)	分担額
1	米国		22.0	79,329	米国	22.0	79,614
2	日本		12.5	45,337	日本	12.5	43,438
3	ドイ	ソ	8.0	29,018	ドイツ	8.0	28,169
4	英国		6.6	23,907	英国	6.6	23,385
5	フラ	ンス	6.1	22,158	フランス	6.1	21,311
6	イタリ	ノア	5.0	18,098	イタリア	5.0	17,668
7	カナ	ダ	3.2	11,604	カナダ	3.2	11,163
8	中国		3.2	11,543	中国	3.2	11,515
9	スペ	イン	3.2	11,496	スペイン	3.2	11,380
10	メキ	シコ	2.4	8,530	メキシコ	2.4	8,421
	合	計	100.0	361,880	合 計	100.0	361,880

* 合計はその他の国を含む。

● 日本の政府開発援助(ODA) との協調実績

ILOは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施 に力を入れており、2013年末までに計16件のプロジェク トが承認されている。

5. より詳細な情報

● 書籍等

- The ILO: What it is, What it does
- ホームページ
- ・国際労働機関(ILO):http://www.ilo.org

15 国際原子力機関(IAEA:International Atomic Energy Agency)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1957年、国際原子力機関(IAEA)は米国のイニシアティブの下に国連総会決議を経て創設された。日本は、同年のIAEA設立当初からの加盟国であり、加盟と同時に予算計上を行った。

● 経緯・目的

ウラン、プルトニウム等の核物質は、原子力発電のような平和目的のためにも、また、核兵器製造等の軍事利用のためにも使用され得る。このため、原子力の平和的利用の推進は、常に核兵器の拡散をいかに防止するかという問題を伴う。IAEAは、第二次世界大戦終結後、世界が原子力の平和的利用から得られる経済的利益に注目し始めたこと等を背景に、原子力の平和的利用の推進と核拡散問題に対処する国際協力体制の必要性が高まり、創設された。

IAEAの主な目的は、IAEA憲章に定められている原子力の平和的利用の促進および原子力活動が軍事転用されていないことを検認するための保障措置の実施である。

2. 技術協力事業の仕組み

●概 要

IAEAは、健康と栄養、食糧と農業等における放射線およびアイソトープ利用や、原子力安全および核セキュリティ等の各分野で、専門家派遣、機材供与、研修員の受入れ等の分野の技術協力事業を実施している。その活動資金は、各国に割り当てられた「技術協力基金」に対する拠出により賄われている。2012年の同基金の予算目標総額は8,875万ドルである。

● 審査・決定プロセス

開発途上国の要請に基づき、事務局が事業計画を作成 し、基金の目標総額を理事会の承認を得て総会に提出し、 決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

決定された事業計画に基づき、当該事業を要請した国または地域に対し、IAEAが専門機関として自らその知見を活用して事業実施に係る調整を行う。事業の実施に際しては、当該受益国の自助努力に加え、先進国あるいはIAEAの専門家の参加を得ることもある。

3. 最近の活動内容

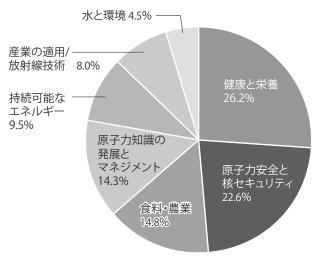
●概 要

2011年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を世界の原子力安全強化に役立てるためのIAEAの取組にほかの加盟国と連携しつつ全面的に協力。そのほか原子力技術を利用し健康と栄養、食料と農業や、原子力安全および核セキュリティ等の分野における地球規模の課題に対処するために専門家派遣、機材供与、訓練コース開催等を実施。

● 活動実績

技術協力基金による活動の、事業別実績は以下のとおり。

事業別技術協力基金支出内訳 (総額:9,797 万ドル)



(出典:IAEA Technical Cooperation Report for 2012)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

原子力の平和的利用の推進および核不拡散の重要性を認識する日本は、IAEAの原加盟国であるとともに、発足当初からIAEAの意思決定機関である理事会の理事国として、IAEAの政策決定・運営に一貫して参画し、その活動に積極的に協力してきた。また、日本は世界有数の原子力推進国として、開発途上国のための原子力の平和的利用のためのIAEA技術協力プログラムへの人的・財政的協力を積極的に実施している。

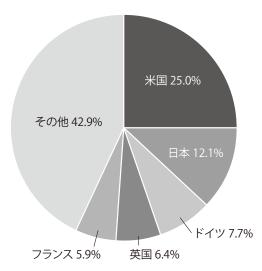
● 邦人職員

事務局には、2013年3月1日現在、日本人として初めて 選ばれた天野之弥事務局長(任期は2009年12月から2013 年11月末までの4年間。2013年12月には2期目の就任。任 期は2017年11月までの4年間。)をはじめ、51名の邦人職 員が在籍している。

● 技術協力分野における日本の財政負担

技術協力基金に対し、2007年度1,502万ドル(全体の19%)、2008年度1,283万ドル(目標額全体の16%)、2009年度1,363万ドル(目標額全体の16%)、2010年度1,361万ドル(目標額全体の16%)、2011年度1,039万ドル(目標額全体の12%)、2012年度1,072万ドル(目標額全体の12%)を拠出している(米国に次ぎ第2位)。

技術協力基金拠出割合(2013年)



● 主な使途を指定した特別拠出

日本(1978年から加盟国)を含む17か国が加盟国であるIAEA・アジア原子力地域協力協定(RCA)の活動を通じて、日本はアジア地域の国に対して放射線を利用した医学分野等での技術協力プロジェクトを行っている。

● 日本の政府開発援助(ODA) との協調実績

IAEAは人間の安全保障基金を活用した技術協力プロジェクト実施に力を入れており、2012年末までに計2件のプロジェクトが承認されている。

5. より詳細な情報

書籍等

毎年、技術協力に関する「Technical Cooperation Report」を発刊しているほか、技術系の書籍等を多数発刊している。また、その一覧は下記のホームページに掲載されている。

● ホームページ

- ・国際原子力機関(IAEA)本部:http://www.iaea.org
- ・アジア原子力地域協力協定(RCA): http://www.rcaro.org/

16 国連薬物犯罪事務所

(UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)

1. 設立·経緯·目的

UNODCは持続可能な開発と人間の安全を確保する観点から、不正薬物、犯罪、国際テロリズムの問題に包括的に取り組むことを目的とする。

国連においては、薬物問題に専門的に取り組むため、

1990年国連総会決議45/179に基づき国連薬物統制計画 (UNDCP: United Nations International Drug Control Programme) が設置された。一方、国際犯罪に対応する ため、1991年国連総会決議46/152に基づき犯罪防止刑事 司法計画(CPCJP: Crime Prevention and Criminal Justice

Programme) が設置された。1997年、事務総長報告 A/51/950に基づき国連犯罪防止センター (CICP: Centre for International Crime Prevention)が設置され、CPCJP の実施を担当することとなった。また、同報告により、 相互に関連する不正薬物、犯罪、国際テロリズムに包括 的に対応するため、UNDCPおよびCICPが国連薬物統制犯 罪防止オフィス(UNODCCP: United Nations Office for Drug Control and Crime Prevention) を構成することと なった。さらに、2002年、これが現在の国連薬物犯罪事 務所(UNODC)に改称され、2004年には、国連事務総 長により正式にUNDCPおよびCPCJPの両計画を統合する ものとしてUNODCが発足した。なお1999年には、国際 テロリズムへの対応を強化するため、UNODCCP(現在は UNODC)内に、テロ防止部(Terrorism Prevention Branch) が設置されている。

2. 事業の仕組み

●概 要

国連薬物犯罪事務所(UNODC: United Nations Office on Drugs and Crime)は、国連薬物統制計画基金と犯罪 防止刑事司法基金の2つの基金を管理する。

主な事業は、(1)政策および事業決定過程に資するため、 不正薬物および犯罪に関する調査・分析を行うこと、(2) 国連加盟国の不正薬物、犯罪、テロリズムに関する各条 約の締結・実施および国内法整備を支援すること、(3) 国連加盟国に対し、不正薬物、犯罪、テロリズム対策に おける能力向上のための技術協力を提供すること、の3つ である。また、UNODCは、国連経済社会理事会の機能委 員会である麻薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会 と、国際麻薬統制委員会、さらに、国際組織犯罪防止条 約と国連腐敗防止条約の事務局機能を果たしている。

● 審査・決定プロセス

UNODCは、薬物対策実施のための国連薬物統制計画 (UNDCP) 基金および犯罪・テロリズム対策実施のため の犯罪防止刑事司法基金(CPCJF: Crime Prevention and Criminal Justice Fund) の2つの基金を有する。基金の使 途等については、国連の監査を受けるとともに、各々麻 薬委員会および犯罪防止刑事司法委員会の会期間会合に おいて審議され、各委員会の本会議で正式に決定される。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

(1) 薬物対策

薬物分野では、薬物関連諸条約の実施のための法整 備支援、不正薬物治療やリハビリ支援、麻薬栽培依存 脱却のための代替開発等の技術協力支援を実施し、年 に1度、世界の麻薬の現状を報告書にまとめるなどの 情報分析を行っている。

最近では、薬物需要や供給の削減および不正取引の 防止にとどまらず、保健、経済発展および人間の安全 保障の観点も考慮した、包括的なアプローチをとって いる。

(2) 犯罪防止・刑事司法

犯罪防止および刑事司法分野では、各国に対し新し い形態の犯罪に関する情報を提供するとともに各国の 国際組織犯罪防止条約および関連議定書や国連腐敗防 止条約等の締結・実施を支援し、また「司法の独立」「証 人の保護」「被害者問題」「拘禁者の処遇」等に関する 基準・規範の普及や国際協力促進に努めている。

特に、腐敗、人身取引、組織犯罪に対する各グロー バル・プログラムを通じて、法の支配の強化や安定し た刑事司法制度の促進など、国際組織犯罪の脅威との 闘いに取り組んでいる。

(3) テロ対策

1999年に、国際テロリズムへの対応を強化するため、 テロ防止部が設置され、安保理決議第1373号およびテ 口防止関連条約実施のための技術的支援を、国連テロ 対策委員会(CTC)ないし援助を必要とする国々から の直接要請に基づき実施している。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、麻薬委員会(2010年~2011年を除く)および 犯罪防止刑事司法委員会のメンバー国として、また、 UNODCへの主要拠出国として、長年にわたりUNODCの 政策決定に参画している。また、フェドートフUNODC事 務局長は2013年4月に訪日し、谷垣法務大臣、鈴木外務 副大臣はじめ関係省庁等との意見交換を行い、6月には TICADVに出席するため訪日し、安倍総理大臣への合同 表敬や岸田外務大臣への表敬を行うとともに、平松外務 省総合外交政策局長と第1回日・UNODC戦略政策対話を 行い、行動計画への署名を行った。

● 邦人職員

2013年2月末現在、専門職以上の邦人職員数は7名である。

● 日本の拠出

日本は国連薬物統制計画基金にその設立当初から拠出

し、また、犯罪防止刑事司法基金に対しては、1996年、 1998年、2000年~2002年、および2006年以降は毎年拠 出してきている。

国連薬物統制計画基金に対する日本の拠出は、2011年度は約126万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の麻薬対策のために約1,258万ドル(補正予算)、2012年度は81万ドルおよびアフガニスタンおよびその周辺国の麻薬対策のために555万ドル(補正予算)となっている。

犯罪防止刑事司法基金(テロ防止部分を除く)に対しては、2011年度に約9万ドルおよびアフガニスタンおよび周辺国の刑事司法対策のための約102万ドル(補正予算)、2012年度は約33万ドルを拠出した。また、2002年に同基金の中に新設されたGlobal Programme against Terrorismに対しては、2011年度に約4万1,000ドルを、2012年度に約4万ドルおよびアフガニスタンのテロ防止対策のための45万ドルを拠出した。

● 日本の拠出金の活用状況

薬物対策について日本は、薬物問題が人々の生活や生 存を脅かし、各国の社会的発展を阻害する危険性のある 地球規模の問題であり、国際社会が一体となって取り組 まなければならない問題であるという認識の下で、国連 薬物統制計画基金への拠出を通じて、UNODCの実施す る薬物対策プロジェクトを積極的に支援してきた。また、 国内で押収される不正薬物の多くが東南アジア地域から 密輸されていることを踏まえ、特に東南アジア地域にお けるプロジェクトを重点的に支援してきた。具体的には、 地域間協力を促進する目的で東南アジア諸国の国境地帯 における不正取引取締強化プロジェクトや、ミャンマー におけるケシの不法栽培監視のためのプロジェクト、合 成薬物対策の前駆化学物質規制プロジェクト、合成薬物 のデータ分析・収集を目的としたプロジェクト等である。 さらに、2008年度~2012年度には、アフガニスタンおよ びその周辺諸国への麻薬対策プロジェクトも支援してき ている。

このほか、日本は、2006年度~2012年度に犯罪防止刑事司法基金に対して行った拠出を通じて、UNODCのタイやフィリピンにおける人身取引対策プロジェクトを支援した。また国際的な腐敗対策の取組のため2008年からは腐敗対策プロジェクト向けの拠出も行っており、2009年10月には、ベトナムでセミナーを開催したほか、ラオス、カンボジア向けプロジェクトを実施している。

テロ対策としては、テロ防止部への拠出により、2006 年度以降、インドネシアをはじめとするASEAN諸国への テロ対策法制整備支援を実施している。また、2013年には米国と協力し、拠出金を使って、リビアにおけるテロ対策法制度支援のためのプロジェクトを実施することとなった。

また、UNODCは人間の安全保障基金を活用したプロジェクト実施に力を入れており、2011年末までに計11件のプロジェクトが承認された。

●UN連携/UNODC実施無償資金協力

拠出金以外にも、我が国はUN連携/UNODC実施の無償 資金協力を行っており、2012年1月にはアフガニスタン への「刑事司法能力強化計画」(約7億円)に関する書簡 の交換を行った。

2013年1月のアルジェリアにおけるテロ事件を受け、 岸田外務大臣より、外交政策の「3本柱」を発表。この うちの「国際テロ対策の強化」として、我が国はUNODC の協力を得て、サヘルおよび北アフリカ各国に警察、国 境管理能力向上訓練・研修、司法制度強化のための無償 資金協力案件(サヘル地域の「刑事司法・法執行能力向 上計画」等)を実施することを決定した。

● 主要拠出国一覧

UNODC (国連薬物統制計画基金および犯罪防止刑事司法 基金)への主要拠出国・機関 (単位:%、チドル)

順位	20	12年		20	13年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	コロンビア	19.5	58,874	EU	25.4	36,276
2	米国	14.7	44,465	米国	12.4	17,699
3	EU	10.2	30,787	ブラジル	11.3	16,146
4	ブラジル	6.3	18,912	カナダ	7.1	10,149
5	カナダ	5.0	15,069	英国	6.9	9,799
6	日本	4.9	14,784	オーストラリア	4.9	6,999
7	オーストラリア	3.8	11,493	日本	4.2	6,000
8	スウェーデン	3.1	9,364	UNAIDS	4.1	5,925
9	ドイツ	2.9	8,867	ドイツ	2.3	3,283
10	ノルウェー	2.9	8,725	オランダ	1.9	2,675
	合計	100	302,484	合 計	100	142,957

*1 UNODCのオンラインデータ集計による。(2013年6月24日現在) *2 合計は、その他の国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

国連薬物犯罪事務所(UNODC)本部: http://www.unodc.org

(17) 国際農業開発基金

(IFAD: International Fund for Agricultural Development)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

国連の専門機関として1978年より業務を開始。日本は、 原加盟国として国際農業開発基金(IFAD)設立当初から 資金協力を行っている。

●経 緯

1974年11月、ローマで開催された世界食糧会議におい て、開発途上国の農業生産増大に必要な資金調達のため、 国際農業開発基金の設立構想が決議されたことにより設 立され、1978年よりローマにおいて業務を開始。

●目 的

開発途上にある加盟国の農業開発のため、追加的な資 金を緩和された条件で提供すること。

2. 事業の仕組み

●概 要

所得が低く、かつ食料が不足している地域での飢餓と 貧困を撲滅するため、被援助国である開発途上国からの 依頼に基づき、農村開発事業に必要な資金を融資するこ とで食料の増産、所得の向上、健康・栄養・教育水準を 改善し、持続性のある生計が営めるような援助を実施し ている。その活動資金は、加盟各国から過去複数の増資 を通じて拠出されている。

● 審査・決定プロセス

IFADの行う事業のうち、融資および贈与等個々の事業 については、基本的に年3回開催される理事会において 審議、承認が行われる。また、事業に関する方針、政策 を決定する場合には、理事会での審議・承認に加えてす べての加盟国により構成される総務会における承認を経 て決定される。

● 決定後の案件実施の仕組み

IFAD自身は「金融機関」として資金の提供を行い、個々 の事業は、IFADの融資対象国である加盟国、必要に応じ て関係する国際機関およびNGO等市民社会団体の協力を 得て実施される。なお、IFAD融資事業の管理・評価等は、 IFAD自身も行っている。

3. 最近の活動内容

2011年末において、IFADは240の事業を実施中であり、

その総事業費のうちIFADによる投資額は約46億ドルと なっている。

また、2011年に策定された「IFADの戦略枠組2011~ 2015」においては、開発途上国の農村の人々に、より高 い所得とより良い食料安全保障および強靭性の向上を達 成する能力を与えることをIFADの目標と位置付けている。

● 地域別実績

(通常融資案件ベース)(単位:百万ドル)

地 域	2012年	1979年~2012年
アジア・太平洋	172.2	2,920.3
東・南アフリカ	140.4	1,551.8
西・中央アフリカ	94.2	1,232.1
中東・北アフリカ	61.9	1,411.7
中南米	65.7	1,319.3
合 計	534.5	8,435.2

出典:IFAD2011年次報告

● 主要な事業

IFADの中心となる融資分野は、気候変動対策、農村金 融、バリューチェーン開発、農業技術や生産性の改善、 自然資源や生物多様性、生産者組合支援、農村事業者支 援、技術開発やスキル向上の8分野。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、理事会における理事国として個々の事業の承 認、事業に関する方針、政策の決定に関与している。

● 邦人職員

2013年1月末現在、邦人職員数は5名である。

日本の財政負担

IFAD設立時の当初拠出およびその後第1次から第8次ま での各増資期間において、日本は総額約3.7億ドルを拠出 し、米国、サウジアラビア、ドイツに次ぐ第4位の拠出国と して貢献している。なお、第9次増資期間(2013年~2015 年)において、日本は7,500万ドルの拠出を表明している。

5. より詳細な情報

書籍等

「Annual Report」(国際農業開発基金発行)

国際農業開発基金(IFAD)の年間活動内容、財政状 況等をとりまとめている。入手方法は下記ホームペー ジを参照。

● ホームページ

・国際農業開発基金(IFAD):http://www.ifad.org

® 国連合同エイズ計画 (UNAIDS: Joint United Nations Programme on HIV/AIDS)

1. 設立・経緯・目的

設立・経緯

1981年に初めてHIV/エイズ患者が発見されて以来、世 界保健機関(WHO)が中心となってHIV/エイズ対策の国 際協力を進めてきたが、1990年代半ばに至って、HIV/エ イズの世界的な広がりと感染が及ぼす社会・経済的影響 の大きさから、国連システム全体の取組の一層の強化が 求められることとなった。また、WHOと並んで、国連児 童基金(ŪNIČEF)、国連開発計画(UNDP)、国連教育科 学文化機関(ŪNEŚCO)、国連人口基金(UNFPA)、世界銀 行等の国連機関も従来からHIV/エイズ対策を推進してお り、それらの活動の重複、非効率化を避けるため、何ら かの調整の必要性が認識されるようになった。このよう な背景から、1994年7月の国連経済社会理事会において、 5つの国連機関および世界銀行が共同スポンサー(cosponsor)¹として参画する国連合同エイズ計画(UNAIDS) の設置が承認され、1996年1月1日、UNAIDS(Joint United Nations Programme on HIV/AIDS) が正式に発足した。

●目的

UNAIDSの事業の目的は、開発途上国のHIV/エイズ対策強化支援、HIV/エイズ対策への政府の取組強化支援、国連のHIV/エイズ対策の強化と調整等にあり、HIV/エイズ対策の政策立案やガイドライン作成、調査研究、モニタリング・評価、人材育成を中心とした技術支援、総合的・多角的なHIV/エイズ対策の啓発等を中心に活動を行っている。UNAIDSは共同スポンサーの各機関が有する資金、専門性、ネットワークの調整、強化を主目的としており、途上国におけるHIV/エイズ対策のための技術支援や政策助言等を行うが、直接プロジェクトを実施する機関ではない。

2. 事業の仕組み

● 意思決定機関

重要事項は、22の理事国(日本は発足当初より理事国を務めている)、投票権のない10の共同スポンサー機関および5つのNGOから成る事業調整理事会 (PCB: Programme Coordinating Board) ならびに共同スポンサー委員会 (CCO: Committee of Co-sponsoring Organizations)で決定される。

● 事務局組織

本部事務局はジュネーブに置かれ、事務局長(Executive Director)は設立当初から2008年末まで務めたピーター・ピオット氏(ベルギー人)の後、2009年1月よりミシェル・シディベ前UNAIDS次長(マリ人)が第2代事務局長を務めている(国連事務次長を兼務)。

本部事務局は、管理・渉外部門、プログラム部門で構成されており、このほか80か国以上に事務所を設置している。

3. 最近の活動内容

●概 要

UNAIDSは2001年に開かれた初の国連HIV/エイズ特別総会の事務局を務め、同総会で採択された「HIV/エイズに関するコミットメント宣言 (Declaration of Commitment on HIV/AIDS)」で定められた期限付きのHIV/エイズ対策の実績目標値実現に向けた全世界での進捗状況の監視と報告を先頭に立って行っている。2006年6月には、国連HIV/エイズ特別総会の包括レビュー会議およびハイレベル会議の事務局を務め、「HIV/エイズに関する政治宣言」のとりまとめを行った。このハイレベル会議では、2010年までにHIV/エイズの治療プログラム、予防、ケア、サポートを必要とするすべての人に提供できるように対策をとることを目標とする「ユニバーサルアクセス」が合意された。

国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)、国連児童基金(UNICEF)、世界食糧計画(WFP)、国連開発計画(UNDP)、国連人口基金(UNFPA)、国連薬物犯罪事務所(UNODC)、国際労働機関(ILO)、国連教育科学文化機関(UNESCO)、世界保健機関(WHO)、世界銀行(World Bank)、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UNWOMEN)

^{1:}その後、共同スポンサー機関は以下の11機関に拡大した。

UNAIDSはユニバーサルアクセスの達成に向け、世界 の取組を強化・推進する中心的役割を担っている。2008 年6月、国連本部にて、UNAIDSが中心となって国連HIV/ エイズ総会レビュー会合が開催され、国連加盟国に加え てHIV感染者グループやNGO団体等が参加し、2010年ま でにユニバーサルアクセスを達成するという国際的な目 標が再確認され、国際社会全体の取組を新たにすること が謳われた。また、UNAIDSは、世界エイズ・結核・マラ リア対策基金(世界基金)を通じたHIV/エイズ対策促進 のため、世界基金と緊密に協力している。

● 活動領域

2012年~2013年(2年予算制度)のコア予算は4億8,480 万ドルで、各国および共同スポンサーを含む国連機関等 からの任意拠出金で手当てされる。このほか、共同スポ ンサー等のHIV/エイズ関連予算等と合わせて、2012年~ 2013年の事業予算総額は9億9,660万ドルである。

UNAIDSでは戦略2011~2015に基づき、2012年~2015 年の戦略的予算計画(UBRAF)を策定し、各国連機関等 の役割分担を明確化した上で、次表のように予算配分を 行っている。

優先領域:

愛亢視哦:	
A. HIV予防を大幅に変革する	
1. 若年者やMSM、Sex workerを含む 性感染症によるHIVを半減させる	5,239万1,000ドル
2. HIV垂直感染を削減し、AIDS関連の母子死亡率を半減させる	1,310万9,000ドル
3.薬物使用者の間でのすべての HIV新規感染の予防	1,672万4,000ドル
合 計	8,222万5,000ドル 17.0%
B. 治療、ケアと支援を触媒する	
1. HIV陽性患者の抗ウイルス薬治療へのユニバーサルアクセス	2,304万ドル
2. PLHIVの結核による死亡の半減	671万5,000ドル
3. PLHIVやHIVに感染した家庭はあらゆる国の社会保護戦略において取り組まれ、必須のケアや治療へのアクセスがある	1,672万8,000ドル
合 計	4,648万4,000ドル 9.6%
C. 人権や性的平等の向上	
1. HIV伝播、sex work、薬物使用や ホモセクシャルといった人に対し て、効果的な対応を妨げるような 罰則法規や慣習がある国の半減	846万7,000ドル
2. 入場や滞在、居住に対するHIV陽 性患者の制限を半減させる	79万5,000ドル
3. 女性や少女に対する特定対策をすすめる	1,105万2,000ドル
4. 性的ないかなる暴力も許容しない	598万2,000ドル
合 計	2,629万7,000ドル 5.4%
D.リーダーシップ、調整と説明責任	
1. リーダーシップとアドボカシー	1億3,187万ドル
2. 調整、一貫性やパートナーシップ	1億472万8,000ドル
3. 相互の説明責任	9,220万3,000ドル
合 計	3億2,880万1,000ドル 68.0%

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

● 地域別実績

2011年~2012年(2年間)における地域別援助全体額 とその比率は以下のとおりである。

(単位:%)

t	地域別予算割合	2011~2012		
全	全体額(百万ドル)	484.8		
	アジア・太平洋	7.1		
	中東・北アフリカ	3.5		
+44+++=	サブサハラ・アフリカ	19.4		
地域別制合	北米•中南米	6.3		
	欧州・中央アジア	3.5		
	HIV高疾病負荷20か国	20.4		
	本部(グローバル)	39.7		

出典: UNAIDS 2011~2012 Unified Budget and Work plan 四捨五入の関係上、合計が100%にならないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1996年にUNAIDSが設立されて以来、その意 思決定機関である事業調整理事会の理事国を務めてお り、積極的にその活動を支援している。

● 邦人職員

2013年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は、2名であ る。

日本の財政負担

各国からUNAIDSへの拠出については、義務的な分担 金はなく、任意拠出金のみで構成されている。日本から の拠出金は、2012年度は300万6,325ドルであり、ドナー (援助国) 29か国中の順位は14位である。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	2011年			20	12年	
位	国·地域名	拠出率	拠出額	国·地域名	拠出率	拠出額
1	米国	18.8	44,671	米国	21.1	45,000
2	スウェーデン	18.3	43,508	スウェーデン	19.2	41,123
3	オランダ	14.3	34,106	ノルウェー	13.8	29,400
4	ノルウェー	12.2	28,936	オランダ	11.6	24,876
5	英国	6.7	16,051	英国	7.3	15,699
6	フィンランド	5.8	13,695	フィンランド	5.6	11,940
7	デンマーク	3.1	7,375	デンマーク	3.3	6,957
8	ベルギー	2.5	6,044	オーストラリア	2.7	5,749
9	カナダ	2.3	5,449	カナダ	2.5	5,400
10	スイス	2.3	5,376	スイス	2.5	5,376
	合計	100	238,109	合計	100	213,657

* 合計は、その他の拠出国を含む

5. より詳細な情報

● ホームページ

・国連合同エイズ計画(UNAIDS)本部: http://www.unaids.org/en/

⑨ 国連ボランティア計画 (UNV:United Nations Volunteers programme)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1971年1月1日設立。日本の資金協力は1994年以来行わ れている。

● 経緯・目的

国連ボランティア計画 (UNV) は、国連開発計画 (UNDP) の下部組織として1970年の第25回国連総会決議2659に 基づき創設された。

ボランティアの動員やボランティアリズムの推進を通 して、持続可能な人間開発を支援し、人種や国籍に関係 なくすべての人々に対してその参加の機会を広げること で、平和構築や開発支援を行うことを任務としている。

2. 事業の仕組み

●概 要

UNVの活動分野は農業、教育、難民支援等多岐にわた る。当初は技能・資質に恵まれた若い世代が経済社会の あらゆる分野の活動に参加することにより開発途上国の 開発に貢献することを目的としていたが、近年は開発分 野にとどまらず、人道援助分野や平和構築分野への貢献 も行っており、ボランティアの世代も様々である。これ

らボランティアは、開発途上国政府や国連難民高等弁務 官事務所 (UNHCR)、国連世界食糧計画 (WFP) 等の国 際機関、NGOの要請に応じ、それぞれの国・機関等が実 施する活動を支援するためUNVから派遣されるほか、 UNVが実施するプロジェクトに派遣される。

その活動資金は、UNDPから供与される資金や、各国 の任意拠出金により賄われており、2010年実績は約2.9億 ドルである。

● 審査・決定プロセス

個々の国連ボランティア派遣は各国連組織および被援 助国政府の要請に基づいて決定される。またUNVが独自 に実施するプロジェクトは、UNVの上部組織であるUNDP およびほかの国連機関、受入政府が実施する活動を支援 するのが目的であり、UNVはUNDPおよびその他の国連 機関、受入政府と協議の上具体的なプロジェクトを確定 し、UNV内部のプロジェクト審査委員会の審査を経て実 施の可否を決定する。

● 決定後の案件実施の仕組み

個々の国連ボランティアは、派遣先の国連機関および 政府機関により要請された活動を実施する。UNV独自の プロジェクトについては、UNDPはじめほかの国連機関や

被援助国政府、NGOと協力して活動を実施する。プロジェ クトによってはこれらパートナー組織に活動を一部委託 する場合もある。

3. 最近の活動内容

●概 要

2001年のボランティア国際年以降、UNVはボランティ アリズム推進による開発と平和の達成のため、ボランティ アリズムに関するアドボカシー、ボランティアの動員およ び開発事業計画におけるボランティアリズムの融合を柱 とする活動を、基礎的サービスの供給、紛争予防と紛争後 の復興、環境・気候変動への取組等の分野で実施している。

● 地域別実績

2012年のUNV地域別派遣実績は以下のとおり。

地 域	2012年
アジア・大洋州	885 (13%)
アラブ	885 (13%)
サブサハラ•アフリカ	3,880 (57%)
中南米・カリブ諸国	885 (13%)
欧州・旧ソ連	272(4%)
合 計	6,807

* 地域分類は、UNVの分類による。

● 分野別実績

2012年のUNVの分野別派遣実績は、以下のとおり。

分 野	2012年
民主的ガバナンス	25%
MDGs達成と貧困削減	29%
環境と持続的開発	2%
紛争予防と復興	44%
合 計	100%

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、ボランティア活動を通じた人間開発の重要性 に鑑み、UNVに対して積極的な資金協力を行っており、 日本政府としては2012年は第5位の拠出。UNVの管理・ 運営は、国連総会の委託に基づきUNDPにより行われて おり、その活動状況はUNDP執行理事会において2年に1 度審査される。

邦人職員

2012年12月末現在において、UNVの専門職以上の邦人 職員数は2名である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本政府の拠出は、2012年は169万ドル、拠出金全体 に占める日本政府の割合は2012年で7.2%である。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順	順 2011年 2011		2年			
順位	国·地域名	拠出率	拠出額	国·共同体名	拠出率	拠出額
1	ドイツ	20.2	4,332	ドイツ	24.3	5,694
2	日本	14.0	3,013	日本	10.1	2,376
3	ベルギー	12.7	2,738	西アフリカ 経済共同体	9.5	2,225
4	スペイン	10.6	2,286	フィンランド	7.5	1,753
5	スイス	8.5	1,824	フランス	7.4	1,730
6	フィンランド	5.8	1,237	スイス	6.4	1,506
7	フランス	5.5	1,179	スペイン	5.8	1,369
8	デンマーク	3.5	741	大韓民国	5.5	1,300
9	イタリア	3.4	725	ベルギー	5.3	1,244
10	オーストラリア	3.0	643	ルクセンブルグ	3.4	796
	合計	100	21,485	合計	100	23,446

出典:UNV Annual Report2010、2011 合計は、その他の拠出国を含む。

● 主な使途を明示した特定基金への拠出、活用状況

(1) 日本は、ボランティアの活用により貧困緩和、平和 構築、人道支援を推進し、持続的人間開発のための環 境づくりに寄与することを目的として、1994年日本信 託基金を設置した。

同基金の下、実施されたプロジェクトは約100を数 え、実施国および地域は全世界にわたっている。また、 日本信託基金の一部として、日本人ボランティア派遣 事業を実施しており、毎年新たな日本人国連ボランティ アが世界各地に派遣されている。2012年度は、約58万 ドルを基金に拠出した。

(2) 外務省は、2009年度より、平和構築の現場で活躍で きる日本およびその他のアジアの文民専門家を育成す ることを目的に、委託事業として「平和構築人材育成 事業」を実施している。UNVは、本事業に海外実務研 修を担当しており、日本は、本事業に係る経費として、 2012年度には約111万ドルを拠出した。

5. より詳細な情報

書籍等

・「国連ボランティア計画年次報告書」(国連ボランティ ア計画発行)

● ホームページ

・国連ボランティア計画(UNV)本部: http://www.UNV.org

• UNV東京事務所:http://www.UNV.or.jp (日本語)

20 国連人間居住計画

(UN-Habitat: United Nations Human Settlements Programme)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

1978年10月、「国連人間居住センター」として発足。日本の同機関への資金協力は1984年以来行われている。

●経 緯

1976年の第1回国連人間居住会議で採択された人間居住に関する国際協力計画を実行するための機関として、1977年の第32回国連総会決議32/162に基づき、「国連人間居住センター」としてナイロビに設立された。その後、2001年の第56回国連総会決議56/206に基づき、2002年1月より国連人間居住センターとその意思決定機関である「国連人間居住委員会」は、「国連人間居住計画」(UN-Habitat)へと改組された。

● 目 的

- ・居住に関する政策目的、優先順位、および指針を確立し、 その実施を促進すること。
- ・国連システム内の人間居住分野の諸活動を調整すること。
- ・地域的または国際的性格を有する居住問題を研究し、 その解決策を検討すること。

2. 事業の仕組み

●概 要

2年に1回開催される管理理事会で決定される方針、政策、事業計画に基づき、地球規模での包括的な調査・広報活動、各国の住宅および居住問題解決に向けた支援として研修、専門家派遣、シェルター建設等を行っている。

その活動資金は、各国および公的機関等からの任意拠出によって賄われている。2012年の拠出金総合計は、約1億5,740万ドルであり、そのうちコア拠出金総額は、約2,166万ドルである。

● 審査・決定プロセス

UN-Habitatの事業に関する方針・政策は、2年に1回開催される管理理事会における承認を経て決定され、これに基づき、被援助国政府および他の援助国等との協議を踏まえて具体的なプロジェクトを確定している。

● 決定後の案件実施の仕組み

事業は、基本的にUN-Habitatが自ら実施する。実施においては、被援助国政府、自治体、住民組織、他の国際機関やNGO等と連携し行っている。

3. 最近の活動内容

●概 要

1996年、トルコ・イスタンブールにて開催された第2回国連人間居住会議(ハビタットII)において採択された「ハビタット・アジェンダ(世界行動計画)」に基づき、都市の貧困層を支援し、環境に優しく健全で、人々が尊厳を持って生活できる「まちづくり」を推進している。地方自治体を含めたあらゆるレベルの機関や住民組織と協働し、環境や資源に配慮しながら、スラムのない都市の実現およびミレニアム開発目標(MDGs)に掲げる「環境の持続可能性の確保」の達成に向け、都市の建設・管理・計画など様々な分野で活動している。近年では、アフガニスタンやスリランカ等において、住民主体に重点を置いた紛争・災害復興にも積極的に取り組んでいる。

● 地域別実績

2012年の地域別事業実績は、支出額ベースで以下のとおり。

(単位:百万ドル、%)

地域	2012年			
地 蚁	金額	構成比		
アジア・太平洋	77	60		
中東・アフリカ	38	30		
中南米・カリブ諸国	11	8		
中·東·南欧	2	2		
合 計	128	100		

* 地域分類はUN-Habitatの分類による。

● 主な事業

人間居住に関するスラム問題、都市の過密、農村の過 疎、都市計画、土地・住宅問題、上下水道、交通、廃棄物処理、建築資材、住宅融資等広範な問題に対し、問題解決のための研究、指針の作成、各国・各国際機関との情報交換、広報活動、研修、専門家派遣、パイロット事業の実施等の活動を行っている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、1978年の設立以来、意思決定機関である管理 理事会(2001年までは国連人間居住委員会)の理事国を 務めており、UN-Habitatの政策・方針、予算、事業計画 等の決定に関与している。

● 邦人職員

2013年5月末現在、専門職以上の邦人職員数は7名である。

● 日本の財政負担

日本の任意拠出金は、2011年度は約985万ドル(うち 使途を定めた拠出は約975万ドル)。2012年度は約4,323 万ドル(うち使途を定めた拠出は約4,314万ドル)。2012 年のUN-Habitatへの拠出金総合計に占める日本の拠出割 合は6.93% (第4位、暦年ベース)。

● 主要拠出国等一覧

コアおよびイヤマーク拠出を含めた総拠出状況(暦年 ベース)は、以下のとおり

(単位:%、千ドル)

順	2011年(暦年)			2012年	F(暦年	Ξ)
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	日本	33.6	76,887	EU	16.9	26,581
2	スペイン	7.3	16,616	米国	13.1	20,634
3	ノルウェー	7.2	16,432	ノルウェー	10.5	16,475
4	米国	6.9	15,719	日本	6.9	10,904
5	UNDGハイチ 復興基金	5.6	12,781	国連通常予算	6.9	10,745
6	国連通常予算	5.5	12,657	UNDP (国連開発計画)	6.3	9,884
7	EU	4.7	10,803	スウェーデン	6.3	9,841
8	スウェーデン	3.7	8,451	英国	1.9	3,002
9	オーストラリア	2.5	5,615	サウジアラビア	1.8	2,878
10	英国	2.3	5,329	UNOPS(国連プロジェ クト・サービス機関)	1.8	2,800
	合計	100	228,597	合計	100	157,369

出典:UN-Habitat

*1 合計は、その他の拠出国を含む。 *2 UNDG:The United Nations Development Group

● 日本の政府開発援助(ODA)との協調実績

日本は、1984年から人間居住財団 (一般目的) に任意 拠出金を拠出しており、1995年からは、その拠出金を日

本が重要と考える分野に有効に活用するため、一部を人 間居住財団(特定目的)にイヤマークしている。また、 2002年からは、UN-Habitatが持つ専門的知見、ネットワー ク、迅速性等を活かしつつ、日本の二国間支援を補完す る観点から、アフガニスタン、イラクにおける紛争後の 支援、スリランカ、パキスタン等の自然災害後の支援、スー ダン、ソマリアにおける平和構築・人道支援など緊急時 においてもUN-Habitatを通じて支援を行っている。

このほか、UN-Habitatは人間の安全保障基金を用いた プロジェクトも実施しており、2012年末までにカンボジ ア、ベトナム、スリランカ、アフガニスタン、ソマリア マダガスカル、エジプトにおける計8件のプロジェクトが 承認されている。

5. より詳細な情報

書籍等

- ・「State of the World Cities」(UN-Habitat編)都市および 人間居住に関する専門家の意見や最新の統計などをと りまとめている。偶数年に発行。
- 「Global Report on Human Settlements」 (UN-Habitat編)

世界の都市や人間居住に関する現状、傾向等をとり まとめている。奇数年に発行。

・UN-Habitatの年次報告書「Annual Report」 (UN-Habitat編)

上記書籍等の入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国連人間居住計画(UN-Habitat)本部: www.unhabitat.org

②1 国連国際防災戦略 (UNISDR: United Nations International Strategy for Disaster Reduction)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

国連国際防災戦略(UNISDR)は、2000年第54回国連 総会決議(決議219) により2001年まで暫定設置され、 2002年第56回国連総会決議(決議195)により正式発足 した。日本の資金協力は2004年以来行われている。

● 経緯・目的

国際防災戦略を推進する国連の事務局で、当初は、国 連機関等が参加する「防災タスクフォース」の事務局と

いう位置付けであった。2005年1月に神戸で開催された 国連防災世界会議において2015年までの国際防災戦略で ある「兵庫行動枠組2005~2015」が採択されたことから、 国際社会の防災戦略を推進する事務局という位置付けに なっている。

UNISDR事務局の任務は、第56回国連総会決議(195) により、国連システム内における防災調整の窓口および 国連システム・地域機関の防災活動と社会経済・人道分 野における諸活動との連携の確保と定められている。ま

た、兵庫行動枠組採択後の国連事務総長報告(60/180)では、兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口、国連防災信託基金の管理をUNISDRの役割として挙げている。

2. 事業の仕組み

●概 要

兵庫行動枠組の推進、防災意識の醸成と情報共有、防災グローバル・プラットフォーム会合の支援、国連システム内における防災政策の窓口等を行っている。2012年の総収入は約3,962万ドルで総支出額は約3,108万ドル。

● 審査・決定プロセス

UNISDRの正式な意思決定は、国連総会における国際防災戦略決議にて行われる。このほか、年数回開催されるドナー国協議等12事業計画や活動の報告を行っている。

3. 最近の活動内容

●概 要

前述「2. 事業の仕組み」の「概要」を参照。

● 主要な事業

2011年の事業毎の内訳は、「防災の先導と調整」約900 万ドル(29%)、「信頼できる防災情報」約900万ドル(29%)、 「啓蒙活動」約780万ドル(25%)「コミュニケーション」約 530万ドル(17%)等となっている。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本政府はUNISDRが果たす役割の重要性にかんがみ、 可能な限りの資金協力を行うとともに、UNISDRの活動に示 唆を与えるドナー国 (援助国)協議等に積極的に参画。

● 邦人職員

2013年4月末現在、邦人職員数は2名である。

● 日本の財政負担(暦年ベース)

日本政府のUNISDRに対する2012年の拠出総額は約134 万ドル、UNISDRに対する拠出総額(全政府中)に占める 2012年の日本の拠出の割合は3.39%(第10位)。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順位	20	11年		20	12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	世界銀行	16.04	4,250	EU	17.44	5,775
2	スウェーデン	15.96	4,228	スウェーデン	15.04	4,981
3	EU	14.68	3,890	世界銀行	12.98	4,300
4	韓国	9.44	2,500	オーストラリア	9.07	3,005
5	オーストラリア	8.19	2,170	韓国	7.55	2,500
6	ノルウェー	5.79	1,535	ノルウェー	5.05	1,672
7	デンマーク	4.85	1,285	スイス	4.79	1,587
8	スイス	4.70	1,246	ドイツ	4.74	1,570
9	オランダ	4.15	1,100	オランダ	4.31	1,428
10	日本	3.94	1,045	日本	4.05	1,341
	合 計	100	26,496	合 計	100	33,118

* 合計は、その他の拠出国を含む。

5. より詳細な情報

書籍等

- •「Global Assessment Report」(世界防災白書)
- •「Annual Report」(年次報告書)

● ホームページ

- 国連国際防災戦略(UNISDR)事務局 http://www.unisdr.org/
- 国連国際防災戦略(UNISDR)兵庫事務所 http://www.adrc.asia/ISDR/index.html
- ・防災ウェブ http://www.preventionweb.net/english/

② ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN Women: United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women)

1. 設立·経緯·目的

設立・経緯

- (1) 2009年9月、ジェンダー関係の国連4機関(国連婦人 開発基金(UNIFEM)、ジェンダー問題事務総長特別顧 問室 (OSAGI)、女性の地位向上部 (DAW)、国際婦人 調査訓練研修所(INSTRAW))を統合する新たな複合 型機関を設立し、その長を事務次長(USG) クラスと することを支持する国連総会決議が採択された。
- (2) 上記決議を受け、2010年7月、「ジェンダー平等と女 性のエンパワーメントのための国連機関」(United Nations Entity for Gender Equality and the Empowerment of Women、略称: UN Women)の設立 を決定する国連総会決議(A/RES/64/289)が採択され、 2011年1月よりUN Womenは正式に活動を開始した。

●目 的

UN Womenは、女性・女児に対する差別の撤廃、女性 のエンパワーメント、ジェンダー平等の達成を目的とす る。①世界各国におけるジェンダー問題に関する施策や 法整備の促進のための協力、②国連婦人の地位委員会を はじめとする政府間交渉による政策・規範の策定の支援、 ③国連システム全体のジェンダー問題に対する取組みの 主導と調整を主な役割としている。

優先分野として、①女性の参画拡大、②女性の経済的 エンパワーメント、③女性に対する暴力の撤廃、④平和・ 安全保障・人道的対応における女性のリーダーシップ、 ⑤政策・予算におけるジェンダーへの配慮、⑥グローバ ルな規範・政策・基準の構築を掲げている。

2. 事業の仕組み

●概 要

国連加盟国、基金(UN Womenジェンダー平等のため の基金、女性に対する暴力撤廃国連信託基金)や財団、 民間企業、NGO、UN Women 国内委員会などから活動 資金を得て、プログラムの実施と技術支援・資金供与を 行い、女性の人権向上、女性に対する暴力撤廃、政策・ 予算へのジェンダーの視点の組み入れ、政府のジェン ダー問題への対策技能や能力の向上を図る取組を行って いる。同時に、国連婦人の地位委員会、国連総会、経済 社会理事会、安全保障理事会に対して定期的な情報の提 供を行い、女性の権利と機会の実現をめざして国連シス

テムとの協同を進めている。

● 意思決定機関

(1) 執行理事会

41カ国で構成される執行理事会をおく(アジア10、ア フリカ10、中南米6、西欧その他5、東欧4、トップドナー4、 非DACドナー2)。理事国の任期は3年。日本は初代執行理 事国の一つであり、現理事国(任期2016年末まで)。

(2) 事務局組織

ニューヨークに本部をおき、事業の実施・監督等のた め、6の地域事務所、52の国別事務所(アフリカ21、中南 米10、アラブ5、アジア・太平洋10、欧州・中央アジア6) を有する。

本部事務局の主要部局には政策・事業局、運営管理部、 政府間協議支援・戦略的パートナーシップ局などがあり、 UN Women全体では約657人の職員が働いている(2014 年3月現在)。

初代事務局長は、2013年3月までミチェル・バチェレ氏 (元チリ大統領)(~2013年3月)。二代目の事務局長は、 プムズィレ・ムランボ=ヌクカ現事務局長(元南ア副大 統領)(2013年7月~)。

3. 最近の活動内容

●概 要

女性のリーダーシップと政治参画の機会の増加のため の法改正・制度改革の指導・支援、ジェンダーに配慮し た選挙管理の推進などを行っている。また、女性の経済 的エンパワーメントと機会へのアクセスの増加のために、 女性の経済的資産や担保を拡大する法律や政策の採択と 実施の支援、女性の移民労働者と国内労働者の保護を強 化する二国間協定の支援のほか、民間企業の女性のエン パワーメント原則の採択などジェンダー平等と女性のエ ンパワーメントに関する国際基準・政策・道徳規範の策 定の推進、国家の開発計画と予算編成におけるジェン ダー平等の推進、ミレニアム開発目標の要としてジェン ダー平等を推進なども積極的に取り組まれている。

● 優先課題領域

ムランボ=ヌクカ事務局長は、就任後初の記者会見で、 ①女性の経済的エンパワーメント及び貧困削減に重点を置 くこと、②教育について他の国連機関と協力したい旨、③ 資金調達を最優先課題として力を入れていく旨を表明した。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

(1) 日本の重点分野:

日本は、UN Womenの設立によって国連におけるジェンダー分野の活動がより効率的・効果的に実施され、これを通じて現場の女性の地位向上とエンパワーメントが目に見える形で実現するよう、UN Womenの活動に積極的に貢献してきた。日本は、設立当初からUN Women執行理事国を務めるとともに、UN Womenに対する財政的支援も行っている。

(2) 日本とUN Women:

我が国には、1992年から活動しているUN Women国内委員会(現名称は、国連ウィメン日本協会)がある(2010年まではUNIFEMの名称)。また、UN Womenが国連グローバル・コンパクト(各企業・団体が責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りに参加する自発的な取組)とともに推進する「女性のエンパワーメントのための指針(Women's Empowerment Principles,WEP)」には、多数の日本企業が参加しており、民間セクターや市民社会を含め、UN Womenとの幅広い協力が進められている。

また、2012年11月には、バチュレUN Women事務局長 (当時)が訪日し、野田総理大臣(当時)や玄葉外務大臣 (当時)を表敬した。2014年3月にはムランボ=ヌクカ現 事務局長が訪日し、安倍総理大臣や岸田外務大臣を表敬 した。

● 邦人職員

2014年3月末現在、UN Womenの邦人職員数は5名である。

● 日本の財政負担

我が国は1979年度から継続的に(前身の)UNIFEMに対し資金協力を行ってきた。拠出額は、2009年度64.89万ドル、2010年度49.77万ドル、(以降UN Women)2011年度44.68万ドル、2012年度94.68万ドル、2013年度94.68万ドル。また、コア拠出に加え、2011年1月、アフガニスタンにおける女性に対する暴力撤廃支援のため450万ドルを拠出、2013年3月、UN Womenが管理する「女性に対する暴力撤廃のための国連信託基金」の下で実施される紛争後及び移行期のリビアにおける女性に対する暴力への対応のため100万ドルを拠出、さらに、2014年3月、中東・アフリカ(シリア、レバノン、エジプト、スーダン、ギニア、コートジボワール)における女性のエンパワー

メント等のため550.5万ドルを拠出した。

2012年、日本は第24位の拠出金負担国(拠出率は 0.34%)である。2012年の拠出順位1位はノルウェー、2 位はスウェーデンとなっている。

● 主要拠出国一覧

(単位:%、千ドル)

順	20)11年		20)12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	スペイン	14.7	31,594	ノルウェー	9.2	25,193
2	ノルウェー	14.6	31,426	スウェーデン	7.2	19,969
3	英国	9.2	19,670	英国	6.9	18,848
4	スウェーデン	8.9	19,016	オーストラリア	6.6	18,233
5	カナダ	7.8	16,843	オランダ	5.2	14,244
6	オーストラリア	7.3	15,720	カナダ	5.1	13,982
7	オランダ	6.8	14,620	スイス	4.5	12,274
8	スイス	3.6	7,817	フィンランド	3.3	9,102
9	デンマーク	2.8	6,122	米国	3.0	8,324
10	米国	2.8	6,050	デンマーク	2.8	7,623
	合 計	100	214,829	合 計	100	275,892

出典:UN Women年次報告(2011, 2012)

* 合計は、その他の拠出国を含む

5. より詳細な情報

民間レベルにおいては、UNIFEMの活動を支援するため、1992年11月に国内婦人団体により「ユニフェム日本国内委員会」(特定非営利活動法人)が設立された(現在は「国連ウィメン日本協会」(参考サイト:http://www.unwomen-nc.jp/))。

● ホームページ

UN Women本部サイトhttp://www.unwomen.org(英語、フランス語、スペイン語)

国際開発金融機関

① 国際復興開発銀行 (IBRD:International Bank for Reconstruction and Development) および国際開発協会 (IDA: International Development Association)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

国際復興開発銀行(IBRD)は、1946年6月に業務を開始。 日本は1952年に加盟。

国際開発協会(IDA)は、1960年9月に設立され、日本 は同年12月から加盟している。

● 経緯・目的

IBRDは、第二次世界大戦後、ブレトン・ウッズ協定の 下で、国際通貨基金(IMF)とともに設立された。IBRD の当初の目的は、戦争破壊からの復興と開発途上国にお ける生産設備および生産資源の開発であるが、最近は、 開発途上国の貧困緩和と持続的成長のための支援を業務 の目的としている。2013年6月末現在188か国が加盟して いる。

IDAは、IBRDが準商業ベースで貸付を行っているのに 対して、そうした条件で借入が困難な低所得国に対して、 より緩和された条件で融資および贈与を行うことを主た る業務としている。2013年6月末現在172か国が加盟して いる。

2. 事業の仕組み

●概要

IBRDおよびIDAは、開発途上国の貧困削減に向けた努力 を支援することを目的とし、これらの国々における持続的 成長、人々の生活水準の向上に資するプロジェクトやプロ グラムの実施に対して、主に貸出による支援を行うととも に、専門的見地から政策アドバイスを行っている。

IBRDの事業資金は、市場からの資金調達により賄われ ており、2013世銀年度(2012年7月~2013年6月)の中長 期の資金調達額は約240億ドルとなっている。IDAの事業 資金は、先進加盟国からの出資金、IBRDの純益移転等に より賄われており、おおむね3年に1度、出資国による増 資交渉が行われる。

● 審査・決定プロセス

IBRD・IDAは、各国のマクロ経済調査、セクター調査等 の各種調査を行い、当該国政府機関および他の援助機関 と協議の上で国別支援戦略(CAS、CPS)を策定し、支援 の重点方針、援助すべきプログラム案を決定する。その後、

支援戦略との整合性、貧困緩和・経済発展への貢献度、 周辺環境への影響等を勘案し、借入国政府や他の援助機 関との対話を行いつつ具体的な支援プロジェクト・プロ グラムを決定している。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入国自身が行っており、IBRD・IDA はこれら事業が円滑に実施されるようモニタリングを 行っている。

3. 最近の活動内容

●概 要

2013世銀年度(2012年7月~2013年6月)の貸付・融 資承認総額は、IBRDが約152億ドル、IDAが約163億ドル となっている。

● 地域別実績

IBRD・IDAの地域別・分野別の承認実績は以下のとおり。 →2013世銀年度のデータ:

地域別実績

(単位:億ドル)

地域	IBRD	IDA
東アジア・大洋州	36.3	25.9
南アジア	3.8	41.0
サブサハラ・アフリカ	0.4	82.0
中東・北アフリカ	18.1	2.5
中南米・カリブ諸国	47.7	4.4
欧州・中央アジア	45.9	7.3
合 計	152.5	163.0

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

分野別実績

(単位:億ドル)

	() ==
分 野	IBRD•IDA
法務·司法·行政	79.9
金融	20.6
運輸	51.4
保健その他のサービス	43.6
エネルギー・鉱業	32.8
産業•貿易	14.3
教育	27.3
農業·漁業·林業	21.1
上下水·治水	22.2
情報•通信	2.3
合 計	315.5

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成される総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されている。また、貸付・融資の承認等の日常業務の意思決定は2012年6月末現在、25名の理事(任命理事5名、選任理事20名)から成る理事会で行われており、日本からは任命理事として単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

2013年6月末現在、IBRD・IDAの専門職員3,719名のうち 日本人職員数は74名である

● 日本の財政負担

IBRD資本金約2,772億ドル(授権資本ベースでは約2,784億ドル)のうち、日本の出資額は約200億ドル(出資率約7.2%)であり加盟国中第2位。また、IDAの資本金約2,243億ドルのうち日本の出資額は約409億ドル(出資率約18.2%)であり、加盟国中第2位である。

※IBRDについては、2011年3月に決定された増資に係る 手続きが各国とも完了した場合のもの。IDAについて は、2013年6月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

(1) 開発政策・人材育成基金

(PHRD Fund : Policy and Human Resources Development Fund)

2012年度拠出 約91億円

使途:PHRD基金への資金拠出は、途上国における開発政策の策定・実施と人材育成、世界銀行グルー

プへの日本人職員派遣、および日本と世界銀行 グループのパートナーシップ強化等を通じて、 途上国の持続的発展の促進、国際機関における 日本のプレゼンス向上、および日本の知見の世 界銀行の援助方針への反映を目的とするもの。

(2) 日本社会開発基金

(JSDF: Japan Social Development Fund) 2012年度拠出 約32億円

使途: JSDFへの資金拠出は、途上国の貧困層・社会的 弱者に対する直接的支援や、その担い手となる NGO等に対する能力強化を通じて、途上国の社 会開発・貧困削減の促進を目的とするもの。

5. より詳細な情報

● 書籍等

•「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を地域別・課題別にとりまとめているほか、各地域への貸付・融資等データを分野別に掲載している。例年10月ごろに発行されており、世界銀行東京事務所にて入手が可能である。また、ホームページにも掲載されている。

●ホームページ

- ・世界銀行(IBRD、IDA)本部: http://www.worldbank.org
- 世界銀行(IBRD、IDA)東京事務所: http://www.worldbank.org/ja/country/japan

② 国際通貨基金 (IMF: International Monetary Fund)

1. 設立 • 経緯 • 目的

●設 立

国際通貨基金 (IMF) は、1944年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印された国際通貨基金協定(1945年12月発効)に基づき、1946年3月から業務を開始している。日本は1952年に加盟している。

経緯・目的

IMFの目的は協定第1条に規定されており、国際通貨協力の促進、国際貿易の拡大とバランスの取れた成長の促進、為替安定の促進、多国間決済システム確立の支援、および国際収支上の困難に陥っている加盟国への一般資

金の提供である。2013年6月現在の加盟国数は188か国である。

2. 事業の仕組み

●概 要

具体的活動としては、①国際収支危機を未然に防ぐための加盟国のマクロ経済・為替政策や世界全体・各地域の経済・金融情勢等に関するサーベイランス(監視)、②加盟国の国際収支調整および経済構造調整のための融資、③加盟国財政金融制度の整備や統計作成のための技術支援等が挙げられる。

● IMFによる国際収支支援の標準的な審査・決定プロセス

被支援国が、IMFと協議しつつ経済調整プログラムを 策定し、理事会において当該プログラムおよび融資の内 容を審査の上、承認がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

原則として、承認と同時に一定額が引き出し可能とな り、その後、IMFが当該国のプログラム履行状況を定期 的にレビューし、その結果に応じて資金が引き出し可能 となる。

3. 最近の活動内容

●概 要

アジア通貨危機や2008年秋以降の金融経済危機を踏ま え、グローバル化に伴う環境の変化に対応した国際通貨 システムの強化に向けた種々の取組を行っている。特に 2008年以降、危機に陥った各国に多額の資金支援を行う とともに、危機予防の観点からIMFの融資制度の改革が 行われ、政策運営の健全な加盟国に対して引き出しに際 しての条件を課すことなく一度に多額の資金を支援でき る制度が整えられた。また、IMFの資金基盤については、 2010年末に合意された包括的なIMF改革の中で、資金基 盤を強化するためにクォータ(出資割当額)を倍増させ ることに各国が合意した。さらに、欧州債務問題等に対 応するため、2012年4月に日本が非ユーロ圏の国として 先陣を切って600億ドルの資金貢献を表明し、その後の 各国からの貢献表明を含め、6月のG20ロスカボス・サ ミットにおいて4,500億ドルを上回る規模のIMF資金基盤 強化が合意された。

また、IMFの機能強化について、貿易・金融における 相互連関の深化や国境を越えた波及効果の拡大等の世界 経済の発展と変容に対応するため、今後のサーベイラン スの新たな指針として、サーベイランスの強化を図るた めの「統合サーベイランス決定」が2012年に採択された。

IMFの組織のあり方については、IMFにおける新興国・ 途上国の発言権を強化するため、2010年末の包括的改革 において、出資割合の6%以上をダイナミックな新興国・ 途上国に移転すること、全理事を選任制とすることなど が合意された。

低所得国に対しては、譲許的な条件による融資を実施 している。世界金融危機を受けて低所得国向け融資制度 改革が行われ、①利用限度額の倍増、②譲許性の拡大、 ③従来の中長期的な国際収支問題への支援制度に加え、 短期的な問題を支援する制度の創設等が行われた。

地域別実績

①IMF通常融資(一般資金の引き出し)

(単位:百万SDR)

地域	201	1年	2012年		
世 以	国 数	金額	国 数	金額	
アジア	1	276	1	551	
中東・北アフリカ	1	297	1	256	
サブサハラ・アフリカ	2	204	2	93	
欧州	9	32,577	7	14,075	
西半球	5	281	2	38	
合 計	18	33,634	13	15,013	

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

②PRGT融資

(単位:百万SDR)

地域	201	1年	2012年		
世 以	国 数	金額	国 数	金額	
アジア	2	18	2	92	
中東・北アフリカ	1	4	2	73	
サブサハラ・アフリカ	18	743	19	650	
欧州	3	129	4	108	
西半球	4	26	2	17	
合 計	28	920	29	940	

出典:①、②ともIMFホームページ

(http://www.imf.org/external/index.htm)

四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

IMFは各加盟国の総務(代表)により構成される総務 会(年1回開催。なお、2012年は東京にて開催された。) を最高意思決定機関とし、日本は財務大臣が総務に任命 されている。総務会に対しては、国際通貨金融委員会(日 本総務を含む24名がメンバー。年2回開催)が勧告・報 告を行っている。なお、日常業務の決定(融資の承認等) は日本を含む5か国からの任命理事と19名の選任理事か ら成る理事会で行われている。

日本はIMFに加盟した1952年以降現在まで理事国を務 めている(1970年以降は任命理事となっている)。

邦人職員

IMFのスタッフは、各国理事室職員を除いて2013年4月 30日現在2,524名(マネジメント5名、専門職2,062名、補 助職457名)となっている。マネジメントおよび専門職 2,067名のうち邦人職員は58名。主な邦人幹部職員では、 篠原尚之氏が副専務理事、石井詳悟氏がアジア太平洋地 域事務所長を務めている。

● 日本からの出資

2013年6月現在、日本の出資額は156億2,850万SDR、 出資率は約6.6%であり、米国に次いで加盟国中第2位。

● 主な使途を明示した特定信託基金への拠出、活用状況

・IMFの特定活動に係る日本管理勘定(Japan Subaccount for Selected Fund Activities)

2012年度拠出 約25.7億円

2013年度拠出 約30.0億円

使途:技術支援(金融セクター改革、統計整備、税制 改革等に関する専門家の派遣・セミナーの実施) および奨学金制度(アジア・太平洋のDAC諸国 の人材育成等) への支援。

5. より詳細な情報

● 書籍等

・「Annual Report of the Executive Board」 IMFの年次報告。例年総会の開催される秋頃に発行。

● ホームページ

- ・国際通貨基金(IMF)本部:http://www.imf.org
- 国際通貨基金 (IMF) アジア太平洋地域事務所:
 http://www.imf.org/external/oap/jpn/indexj.htm

③ アジア開発銀行(ADB: Asian Development Bank)

1. 設立 · 経緯 · 目的

●設 立

1963年に開催された第1回アジア経済協力閣僚会議において、アジア開発銀行(ADB)の設立が決議され、1966年に発足。日本は設立準備段階より参画しており、原加盟国である。

● 経緯・目的

ADBは、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP、旧称ECAFE)の発案により、アジア太平洋地域における経済成長および経済協力を助長し、地域内の開発途上国の経済開発に貢献することを目的として設立された(本部マニラ)。2012年12月末現在、67の国および地域が加盟しており、日本を含む域内加盟国は48か国、域外加盟国数(米国、欧州等)は19か国となっている。歴代総裁はすべて日本人であり、2013年6月現在の総裁(第9代目)は中尾武彦氏である。

2. 事業の仕組み

●概 要

ADBの主な機能は、①開発途上加盟国に対する融資等、②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための技術支援および助言、③開発目的のための公的・民間支援の促進、等である。

ADBの財源には、中所得国向けに準市場金利による融資を行う「通常資本財源(OCR)」と、低所得国向けに超長期・超低利の融資等を行う「アジア開発基金(ADF)」がある。

● 審査・決定・実施のプロセス

ADBが融資借入国との協議の上、プロジェクト・プロ

グラムを策定し、理事会において審査、決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

ADBが事業を実施している。

3. 最近の活動内容

●概 要

ADBは、2008年から2020年までのADBの長期的な戦略目標を定めた「Strategy2020 (2008年4月策定)」において、アジア太平洋地域の貧困削減を最重要目標に設定し、包括的経済成長、環境面で持続可能な成長、地域統合を中心戦略として掲げている。2011年の融資承認額はOCRが107億ドル、ADFが20億ドル、2012年はOCRが94億ドル、ADFが23億ドルとなっている。

なお、分野別実績は以下のとおり(OCR+ADF)。

(単位:百万ドル、%)

部門	2011年		部門	2012	2年
<u> </u> 1	金額	構成比		金額	構成比
エネルギー	3,942	31.3	運輸•情報通信技術	3,666	31.3
運輸·情報通信技術	3,602	28.6	エネルギー	2,601	22.2
マルチセクター	1,772	14.1	公共政策	1,436	12.3
上水道・都市インフラ	1,176	9.3	上水道・都市インフラ	1,206	10.3
農業•天然資源	844	6.7	農業•天然資源	1,040	8.9
教育	540	4.3	金融	775	6.6
公共政策	530	4.2	マルチセクター	461	3.9
金融	180	1.4	教育	278	2.4
保健•社会保障	20	0.2	工業•貿易	185	1.6
工業•貿易	_	_	保健•社会保障	70	0.6
合 計	12,606	100	合計	11,718	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

国別実績は以下のとおり(OCR+ADFの上位10か国)。

(単位:百万ドル、%)

201	11年		2012年			
国•地域名	金額	構成比	国·地域名	金額	構成比	
インド	2,873	22.8	インド	2,290	19.5	
中国	1,440	11.4	中国	1,809	15.4	
ベトナム	1,396	11.1	ベトナム	1,285	11.0	
パキスタン	1,260	10.0	インドネシア	1,233	10.5	
ウズベキスタン	978	7.8	バングラデシュ	1,093	9.3	
バングラデシュ	930	7.4	フィリピン	750	6.4	
インドネシア	580	4.6	ウズベキスタン	595	5.1	
アゼルバイジャン	500	4	カザフスタン	496	4.2	
ラオス	490	3.9	パキスタン	417	3.6	
フィリピン	362	2.9	スリランカ	367	3.1	
その他	1,796	14.2	その他	1,383	11.8	
合 計	12,606	100	合 計	11,718	100	

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されてい る。また、融資の承認等日常業務の意思決定は12名の理 事(域内国8名、域外国4名)から成る理事会で行われて おり、日本からは単独で理事が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,059名のうち、日本人職員は148名(2012年 12月末現在)で、米国とともに最大勢力。

日本の財政負担

OCRのうち、日本の出資割合は15.6%であり、米国とな らび加盟国中第1位。2012年12月末現在、OCR1,635億ド ルのうち、日本の出資額は255億ドル。このうち、実際の 払込額は約5%。また、ADF271億ドルのうち、日本の拠 出額は101億ドル(拠出率37.2%)であり、加盟国中第1位。 ※OCRについては、第5次増資に係る手続きが各国とも完 了した場合のもの。ADFについては、2012年12月末の 最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

· 貧困削減日本基金

(JFPR: Japan Fund for Poverty Reduction)

2012年度拠出:約48億円

使途: ADBの加盟途上国における開発プロジェクト、 プログラムの策定・実施の促進等に必要な技術 支援、小規模な貧困削減プロジェクト、NGOに よる貧困削減活動等の支援などを実施。

5. より詳細な情報

書籍等

• 年次報告

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとりまと めているほか、域内開発途上国のデータを掲載している。 例年5月に発行されており、ADB駐日事務所にて入手可能。 また、ホームページにも掲載されている。

・アジア開発銀行(ADB)本部:http://www.adb.org

④ アフリカ開発銀行(AfDB: African Development Bank)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

アフリカ開発銀行(AfDB)は1964年にアフリカ諸国の みにより設立された。その後、域外国への開放を受け、 日本は1983年に加盟した。

一方、アフリカ開発基金(AfDF)は1973年に設立され、 日本は原加盟国である。

● 経緯・目的

AfDBは、アフリカ地域の開発途上国の経済的・社会的 開発を促進することを目的として設立された(本部は、 コートジボワール・アビジャン。ただし、2003年以来、チュ ニジア・チュニスに暫定的に移転)。2012年12月末現在 で77か国が加盟している。アフリカの全53か国、また域 外から24か国が加盟している。

AfDFは、IBRDに対するIDAに相当しており、AfDBが準 商業ベースで貸付を行っているのに対し、AfDFはそうし た条件での借入が困難な国に対して、より緩和された条 件で融資を行うとともに、債務が持続可能でないと認め られる国に対しては、無償資金による協力を行っている。 2012年12月末現在、26か国(域外国25か国、南アフリカ 共和国)およびAfDBが加盟している。

2. 事業の仕組み

●概要

主な機能は、①域内加盟国に対する資金の貸付、②開 発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のための 技術支援および助言業務等である。

AfDBは、各種格付会社から最高の格付(AAA)を受け た機関として、先進国政府および世界銀行等類似の国際 開発金融機関とほぼ同一の条件で国際資本市場から資金 を調達し、域内加盟国に転貸している。これに対して AfDFは、ドナーによる出資金および貸付先国からの元利 返済金等をもって、緩和された条件で融資業務および贈 与を行っている。

● 審査・決定プロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定 し、理事会において審査・決定がなされる。

⇒ 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、AfDB(AfDF)はモニタリング を行っている。

3. 最近の活動内容

●概 要

AfDBの資金供与先は、政府保証を付して行われる公的 セクター部門と、政府保証を付さずに地方公共団体や公 的企業・民間企業に対して行われる民間セクター部門と に大別される。一方、AfDFの資金供与は、すべて政府保 証付で行われている。

2012年の融資等総額は承認ベースで、AfDBが27.8億ド ル、AfDFが27.3億ドル、2011年はAfDBが27.3億ドル、AfDF が25.5億ドルである。

なお、部門別の融資等承認額は以下のとおり

(単位:百万ドル、%)

☆ 7 88	2011年		☆7 88	2012年	
部門	門	金額	構成比		
運輸	1,543.5	24.4	エネルギー	1,367.3	24.7
マルチセクター	1,309.9	20.7	輸送	928.5	16.8
金融	1,231.7	19.4	社会セクター	807.4	14.6
社会セクター	692.8	10.9	マルチセクター	776.7	14.0
エネルギー	645.0	10.2	金融	619.0	11.2
合 計	6,377.5	100	合 計	5,537.2	100

^{*} 合計は、その他の部門を含む。

国別融資等承諾額は以下のとおり。

(単位:百万ドル、%)

2010年			2011年			
国·地域名	金額	構成比	国·地域名	金額	構成比	
チュニジア	837.8	13.2	モロッコ	1,158.8	21.0	
ナイジェリア	696.4	11.0	チュニジア	545.0	9.8	
モロッコ	545.5	8.6	南アフリカ	419.7	7.6	
南アフリカ	462.1	7.3	ガーナ	259.4	4.7	
ガボン	418.1	6.6	エチオピア	255.1	4.6	
合 計	6,377.5	100	合 計	5,537.2	100	

* 合計は、その他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されてい る。また、AfDBにおける融資承認等の日常業務の意思決 定は20名の理事(域内13名、域外7名)から成る理事会 で行われており、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,248名のうち日本人職員8名(2012年12月末 現在)。

日本の財政負担

AfDBの資本金1,008億ドル相当額のうち、日本の出資 額は55億ドル相当額(出資率5.5%)であり、域外国中第 2位。また、AfDFの資本金345億ドル相当額のうち、日本 の拠出額は38億ドル相当額(拠出率11.0%)であり、第2 位である。(なお、原公表金額単位はUA(2012年1UA= 1.53692ドル))

※AfDBについては、2010年5月に決定された増資に係る 手続きが各国とも完了した場合のもの。AfDFについて は、2012年12月末の最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

・アフリカ民間セクター支援基金 2012年度拠出 約1.3億円

使途:アフリカの民間セクター開発に関する日本と AfDBとの共同イニシアティブ (EPSA for Africa) の下、2006年にAfDBに設置された。投資環境の 構築、金融システム強化、インフラの構築、中小

援を実施。

・開発政策・人材育成基金 2012年度拠出 約2.4億円

使途: AfDBグループの域内開発途上加盟国における開

零細企業開発の促進、貿易の促進に係る技術支

発プロジェクトの策定・実施の促進に必要な技術 協力や人材育成等のための資金を供与。

・ その他

2012年10月、AfDB唯一の域外代表事務所となるアジ ア代表事務所が東京に設立された。

5. より詳細な情報

●書籍等

•「年次報告」

1年間の業務内容を国別・課題別にとりまとめている ほか、域内加盟国のデータを掲載している。例年、年 次総会に合わせて6月に発行され、ホームページにも 掲載されている。

・「アフリカ開発報告(African Development Report)」

年次報告と対をなす文書であり、アフリカを取り巻 く様々な開発上の課題について、分析が行われている。

・「アフリカ経済見通し(African Economic Outlook)」 IMFのWorld Economic Outlookのアフリカ版として、 毎年、年次報告に合わせ、OECDと共同出版。

● ホームページ

・アフリカ開発銀行 (AfDB、AfDF) 本部: http://www.afdb.org

域内加盟国に対する支援活動に係る最新情報や職員 の募集情報、開発政策に係る各種詳細情報を提供して いる。

・アフリカ開発銀行アジア代表事務所: http://www.afdb-org.jp/japan/index.html (日本語)

⑤ 米州開発銀行(IDB:Inter-American Development Bank)

1. 設立 · 経緯 · 目的

●設 立

米州開発銀行(IDB)は1959年に設立。日本は1976年 から他の域外国と共に加盟した。

● 経緯・目的

中南米およびカリブ海諸国地域の開発途上国の経済 的・社会的開発を促進することを目的として設立された (本部ワシントン)。2012年12月末現在48か国が加盟して いる。そのうち米州地域から28か国(26の中南米諸国と 米国およびカナダ)、また域外のメンバー国として欧州、 中東(イスラエル)、アジア(日本、韓国、中国)から20 か国が加盟している。

2. 事業の仕組み

●概 要

主な機能は、①開発途上加盟国に対する資金の貸付、 ②開発プロジェクト・開発プログラムの準備・執行のた めの技術支援および助言業務等である。

財源には、比較的所得の高い開発途上加盟国に準商業 ベースで貸付を行うのに使用される「通常資本(OC)」と、 低所得国向けに緩和された条件で貸付を行うのに使用さ れる「特別業務基金(FSO)」がある。

● 審査・決定・実施のプロセス

借入国と協議の上、プロジェクト・プログラムを策定 し、理事会において審査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

借入国が案件を実施し、IDBはモニタリングを行って いる。

3. 最近の活動内容

●概 要

近年、域内の経済統合を促進するための支援を行うと ともに、中南米およびカリブ海諸国地域の民間部門の発 展のために、民間部門のビジネス環境改善等に力を入れ ている。

2012年の融資等総額は、OCが108億ドル、FSOが3.2億 ドル、2011年はOCが104億ドル、FSOが1.8億ドルである。 なお、分野別融資等実績は以下のとおり(OC、FSO等 の合計)。

(単位:百万ドル、%)

部門	201	1年	部門	2012年	
<u>=</u> 1, 1	金額	構成比		金額	構成比
運輸	2,249	20.6	上下水道整備	1,705	14.9
上下水道整備	1,788	16.4	運輸	1,674	14.7
エネルギー	1,585	14.5	公共政策	1,473	12.9
公共政策	1,226	11.2	エネルギー	1,312	11.5
都市開発	841	7.7	金融市場	1,024	9.0
金融市場	707	6.5	社会投資	1,021	8.9
農業·地域開発	565	5.2	環境保護•災害	600	5.3
合 計	10,911	100	合 計	11,424	100

* 合計は、その他の部門を含む。

国別融資等承諾額は以下のとおり(OC、FSO等の合計) 上位10か国)。

(単位:百万ドル、%)

2011年			2012年		
国·地域名	金額	構成比	国·地域名	金額	構成比
ブラジル	2,188	20.1	ブラジル	2,009	17.6
メキシコ	1,638	15.0	メキシコ	1,520	13.3
アルゼンチン	1,313	12.0	アルゼンチン	1,390	12.2
コロンビア	785	7.2	コスタリカ	700	6.1
エクアドル	569	5.2	ウルグアイ	629	5.5
合 計	10,911	100	合 計	11,424	100

* 合計はその他の国を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されてい る。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は14名の 理事(域内11名、域外3名)から成る理事会で行われて おり、日本からも常時、理事が選任されている。

● 邦人職員

専門職員1,705名のうち日本人職員17名(2012年12月 末現在)。

● 日本の財政負担

OC約1,709億ドルのうち、日本の出資額は約85.5億ド ル(出資率約5.0%)であり、域外国中第1位。また、FSO 約102億ドルのうち日本の拠出額は約6.2億ドル(拠出率 約6.1%)であり、域外国中第1位である。

※OCについては、第9次増資に係る手続きが各国とも完 了した場合のもの。FSOについては、2012年12月末の 最新の年次報告書に基づいたもの。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況 2012年度拠出 約8.0億円

使途:米州開発銀行加盟途上国による貧困削減努力を 支援することを目的として、地域社会レベルにおける小 規模基礎的インフラ、基礎的社会サービスの供与、零細 企業支援、貧困削減・社会開発に取り組むローカルNGO およびコミュニティの能力強化を支援。

5. より詳細な情報

書籍等

•「年次報告」

1年間の開発途上国援助活動を国別・課題別にとり まとめているほか、域内開発途上国のデータを掲載し ている。例年4月に発行されており、米州開発銀行本 部にて入手が可能である。また、ホームページにも掲 載されている。

● ホームページ

- ・米州開発銀行(IDB)本部:http://www.iadb.org 途上国支援活動にかかわる最新情報や職員の募集情 報、開発政策に係る各種詳細情報を提供している。
- IDBアジア事務所:

http://www.iadb.org/en/asia/idb-office-in-asia,1226. html

⑥ 欧州復興開発銀行

(EBRD: European Bank for Reconstruction and Development)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

欧州復興開発銀行(EBRD)は、1991年に設立。日本 は1991年の設立時に加盟している。

経緯・目的

1989年のベルリンの壁崩壊等により加速化された、中 東欧諸国における民主主義、市場経済への移行を支援す る銀行の必要性が提唱されたことを受け設立された。 2012年12月末現在で64か国およびEU、欧州投資銀行(EIB) が加盟。

2. 事業の仕組み

●概 要

主な機能は、支援対象国のプロジェクトに対する①融 資、②出資、③保証、④体制移行プロジェクト・プログ ラムの準備・執行や投資環境整備のための技術協力およ び助言業務、である。なお、投融資等の60%以上は民間 部門向けでなければならない。

財源は、加盟国の出資金(払込資本)に加え、市場か らの資金調達により賄われている。

● 審査・決定プロセス

各国のマクロ経済調査、セクター調査、マーケット調

査等の各種調査を行った上で国別戦略を策定し、支援の 重点分野を決定する。その後、国別戦略との整合性、体 制移行への貢献度、周辺環境への影響等を勘案し、民間 事業者や他の投資家、受入国政府との対話を行いつつ、 プロジェクト・プログラムを策定し、理事会において審 査・決定がなされる。

● 決定後の案件実施の仕組み

案件の実施は、借入人が行っており、EBRDはこれら事 業が円滑に実施されるようモニタリングを行っている。

3. 最近の活動内容

●概 要

EBRDの融資は市場金利ベースで実施されており、融資 等の承認額は2011年が90.5億ユーロ、2012年が89.2億 ユーロとなっている。分野別・国別の承認実績は以下の とおり。

● 分野別実績

(単位:百万ユーロ)

分野	201	1年	分 野	2012年	
刀 到	金額	構成比(%)	刀 玎 [金額	構成比(%)
製 造	2,736	30.2	製造	2,462	27.6
金 融	2,915	32.2	金融	2,853	32.0
エネルギー	1,774	19.6	エネルギー	1,756	19.7
インフラ	1,626	18.0	インフラ	1,849	20.7
合 計	9,051	100	合 計	8,920	100

● 国別実績

(単位:百万ユーロ)

2011年			20	12年	
国·地域名	金額	構成比(%)	国·地域名	金額	構成比(%)
ロシア	2,928	32.4	ロシア	2,582	28.9
ウクライナ	1,019	11.3	トルコ	1,049	11.8
ポーランド	891	9.8	ウクライナ	934	10.5
トルコ	890	9.8	ポーランド	672	7.5
セルビア	533	5.9	ルーマニア	612	6.9
合 計	9,051	100	合 計	8,920	100

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

最高意思決定機関は、各加盟国の総務により構成され る総務会であり、日本は財務大臣が総務に任命されてい る。また、融資の承認等の日常業務の意思決定は23名の 理事(EU諸国から11名、中東欧等の受益国から4名、そ の他の欧州の国から4名、および、欧州以外の国から4名) から成る理事会で行われており、日本からは単独で理事 が選出されている。

● 邦人職員

専門職員1,210名のうち日本人職員15名(2012年12月 末現在)。

● 日本の財政負担

授権資本300億ユーロのうち、日本の出資額は約26億 ユーロ(出資率8.6%)であり、米国に次いで、フランス・ ドイツ・英国・イタリアとならび加盟国中第2位。

※出資額及び出資率は、2012年12月末の最新の年次報告 書に基づいたもの

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

使途: 体制移行国の市場経済移行・民主化効果を向上 させるための技術協力や人材育成の実施。

5. より詳細な情報

● 書籍等

•「年次報告」

例年5月に発行されており、その他刊行物もホーム ページに掲載されている。

● ホームページ

・欧州復興開発銀行(EBRD)本部: http://www.ebrd.com

③ その他の国際機関等

① 国際移住機関(IOM:International Organization for Migration)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1951年設立。

● 経緯・目的

欧州から中南米諸国への移住支援のために1951年に設立された「暫定欧州移民移動政府間委員会」が国際情勢の変化を背景として、全世界へとその活動範囲を広げ、かつ、新たな任務として難民・国内避難民等の輸送、帰国移住等に関するサービスを行うようになり、国際移住機関(IOM)と名称変更した。現在は国際的な人の移動に関連した問題への対処を目的に幅広い活動を実施。

2. 事業の仕組み

●概 要

人の移動にかかわる以下の各種支援を実施。

- (1) 移住と開発分野 (専門家交流、移民や帰国者への小規模融資、頭脳「流出」・「流入」問題等)
- (2) 移住の促進(家族呼び寄せ、国際的人材の採用と派遣、渡航手続き、語学研修、文化紹介等)
- (3) 移住の管理行政(人身取引対策、出入国管理、不法 入国対策、自主帰国・再定住支援等)
- (4) 非自発的移住(難民・難民申請者支援、国内避難民 支援、帰還・再定住支援、緊急人道援助、復興支援、 除隊兵士の社会復帰、所有権争議と補償、選挙と国民 投票等)

● 審査・決定プロセス

フィールドレベルで作成された国別予算書に基づき年間事業予算計画書が作成され、年次総会で承認を受ける。 年次アピールに加えて、フィールドでの新たなニーズに対応した新規事業が本部の審査を受けて随時立案され、 国連アピールへの参加、または個別ドナーとの協議を経て、任意拠出金を受け次第実施される。

● 実施の仕組み

フィールドレベルで作成された事業計画が本部に提出された後、委員会、総会の決定を受け、年次アピールとして発表され、ドナーの拠出等により資金のめどが付いた事業が実施される。フィールドでの事業は現地政府や地元NGO等との協力の下で実施される。

3. 最近の活動内容

●概 要

2011年および2012年のIOMの活動規模は、それぞれ約13億1,000万ドル、約12億4,000万ドルとなっている。職員数は8,353名(2012年12月現在)、事務所数は473(2012年11月現在)となっている。

● フィールドにおける事業の地域別実績

(単位:千ドル)

地域	2012年	事業額	構成比(%)
アジア・大洋州	266,	003	23.4
アフリカ	232,	387	20.5
中東・北アフリカ	101,	937	9.0
中南米	330,	676	29.1
北米	37,	472	3.3
欧州・中央アジア	166,	928	14.7
合 計	1,135,	403	100

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

2009年11月から1年間、最高意思決定機関である総会の議長に北島信一ジュネーブ国際機関日本政府代表部大使(当時)が就任し、IOMの意思決定に積極的に関与した。

● 邦人職員

邦人職員は、31名(2013年1月現在)である。

● 日本の財政負担

日本は、積極的に資金援助を行っている。加盟国に義務的に課される分担金については拠出率13.579%(2012年)で世界2位。また、任意の拠出金は、2010年は約3,700万ドル、2011年は約4,300万ドル、2012年は約3,300万ドルである。

● 主要拠出国・機関一覧(民間援助含む)

, (単位:%、千ドル)

順	2011年		2012年			
位	国•地域名	拠出率	拠出額	国•地域名	拠出率	拠出額
1	米国	41	377,551	米国	38.2	340,346
2	コロンビア	10	94,644	コロンビア	12.7	113,381
3	ペルー	6	59,730	ペルー	6.9	61,574
4	アルゼンチン	6	58,781	オーストラリア	6.7	59,608
5	オーストラリア	6	56,341	英国	4.9	43,450
6	バングラデシュ	4	36,914	カナダ	4	35,488
7	カナダ	4	35,075	日本	3.8	34,327
8	英国	4	34,599	アルゼンチン	3.4	30,197
9	ノルウェー	3	25,689	オランダ	3.3	29,376
10	オランダ	2	20,483	スウェーデン	2.3	20,694
	合 計	100	919,943	合 計	100	891,708

- *1 IOM統計(暦年)より
- *2 合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

●ホームページ

- ・国際移住機関(IOM)本部:http://www.iom.int/(英語)
- 国際移住機関(IOM)駐日事務所: http://www.iomjapan.org(日本語)

② 世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

2002年1月設立。日本が議長国を務めた2000年の九州・沖縄サミットで、サミット史上初めて感染症対策を主要議題の一つとして取り上げたことが契機となり、感染症対策のための基金設立構想が生まれた。この流れが2001年の国連エイズ特別総会、ジェノバ・サミットを経て、2002年1月の世界エイズ・結核・マラリア対策基金(世界基金)設立につながったことから、日本は世界基金の「生みの親」と呼ばれる。

● 経緯・目的

世界基金は、開発途上国等におけるHIV/エイズ、結核およびマラリアの三大感染症対策を資金支援する基金として、スイス・ジュネーブにスイスの国内法に基づき設立された。日本等が強調した新しい官民パートナーシップを基本理念とし、官民双方の関係者がプロジェクト形成・申請、承認、実施に参画して、三大感染症との闘いに努めている(例:世界基金理事会ではドナー国(援助国)および受益国政府、国際関係諸機関、民間企業代表、民間財団、先進国NGO、開発途上国NGO、感染者代表が協働)。

2. 事業の仕組み

●概 要

世界基金は、三大感染症に対処するための資金を集め、その資金を最も必要とする地域へ振り向けるために設立された。その目的を効果的に果たすため、政府や国際機関だけでなく、民間財団、企業等の民間セクター、NGOや感染症に苦しむコミュニティといった市民社会が一体となってパートナーシップを組み、次の基本原則に則って、開発途上国における三大感染症の予防、治療、ケア・サポートのために資金支援を行っている。

- ・資金供与に特化し、技術面ではほかの機関と連携
- ・事業の実施においては開発途上国の主体性を尊重
- ・予防、治療、ケアのバランスのとれた統合的アプローチを追求
- ・迅速かつ革新的な支援決定プロセスの確立
- 運営の透明性と説明責任の確保

世界基金では、感染症に苦しむ国々が各国の保健政策の実施に合わせて世界基金から必要な資金支援を受けられるよう、案件申請を随時受け付けている。世界基金の資金援助は保健、開発の専門家で構成される独立した審査機関(技術審査パネル)を通じて技術的に有効な事業に向けられ、追加的な資金の支払いは成果主義に基づいて行うなど、限られた資金を最大限に有効活用するため、結果を重視したものとなっている。

● 審査・決定プロセス

- (1) 資金の支援を受ける開発途上国ごとに設置される国別調整メカニズム(Country Coordinating Mechanism:政府、二国間・国際援助機関、NGO、学界、民間企業および三大感染症に苦しむ地域の人々等で構成)において、その国でのニーズや援助の吸収能力などに基づいて支援案件が形成される。
- (2) 案件が事務局に提出されると、技術審査パネル (Technical Review Panel) が純粋に専門家的な見地か ら審査し、技術審査パネルが案件の承認を理事会に勧 告する。
- (3) 理事会は、まだ使途が決まっていない手持ち資金の範囲内で、案件を承認する。
- (4) 理事会による最終的な支援案件の決定を受けると、世界銀行は各国に設置される国別調整メカニズムが指定する資金受入責任機関(Principle Recipient)に資金を送付する。このとき資金受入責任機関は事務局と協議して、達成すべき事業目標を定めて3年間の資金供与協定を取り決める。また、事務局は、事業運営や資金使用が適切に行われているか確認する現地資金機関(Local Fund Agent)を公募、契約する。成果主義に基づいて資金支援を行うという世界基金の方針により、資金受入責任機関は原則として半年ごとに事業の進捗報告を行い、現地資金機関と事務局の確認を受ける。目標達成に向けて明確な進捗が見られる場合には、資金受入責任機関は次の期間の資金の追加的な支払いを要請することができる。

3. 最近の活動内容

●概 要

2013年6月現在、官民ドナーによる世界基金への総拠 出額は約259億ドルであり、世界基金は150か国以上775 件の感染症対策事業に対し、約256億ドルを上限とする 無償資金支援を承認している。

これまで承認された資金供与の54%がHIV/エイズ対策に、28%がマラリア、16%が結核に活用されている(2013年6月現在)。また、国際的な三大感染症対策の支援資金のうち、世界基金による支援額はHIV/エイズ対策で21%、結核で80%およびマラリアで50%を占めている。

これらの支援により、これまで全世界で約870万人以 上の生命が救われている。

● 地域別実績

承認された支援資金の55%がサブサハラ・アフリカに

充てられ、次いでアジア地域に23%、中南米のカリブ諸国に8%、北アフリカ・中東地域に6%、東欧・中央アジア地域に6%、が配分されている(2013年6月現在)。

● 主要な事業

支援の成果(2013年6月現在)

- (1) HIV/エイズ
- ・420万人に対する抗レトロウイルス薬治療の実施
- (2) 結核
- ・970万人への直接監視下短期化学療法(DOTS:Directly Observed Treatment, Short-course)治療実施
- (3) マラリア
- ・3.1億張りの殺虫剤浸漬蚊帳配布

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は世界基金の設立に主導的な役割を果たし、設立後には最高意思決定機関である理事会メンバーとして世界基金の運営・管理に重要な役割を果たしている。日本は米国、フランス、ドイツと共に理事会で単独議席を持つ4か国の一つで、理事会の下部組織となる委員会のうち、戦略投資効果委員会のメンバー国でもある。

● 財政負担

日本は、2010年9月、2011年以降、世界基金に対して 当面最大8億ドルの拠出を行う旨を発表した。日本はアジ アにおける主要ドナー国として、2002年以降2012年末ま でで累計で17.4億ドルを世界基金に拠出している。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:万ドル)

国•機関名	誓約金額	拠出期限	現在までの 拠出額
米国	945,595	2001~2013	740,197
フランス	380,130	2002~2013	327,839
英国	223,055	2001~2015	187,482
ドイツ	202,701	2002~2013	190,247
日本	208,742	2002~	174,458
EC	162,758	2001~2013	147,823
カナダ	137,890	2002~2013	122,415
イタリア	133,076	2002~2010	100,826
合計	3,048,514		2,587,905

出典:世界基金(2013年6月現在)

* 合計は、その他の拠出国・機関等を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

- ・世界エイズ・結核・マラリア対策基金 (The Global Fund to Fight AIDS, Tuberculosis and Malaria) 本部: http://www.theglobalfund.org/en/
- ・世界基金支援日本委員会(Friends of the Global Fund, Japan): http://www.jcie.or.jp/fgfj/top.html

③ 赤十字国際委員会(ICRC:International Committee of the Red Cross)

1. 設立・経緯・目的

●設 立

1863年、スイス人アンリ・デュナンらが設立した「戦 傷者救済国際委員会」(五人委員会)が前身。

● 経緯・目的

アンリ・デュナンが紛争犠牲者の保護のための組織お よび条約の必要性を提唱したことを受け、1863年にジュ ネーブにて赤十字国際委員会(ICRC)が設立された。翌 年に締結された紛争犠牲者の保護を目的とするジュネー ブ条約は、累度の拡充を経て1949年のジュネーブ諸条約 (世界のほぼすべての国が締約国となっている) に至って いる。

2. 事業の仕組み

●概 要

国際赤十字・赤新月運動の基本原則(人道・公平・中立・ 独立・奉仕・単一・世界性)に則り、主として以下のよ うな紛争犠牲者の保護・救援活動を行っている。

- ① 保護 (Protection):国際人道法の遵守の推進を通じ た文民保護、離散家族の再会・通信支援、拘禁施設 の訪問、関係当局等との対話を通じた捕虜および拘禁 者の支援。
- ② 救援(Assistance):紛争犠牲者(避難民、病人・負 傷者、被拘禁者等)に対する救援活動。医療支援、食糧・ 生活物資等の供給、水供給・衛生活動、その他の生活 再建支援等。
- ③ 予防 (Prevention): ジュネーブ諸条約をはじめとす る国際人道法の普及、遵守の促進。国際人道法の発展 の準備。
- ④ 各国赤十字・赤新月社への協力:各国赤十字社・赤 新月社の能力強化支援。

● 審査・決定プロセス

委員会総会(Assembly)が翌年の活動計画・予算を討 議の上、承認する。

● 実施の仕組み

事業計画は委員会総会の決定を受けて実施される。 ICRCの独立、中立性維持の観点から、ICRCが業務委託す る場合は主に各国赤十字社がパートナーとなる。

3. 最近の活動内容

●概 要

2011年および2012年のICRCの活動規模は、それぞれ 約11億2,600万スイスフラン、約10億5,400万スイスフラ ンとなっている。職員数は2012年末時点で12,490名(う ち国際職員1,551名)、世界80か国において活動を実施し ている。

● フィールドにおけるオペレーションに関する地域別実績 (単位:千スイスフラン)

地域	2012年	構成比(%)
アフリカ	408,321	43.93
アジア・太平洋	193,817	20.85
欧州•米州	132,924	14.3
中東・北アフリカ	194,387	20.91
合計	929,449	100

* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本はドナー国会合(前年に1,000万スイスフラン以上 拠出した国に参加資格が与えられる)参加国の一つとし て同会合にてICRCの行う支援等に関する意見を述べるこ とができる。

邦人職員

邦人職員は22名である。(2013年6月現在)

● 日本の財政負担

日本は積極的に資金協力を行っており、資金拠出は、2010年は3,823万スイスフラン、2011年は約4,685万スイスフラン、2012年は約4,277万スイスフランである。

その他

2009年2月、東京に駐日事務所が開設された。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:%、千スイスフラン)

順	20	11年		20	12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	米国	20.9	241,131	米国	20.6	207,900
2	英国	13.2	152,513	スイス	10.9	110,380
3	スイス	9.7	112,105	EC	8.9	89,560
4	EC	9.2	105,731	英国	7.4	75,000
5	スウェーデン	7.3	83,751	スウェーデン	6.8	68,680
6	ノルウェー	5.3	61,039	ノルウェー	6.2	62,080
7	日本	4.1	46,853	カナダ	4.6	46,380
8	オーストラリア	3.9	44,760	日本	4.2	42,770
9	オランダ	3.1	35,571	オーストラリア	3.7	37,270
10	ドイツ	3.0	34,697	ドイツ	3.5	35,570
	合 計	100	1,152,790	合 計	100	1,008,993

^{*} 合計は、その他の拠出国・機関を含む。

5. より詳細な情報

● ホームページ

- 赤十字国際委員会(ICRC)本部: http://www.icrc.org/(英語)
- · 赤十字国際委員会(ICRC)駐日事務所: http://jrc.or.jp/ICRC/index.html (日本語)

④ 地球環境ファシリティ(GEF:Global Environment Facility)

1. 設立 · 経緯 · 目的

●設 立

地球環境ファシリティ (GEF) は、1991年5月、パイロットフェーズとして発足。

日本は発足時より参加。

● 経緯・目的

1989年7月のアルシュ・サミットを受け、開発途上国の地球環境問題への取組を支援する基金の設立が検討され、1991年5月、1994年までのパイロットフェーズとしてGEFが世界銀行に信託基金として設立された。その後、1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)での議論を受け、パイロットフェーズの経験を踏まえた改組・増資の討議が行われ、1994年3月、GEFの基本的枠組みおよび向こう4年間の資金規模が合意された(GEF-1)。これ以降、4年ごとに増資が行われ、2010年7月1日よりGEF-5が開始されている。

GEFは、開発途上国で実施される地球環境の保全・改

善のためのプロジェクトに対して、原則として無償資金を提供する。2013年6月末現在のGEF加盟国数は183か国(うちGEF-5拠出国は日本を含め39か国)である。

2. 事業の仕組み

●概 要

GEFの対象分野は、①気候変動対策(例:太陽熱等のクリーンエネルギーの開発・利用)、②生物多様性の保全(例:動物保護区の制定・管理)、③国際水域の管理・保護(例:産業廃棄汚染水処理施設)、④オゾン層の保護(例:家電製品からのフロン回収施設)、⑤土地劣化防止(例:植林)、⑥残留性有機汚染物質対策(例:PCB¹汚染の除去)である。GEFは、気候変動枠組条約、生物多様性条約、砂漠化対処条約、および水銀に関する水俣条約(未発行)残留性有機汚染物資に関するストックホルム条約の資金メカニズムに指定されている。

● プロジェクトの審査・決定・実施プロセス

世界銀行、アジア開発銀行(ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、米州開発銀行 (IDB)、 国連開発計画(UNDP)、国連環境計画(UNEP)、国連食 糧農業機関(FAO)、国際農業開発基金(IFAD)、国連工 業開発機関(UNIDO)の10の実施機関が、開発途上国政

府と協議しながらプロジェクトを組成し、GEF評議会 において審査、決定がなされる。GEF評議会で承認され たプロジェクトは担当の各実施機関の理事会で検討され、 承認された場合は、各担当実施機関がプロジェクトを実 施する。

3. 最近の活動内容

● 主要な事業

分野別の実績は下表のとおり。

分野	金額(百万ドル)	構成比(%)
生物多様性保全	127.3	44
気候変動	73.7	26
国際水域汚染防止	55.5	19
土地劣化防止	11.3	4
残留性有機汚染物質対策	5.1	2
複数分野	16.4	6
合計	289.5	100

出典: Annual Performance Report 2012

- 2011年10月~2012年9月に終了した案件。
- 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

2012年地域別実績

地域	金額(百万ドル)	構成比(%)
アフリカ	49.0	17
中南米・カリブ諸国	90.0	31
欧州・中央アジア	37.2	13
その他アジア	47.6	16
地球規模	65.7	23
合計	289.5	100

出典:GEFホームページ

四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 地域別実績の「アフリカ」については、北アフリカ(エジプト・リビア・チュニジア・アルジェリア・モロッコの5か国)を含む。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

すべてのGEF加盟国が参加する総会(4年に1回)の下 に評議会(年2回)が設置され、評議会が実質的な意思 決定機関として機能している。評議会は、途上国16、先 進国14、中東欧および旧ソ連諸国2の計32のグループの 各代表で構成。なお、日本は単独で。

● 邦人職員

2013年5月現在、事務局職員約100名のうち邦人職員は 4名である。うちCEOに石井菜穂子氏(前財務省副財務官) が2012年8月1日に就任。

● 日本の財政負担

日本は米国に次ぐ第2位の拠出国であり、GEF-1では約 457億円 (シェア18.7%)、GEF-2では約488億円 (シェア 18.7%)、GEF-3では約488億円(シェア17.6%)、GEF-4で は約337億円(シェア17.6%)、GEF-5では約484億円(拠 出率14.3%)を拠出している。

● 主な使途を明示した信託基金への拠出、活用状況

日本は、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に 関する名古屋議定書の早期発効と効果的な実施を支援す るためにGEFへの名古屋議定書実施基金(NPIF)の設立 を主導し、2011年に10億円を拠出した。

5.より詳細な情報

書籍等

「年次報告」をはじめ各種情報は、GEFのホームページ よりダウンロードできる。

● ホームページ

・地球環境ファシリティ(GEF)本部: http://www.thegef.org/gef/

⑤ 国際農業研究協議グループ (CGIAR: Consultative Group on International Agricultural Research)

1. 設立・経緯・目的

設立・経緯

1971年5月、ワシントンにおいて、世界銀行、国連食 糧農業機関(FAO)および国連開発計画(UNDP)を発 起機関とし、日本を含む先進16か国、地域開発銀行、開 発途上国農業研究支援に実績を有する民間財団等が参加 し、国際農業研究協議グループ(CGIAR)の設立が決定 された。日本は、1977年度からCGIARに対する拠出を行っ

ている(なお、1970年度から1975年度までは国際稲研究 所拠出金、1976年度は国際稲研究所および国際半乾燥熱 帯地作物研究所拠出金として拠出)。

●目 的

国際農林水産研究に対する長期的かつ組織的支援を通じて、開発途上国における食料増産、農林水産業の持続可能な生産性改善により住民の福祉向上を図ることを目的として設立され、CGIARの下で国際農林水産研究を実施する15の研究センターが研究・普及活動を行っている。

2. 事業の仕組み

●概 要

- (1) CGIAR傘下の研究センターの研究・普及活動は、開発途上国の食料作物の約75%(穀物、豆類、イモ類、家畜等)を対象とし、最新の科学研究技術による開発途上国の多様な土地・生態に適した品種改良や病虫害管理等の技術開発を行うことで、地球規模の人口問題に伴う農業分野の食料増産を目指している。また、地球規模の砂漠化、気候変動等の環境要因を重視し、農業の基盤である土地(土壌)、水(灌漑等)のほか、森林資源(熱帯林)や水産資源等の天然資源の適切な管理・保全を行うため、「環境に優しい」農林水産技術の研究開発を行い開発途上国における持続可能な農業の確立を目指している。
- (2) CGIAR傘下の各研究センターは、植物遺伝資源の収集とその保全の分野でも多大な貢献をしている。たとえば、3,000種以上の食料作物、肥料、牧草等有用植物遺伝資源から成る70万点以上の植物遺伝資源を、失われつつある貴重な植物種の保全、開発途上国の作物等の品種改良、育種等に活用している。また先進国、途上国を問わず、これらの遺伝資源を各国の遺伝子研究のために利用している。さらに、これらの遺伝資源の保存、利用等に関する地球規模のネットワークを構築している。

● 審査・決定プロセス

従来は全メンバーが参加する年次総会、メンバー国・機関から選出された理事により構成される執行理事会において、各種の意思決定を行っていたが、2010年からCGIAR全体の運営方法が変わり、研究を実施するセンター側はコンソーシアム理事会(理事は公募により選出)が、資金を拠出するドナー側はメンバー国・機関から選出されたファンド・カウンシルが意思決定を行っている。また、CGIAR全体の戦略および成果の枠組みは、2年に1度

のファンダーズ・フォーラム(CGIARに拠出する国・機関はすべて参加可能)において承認される。CGIAR傘下の研究センターの運営に関する意思決定は、各センターの理事会が行っている。

● 決定後の案件実施の仕組み

コンソーシアム理事会、ファンド・カウンシル、各研究センターの理事会における決定に基づき、各研究センターが実施する。

3. 最近の活動内容

●概 要

2011年に承認されたCGIAR全体の戦略および成果の枠組みに基づきCGIAR全体で行う主要研究プログラムが作成実施されている。

● 地域別実績

CGIARは、その事業の53%をサブサハラ・アフリカにおいて行っている。次いで、中央・西アジア以外のアジア (27%)、中南米およびカリブ諸国 (13%)、中央・西アジアおよび北アフリカ (7%) の順となっている (2012年)。

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は新たな制度(第1期2010年~2012年、第2期2012年~2014年)において、ファンド・カウンシルのメンバーに選出され、CGIARのドナー側の意思決定に関与している。また、CGIAR傘下の3つの研究センターの理事会に、日本人理事(個人資格)が参加し、各センターの意思決定に関与している。

● 邦人職員

CGIAR傘下の研究センターにおける邦人職員研究員数は35名(2013年11月)。

● 日本の財政負担

日本は、2012年度にCGIAR基金の1億1,260万ドルのほか、CGIAR傘下の研究センターに対し、220万ドルを拠出した。

● 主要拠出国・機関一覧

(単位:%、千ドル)

順	20	11年		20	12年	
位	国•機関名	拠出率	拠出額	国•機関名	拠出率	拠出額
1	英国	14.5	106,400	米国	21.8	187,100
2	世界銀行	14.3	104,800	英国	9.0	77,400
3	ゲイツ財団	13.9	102,300	ゲイツ財団	8.5	73,300
4	米国	12.7	93,500	オーストラリア	7.2	61,600
5	スウェーデン	5.1	37,100	世界銀行	6.3	53,800
6	オーストラリア	4.9	36,200	スウェーデン	5.7	49,200
7	ノルウェー	3.6	26,300	オランダ	5.2	44,500
8	スイス	3.5	25,700	EC	4.4	37,800
9	IFAD	2.9	21,800	メキシコ	3.7	31,900
10	ドイツ	2.9	21,300	スイス	3.0	26,000
	合計	100.0	735,000	合計	100.0	860,000

- 合計は、その他の国・機関等を含む。 IFAD: International Fund for Agricultural Development (国際農

5. より詳細な情報

書籍等

「Annual Report」(CGIAR発行) CGIARの年間活動内容、財政状況等をとりまとめて いる。入手方法は下記ホームページを参照。

● ホームページ

・国際農業研究協議グループ (CGIAR) 本部: http://www.cgiar.org/

国際獣疫事務局 (OIE:World Organisation for Animal Health)

1. 設立·経緯·目的

●設 立

1924年1月25日設立。

● 経緯・目的

国際獣疫事務局(OIE) は牛疫の世界的な広がりを背 景に、世界の動物衛生の向上を目的として、1924年に加 盟国28か国の署名を得て発足した国際機関であり、フラ ンス・パリに本部を置き、現在178か国・地域が加盟して いる(2013年7月現在)。

OIEの主な活動内容は、以下の3点である。

- ① 国際貿易上、社会・経済的に重要な意味を持つ動物 の伝染性疾病の防疫のために適当と認められる動物衛 生基準等を策定
- ② 世界各国における動物の伝染性疾病の発生状況や科 学的知見についての情報収集・分析・提供
- ③ 動物疾病の防疫に関する技術的支援や助言 また、世界貿易機関(WTO)の設立とともに「衛生植 物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)」が発効し、 OIEは動物衛生や人獣共通感染症に関する国際基準を 策定する国際機関として位置付けられ、その役割はま すます増大している。

2. 機 構

OIEの組織は、総会、理事会、事務局、地域代表事務所、 専門委員会、地域委員会、リファレンスラボラトリーお よびコラボレーティングセンターから構成される。この ほか必要に応じて設置されるワーキンググループ、特別 会合がある。概要は以下のとおり。

●総 会

OIEの最高意思決定機関であり、最低年1回開催され(毎 年5月、パリにて開催)、加盟国すべての代表者(動物衛 生行政の責任者(首席獣医官))により構成されている。 主要な機能は以下のとおり。

- 動物衛生分野、特に国際貿易に関する国際基準の採決
- ・主要な動物疾病の防疫に関する決議案の採決
- 事務局長の任命、議長、各種委員会議長等の選出
- ・年次活動報告、事務局長の最終報告ならびに年間予算 案の議論および承認

理事会

総会に代わって業務を遂行し、年2回パリにおいて技 術的事項や活動方針、予算など、OIEの運営に関する事 項を協議する。

● 事務局 (パリ)

OIE事務局は、加盟国から構成される総会の権限およ び管轄の下に設置されており、本事務局の日常的な活動 は、総会に関する事務、各種委員会および技術的会合の 調整ならびにとりまとめ等を行う。

● 各種委員会

(1) 専門委員会

科学的知見を活用し、動物疾病の予防・蔓延防止お よび疫学問題の研究、国際基準の見直しや加盟国によ り提起された科学・技術問題の処理を行う。

- ・陸生動物衛生規約委員会(コード委員会)
- · 動物疾病科学委員会(科学委員会)
- ・生物基準委員会(ラボラトリー委員会)
- · 水生動物衛生規約委員会(水生動物委員会)

(2) 地域委員会

各地域特有の課題の検討および各地域内の協力活動 を組織するために設置されている。アフリカ、アメリカ、 アジア・極東・オセアニア、ヨーロッパ、中東の5つの 地域委員会があり、各地域の議長等は3年ごとに総会 において選任される。

● 地域代表事務所

アフリカ、アメリカ、アジア・太平洋、東ヨーロッパ および中東の5つの地域に地域代表事務所が設置され、 地域での動物疾病の発生状況やその推移の監視および防 疫の強化を目的として、各地域に適合した各種サービス を提供する。

● リファレンスラボラトリー

動物の疾病の診断、診断方法に関する助言、診断に利 用する標準株・診断試薬の保管等を行う研究機関である。 指定された専門家は、OIEおよび加盟国に対して、特定の 疾病の診断および防疫に関する科学的および技術的な助 言を行う。

■ コラボレーティングセンター

動物衛生に関する特定の専門分野(リスク分析、疫学 等) における活動の中心的役割を担い、その分野に係る 国際協力を行う。

● ワーキンググループ

野生動物疾病、アニマルウェルフェアおよび食品安全 の3つのワーキンググループが設置されており、それぞ れの分野における進展を継続的に調査・検討し、科学的 会合、セミナー、ワークショップや研修を通じて情報提 供を行う。

● 特別会合(アドホックグループ)

特定の科学的および技術的事項を検討するため、事務 局長により特別に設置される会合で、委員は世界的な専 門家の中から選定され、その報告書は総会等の指針とし て提供される。

3. 最近の活動内容

OIEは、国際貿易上社会・経済的に重要な意味を持つ 動物の伝染性疾病の防疫のために、動物衛生基準(OIE コード) 等の策定、加盟国からの発生通報、疾病情報の 収集・分析・提供、防疫に関する技術的支援を行ってい るほか、最近では食品安全、飼料安全、動物用医薬品管理、 獣医組織の向上、獣医学教育、アニマルウェルフェア等 の分野にも取り組んでいる。

また、国連食糧農業機関(FAO)との共催フォーラム として「越境性感染症の防疫のための世界的枠組み(GF-TADs)」を立ち上げ、各国際機関、各援助機関、各国が 連携して、鳥インフルエンザや口蹄疫等の国境を越えて 蔓延していく越境性感染症の効率的対策を進めている。

さらにFAOと世界保健機関(WHO)と共に、"ワンへ ルス"の考え方の下で、動物衛生分野と人の保健衛生分 野および環境分野が協力して、人・動物の健康の促進を 図るための活動を強化している。

4. 日本との関係

●日本との関係

日本は、1930年1月28日にOIEに加盟し、1949年以降総 会に出席している。

日本は分担金のほか、任意拠出金によるOIEの活動支 援を1991年以降継続して行っている。また、人的支援と して1997年以降専門家をOIE本部に派遣しているほか、 専門委員会や各種ワーキンググループ等の活動に委員と して参画している。

地域代表事務所については、1971年に東京にOIEアジ ア地域事務所が設立され、地域加盟国の意見のとりまと めや出版活動等の活動をしてきたが、1990年の総会にお いて、その機能強化が決議され、同事務所はOIEアジア 太平洋地域事務所となっている。

また、リファレンスラボラトリーについては、陸生動 物疾病関係として、(独)農業・食品産業技術総合研究機 構動物衛生研究所(牛海綿状脳症(BSE)、馬伝染性貧血、 豚コレラおよび豚インフルエンザ)、北海道大学(鳥イン フルエンザ)、帯広畜産大学(馬ピロプラズマ病、牛バベ シア病およびスーラ病)、酪農学園大学(エキノコッカス 症)が指定されている。水生動物疾病関係では、(独)水 産総合研究センター(マダイイリドウイルス病(RSI)お よびコイヘルペス病)、北海道大学(サクラマス口腔基底 上皮症(OMVD))、広島大学(ウイルス性脳症・網膜症 (VNN)) が指定されている (2013年7月現在)。 コラボレー

ティングセンターでは、帯広畜産大学原虫病研究セン ター(動物原虫病のサーベイランスと防疫)、(独)農林水 産消費安全技術センター(飼料の安全と分析)、東京大学 食の安全研究センター(食の安全)、および(独)農業・ 食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所・農林水産省 動物医薬品検査所(アジアにおける家畜疾病の診断およ び防疫と動物医薬品評価)が指定されている(2013年7 月現在)。

● 邦人職員

OIE本部の邦人職員は2名(全体の約4.5%、2012年12 月31日現在)である。OIEアジア太平洋地域事務所の代 表は、釘田博文氏が務めており、アジア太平洋地域の高 病原性鳥インフルエンザや口蹄疫など越境性疾病の蔓延 防止、動物衛生情報システムの改善等に精力的に取り組 んでいる。また、日本政府常任代表(首席獣医官:CVO) の農林水産省消費・安全局動物衛生課長川島俊郎氏は、

理事会理事(2012年5月~2015年5月)に選任されている。

日本の財政負担

加盟国は、その財政状況に応じてカテゴリー1~6に分 類され、カテゴリーに応じた分担金を拠出している。日 本は、フランス、米国等ほかの先進国と同様カテゴリー1 の国として位置付けられている(カテゴリー1の国の分担 金額は14万8,000ユーロ(2013年))。また、各種事業の 実施のための拠出金額は、135万1,457ドルおよび15万 2,223ユーロ(2013年)である。

5. より詳細な情報

● ホームページ

- ・国際獣疫事務局(OIE)本部:http://www.oie.int
- ・OIEアジア太平洋地域事務所: http://www.rr-asia.oie.int

② 国際熱帯木材機関(ITTO:International Tropical Timber Organization)

1.設立 · 経緯 · 目的

●設 立

1976年の国連貿易開発会議(UNCTAD)第4回総会で 合意された「一次産品総合計画」に基づき、熱帯木材に ついての国際商品協定を締結するための交渉が開始さ れ、1983年11月18日、「1983年の国際熱帯木材協定」が 採択された。1985年にこの協定が発効したのに伴い、同 協定を運用し、実施を監視するための機関として「国際 熱帯木材機関(ITTO)」が設立され、1986年11月に本部 が横浜市に設置された。

●目 的

持続可能であるように経営され、かつ合法的伐採が行 われた森林からの熱帯木材の国際貿易の拡大及び多様化 並びに、熱帯木材生産林の持続可能な経営を促進するこ とを主な目的とする。

2.事業の仕組み

●概 要

熱帯林の持続可能な経営を促進するとともに、持続可 能な供給源からの熱帯木材の国際貿易を発展させるた め、政策形成やプロジェクト実施を通じて、木材生産国 と木材消費国との間の国際協力を促進する。

● 審査・決定プロセス

各加盟国から事務局へ提出されたプロジェクト案につ いて、消費国および生産国から構成される専門家パネル により審査が行われる。さらに、理事会において、それ ぞれ関連の委員会(経済市場情報委員会、造林森林経営 委員会、林産業委員会)により審査、検討が行われた上 で拠出対象案件が提示され、共同拠出も含め各ドナー国 が案件に対するプレッジングを行う。

● 決定後の案件実施の仕組み

事務局がプロジェクト実施機関と契約を結び、各プロ ジェクトの実施と資金の支出を管理する。

3.最近の活動内容

(1) 「2006年の国際熱帯木材協定」の発効

2011年12月7日に、従前の「1994年の国際熱帯木材 協定」に代わる「2006年の国際熱帯木材協定」が発効。 新しい協定では、違法伐採問題への対処が目的の一つ として明記された。

また、同協定では、熱帯林と熱帯木材に関する国際 的な課題ごとのプログラムに拠出することにより戦略 的アプローチを実現することを狙いとした、課題別計 画勘定を新設。なお、テーマ別プログラムについては、 2008年に開催された第44回理事会において、同協定の

発効より前倒しで開始している。

(2) 政策形成

熱帯林の経営および熱帯木材貿易に関して、生産国 と消費国の間の協議の場を提供し、熱帯林の持続可能 な経営のための国際的な基準・指標の開発、ガイドラ インの策定等を実施。

2008年には、熱帯木材生産林における生物多様性の保全および持続可能な利用のための国際熱帯木材機関(ITTO)/国際自然保護連合(IUCN)ガイドライン改訂版が策定された。

(3) プロジェクト実施

造林・森林経営、林地の復旧、人材育成等のプロジェクトに対する資金・技術協力の実施や、調査団の派遣等のプロジェクトを実施。2012年11月の第48回理事会においては、事務局の活動およびプロジェクトに対して合計898万ドルのプレッジ¹が行われた。

● 地域別実績

ITTOは、アジア大洋州、アフリカ、中南米における持続可能な森林経営を目的としたプロジェクトに対する支援を実施してきており、2012年11月の第48回理事会にてプレッジが行われたプロジェクトは、地域別にアジア大洋州3件、アフリカ5件、中南米2件となっている。また、熱帯木材生産国の人材育成を目的とした奨学金制度(フェローシップ基金)を支援するなど、世界各地域の支援を幅広く行っている。

● 主要な事業

- ・持続可能な森林経営のためのモニタリング情報システムの構築
- ・森林法の執行能力、ガバナンスの強化
- ・森林統計情報センターの強化
- ・違法伐採および木材製品の違法貿易の摘発・防止の強化
- ・ 木材認証と木材貿易の促進
- ・フェローシップ基金(木材生産国の人材育成)

4. 日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、世界有数の熱帯木材輸入国であることから、 熱帯木材の日本への安定供給を確保し、熱帯林の保全お よび熱帯木材貿易の促進について国際的な貢献を行うこ とを重視し、ITTO本部を横浜に誘致した。

設立当初より、日本はホスト国として、ITTOの政策形成に積極的に関与するとともに、主要ドナーとして開発途上国からの要請を踏まえ多数のプロジェクトに拠出してきている。

● 邦人職員

2013年5月現在、事務局職員31名(地域事務所を含む) のうち邦人職員は13名。

● 財政負担

日本はITTOに対する設立以来最大の任意拠出ドナー (援助国)。主要国・団体の2012年実績は次のとおり。

● 主要国・団体の任意拠出金 (2012年)

(単位:%、千ドル)

順位	国•機関名	拠出率	拠出額
1	日本	58.96	6,135
2	EU	17.12	1,782
3	米国	9.13	950
4	ドイツ	6.94	722
5	オーストラリア	3.72	387
6	丸紅(株)	1.70	177
7	Abbott Products S.A	0.77	80
8	一次産品共通基金	0.71	74
9	フィンランド	0.61	64
10	韓国	0.19	20

5.より詳細な情報

各種情報は、以下ホームページよりダウンロードできる。

● ホームページ

・国際熱帯木材機関(ITTO):http://www.itto.int/

⑧ アジア生産性機構(APO:Asian Productivity Organization)

1. 設立·経緯·目的

設立・経緯

1961年5月11日、暫定事務所を東京に置き、設立。日

本政府と当時から国内で精力的に生産性運動に取り組んでいた日本生産性本部とのイニシアティブの下で、アジア各国に対し生産性運動の連携を提唱し、1959年に『ア

ジア生産性国際会議』を東京で開催した。同会議をきっかけとして、1961年5月に第1回アジア生産性機構(APO)理事会が東京で開催され、正式に発足した。当初メンバーは台湾、インド、日本、韓国、ネパール、パキスタン、フィリピンおよびタイ。現在では20か国・地域が加盟している。

●目 的

加盟諸国・地域の「相互協力」により、生産性向上を 通じてアジア太平洋地域の社会経済を発展させ、同地域 の人々の生活水準を向上させることを目的に、人材育成 を中心として事業を実施する。

2. 事業の仕組み

●概 要

工業、環境、農業の分野を中心に、加盟国・地域の中小企業関係者および生産性本部(各加盟国・地域に設置されている生産性運動の推進組織)関係者を主な参加者として、年間約100件以上の事業を実施しており、主に、セミナー、eラーニング、視察研修、調査・研究、会議・フォーラム等複数の加盟国に参加が開かれている事業(マルチカントリープロジェクト)、専門家派遣、加盟国視察団の派遣、生産性本部強化支援等の国別事業の2種類がある。事業実施にあたっては、各国の生産性本部のネットワークを利用しており、「生産性本部の連合体」としての側面もある。

● 事業計画・決定プロセス

事務局が加盟国の要望等を踏まえて翌年の事業案を策定し、生産性本部代表者会合(例年10月開催)に提示して検討の上、翌年の理事会(例年4月開催)に提案して正式に承認される。生産性本部代表者会合では、工業および農業の分科会が個別に開催され、専門的見地から議論が行われる。また、各事業の開催国の割り当て(原則、各加盟国・地域は1件以上の事業を開催することとなっている)も決定される。

● 決定後の事業実施の仕組み

工業・サービス業関連事業の場合には、通常、APO事務局と開催国の生産性本部が連携して実施する。また、農業案件の場合には、APO事務局と開催国の農業推進機関が連携して実施する。なお、必要経費については、通常、APOと開催国の機関が分担して支出している。

3.最近の活動内容

(1) プロジェクトの傾向

事業のテーマは企業・組織の経営改善、品質管理、IT(情報技術)、環境と生産性の両立、農業・農村の生産性向上に関する理論や手法など多岐にわたる。最近はAPOのホームページや他機関の遠隔教育・ビデオ会議設備を利用したeラーニングコースも実施しており、より多くの参加者が効率的に学習している。また、加盟国・地域の生産性本部支援として、専門家派遣や実証・モデル事業、加盟国相互の生産性組織から学ぶ視察団の派遣等を実施しているほか、生産性本部の戦略立案および事業の具体化にも協力している。

(2) プロジェクトの裨益人数

55のマルチカントリープロジェクト、81の国別事業に2,716人が参加(2012年実績)。また、同機構が主催する、「エコプロダクツ国際展」には、過去、ベトナム(2008年)・フィリピン(2009年)・インドネシア(2010年)で約9万人前後の来場者数をそれぞれ記録、南アジアでの初開催となったインド(2011年)では2万5,000人以上の来場者を得るなどし、産業界との直接的なパートナーシップの下で、アジアにおける持続可能な社会に貢献する事業として各方面から高い評価を受けている。

(3) 主要な事業

ア 緑の生産性事業

1994年から環境保全と生産性向上の両立を図るための「緑の生産性(Green Productivity:略称GP)事業」に着手し、加盟各国でエネルギーの効率化や適切な管理についての研修、サプライチェーンのグリーン化、マテリアルフローコスト会計の重要性についてのワークショップなどを実施し、着実な成果を挙げている。また、GP事業をより発展させるためには、環境経営・技術・サービスに関して豊富な知見を有する日本企業の助言と協力が必須であるとの考えから、APOでは2003年、日本の産業界の賛同を得て緑の生産性諮問委員会(会長:北山禎介三井住友銀行会長(2012年末現在))を設立。同諮問委員会には現在パナソニック、日立製作所、三菱電機、三井住友銀行など65社以上の主要日本企業の環境経営責任者が参加している。

イ エコプロダクツ国際展

環境に配慮した製品・サービスの総合展示会「エコプロダクツ国際展」を2004年から8回開催。GP諮

問委員会の全面的な支援・協力の下で、いずれかの加盟国で開催されている。2013年の第8回エコプロダクツ国際展は3月にシンガポールで開催された。また、エコプロダクツのデータブックである『エコプロダクツ・ディレクトリー』、右オンライン版の『エコプロダクツ・ディレクトリー』、右オンライン版の『エコプロダクツ・データベース』(http://apoecoproducts.com/)も同国際展を相互補完する目的で制作・発表している。

- ウ 生産性データベースの構築とデータブックの出版 生産性統計データの研究を目的として、加盟国の 生産性を比較するためのデータベースを多角的に構 築し、かつ、データブックとして出版している。また、 加盟国に対し、収集すべき生産性データ・収集法の 助言、データ推計の指導等も行っている。
- エ アジア後発開発途上国の食品の生産流通管理技術 向上への支援

2004年から日本政府の支援を得て、カンボジア、 ラオスといったアジア後発開発途上国で重要な地位 を占める農業・食品産業の生産性、安全性の向上を 目的とした事業を実施している。

オ APO加盟国の生産性機関への支援 2002年から日本政府の支援を得て、インド、モンゴルといった、アジアの開発途上国延べ11か国で、各国生産性機関の組織強化と職員の育成を目的とした専門家派遣と訪日研修を実施している。

4.日本との関係

● 意思決定機関における日本の位置付け

日本は、APOの設立提唱国であり、設立以来の最大 拠出国である。事務局は東京に所在し、歴代事務局長は 日本から選出され、常にAPOを主導する立場を維持して いる。また、生産性運動の先進国として、公益財団法人 日本生産性本部が中心となって、日本で考案または発展 された生産性向上手法の加盟国・地域への普及に努めて いる。

さらに、任意拠出金により、アジア後発開発途上国の 食品の生産流通管理技術向上を支援する特別事業をAPO のネットワークを活用して実施している。

● 邦人職員

2013年6月現在、事務局職員32名のうち邦人職員は25名。

● 日本の財政負担

日本はAPOに対する最大の資金拠出国。2012年度実績は、分担金約671万ドル、拠出金約6,937万円(外務省:約5,193万円、農林水産省:約1,744万円)。

● 主要拠出国一覧(分担金)

(単位:%、千ドル)

順	2011年		2012年			
位	国·地域名	拠出率	拠出額	国·地域名	拠出率	拠出額
1	日本	56.0	6,710	日本	56.0	6,710
2	インド	11.0	1,316	インド	11.0	1,316
3	韓国	10.9	1,301	韓国	10.9	1,301
4	台湾	4.5	534	台湾	4.5	534
5	インドネシア	3.6	424	インドネシア	3.6	424
6	イラン	2.7	326	イラン	2.7	326
7	タイ	2.5	296	タイ	2.5	296
8	パキスタン	1.8	221	パキスタン	1.8	221
9	マレーシア	1.8	210	マレーシア	1.8	210
10	シンガポール	1.6	189	シンガポール	1.6	189

5. より詳細な情報

● ホームページ

・アジア生産性機構(APO):http://www.apo-tokyo.org

第3章

諸外国の政府開発援助(ODA)

DAC諸国のODA実績 第1節

図表 36 〉主要DAC加盟国(G7)の政府開発援助供与先上位5か国・機関(2011年)

(支出純額ベース、単位:百万ドル)

●日本

国•地域名	実績	機関名	実績
ベトナム	1,013.05	世銀グループ(IDA)	1,365.11
インド	796.37	アジア開発銀行特別基金	552.04
アフガニスタン	750.34	世銀グループ(IBRD)	344.54
パキスタン	528.47	アフリカ開発基金	216.23
イラク	370.21	アジア開発銀行	207.21
二国間援助合計	6,942.98	国際機関への援助合計	3,888.42
援助全体に占める	64.1		
援助全体に占める	る国際機関	への援助の割合	35.9

●英国

国•地域名	実 績	機関名	実績
エチオピア	552.25	世銀グループ(IDA)	1,708.66
インド	453.85	欧州連合諸機関	1,212.56
アフガニスタン	423.42	欧州開発基金	686.10
コンゴ民主共和国	383.05	アフリカ開発基金	319.69
バングラデシュ	368.62	国連開発計画(UNDP)	88.17
二国間援助合計	8,473.54	国際機関への援助合計	5,358.82
援助全体に占める	61.3		
援助全体に占める	る国際機関	への援助の割合	38.7

●ドイツ

国•地域名	実績	機関名	実	績
アフガニスタン	539.30	欧州連合諸機関	1,73	0.35
インド	496.90	世銀グループ(IDA)	1,39	1.25
中国	485.55	欧州開発基金	97	4.83
ペルー	217.00	アフリカ開発基金	23	1.93
ブラジル	215.71	アジア開発銀行特別基金	7	0.27
二国間援助合計	8,736.22	国際機関への援助合計	5,35	6.67
援助全体に占める二国間援助の割合				62.0
援助全体に占める国際機関への援助の割合				38.0

●カナダ

国·地域名	実績	機関名	実績
ハイチ	242.04	世銀グループ(IDA)	388.51
アフガニスタン	225.15	アフリカ開発基金	109.73
モザンビーク	129.81	アジア開発銀行	71.56
エチオピア	118.64	世銀グループ(IDA)マルチ 債務救済イニシアティブ	51.76
マリ	116.17	国連開発計画(UNDP)	50.55
二国間援助合計	4,111.19	国際機関への援助合計	1,347.33
援助全体に占める二国間援助の割合			75.3
援助全体に占める国際機関への援助の割合			24.7

●米国

国•地域名	実 績	機関名	実 績
アフガニスタン	2,901.22	世銀グループ(IDA)	1,232.53
コンゴ民主共和国	1,293.20	アジア開発銀行特別基金	211.37
パキスタン	1,273.85	国連児童基金(ユニセフ)	132.25
イラク	1,264.03	国連開発計画(UNDP)	84.78
ケニア	715.42	米州開発銀行	45.91
二国間援助合計	27,075.96	国際機関への援助合計	3,706.96
援助全体に占める二国間援助の割合			88.0
援助全体に占める国際機関への援助の割合			12.0

●フランス

国•地域名	実 績	機関名	実 績
コンゴ民主共和国	1,131.04	欧州連合諸機関	1,467.77
コートジボワール	553.21	欧州開発基金	953.85
モロッコ	523.85	世銀グループ(IDA)	588.99
メキシコ	430.92	アフリカ開発基金	198.33
チュニジア	304.36	世銀グループ(IBRD)	116.06
二国間援助合計	8,494.69	国際機関への援助合計	4,502.54
援助全体に占める二国間援助の割合			65.4
援助全体に占める国際機関への援助の割合			34.6

●イタリア

国•地域名	実 績	機関名	実績
コンゴ民主共和国	576.89	欧州連合諸機関	1,202.96
アフガニスタン	55.27	欧州開発基金	721.32
アルバニア	40.42	世銀グループ(IDA)	162.59
ケニア	27.54	アフリカ開発基金	139.78
パキスタン	26.78	国際農業開発基金	76.48
二国間援助合計	1,702.39	国際機関への援助合計	2,623.26
援助全体に占める二国間援助の割合			39.4
援助全体に占める国際機関への援助の割合			60.6

出典:DAC統計(DAC Statistics on OECD.STAT)

- *1 東欧および卒業国向け援助を除く。 *2 債務救済を含む。 *3 []は地域名を示す。

第2節 主要援助国・地域機関のODAの概要

1 オーストラリア(Australia)

援助政策等

前労働党政権は、2007年11月の政権発足時に、ミレニアム開発目標における政府開発援助予算についての目標(国民総所得(GNI)比0.7%達成)も踏まえ、オーストラリアの政府開発援助を2015~2016年度までに国民総所得(GNI)比0.5%に増額するとの公約を掲げていた。しかし、世界的に経済が減速し政府の歳入が減少する中、GNI比0.5%を達成する期限については、2012~2013年度(注1)予算において2016~17年度に延期したことに続き、2013年5月に発表された2013~2014年度予算では、2017~18年度へとさらに延期することを発表した。しかしながら、2013~14年度予算においても政府開発援助費自体は約10.6%の予算増となる57億オーストラリアドルに増額し、国際的に開発援助予算の減額傾向が見られる中、2007年以降、開発援助予算の約80%増額を実現してきた。

これに対し、保守連合は、開発援助予算の急激な増大 (約80%増) について以下のとおり批判。ODAのGNI比 0.5%目標は引き続きコミットするが、その達成時期につ いてコミットすることは不可能としてきた。

- ①開発援助予算を急増させている一方で国防費予算を削減していること。
- ②増額された援助の戦略的プライオリティ付けに満足できない。
- ③AusAID及び他の機関の援助プログラム管理能力に鑑み、急激に増額された援助が効率的かつ効果的に実施されているかは疑問。

2013年9月に行われた連邦議会選挙にて保守連合が勝利し、政権交代が行われた。新政権は、2013年11月にAusAID(オーストラリア国際開発庁)の外務貿易省への吸収を発表。その際、ビショップ外相は、開発援助について、外交、通商政策と一体となって効率的・効果的に実施され、国際的な経済成長の実現、ひいてはオーストラリアの国益増進に資するものであるべきであるとし、経済開発分野への支援の重点化、国益重視を明確にした。さらに、2014年1月には、予算年度の途中ながら、2013-14年度の開発援助予算を57億ドルから50億ドル420

万ドルに削減することを発表した。その際、東アジア地域・太平洋地域は重点地域であり続けるとされた一方で、今後は援助を実施する上で厳格なベンチマークを課すことになるとされ、経済成長に重点を当て、民間セクターとの協働や、パフォーマンスの高い国際援助機関と協力するとの新たな方向性が改めて示された。

実施体制

開発援助政策の企画・立案、実施を行うことを目的として1995年3月に設置されたオーストラリア国際開発庁(AusAID: Australian Agency for International Development)は、2013年11月をもって外務貿易省に吸収された。現在、外務貿易省内での開発援助担当部局の扱いについて検討が行われているところであり、最終的な体制については未確定。2014年7月からの予算年度の開始に合わせて新体制が確立することが見込まれる。

外務貿易省に吸収される前のAusAIDについては、本部は首都キャンベラに所在し、40の海外拠点に駐在員を派遣していた。実員はオーストラリア国内1,301名、在外823名(うちオーストラリア政府職員227名、ローカル・スタッフ596名)の合計2,124名(2012年6月現在。2011~12年年次報告)であった。

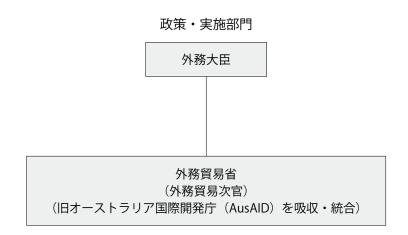
● ホームページ

外務貿易省(開発援助部分):
 http://aid.dfat.gov.au/Pages/home.aspx

● 書籍等

「Australian Agency for International Development Annual Report」(年次報告書:毎年10月に連邦議会に提出) および「BUDGET Australia's International Development Assistance Program」(予算書:毎年5月に発表(オースト ラリアの予算年度は7月-6月))を毎年発行。

援助実施体制図



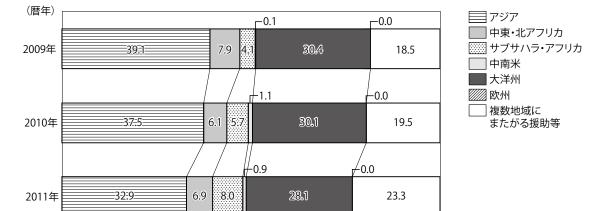
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	2009	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	インドネシア	342.14	14.8	1	パプアニューギニア	386.94	11.9	1	パプアニューギニア	510.90	11.9
2	パプアニューギニア	301.85	13.1	2	インドネシア	356.20	11.0	2	インドネシア	447.46	10.4
3	ソロモン	168.78	7.3	3	ソロモン	254.00	7.8	3	ソロモン	252.02	5.8
4	アフガニスタン	96.74	4.2	4	東ティモール	124.01	3.8	4	アフガニスタン	159.39	3.7
5	フィリピン	94.77	4.1	5	ベトナム	119.83	3.7	5	ベトナム	137.26	3.2
6	ベトナム	64.12	2.8	6	パキスタン	113.49	3.5	6	フィリピン	114.38	2.7
7	東ティモール	60.71	2.6	7	フィリピン	106.17	3.3	7	東ティモール	103.87	2.4
8	イラク	52.18	2.3	8	アフガニスタン	99.18	3.1	8	バングラデシュ	79.58	1.8
9	カンボジア	48.50	2.1	9	スリランカ	61.22	1.9	9	パキスタン	74.49	1.7
10	スリランカ	43.58	1.9	10	バヌアツ	55.96	1.7	10	カンボジア	71.55	1.7
	10位の合計	1,273.37	55.1		10位の合計	1,677.00	51.7		10位の合計	1,950.90	45.3
_	二国間ODA合計	2,311.80	100.0	-	二国間ODA合計	3,241.22	100.0	_	二国間ODA合計	4,308.73	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



60

80

100%

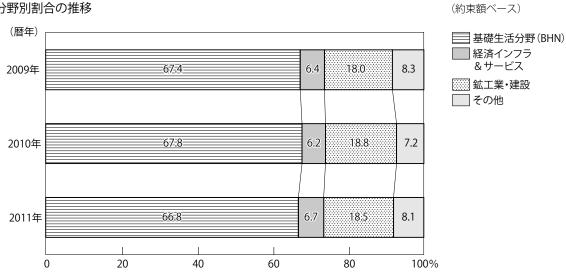
* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

40

20

(3) 分野別割合の推移

0



② オーストリア(Austria)

援助政策等

1. 枠組み

オーストリアODAの根拠法は連邦開発協力法(2002年 に採択、2003年に一部改正)。同法は、オーストリア ODAの包括的な目標を①貧困削減、②平和と安全の確保、 ③環境維持および資源保護、と定めている。

欧州・国際問題省(外務省)は「3か年開発援助プロ グラム」により、オーストリアODAの基本方針や戦略的 枠組みを定義。同政策は毎年閣議決定により改訂され、 政府全体の指針となるが、特に欧州・国際問題省の監督 下にあるオーストリア開発庁(以下、「ADA」)の開発協 力実施計画としての役割を果たす。

なお、オーストリアではODAの執行主体・予算が一元 化されておらず、連邦レベルでは各省が自律的に行って いる実態があり、拠出額では財務省を筆頭として、欧州・ 国際問題省(とその監督下にあるADA)やその他の省が 続く。また9つの州と市町村も独自にODAを実施してい る。連邦政府はこれらの実績を総合して経済協力機構開 発援助委員会(DAC)に報告している。

2. 近年の問題意識と方向性

欧州・国際問題省は、様々な公的機関が関与するオー ストリアODAの一層の集中とバイ・マルチ支援相互のシ ナジーを図り、かつ外交政策上の重点分野とも関連づけ ることを提唱。具体例として、武力紛争における文民保 護のための安保理決議1894の履行が挙げられ、また、 EU、世銀といったマルチの機関への拠出を見直し、これ らの機関によるODA政策にオーストリアとして積極的に 関与していくことが目標とされている。また、国連ミレ ニアム開発目標達成という文脈において、オーストリア は、①エネルギー・環境、②水・衛生、③平和・安全、 という3つの重点分野を設定している。

EUの枠組みでの開発協力では、オーストリアはEUの開 発協力が後発開発途上国(LDC)に集中するように支援 している。また、2014年から20年までのEU予算期間での、 EU開発政策の新たな戦略的方向性の決定に向けて尽力し ている。

3. 実績(2011年のもの)

(1) 規模

2011年のODA実績は総額7億9,900万ユーロで、前年

比12.4%の減少。対GNI比は0.27%にとどまっている。 2011年のODA総額のうち、その55.9%が国際機関(EU や国連機関等)への拠出で、44.1%が二国間援助となっ ている。欧州・国際問題省は、厳しい経済・財政状況 を背景にODA予算も削減を余儀なくされる中で、NGO への資金拠出を維持するため、ADAの再編や南東欧か らのフェーズ・アウト、財政支援の抑制を推進するこ ととしている。

(2) 主たる地域・分野

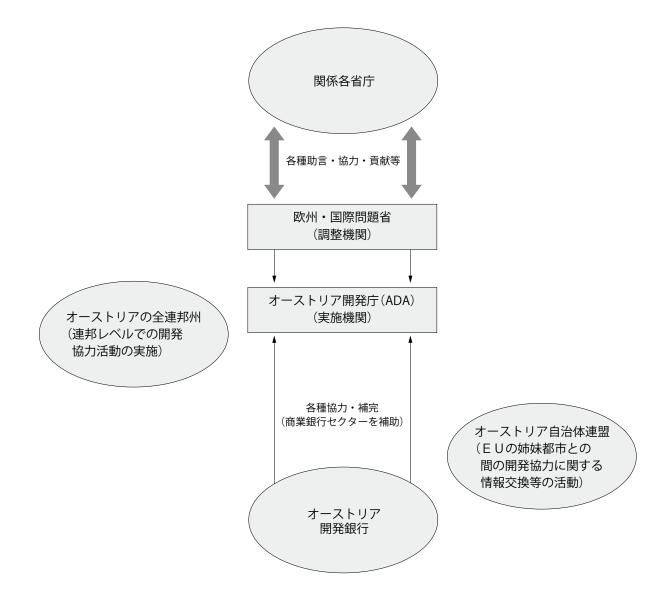
2011年のオーストリアによるODAのうち、二国間援 助による被援助国の上位は、トルコ(2,200万ユーロ)、 トーゴ(2,200万ユーロ)、ボスニア・ヘルツェゴビナ (1,900万ユーロ)、中国(1,500万ユーロ)と続く。なお、 ADA編纂の「2010年~12年の3か年開発援助プログラ ム」は、二国間援助の優先地域を、アフリカ(AU、 ECOWAS、SADC)、南東および東ヨーロッパ(ドナウ圏、 黒海沿岸地域)、アジア(ヒマラヤ・ヒンドゥークシュ)、 中央アメリカ(SICA、CARICOM)、パレスチナ地域と している。その中での優先国は、ブルキナファソ、エ チオピア、ウガンダ、モザンビーク、モルドバ、コソボ、 グルジア、アルメニア、ブータン、ニカラグアとなっ ている。

分野別では債務救済、教育・医療衛生・人口、その 他インフラ整備が上位を占めている。

実施体制

前述のようにオーストリアにおけるODAの主体は多様 であるが、欧州・国際問題省が所管するODAは、ADAが 民間セクター、具体的にはNGOや企業等と協力して実施 することとなっている。ADAは有限会社の法人格を有し (100%オーストリア連邦政府の所有)、海外11か所に在外 事務所を置く。ADAと民間セクターとの協力スキームと して、オーストリア系NGOが現地パートナーとの間でプ ロジェクトを実施する場合や、オーストリア企業が現地 に子会社ないし合弁会社を設立する場合、あるいは自ら の事業に重要な原料や商品を確保する必要のある場合に 資金供与が行われている。特に後者においては、ビジネ ス・マインドと開発協力の知見を総合することが期待さ れている。

援助実施体制図

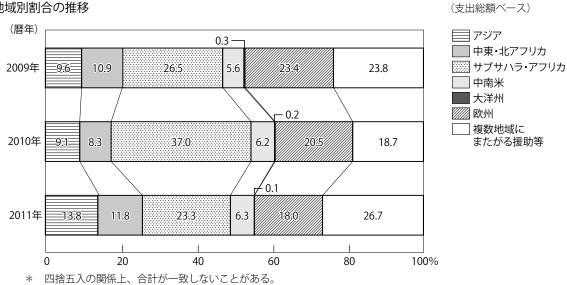


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	ŧ	順	国•地域名	20104	ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	28.59	5.6	1	コンゴ民主共和国	129.64	21.2	1	トルコ	31.64	6.5
2	トルコ	26.75	5.3	2	ボスニア・ヘルツェゴビナ	31.38	5.1	2	トーゴ	31.50	6.4
3	コソボ	21.40	4.2	3	トルコ	27.90	4.6	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.01	5.5
4	チャド	19.71	3.9	4	中国	17.18	2.8	4	中国	20.91	4.3
5	コートジボワール	17.75	3.5	5	コソボ	16.74	2.7	5	ウクライナ	14.20	2.9
6	トーゴ	14.58	2.9	6	セルビア	13.19	2.2	6	ウガンダ	13.07	2.7
7	タンザニア	12.96	2.6	7	ウガンダ	13.07	2.1	7	コソボ	12.74	2.6
8	中国	12.93	2.5	8	パキスタン	9.78	1.6	8	エチオピア	11.87	2.4
9	エチオピア	12.66	2.5	9	エチオピア	9.71	1.6	9	セルビア	10.37	2.1
10	セルビア	12.40	2.4	10	ハイチ	8.93	1.5	10	モザンビーク	9.82	2.0
	10位の合計	179.73	35.4		10位の合計	277.52	45.3		10位の合計	183.13	37.4
_	_国間ODA合計	507.09	100.0	=	二国間ODA合計	612.43	100.0	-	二国間ODA合計	490.08	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野 (BHN) █ 経済インフラ &サービス 55.1 10.6 9.2 25.1 2009年 鉱工業・建設 一その他 46.7 35.5 2010年 9.9 7.8 2011年 61.4 10.0 23.0 20 40 60 80 100% 0

③ ベルギー(Belgium)

援助政策等

1. 総論

(1) 連邦制を採っているベルギーでは、外務省等連邦政府機関のほか、フランドル政府(フランドル対外庁)、ワロン地域政府・仏語共同体政府(ワロン-ブリュッセル・インターナショナル)も各々の政策に基づき政府開発援助を実施している。

ただし、約17億9,200万ユーロ(2012年度暫定値) におよぶベルギーの政府開発援助総額のうち、通常9 割以上を連邦政府が占めていることから、以下ではベ ルギーにおける援助政策の中心を担う連邦政府につい て述べる。

なお、ベルギーは、2002年の法律で、2010年までに 開発援助総額の対GNI比0.7%を達成することを目標と 定めていたが、2010年度は対GNI比0.64%、2011年度 は0.54%、2012年度は0.47%であり、目標を達成でき ていない。

(2) ベルギー外務省は、外交政策目標として、①平和と 安全保障、②人権、および③世界規模の連帯の実現の ための国際社会における積極的な貢献を掲げており、 政府開発援助については、これら目標達成のための非 常に重要なツールとして位置付けている。

ベルギー連邦政府は、1999年に、連邦政府の援助政策の基本法となるベルギー国際協力に関する法律(Law on Belgian International Cooperation)を制定した。同法では、援助の目的、戦略、対象地域および分野等に関する基本的方針が定められている(注1)。また、ベルギーは、ミレニアム開発目標(MDGs)を援助政策の中心的な規範として重要視しているほか、援助効果向上に関するパリ宣言(2005年)、アクラ行動計画(2008年)、釜山宣言(2011年)やEUが発出した"The European Consensus on Development"(2007年)のような国際的イニシアティブを考慮しつつ援助政策を策定している。

2013年3月には新開発協力法が発効し、より現場のニーズに即した柔軟な人道援助の実施や、開発のための政策一貫性のメカニズム創出(注2)のための法的根拠が規定されている。また、開発途上国のためのベルギー

投資公社(BIO)のマンデートおよび役割の改定や、ベルギー技術協力公社(BTC)との新たなマネジメント契約の遂行のほか、NGO、大学、市町村、労働組合、および開発協力における他の非政府アクターへの補助金のモダリティ改定等が定められている。

2. 重点施策

ベルギー連邦政府は、1999年ベルギー国際協力に関する法律、および2003年閣議決定により、援助対象国を、世界の最貧国、または歴史的に関係の深いパートナー国に絞り、18か国・地域(うち13か国がアフリカ)を対象とし、戦略的に援助活動を実施している。2012年度は、ベルギー外務省開発総局(DGD)が持つ援助予算全体の約31%がアフリカ地域に向けられており、中でも、特に関係の深い大湖地域(コンゴ(民)、ルワンダ、ブルンジ)に対する援助の占める割合が高い。コンゴ(民)に対する援助が最大であり、援助予算全体の約24.5%を占めている(2011年)。

また、分野面については、上記法律により、①基礎 医療、②教育と訓練、③農業と食の安全、④基礎的インフラの整備、⑤紛争予防と社会統合の5分野に絞られている。さらに、これら5分野を横断するものとして、①ジェンダー、②環境、および③社会経済に係る視点を重要視している。

実施体制

1. 総論

ベルギー外務省開発総局(DGD)が援助政策の企画立 案、評価等を実施しており、外務大臣と同格の開発協力 大臣が、DGDの補佐の下、援助政策の基本的枠組を決定 している。また、ベルギー技術協力公社(BTC)が実施 機関としてその役割を担っている。

政府開発援助を担当しているDGDスタッフは、在外公館勤務職員を含め約170名(2013年6月現在)。実施機関であるBTCは、海外勤務者を含め1,401名(2013年6月現在)。援助対象国の在外公館に配置されている国際協力アタッシェは、政府間援助プロジェクト、多国間協力プロジェクト等の責任者として、関係者間のコーディネート

注1:同法では、ベルギーの政府開発援助の目的を、貧困の削減による持続可能な人間開発、民主主義および法の支配の発展および確立、人間の尊厳、 人権および基本的自由の尊重に向けた貢献である旨定めている。

注2:具体的には、閣僚間会議、省庁間委員会、独立諮問機関の設立が予定されている。

等の業務を行っている。

2. 実施機関

援助の実施は、1998年の法律により設立されたBTCに委ねられており、ベルギー連邦政府は、同公社の運営を管理する立場にある。ベルギー連邦政府による政府間援助プロジェクトは、同公社が実施する全プロジェクトの9割を占めている(2011年)。また、同公社は、ベルギー連邦政府のみならず、欧州委員会、世界銀行等とも共同で経済協力プロジェクトを実施している。なお、同公社は、18か国で約250のプロジェクトを実施しており、主な援助スキームは、プログラム支援、援助対象国政府に対する資金協力等である。

3. NGOとの関係

2009年、ベルギー連邦政府とNGOの間で、連邦政府およびNGOが実施する援助活動をより効果的に実施するための合意が結ばれた。合意の内容は、DGDは、NGO関連の支出(プロジェクトを通じた支出、補助金等)を、2011年から毎年3%ずつ増加すること、少なくとも年2回はNGOとの間で政策について議論する場を設けること等となっている。また、NGOの質と専門性を高めること等を目的に、NGOの援助活動を評価するための指針も定められている。

上述のとおり、2013年3月に発効した新開発協力法において、NGOを含む様々な非政府アクターとの新たなパートナーシップのあり方が示されている。具体的には、補助金のモダリティ改定による活動の質の向上、相補性と相乗効果向上のためのローカル・アクターとの連携、資金の透明性の向上、リスク管理改善および業務手続きの簡素化等が挙げられる。

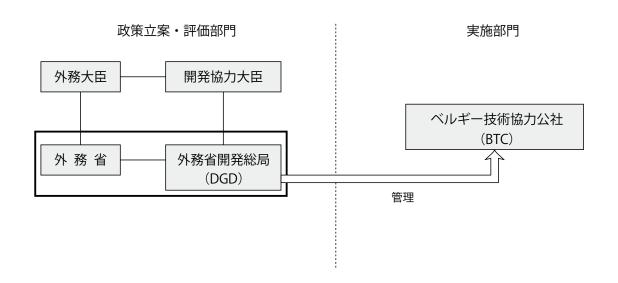
●ホームページ

- ベルギー外務省開発総局ホームページ:
 http://diplomatie.belgium.be/en/policy/development_cooperation
 - *白書・年次報告書は上記アドレスの "publications and documentation"の項目から閲覧可能。
- ベルギー技術協力公社ホームページ: http://www.btcctb.org/en/home
- フランドル対外庁ホームページ:

http://iv.vlaanderen.be/nlapps/default.asp

- *白書・年次報告書は上記アドレスの "Publications"の 項目から閲覧可能。
- ・ワロンーブリュッセル・ インターナショナルホームページ: http://www.wbi.be

援助実施体制図



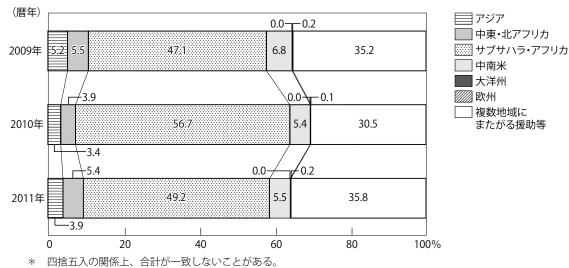
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	丰	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	コンゴ民主共和国	177.02	11.2	1	コンゴ民主共和国	648.80	31.6	1	コンゴ民主共和国	173.19	10.0
2	ルワンダ	82.19	5.2	2	ルワンダ	70.32	3.4	2	トーゴ	88.01	5.1
3	トーゴ	62.40	3.9	3	ブルンジ	56.88	2.8	3	ルワンダ	76.52	4.4
4	ブルンジ	52.19	3.3	4	コンゴ共和国	56.76	2.8	4	ブルンジ	63.85	3.7
5	コートジボワール	37.68	2.4	5	ニジェール	34.81	1.7	5	リベリア	47.41	2.7
6	ケニア	28.38	1.8	6	モザンビーク	33.97	1.7	6	モザンビーク	33.47	1.9
7	ニジェール	26.32	1.7	7	ガーナ	30.07	1.5	7	[パレスチナ自治区]	30.01	1.7
8	ベナン	25.58	1.6	8	ベナン	28.97	1.4	8	モロッコ	28.79	1.7
9	ボリビア	24.80	1.6	9	ウガンダ	28.30	1.4	9	ベナン	28.39	1.6
10	ベトナム	24.22	1.5	10	ハイチ	25.18	1.2	10	タンザニア	25.68	1.5
	10位の合計	540.78	34.1		10位の合計	1,014.06	49.4		10位の合計	595.32	34.2
_	二国間ODA合計	1,585.06	100.0	_	二国間ODA合計	2,051.41	100.0	_	二国間ODA合計	1,739.19	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

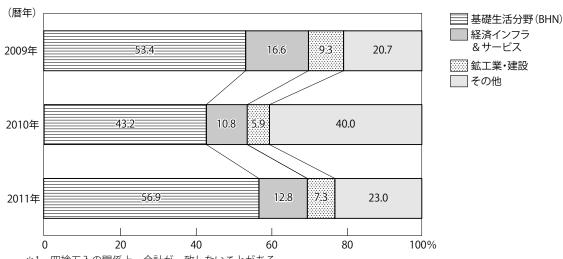
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移





4 カナダ(Canada)

援助政策等

1. 基本方針

カナダの開発援助の中心課題は貧困削減である。2008 年5月に成立した「政府開発援助説明責任法」(Official Development Assistance Accountability Act)は、政府開 発援助における透明性を確保するため、カナダ政府が貧 困削減の目標を達成する際の説明責任を強化することを 定めている。所管大臣は、貧困削減に貢献すること、貧 困層の視点を考慮すること、国際的人権基準と合致する ことを前提に開発援助を提供する。また、同法に基づき、 国際協力大臣(現、国際開発大臣)は、毎年、議会の両 院に対し、報告書の提出を義務付けられている(注1)。カ ナダ政府は、2008年度予算方針において、「援助効率の 最大化」、「地理的集中の強化」、「アカウンタビリティの一 層の確保」を掲げ、援助効果の向上を図ることを発表した。

カナダ国際開発庁 (CIDA: Canadian International Development Agency) は、2009年に二国間援助の80% を重点対象国20か国(注2)に集中させるとの方針を打ち出 し、援助の重点分野として、「食糧安全保障の強化」、「子 供および若年層の将来の確保」、「持続可能な経済成長の 確保」の3分野を指定した。2013~2014年のCIDA事業計 画・優先事項(注3)において右3分野を引き続き重視すると している。同時に、途上国における妊産婦・新生児およ び乳幼児の健康向上、食料安全、栄養改善の分野におけ る援助を重視するとの方針を示している。また、引き続 き人道危機に際する支援を重視するとしている。

2013年度政府予算方針では、国際開発大臣の責務とし て、「カナダが国益と優先課題に合致する国際開発及び人 道支援に貢献することを確保する」ことが明記された。

2. 予算

カナダの2012年度の政府開発援助は、約56.8億米ドル (出典:DAC、ネット暫定値)で、世界第9位の援助国で ある。前年比で実質4.1%増加した。

ODAのGNI比は0.32%(出典:DAC)で、世界第14位。 ODA支出をGNI比で0.7%とするとの国際公約については 達成期限を設定していない。

3. 重点分野

(1) 二国間・多国間援助の割合

2011-2012年のカナダの援助総額のうち、二国間援 助の割合は73%(約28.7億米ドル)、多国間機関を通じ た援助の割合は20% (8.2億米ドル) となっている (注4)。 2009年、CIDAは「援助効率に関する行動計画2009~ 2012」において、2010/2011年度までに、二国間援助 の80%を20か国・地域に集中させるとの目標を掲げ、 2011-2012年は、85%の二国間援助を20か国・地域に 集中させた。2011~2012年のカナダの最大の二国間援 助の対象国は、エチオピア、第2位はハイチ。また、 カナダの最大の二国間人道支援の対象国は、スーダン・ 南スーダン、第2位はソマリア(注4)。

(2) 地域別実績

アフリカ(51%)、米州(23%)、アジア(20%)、中 東(3%)、東欧(2%)(注4)

(3) 重点分野

カナダ政府の援助の5分野は、「食糧安全保障の強 化」、「子供および若年層の将来の確保」、「持続可能な 経済成長の確保」、「民主主義と人権」および「安全と 安定」。

実施体制

(1) カナダの開発援助は、カナダ外務貿易開発省 (Foreign Affairs, Trade and Development Canada) が主導してい る。これまでカナダの開発援助の大半は、カナダ国際 開発庁が管轄していたが、2013年6月末、カナダ国際 開発庁はカナダ外務国際貿易省に統合され、新たに創設 されたカナダ外務貿易開発省が主導する体制となった。 2012年度の政府開発援助執行総額にCIDAが占めた割

アジア(アフガニスタン、パキスタン、バングラデシュ、インドネシア、ベトナム) アフリカ(エチオピア、ガーナ、マリ、モザンビーク、セネガル、スーダン、タンザニア) 中南米(ハイチ、ホンジュラス、ボリビア、カリブ海諸国、コロンビア、ペルー)

その他(ウクライナ、パレスチナ自治区) 注3:2013~2014年度「CIDA事業計画·優先事項報告書」(http://www.acdi-cida.gc.ca/rpp-e#pdf)

注1:議会への年次報告書2011/2012年度版(Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2011-2012), 統計報 告書(Statistical Report on International Assistance)等の公開文書は、CIDAのホームページ(http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/)で入手可能。 注2:重点対象20か国

注4:議会への年次報告書2011/2012年度版 (Report to Parliament on the Government of Canada's Official Development Assistance 2011-2012) (http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/ACDI-CIDA.nsf/eng/NAT-1011518-QB9)

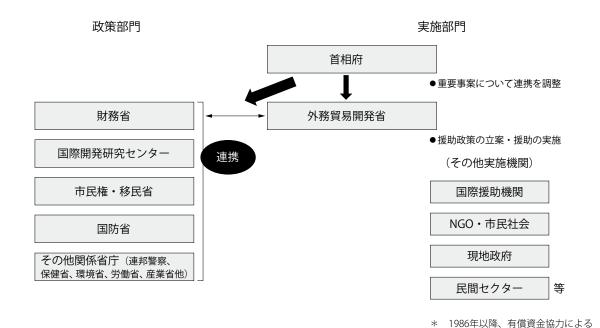
合は約69% (注5)。ただし、事業実施の主体はNGO、大学等を含むカナダの市民社会組織、多国間機関、途上国政府および民間セクターとなっている。2012年度におけるその他の主要連邦政府機関による開発援助としては、債務救済および世銀グループ、地域開発銀行への拠出を担当する財務省(同17%)、平和・安全保障基金などを主管する外務国際貿易省(同6%)、および主に途上国における調査研究活動の支援を目的とするカナダ国際開発研究センター(同3%)などがある(注5)。

(2) CIDAは外務国際貿易省の一部局として設立され、1968年にカナダの政府開発援助を主導するために同省から独立して設置された。2008年の「政府開発援助説明責任法」成立以前は、CIDAの責任を明確にした法的文書が存在しなかったが、同法成立後、法的には国際協力大臣は外務大臣の下に位置付けられるが、実質的には、議会への説明責任を自らが負い、年次報告書および歳出案を毎年議会に提出するなど、権限が強化され、カナダの政府開発援助を主導する機関となった。2013年3月、政府予算方針において、外務国際貿易省

およびCIDAを統合し、開発および人道支援担当大臣の 役割および責任を法制化する方針が示された。カナダ 政府は、外交、開発および貿易・商業分野の政策およ びプログラムを連携させることにより、優先課題に関 する政策の一貫性の強化を目指すとしている。2013年 6月末、CIDAは外務国際貿易省に統合され、新たに外 務貿易開発省が設立された。外務貿易開発省では、外 務大臣、国際貿易大臣及び国際開発大臣の3大臣が各 所掌事項を担当している。

- (3) カナダ政府によれば、CIDAの統合により、カナダ政府の開発援助の方針および援助の重点分野に変更はないとされる。カナダ政府内における開発援助実施体制について、援助の優先課題政策の立案や支援に関する決定は外務貿易開発省が主導し、国際的に重要な事案(大規模自然災害、脆弱国復興支援等)は、首相府の調整の下、関係省庁が連携して行っている。
- (4) CIDAの職員(2012年末現在、1901名、そのうち在 外勤務は約170名)は、統合後、全職員が外務貿易開 発省職員となった。

援助実施体制図



政府開発援助は実施していない

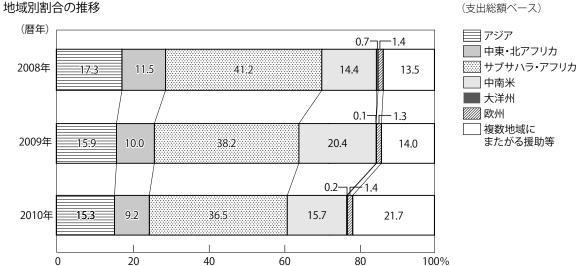
注5:統計報告書(Statistical Report on International Assistance)
(http://www.acdi-cida.gc.ca/acdi-cida/acdi-cida.nsf/eng/ANN-31910443-KAL)

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	丰
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	232.58	7.4	1	ハイチ	458.87	11.7	1	ハイチ	242.04	5.9
2	ハイチ	119.72	3.8	2	アフガニスタン	267.12	6.8	2	アフガニスタン	225.15	5.5
3	スーダン	105.04	3.3	3	エチオピア	140.38	3.6	3	モザンビーク	129.81	3.2
4	ガーナ	99.80	3.2	4	ガーナ	114.20	2.9	4	エチオピア	118.64	2.9
5	タンザニア	93.98	3.0	5	タンザニア	111.55	2.8	5	マリ	116.17	2.8
6	エチオピア	87.18	2.8	6	スーダン	108.27	2.8	6	タンザニア	94.68	2.3
7	マリ	83.46	2.7	7	パキスタン	101.85	2.6	7	パキスタン	87.49	2.1
8	モザンビーク	75.15	2.4	8	マリ	96.04	2.4	8	[パレスチナ自治区]	77.71	1.9
9	セネガル	54.49	1.7	9	バングラデシュ	86.11	2.2	9	ガーナ	70.72	1.7
10	バングラデシュ	52.45	1.7	10	モザンビーク	82.00	2.1	10	セネガル	61.83	1.5
	10位の合計	1,003.85	32.0		10位の合計	1,566.39	39.9		10位の合計	1,224.24	29.8
_	二国間ODA合計	3,141.01	100.0	_	二国間ODA合計	3,926.40	100.0	_	二国間ODA合計	4,111.19	100.0

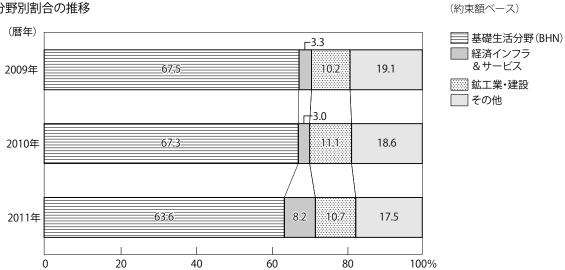
^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



⑤ チェコ(Czech Republic)

援助政策等

1. 基本法

「開発協力および人道支援法(The Act on Development Co-operation and Humanitarian Aid、同法改正 2010年7月1日発効)」の第1部第2章では、開発協力を「ミレニアム開発目標(MDGs)の達成を見据えた、経済社会開発、環境保護、民主化、人権、グッド・ガバナンス促進等、持続的な開発の関係の下で貧困撲滅に貢献すること」とし、人道支援を「生命喪失の防止、苦難の根絶、災害後の基本生命基準を回復すること」と規定している。

2. 基本方針

「チェコ開発協力戦略2010~2017年(Development Cooperation Strategy of the Czech Republic 2010~2017)」では、(1) 環境、(2) 農業、(3) 教育・保健等の社会開発、(4) エネルギーを含む経済開発、(5) 民主主義・人権等の普及、以上5分野が重点分野とされる。また横断的な原則としては、グッド・ガバナンス、人権の監視、環境への慎重な対応について留意することとしている。

3. 予 算

2011年の開発援助総額は2億5,046万ドルで、前年比2.3%増となった。このうち、二国間援助は7,692万ドル(構成比31.0%)、国際機関への拠出にあたる多国間援助は1億7,351万ドル(同69.0%)となった。国際機関への支出についてはEU 1億4,313万ドル、世界銀行グループ1,565万ドル、国連機関837万ドルの順となっており、EUへの資金拠出が最も多い。なお、援助総額の対GNI比は0.125%であった。

4.2011年の二国間援助実績

(1) 支援分野 別内訳	社会インフラ開発 (49.1%)、難民支援 (15.0%)、生産基盤 (8.4%)、行政経費 (8.2%)、経済インフラ (7.2%)、人道支援 (5.1%)
(2)所得階層別内訳	低中所得国(29.1%)、後発開発途上国(27.2%)、高中所得(17.4%)
(3) 援助形態内訳	プロジェクト・タイプ支援 (44.0%)、専門家派遣・その他技術援助 (20.1%)、行政経費 (8.3%)、教育助成 (7.1%)、二国間支援基金 (2.8%)

実施体制

外務省が中核となって財務省、内務省、産業貿易省をはじめとするその他省庁と調整をとりながら開発援助会議を開催している。また、外務省は中期の開発協力戦略、二国間開発協力計画を策定することで、援助実施機関であるチェコ開発協力庁(Czech Development Agency:CzDA (注1) の援助プロジェクト評価等を行っている。

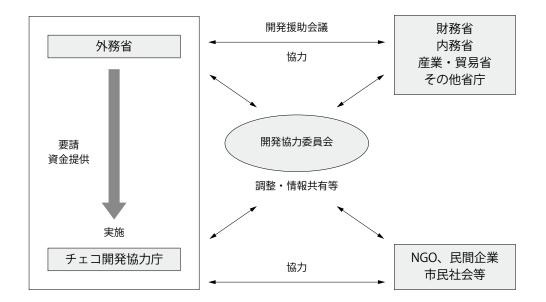
CzDAはNGO、民間企業と協力しているほか、欧州の援助国、援助機関とも密接にかかわり合いながら援助を実施している。また開発協力委員会(Council for Development Co-operation)が設置されており、CzDA、外務省、関連省庁、非政府組織間で調整を行っている。委員会は開発協力事業の情報共有や市民社会との連携、政策方針への支援や理解を求める場面で重要な役割を果たしている。

● ホームページ

・チェコ外務省:http://www.mzv.cz

・チェコ開発協力庁:http://www.czda.cz

援助実施体制図



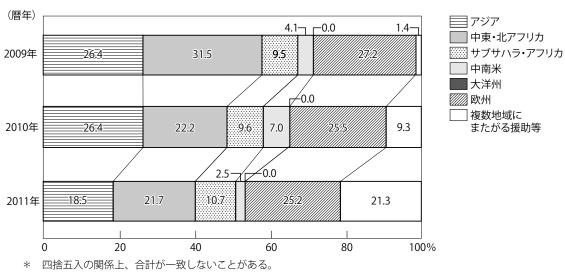
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	26.09	25.8	1	アフガニスタン	13.26	16.7	1	アフガニスタン	11.36	14.8
2	モンゴル	6.81	6.7	2	モンゴル	6.76	8.5	2	モンゴル	4.69	6.1
3	グルジア	5.57	5.5	3	モルドバ	3.97	5.0	3	モルドバ	4.28	5.6
4	ウクライナ	5.03	5.0	4	グルジア	3.89	4.9	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.58	4.7
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	4.97	4.9	5	セルビア	3.58	4.5	5	セルビア	3.19	4.1
6	セルビア	4.48	4.4	6	コソボ	3.52	4.4	6	ウクライナ	3.03	3.9
7	ベトナム	3.55	3.5	7	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.10	3.9	7	エチオピア	2.93	3.8
8	コソボ	3.44	3.4	8	ウクライナ	3.01	3.8	8	グルジア	2.05	2.7
9	モルドバ	3.10	3.1	9	ハイチ	2.77	3.5	9	ベラルーシ	1.78	2.3
10	カンボジア	2.76	2.7	10	ベトナム	2.36	3.0	10	[パレスチナ自治区]	1.76	2.3
	10位の合計	65.80	65.1		10位の合計	46.22	58.2		10位の合計	38.65	50.2
_	二国間ODA合計	101.02	100.0	_	二国間ODA合計	79.36	100.0	-	二国間ODA合計	76.92	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

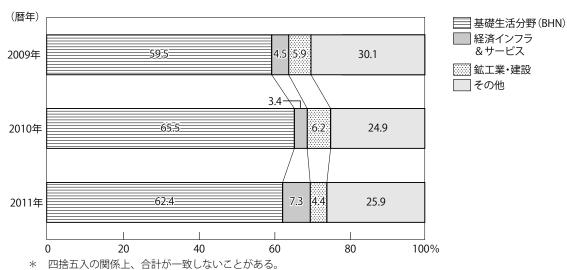
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移





6 デンマーク(Denmark)

援助政策等

1. 基本政策

デンマークは、国連ミレニアム開発目標(MDGs)で掲げられた「政府開発援助の対GNI比0.7%」を達成している数少ない国の一つである。前政権以来の「政府開発援助予算が対GNI比0.8%を下回らないことを保証する」との方針が踏襲されており、2012年は対GNI比0.83%である。

デンマークはODAを通じて貧困削減および人権の促進に注力している。2012年、デンマーク政府は2013年から2017年の新たな政策として開発協力戦略「より良い生活への権利(The Right to a Better Life)」を発表した。デンマークの開発協力戦略の優先分野として以下の4つが挙げられている。

- ① 人権と民主主義
- ② グリーン成長
- ③ 社会的進展
- ④ 安定と人道的保護

2013年には約20億DKK(352億円)が成長と雇用、農業と産業、水・環境・エネルギー資源の分野における二国間援助に充てられる予定である。

2. 援助対象地域

2012年政府開発援助実績における二国間援助の割合は約72%。2012年実績の二国間援助の約62.4%が対アフリカ、31.5%が対アジア援助である。政府は2009年5月に発表された政府主導の「アフリカ委員会」報告書(民間セクター促進による成長と雇用促進によってアフリカの貧困を削減すべしとの勧告を出した)のフォローアップとして、引き続き対アフリカ援助を増強する計画である。2012年現在、計24カ国に対し援助を行っており、最大援助国はタンザニア(6億4380万DKK)、ガーナ(5億106万DKK)、アフガニスタン(4億3850万DKK)である。

2012年にデンマークは対ニカラグアおよび対カンボジア援助を廃止。2013年にはベナンおよびザンビア、2014年にはブータン、2015年にはベトナムへの開発援助を随時廃止する予定である。

実施体制

1971年に国際開発協力法が制定され、これがデンマー ク開発援助の基本法となっている。デンマーク外務省は 2009年6月に大幅な機構改革を行い、従来の北総局・南 総局の二本立ての組織が、地域および案件ごとの局 (Center)型組織に再編された。外務省付きの開発協力大 臣がおり、援助政策の立案から実施までは開発協力大臣 の責任の下で一元的に担当されている。デンマークの開 発協力活動はDANIDA (Danish International Development Assistance)のブランド名で総称されている。開発援助 にかかる優先課題等全体戦略の立案は、外務省開発政策 局 (Center for Development Policy) が中心となって行い、 個別事業案件の計画・実施は在外公館(援助対象国所在 の大使館、国際機関代表部)に権限が委譲されている。 これにより、被援助国やドナー国との密接な対話が保た れ、柔軟な調整・協調、適時の判断が可能となることから、 援助の効率向上につながっている。

デンマークはNGOの活用にも積極的で、総援助額の 約6.7%がNGOを通じた開発途上国の支援に充てられて いる。

2012年に国際開発協力法は再度法改正(2013年1月より施行)され、デンマーク開発協力の透明性の向上が図られた。また同法により、DANIDA理事会およびDANIDA委員会が廃止され、同国研究機関および市民社会団体等から構成される開発政策理事会が設置されることが決定した。

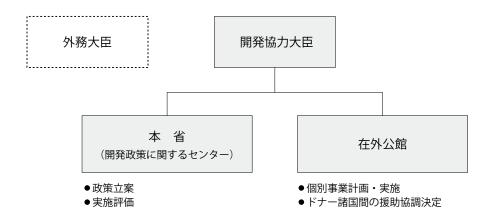
● ホームページ

デンマーク外務省ウェブサイト:

http://www.um.dk/en

(政府開発援助年次報告書、評価報告書等閲覧可能)

援助実施体制図

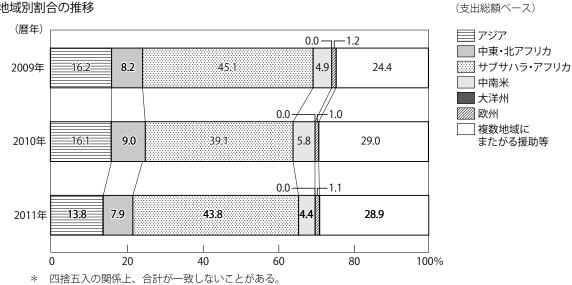


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	¥
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	タンザニア	106.85	5.6	1	タンザニア	129.39	6.1	1	タンザニア	126.16	5.9
2	モザンビーク	104.54	5.5	2	ガーナ	101.17	4.8	2	モザンビーク	113.25	5.3
3	ウガンダ	93.47	4.9	3	モザンビーク	85.30	4.0	3	アフガニスタン	90.15	4.2
4	ガーナ	88.14	4.6	4	バングラデシュ	84.10	4.0	4	ガーナ	71.70	3.3
5	アフガニスタン	86.01	4.5	5	ウガンダ	77.01	3.7	5	ケニア	71.27	3.3
6	ベトナム	67.58	3.5	6	アフガニスタン	76.84	3.6	6	ウガンダ	68.18	3.2
7	ケニア	59.79	3.1	7	ベトナム	69.04	3.3	7	ベトナム	62.12	2.9
8	ベナン	51.36	2.7	8	ケニア	64.64	3.1	8	バングラデシュ	58.36	2.7
9	ザンビア	47.82	2.5	9	ボリビア	40.50	1.9	9	ブルキナファソ	42.57	2.0
10	バングラデシュ	47.41	2.5	10	ベナン	39.11	1.9	10	ザンビア	41.79	1.9
	10位の合計	752.97	39.5		10位の合計	767.10	36.4		10位の合計	745.55	34.8
_	二国間ODA合計	1,905.45	100.0	_	二国間ODA合計	2,108.74	100.0	_	二国間ODA合計	2,144.32	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野(BHN) ■経済インフラ &サービス 56.1 9.0 11.7 23.2 2009年 鉱工業・建設 一その他 58.6 2010年 11.4 17.5 12.5 2011年 58.1 9.8 26.0 20 40 60 80 100% 0

7 EU

援助政策等

1. 基本法

EUの開発政策は、欧州連合運営条約(2009年12月1日発効)の第208条1でEUの対外活動の原則と目的の枠組みの中で実施されなければならないこと、および貧困の削減・撲滅を主要な目標とすることが規定されている。

2. 基本方針

2005年、欧州委員会、理事会、欧州議会の三者により、開発政策に関する共通ビジョンである「開発に関する欧州のコンセンサス」(The European Consensus on Development)が合意された。同コンセンサスでは、EUとEU加盟国間との援助政策の一貫性を確保し、援助効果を上げていくことを強調しており、また、ミレニアム開発目標(MDGs)の追求とともに持続可能な開発の文脈における貧困の根絶、グッド・ガバナンス、人権、さらには政治・経済・社会・環境の側面を含む持続可能な開発をその主たる共通政策目標に据えている。その上で、オーナーシップおよびパートナーシップ、政治的対話、市民社会の参加、ジェンダー平等推進、国家の脆弱性への配慮を共通原則とした。

2009年、欧州委員会は、同コンセンサスで規定された EUの関与に関する進捗状況に対して初期評価を行い、同 コンセンサスは依然として有効であり、国際社会の場にお いて、EUが一つにまとまって意見を主張することに資する 一方、EUを取り巻く環境の変化、新興国の被援助国から 援助国への変貌、新たな地球規模課題の発生や、リスボ ン条約発効による欧州対外活動庁(EEAS)の創設等に対 応するために改訂が必要であるとの結論に達し、2011年秋 に「変化のためのアジェンダ」(Increasing the impact of EU Development Policy: Agenda for Change) を作成し、同 アジェンダは2012年5月の外務理事会にて採択された。同 アジェンダは、民主主義、ガバナンス、人権および人間開 発のための包摂的かつ持続可能な成長へさらに焦点を当 て、EUの開発援助が最大限効果を発揮する地域への注力、 1国への援助を最大3セクターへ絞りこむ政策等を打ち出し た。

EUは、効果的かつ効率的な支援のため資金拠出前に慎重に分析および協議を行い、プロジェクト支援、セクター

支援、財政支援(budget support) の3つの支援形態を、被援助国の政治・経済・社会状況および協働パートナーに応じて使い分けている。

3. 予 算

(1) 規模

2011年のEUによる開発援助総額(支出純額ベース)は173.91億ドルである(DAC統計ベース:2013年4月時点)。EUは、MDGs等で掲げられている政府開発援助の対GNI比0.7%目標の2015年までの達成にコミットしている。なお、DACに加盟するEU加盟国15か国(注1)の開発援助総額は720.80億ドルである(同上:2012年12月時点)。

(2) 分類

EUの政府開発援助には、アフリカ、カリブ、太平洋 (ACP) 諸国に対する援助として拠出する欧州開発基金 (European Development Fund (EDF)) と、ACP諸国以外の地域および個別分野に対する対外援助を実施している一般予算とがある。EDFは、1959年から開始され、特定のEU加盟国との歴史的関係を背景に、伝統的にEU 予算外で扱われてきた。

人道援助については、EUの通常予算を主な財源として、欧州委員会人道援助・市民保護総局(Humanitarian Aid and Civil Protection:ECHO)が実施している。2011年のECHOの人道援助額(実績額)は、約11億5400万ユーロである。

実施体制

1. EU

(1) 外交政策全般の立案:欧州対外活動庁 (European External Action Service(EEAS))

2010年12月に新たに発足した欧州対外活動庁が、外 交政策全般の立案を行っている。開発政策は、外交政 策に沿った形で、欧州対外活動庁と欧州委員会開発協 力総局が立案する。

(2) 援助の実施:欧州委員会開発協力総局(Development and Cooperation- Europe Aid)援助の実施については、欧州委員会開発協力総局が、 プログラムの特定・策定から、予算策定、プロジェク

注1:オーストリア、ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、英国。2013年5月よりチェコが加盟。

トの実施・モニタリング、事後評価に至る一連のプロ セスを一括して受け持つ。

2. 欧州投資銀行(European Investment Bank(EIB))

1958年、EC設立条約に基づき、その金融活動を通じて 欧州の統合とECの後進地域の経済開発に資する投資を促 進することを目的に設立された融資機関である。EUの外 交政策上の優先事項を反映し、主に加盟候補国や東欧・ 南欧諸国で活動している。また、ACP諸国、アジア諸国、 中南米諸国等EU域外でも業務を行っている。

3. NGOとの関係

EUは、前述の「コンセンサス」において、市民団体と の関係強化にコミットしている。インターネットを利用

したパブリックコンサルテーション等多くの関係する NGOからの意見聴取を重視し、透明性のある援助政策の 運用に意を用いている。

● ホームページ

- ·欧州対外活動庁: http://www.eeas.europa.eu/index_en.htm
- 開発協力総局: http://ec.europa.eu/europaaid/index_en.htm
- ·人道援助·市民保護総局: http://ec.europa.eu/echo/index_en.htm

援助実施体制図

予算:一般予算+欧州開発基金* * EDF: European Development Fund

開発援助

政策立案

欧州对外活動庁 (European External Action Service) および

欧州委員会 開発協力総局 (Development and Cooperation-Europe Aid)

実 施

欧州委員会 開発協力総局 (Development and Cooperation-EuropeAid)

*なお、貿易総局、農業総局、経済・財務総局等の関係総局 も企画立案に関与

予算:一般予算のみ

人道援助

政策立案・実施

人道援助 • 市民保護総局

(ECHO: Humanitarian Aid and Civil Protection)

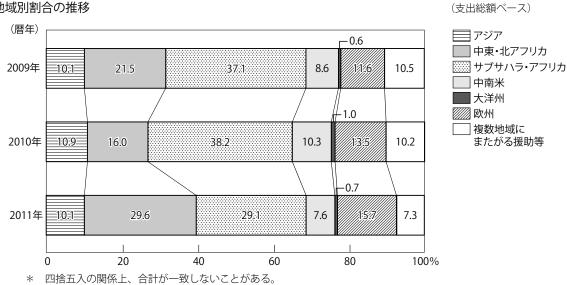
*ECHO:ECHO(European Community Humanitarian Office) は1992年設立され、2004年人道支援総局となり、 2010年にはリスボン条約発効による組織改編により市民 保護を統合。しかし、ECHOの名称は国際的に認知されて おり、引き続き同名称を使用している。

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	丰
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	トルコ	786.95	6.0	1	[パレスチナ自治区]	441.10	3.5	1	トルコ	2,789.41	16.4
2	[パレスチナ自治区]	538.32	4.1	2	コンゴ民主共和国	364.26	2.9	2	セルビア	1,045.03	6.1
3	アフガニスタン	395.36	3.0	3	トルコ	295.15	2.4	3	チュニジア	442.29	2.6
4	コソボ	315.91	2.4	4	セルビア	290.13	2.3	4	モロッコ	402.40	2.4
5	セルビア	292.94	2.2	5	アフガニスタン	285.02	2.3	5	[パレスチナ自治区]	397.96	2.3
6	モロッコ	282.39	2.2	6	ハイチ	284.27	2.3	6	アフガニスタン	363.47	2.1
7	コンゴ民主共和国	232.76	1.8	7	スーダン	284.17	2.3	7	南アフリカ	322.64	1.9
8	スーダン	225.81	1.7	8	コソボ	279.32	2.2	8	コンゴ民主共和国	313.47	1.8
9	エジプト	204.68	1.6	9	エチオピア	237.56	1.9	9	コソボ	304.83	1.8
9	モザンビーク	204.68	1.6	10	モロッコ	223.44	1.8	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	278.43	1.6
	10位の合計	3,479.80	26.7		10位の合計	2,984.42	24.0		10位の合計	6,659.93	39.1
=	二国間ODA合計	13,021.43	100.0	-	二国間ODA合計	12,428.04	100.0		二国間ODA合計	17,045.35	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) 基礎生活分野(BHN) -■経済インフラ &サービス 18.0 2009年 57.8 10.1 14.1 鉱工業・建設 一その他 2010年 10.1 17:0 11.0 61.9 2011年 48.1 24.0 20.8 7.1 0 20 40 60 80 100%

8 フィンランド(Finland)

援助政策等

1. 開発協力政策の基本方針

フィンランドは開発協力政策を外交・安全保障政策の 重要な一部と位置付け、政策全体の整合性を図っている。 従来、開発協力政策はミレニアム開発目標を基盤とし、 極度の貧困の撲滅を追求しつつ長期的には発展途上国を 援助依存から脱却させることを目的としてきた。加えて 2012年に採択された「開発政策プログラム」は、①人権 を促進する民主的で説明責任のある社会、②雇用を促進 する包含的グリーン経済、③持続可能な天然資源の管理 と環境保護、④人間性開発(human development)を重 要目標として強調し、またすべての開発協力において① ジェンダーの平等性、②気候変動的観点からの持続可能 性、③不平等の削減の3点の分野横断的問題が追求され ることを義務付けており、開発協力政策の基本方針となっ ている。基本法は存在しないものの、開発協力政策の策 定は、フィンランドが締約国となっている国際人権法、 環境関係の条約、憲法の人権規定等に基づいている。

2. 予 算

ODA予算は年間10億ユーロ程度を推移しており、2013年の予算は11億1,800万ユーロ、対GNI比0.55%、1人当たり206ユーロとなっている。今後、予算上は12年から14年までユーロベースで凍結し、15年は3,000万ユーロ減額する予定。一方で、フィンランドはEU加盟国間の2015年までのODAの対GNI比0.7%達成目標にコミットしているため、ETS (EUの排出権取引)から得た収入をはじめとする収入の多様化によりODA実績額の対GNI比増加を図っており、開発のための革新的資金調達に高い関心を有している。

3. 重点地域

二国間援助においては、7か国の長期パートナー国(エチオピア、ケニア、モザンビーク、ネパール、タンザニア、ベトナム、ザンビア)、および危機からの回復途上にある脆弱な国家・地域(アフガニスタン、パレスチナ自治区、南スーダン)を指定し、特定国・地域に対象を絞った援助を実施。今後の傾向として、アフリカの最貧国と、危

機からの回復途上にある脆弱な国家に援助の集中を図っていく方針。

4. 多国間援助

外務省所轄の開発協力予算の約3分の1が国際機関を通じて執行されており、フィンランドの開発協力において多国間援助は重大な位置を占める。中でも、EU(1億5,510万ユーロ)、国連機関(1億700万ユーロ)、世界銀行(6,380万ユーロ)(2011年)が重要な拠出先となっている。

5. 援助協調

パリ宣言、アクラ行動計画、釜山成果文書に沿って予 測性、調和化、役割分担(DoL)を向上しており、EUの ほか、北欧協力において緊密な援助協調を行っている。

実施体制

フィンランドは、独自の開発協力実施機関を持たず、 外務省がODAの政策立案・実施を所掌しており、具体的 には国際開発大臣率いる国際協力局が担当している (ODA予算の中には他省庁の所掌事項も一部ある。)。開 発協力予算は概ね、①特定国・地域対象協力、②国際機 関経由協力、③欧州開発基金、④人道支援、⑤NGO支援 として執行される^(注1)。

フィンランド政府は伝統的に開発協力においてNGOを支援してきており、2011年は開発協力予算の12%(9,240万ユーロ)が開発協力を行うNGOに対する支援として執行された。現在約300のNGOが約90か国でフィンランドのODA実施を行っており、政府はとりわけ経験豊富な11のNGOを「パートナー機関」と指定し、NGO支援に向けられる開発協力予算の約50%がこれらパートナー機関を対象としている。また、同予算の支援を受けているフィンランドのNGOを束ねる非政府機関KEPAは運営予算の90%を政府から得ている等、実質的に政府とNGOの関係が深いものの、政府からは独立した方針において活動している(注2)。

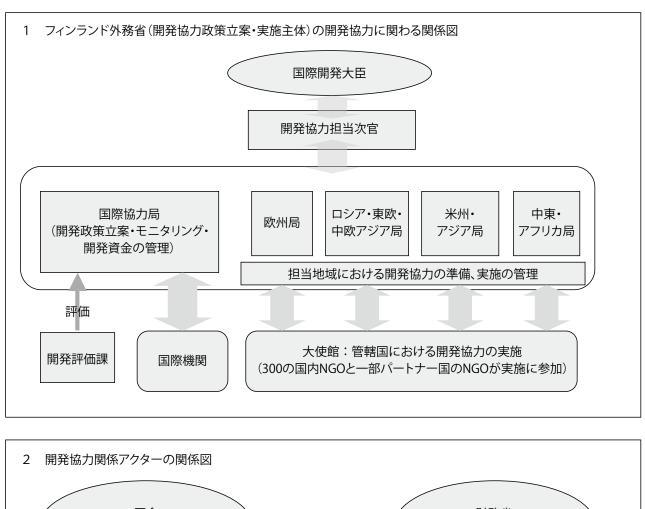
NGOの他民間企業を含む多様なアクターの開発協力への関与が追求されており、開発協力に関する頻繁な官民対話の開催のほか、政府によって設立された「開発協力

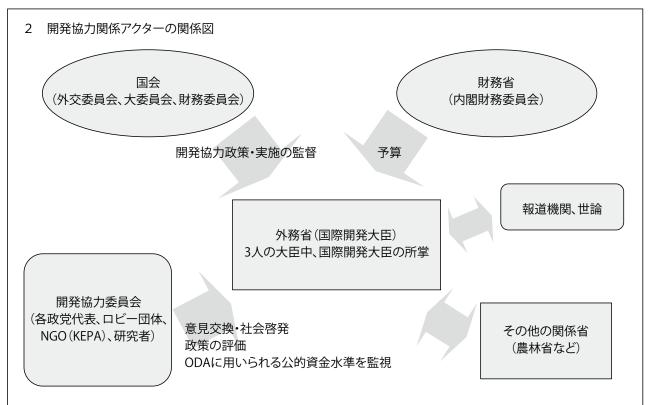
注1: 予算の項目として、その他に企画・ロジスティクス・調査費用、事後評価費用、利子率補助金がある。

注2:NGOに対するODA資金譲渡とNGOの管理には、任意政府譲渡法(2001年施行)、管理手続き法(2003年施行)が適用される。

委員会」に各政党代表、ロビー団体、NGO、研究者が参 加し、ODAの評価を行うなどして社会全体における開発 協力への関心を深めることに役立っている。

フィンランドの開発協力図



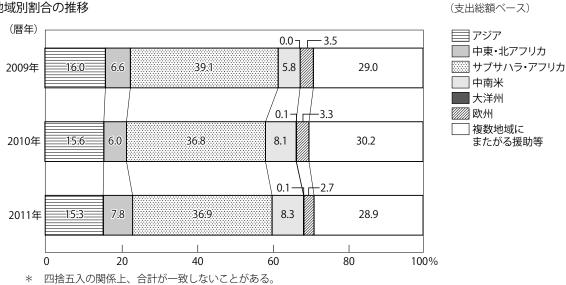


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国"地现石	ODA計	構成比
1	タンザニア	55.65	7.0	1	タンザニア	47.92	5.7	1	タンザニア	54.54	6.5
2	モザンビーク	42.77	5.4	2	モザンビーク	47.25	5.6	2	モザンビーク	34.63	4.1
3	アフガニスタン	28.04	3.5	3	アフガニスタン	25.82	3.1	3	アフガニスタン	31.05	3.7
4	ベトナム	26.30	3.3	4	ケニア	25.76	3.1	4	ネパール	26.09	3.1
5	ザンビア	24.52	3.1	5	エチオピア	25.64	3.1	5	エチオピア	23.65	2.8
6	エチオピア	23.49	3.0	6	ベトナム	25.19	3.0	6	ベトナム	23.17	2.8
7	ネパール	19.95	2.5	7	ネパール	22.43	2.7	7	ケニア	21.82	2.6
8	ケニア	18.17	2.3	8	ザンビア	21.68	2.6	8	ザンビア	18.81	2.2
9	ニカラグア	15.11	1.9	9	スーダン	21.55	2.6	9	[パレスチナ自治区]	16.18	1.9
10	[パレスチナ自治区]	13.79	1.7	10	ニカラグア	17.05	2.0	10	ニカラグア	15.72	1.9
	10位の合計	267.79	33.8		10位の合計	280.29	33.4		10位の合計	265.66	31.7
=	二国間ODA合計	791.17	100.0	-	二国間ODA合計	839.13	100.0		二国間ODA合計	839.31	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) 基礎生活分野(BHN)] 経済インフラ &サービス 49.6 17.5 15.0 18.0 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 61.3 8.0 13.1 17.6 15.2 2011年 63.9 7.3 13.5 20 40 60 100% 0 80

9 フランス(France)

援助政策等

1. 政府開発援助額の推移

政府開発援助純額は2008年まで約100億ドル、対GNI 比では約0.4%で推移してきたが、2011年の政府開発援助 額は、前年比微増の約130億ドル、対GNI比では0.46%に 達し、支出純額実績(ネット)で世界第4位となった。厳 しい財政状況に対処すべく、政府支出を抑える方向であ る中で、ODA予算は2011年から2013年の3年間にわたり 据え置くことが決定されているが、フランスは2015年ま でに政府開発援助額を対GNI比0.7%まで引き上げること を目標としている。

2. 開発協力に関する基本政策枠組み文書の策定

フランスは援助政策に関する長期政策を示した文書を有していなかったが、2010年12月に、今後10年間(2011年から2020年まで)の援助政策を示す「開発協力に関する基本政策枠組み文書」が発表された。本文書は、外務省のグローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局(DGM:Direction générale de la Mondialisation, du Développement et des Partenariats)を中心に、経済財政省等の関係省庁やNGO、国会議員と連携を取りながら約1年間かけて策定された。

優先的な援助対象地域、援助予算の配分、重点分野は 次のとおりである。

- (1) サブサハラ・アフリカ
 - ・援助予算の少なくとも60%を配分。
 - ・MDGsの達成および経済成長を重視。
 - ・14か国の優先貧困国(うち13か国が最貧困国)へ無 償資金協力の50%を配分。2009年6月に開催された 省庁間国際協力・開発委員会(CICID)の決定が踏襲 され、保健、教育および職業訓練、持続可能な開発 と気候変動、農業および食料安全保障ならびに民間 部門支援の5優先分野が引き続き重視される見込み
- (2) 地中海地域
 - ・援助予算の20%を配分。
 - ・地中海地域は、政治・経済・社会・環境の各分野に おける分裂の危険性が高いという構造的な問題に直 面しているとの問題意識。
 - ・経済発展、雇用創出、都市開発、環境保護、文化的 協力に重点。

(3) 新興国

- ・援助予算の10%を配分。
- ・グリーンで連帯的な成長を推進。

(4) 危機国家

- ・援助予算の10%を配分。
- ・国家再建や安定・繁栄の将来を築くための支援を 行う。

3. 新興国準備金の活用

社会セクター支援や無償支援に係る予算が減少する一方、産業振興を兼ねた自国製品の輸出促進支援と開発援助を結びつける傾向が見られる。経済財政省国庫総局が所管する新興国準備金(Réserves Pays Émergents (RPE))は、持続可能な開発および環境を優先分野とし、公共交通インフラ、水道水供給設備、排水・廃棄物の回収・処理設備、クリーンエネルギー等を中心に、フランスは自国企業が参加するプロジェクトにフランス開発庁(AFD: Agence française de Développement)とは別ルートで融資を行っている(上海、チュニス、ハノイにおける地下鉄建設、バンガロールのデジタル住民台帳作成等。RPEの供与対象国は後述の参考を参照)。

実施体制

- (1) 外務省、経済財政省、実施機関のAFDが主要なアクターとして機能している。2で述べたとおり、援助に関する基本政策は策定されたが、今後も詳細な援助政策の策定や調整に当たっては、首相が長を務め関係閣僚が出席するCICIDが、省庁間にまたがる援助方針、国別・セクター戦略、優先連帯地域の選定等、省庁間の調整・一貫性を実現する場となる。
- (2) 2009年の外務省改革により、国際経済・金融問題と開発問題を統合的に扱う目的で、外務省内で開発を担当していた国際協力・開発総局が、グローバリゼーション・開発・パートナーシップ総局として改編された。無償資金協力は引き続き在外公館が実施主体となっているが、援助実施はほぼすべてAFDに移管され、AFDは外務省、経済財政省、内務省の3省共管となった。外務大臣の下に開発担当大臣が置かれ、開発政策を総括している。
- (3) 経済財政省では、国庫総局が政府開発援助を担当しており、タイド性借款、国際金融機関への拠出、債務

救済等を担当している。また、同総局がパリ・クラブ の事務局を務めている。内務省は、移民管理、移民送 出地域の貧困削減および開発を担当している。

(4) AFDは開発銀行と援助実施機関の二重の役割を担っている。日常業務においては、外務省および経済財政省との関係が特に緊密である。これに内務省を加えた監督3省は、AFDの最高意思決定機関である理事会(Conseil d'administration)に自省幹部を送ることでAFDの業務をコントロールしている。また、理事会の承認に先立つ段階でも、外務省、経済財政省、AFDの3者の担当者レベルで頻繁に協議が行われている。

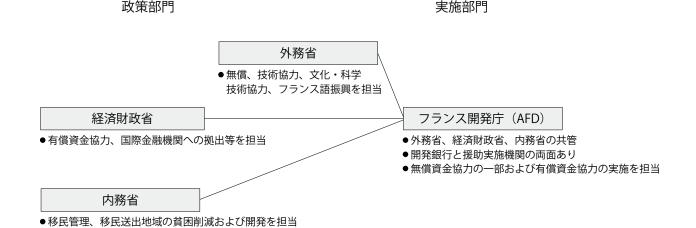
在外事務所としては、サブサハラ・アフリカ30事務所、地中海・中東(北アフリカを含む)11事務所、アジア12事務所、中南米7事務所、ブリュッセル事務所、海外県領土9事務所の全70事務所がある。職員は、計1,742名(うち711名が在外事務所勤務)(2011年)。年間予算は69.77億ユーロ(2012。前年比微増)。予算の

地域配分は、サブサハラ・アフリカ28.9%、中東・地中海17.4%、中南米17.4%、アジア太平洋14.5%となっている。

(参考: http://www.afd.fr 年次報告書は同HPで閲覧可能)

(5) NGOとの関係では、フランスのNGOが行う国際的な活動向けの支援ツールが外務省からAFDへ移管されたことに伴い、AFD内部にNGOとの連携を担当する部署が設置され、2009年以降NGOの活動に対し大規模な支援を行っている。2008年までは、NGO代表も参加する諮問機関である国際協力高等評議会(HCCI:Haut conseil de coopération internationale)が存在していたが、2008年には解消され、2009年には、外務省改革の一環で、市民社会との対話の場として「非政府組織との協力に関する戦略評議会」が設立され、クシュネール外相(当時)が第1回会合を主催した。また、外務省内にはNGO担当部局が設置されている。

援助実施体制図



【参考】新興国準備金(RPE)供与対象国

(1) 資格保有国

アルジェリア、アゼルバイジャン、中国、エジプト、インドネシア、モロッコ、フィリピン、パキスタン、チュニ ジア、ベトナム

- (2) 他の援助機関(注)と共同で供与可能な国 ボリビア、コロンビア、エルサルバドル、グアテマラ、ウズベキスタン、ペルー (供与のための条件(共同融資)は、ケース・バイ・ケースで解除されうる)
- (3) 自然災害後の特別枠で供与対象となっている国
 - ・インドネシア、スリランカ(津波後に1億ユーロを供与)
 - ・パキスタン(地震後に3000万ユーロを供与)
- (4) ケース・バイ・ケースで供与可能な国 アルバニア、アルメニア、モンゴル、タイ

世界銀行、米州開発銀行、欧州復興開発銀行、欧州投資銀行、欧州委員会開発協力局 (Development and Cooperation- EuropeAid)、アフリカ開発 銀行、イスラム開発銀行、アジア開発銀行、アンデス開発公社(CAF)

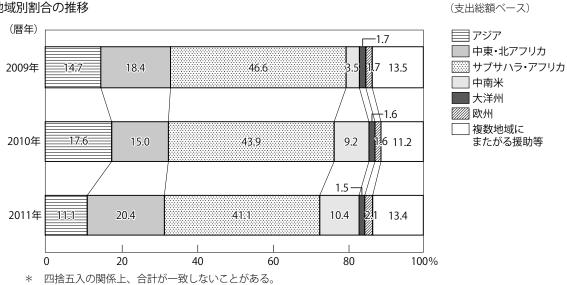
注:主要な国際・地域援助機関の参考リスト

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ.	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	コートジボワール	1,199.06	16.7	1	コンゴ共和国	909.40	11.7	1	コンゴ民主共和国	1,131.04	13.3
2	[マイヨット]	543.04	7.6	2	[マイヨット]	602.85	7.7	2	コートジボワール	553.21	6.5
3	中国	364.35	5.1	3	中国	316.69	4.1	3	モロッコ	523.85	6.2
4	モロッコ	238.10	3.3	4	インドネシア	262.49	3.4	4	メキシコ	430.92	5.1
5	インドネシア	187.13	2.6	5	モロッコ	254.43	3.3	5	チュニジア	304.36	3.6
6	チュニジア	169.98	2.4	6	ベトナム	242.42	3.1	6	中国	290.97	3.4
7	トルコ	154.62	2.2	7	リベリア	232.04	3.0	7	トルコ	244.60	2.9
8	ベトナム	142.91	2.0	8	メキシコ	205.82	2.6	8	ベトナム	220.45	2.6
9	セネガル	140.88	2.0	9	フィリピン	189.43	2.4	9	コロンビア	178.73	2.1
10	[ワリス・フツナ]	117.44	1.6	10	トーゴ	168.02	2.2	10	セネガル	177.32	2.1
	10位の合計	3,257.51	45.3		10位の合計	3,383.59	43.5		10位の合計	4,055.45	47.7
_	二国間ODA合計	7,186.79	100.0	-	二国間ODA合計	7,786.69	100.0	_	二国間ODA合計	8,494.69	100.0

^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) 基礎生活分野(BHN)] 経済インフラ &サービス 43.6 9.3 17.4 29.7 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 34.2 8.8 27.0 30.1 2011年 33.0 11.4 20.6 35.1 20 40 60 100% 0 80

ドイツ(Germany) 10

援助政策等

1. 外交の一部としての政府開発援助政策とその目標 2009年10月に発足した現連立政権において、開発政策 はドイツの外交政策の一部分であり、ドイツの有する価 値と国益が反映され、開発問題はドイツおよび欧州にお ける平和と繁栄に直接影響すると認識されている。連立 公約における開発協力の6つの重点項目は、①持続可能 な貧困対策 (ミレニアム目標の達成)、②途上国の構造問 題の解決(途上国および国際社会におけるグッド・ガバ ナンスの促進)、③途上国およびドイツにおける市民社会 の関与強化(関与を支持し、開発政策に利用)、④経済 の関与強化(企業の社会的責任および官民協力の促進)、 ⑤開発協力の効果を強化(組織構造改革により開発協力 の効果を高め、パリ宣言およびアクラ行動計画の実施を 目指す)、および⑥透明性(開発政策に関する情報提供 の強化)である。

2. 援助政策における特徴

- (1) ドイツは、ミレニアム開発目標(MDGs)を強く支 持しており、2015年までに対GNI比0.7%を達成するこ とを対外的に明らかにしている(2000年実績0.27%が 2010年に0.39%に拡大)。経協省予算は着実な伸びを 示しているが(2000年37億ユーロから2013年は62.9億 ユーロ)、「0.7%目標」達成のためには、限られた財源 の中で政府開発援助予算をいかに拡大していくかが 課題。
- (2) 二国間援助と多国間援助の比率としては、明文の 規定はないが、連邦議会は二国間援助を志向する傾向 にあることから、伝統的に約3分の2が二国間援助、 約3分の1が国際機関を通じた援助という構成になって いる。
- (3) また、近年における特徴の一つに二国間援助におけ る対象国の重点化があり、途上国の経済面・社会面・ 環境面ならびに政治面を考慮し、「パートナー国」を選 定し、これら諸国に対して二国間援助(資金協力・技 術協力)を集中的に実施することにより、援助の効率 化および効果向上を図るものである(2011年9月時点 では約50カ国が選定されている)。
- (4) さらなる特徴として、ドイツは近年、持続可能な開 発の達成の観点から開発分野における民間経済との連 携を重視、民間企業のノウハウの共有による途上国の

- 発展、民間資本の援用によるコスト面での効率化の点 でその重要性を強調している。
- (5) NGOの活用については、キリスト教系組織、政党系 財団といった伝統的な開発援助NGOとならびそれ以外 の新たなNGOに対する支援額も拡大している。また、 2012年1月からはNGOも含めた市民に対する開発イニ シアティブのための情報提供、相談、仲介サービスセ ンターであるEngagement Globalが設立された。

(Engagement Globalホームページ: www.engagementglobal.de)

実施体制

- 1. 主務官庁としての経済協力開発省(BMZ)
- (1) 援助政策の企画・立案は、1962年に設立された経済 協力開発省(BMZ)が所管しており、二国間援助(資 金協力、技術協力)および国際機関を通じた援助につ いて同省(本省定員約800名)を中心に調整が行われる。 予算については、その大半がBMZに計上されているが、 人道支援関連については外務省、国際開発金融機関 関連の一部については財務省、その他所管事項の国際 協力について各連邦省庁がそれぞれの予算からの政府 開発援助を実施する。政府開発援助の実績についての とりまとめもBMZが行っており、同省を通じてドイツ 全体としての政府開発援助実績がDACに報告されて いる。
- (2) 外交政策との関連からは、BMZは外務省と協議を行 うこととなっている。また、途上国の現場での経済協 力の実施については現地ドイツの大使館が調整してお り、BMZからはドイツ在外公館に85名が出向している。

2. 実施機関

(1) ドイツの援助政策においては、相対的に多い実施機 関の統合は、大きな課題となっていたが、技術協力公 社(GTZ)、国際再教育開発公社(InWEnt)およびドイ ツ開発サービス公社(DED)の3機関が、2011年1月 1日をもって「国際協力公社(GIZ)」へと再編統合され た。GIZは、連邦政府を出資者とする有限会社の形態 をとっており、130か国を超える地域で活動している (従業員は約1万7,000名、そのうち約70%は現地スタッ フ)。GIZは、本部をボンとフランクフルト近郊のエッ シュボルンに置いている。GIZの事業予算のほとんどは

BMZからの委託金であるが、それ以外にも各連邦省庁、地方公共団体や一般企業に加え、国際機関や第三国政府からの委託による事業も実施している。(GIZホームページ:www.giz.de)

- (2) 復興金融公庫(KfW)は、復興金融公庫法に基づく公法人であり、連邦および州がその所有者となっている。KfW(厳密には同グループ内の「KfW開発銀行」(本部はフランクフルト))の従業員は650名で、そのうち190名が途上国等に勤務しており、60の在外事務所を有する。資金協力事業を実施。(KfWホームページ:https://www.kfw.de/)
- (3) その他、開発政策に関する研究・教育機関であるドイツ開発政策研究所(DIE)、独に居住している援助国

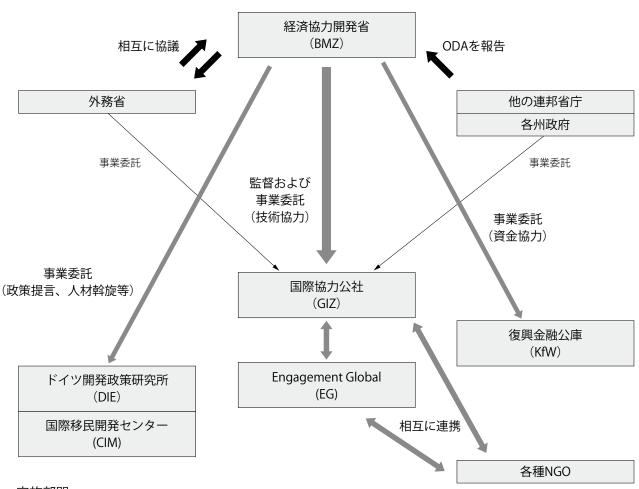
出身者の開発分野での人材斡旋などを行う国際移民開発センター(CIM)などが、BMZの指揮の下に援助政策の実施に携わっている。

(DIEホームページ:www.die-gdi.de、CIMホームページ:www.cimonline.de)

(4) 自然災害時における重要なプレーヤーとしては、緊急・人道支援の大半を実施しているドイツ赤十字をはじめとするNGOが挙げられる。また、外国における自然災害等において現場で機動的に援助を行う機関として日本の国際緊急援助隊と同様の機能を果たしている連邦技術救援庁(THW:内務省所管)がある。

援助実施体制図

政策部門



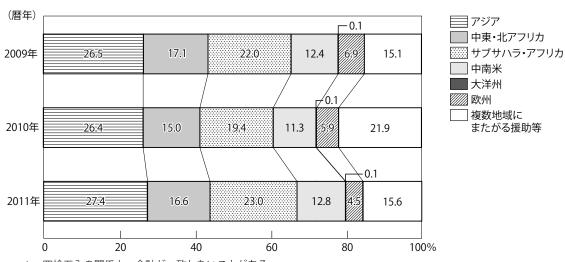
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	羊
位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比
1	中国	340.88	4.8	1	アフガニスタン	469.76	5.8	1	アフガニスタン	539.30	6.2
2	アフガニスタン	337.34	4.8	2	インド	396.93	4.9	2	インド	496.90	5.7
3	インド	263.38	3.7	3	中国	321.50	4.0	3	中国	485.55	5.6
4	ブラジル	196.10	2.8	4	ブラジル	247.45	3.1	4	ペルー	217.00	2.5
5	エジプト	138.84	2.0	5	パキスタン	142.10	1.8	5	ブラジル	215.71	2.5
6	ウクライナ	121.58	1.7	6	タンザニア	134.48	1.7	6	エジプト	164.33	1.9
7	セルビア	114.53	1.6	7	セルビア	126.26	1.6	7	ケニア	156.56	1.8
8	モザンビーク	113.79	1.6	8	[パレスチナ自治区]	104.58	1.3	8	パキスタン	125.66	1.4
9	ベトナム	112.48	1.6	9	エジプト	104.49	1.3	9	[パレスチナ自治区]	124.06	1.4
10	パキスタン	107.45	1.5	10	エチオピア	96.45	1.2	10	ベトナム	123.86	1.4
	10位の合計	1,846.37	26.0		10位の合計	2,144.00	26.7		10位の合計	2,648.93	30.3
-	二国間ODA合計	7,096.66	100.0	_	二国間ODA合計	8,035.51	100.0	-	二国間ODA合計	8,736.22	100.0

^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野(BHN) █ 経済インフラ &サービス 21.8 12.4 7.1 2009年 58.6 鉱工業・建設 一その他 2010年 47.5 34.1 10.9 7.5 2011年 48.0 24.3 19.1 8.6 20 40 80 100% 0 60

11 ギリシャ(Greece)

援助政策等

1. 経緯

1997年から多国籍の支援枠組みでODAを開始し、経験の蓄積と利用可能な資源の増加に伴い徐々に二国間支援を拡大した。

1999年のDAC加盟により、ミレニアム開発目標の達成に貢献し、「モンテレー宣言」(2002年)、「援助効果向上に関するパリ宣言」(2005年)、EUの開発協力枠組みを規定する「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」(2008年)に基づく量的・質的目標の達成を約束した。

2. 基本法

1999年7月、法律2731/1999号により、ODA実施のため、国際経済関係組織調整閣僚委員会に開発協力・援助に関する政策および戦略の企画・立案権限が付与され、国家経済省にODA実施に係る監督、調整、予算管理の権限が付与された。実施は、国家経済省の指定する機関(公益法人等)が担うこととなった。また、外務省に国際開発協力総局(Hellenic International Development Cooperation Department)(通称:Hellenic Aid)(注1)が設置され、緊急人道支援・食糧援助および復興・復旧支援に従事するNGOとの調整に限定された権限が付与された。

2002年6月、大統領令159号により、外務省に国際経済 関係・開発協力を担当する事務次官が設置され、ODA実 施に関する経済・財務省(旧国家経済省)の権限、予算 および定員の一部が委譲された。

3. 基本目標

- (1) 2007年までにODAをGNI比0.33%とする。
- (2) 2012年までにODAをGNI比0.51%とする。
- (3) 最終的目標として、ODAを2017年までにGDI比0.70% とする。

4. 目標達成への進展

財政危機のため、ODA総額は2008年から2011年まで

4年連続の減少。2011年については、ODA総額はGDI比 0.15%(約3億549万ユーロ)となった。

5. 基本方針

- (1) 量的目標の達成が困難な一方、質的目標については、 「モンテレー宣言」、「援助効果向上に関するパリ宣言」、 「開発に関する欧州のコンセンサス」および「アクラ行動計画」に基づく目標の達成に注力する。
- (2) 開発政策は、良い統治、国際法ならびに人権尊重および市民社会の開発取組への積極的参加という根本原則に基づく貧困削減を基本的な目標とする。特に、健康、教育、ジェンダーおよび環境の分野に焦点を当てる。
- (3) ODAの効果的実施のため、公的政策部門の関連分野における政策統合に努める。この点、特に移民政策、気候変動、環境、運輸および貿易の分野において政策統合の必要性が高い。
- (4) ミレニアム開発目標達成の前提条件となる、援助の 効率性については、「援助効果向上に関するパリ宣言」 における5つの原則に対する具体的約束を含む同宣言 を実施するための「行動計画」を2004年に採択した。
- (5) ミレニアム開発目標達成には、開発援助と被援助国の制度との連携(alignment)、援助国同士の調和(harmonization)、援助効果の効率的管理、援助の予見可能性、および作業分担が重要な指標となる。
- (6) パリ宣言の実施にとって、「ギリシャ・バルカン復興計画」 (注2) は実質的な貢献の実例である。同計画はアルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、ルーマニア、セルビアおよびモンテネグロを対象都市、被援助国の主体性(ownership)および援助受入政策を基本にした連携(alignment)の原則に基づいて実施している。
- (7) 作業分担の点では、米国、ハンガリー、リトアニア、エストニア、チェコおよびスペインとの間で、アフガニスタンへの援助協調を実施。また、国連信託基金を通じた共同融資を実施している。
- (8) 技術支援は、組織・制度の基礎構築を含み、技術、

注1:Hellenic Aid関連HP:http://www.hellenicaid.gr

注2:ギリシャ・バルカン復興計画

ギリシャ政府は、1999年のコソボ紛争後、バルカン諸国の経済復興を支援するための枠組みとして「ギリシャ・バルカン復興計画」(Hellenic Plan for the Economic Reconstruction of the Balkans)を策定し、西バルカンおよびブルガリア、ルーマニアに対し、2002年から5年間で総額5億5千万ユーロの支援を決定。公的部門に対する支援には約4億2184万ユーロ、民間部門に対する支援には1億680万ユーロが配分。2010年12月までにイヤマークされている案件も含め50.77%(約2億7千万ユーロ)を実施。本計画は2006年の終了時に5年間延長され、さらに2011年に、同年中に開始されるブルガリア・ルーマニアの事業についてのみ事業の完了を2020年まで延長した。

科学技術(または専門的技能)が被援助国に移転する ことにより、実質的な発展を促し、援助計画が終了し た後に自律的に同様の活動が実施されるよう努める。 特に、社会インフラ・サービスの整備、中でも医療機関、 初等・中等教育、上水道普及、若者と女性に対する職 業訓練、制度構築、民主化、発展における女性の平等 な機会の提供など、社会の発展を促す分野を重視。

(9) NGOとの協力。2009年5月に初の公募実施。

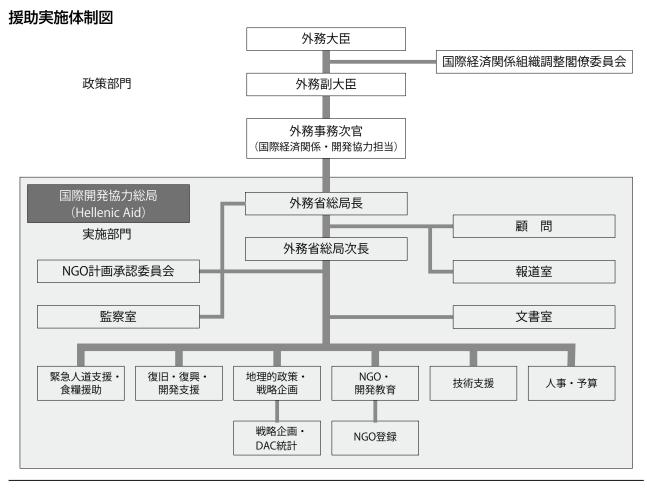
実施体制

ODAの実施は外務省に設置された国際開発協力総局 (Hellenic Aid) が担う^(注3)。

- 1. 国際開発協力総局は、外務省所管の独立組織で外 務省の行政の不可分の組織である。
- 2. 国際開発協力総局は、開発・人道メカニズムであ り、開発戦略の企画・形成を担う。
- 3. 国際開発協力総局の所掌事務は以下のとおり。
- (1) 開発援助に関連する国家予算のすべての資金を管理

する。

- (2) 国際経済関係組織調整閣僚委員会に対し、開発政策 戦略に関する提案を起案。
- (3) 発展途上国への人道・開発援助に関する活動および 計画に対する監督、調整、促進。
- (4) 開発協力に関し、EU、OECD・DACおよび他の国際的・ 地域的機関、国際基金、地域開発銀行および開発を主 題とした国際会議への代表。
- (5) 承認・融資に向けて提出された開発・人道計画・活 動の提案に関する監査ならびに評価およびその実現に 関する監視、監督および評価。
- (6) 公的部門の担当機関および民間団体との協力。
- (7) 統計データの収集および精査。
- (8) 国際的課題への対処における、欧州内協力およびEU への貢献を中心とした国際開発課題に関する政策案の 起案。
- (9) 開発分野の重要課題に関する研究・検証および外務 省政務レベルへの提案。



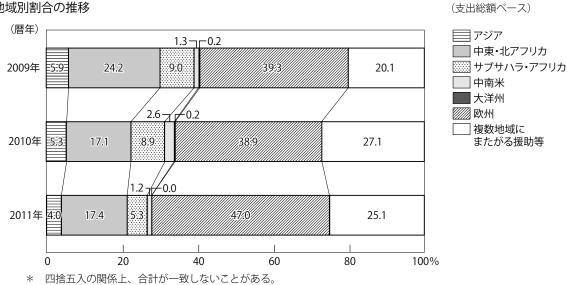
注3:日本のJICAに当たる組織はなく、Hellenic Aidが直接、実施機関(学校、研究機関等の公益法人、NGO等)と調整を行う。 Hellenic Aidのスタッフは 35~40名。そのうち、約半分は外務省職員、他の半分は専門家で構成される。ODAの実施においては、在外公館が補完的役割を担う。Hellenic Aid 自体の在外事務所は、2006年にスリランカへの支援のためコロンボに設置(1名)された例があるのみ(現在は閉鎖)。

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

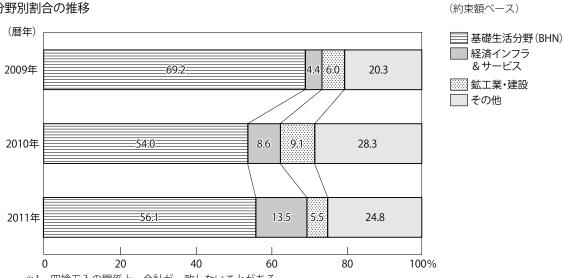
順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	2010	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アルバニア	54.99	18.5	1	アルバニア	51.93	24.5	1	アルバニア	51.97	33.8
2	コソボ	32.76	11.0	2	セルビア	12.26	5.8	2	セルビア	13.31	8.6
3	アフガニスタン	17.97	6.1	3	エジプト	9.11	4.3	3	エジプト	8.40	5.5
4	エジプト	14.30	4.8	4	[パレスチナ自治区]	6.85	3.2	4	[パレスチナ自治区]	5.35	3.5
5	[パレスチナ自治区]	10.72	3.6	5	トルコ	6.14	2.9	5	ウクライナ	3.68	2.4
6	トルコ	6.47	2.2	6	シリア	3.55	1.7	6	トルコ	3.28	2.1
7	シリア	5.58	1.9	7	ウクライナ	2.96	1.4	7	シリア	2.76	1.8
8	ヨルダン	4.47	1.5	8	ヨルダン	2.55	1.2	8	ヨルダン	1.96	1.3
9	ウクライナ	3.99	1.3	9	アルメニア	1.73	0.8	9	アルメニア	1.92	1.2
10	グルジア	3.71	1.2	10	グルジア	1.70	0.8	10	モルドバ	1.70	1.1
	10位の合計	154.96	52.2		10位の合計	98.78	46.6		10位の合計	94.33	61.3
_	二国間ODA合計	296.94	100.0	=	二国間ODA合計	211.82	100.0	-	二国間ODA合計	153.90	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移



アイスランド(Iceland) 12

援助政策等

1. 基本法

アイスランド国際開発協力法(Act on Iceland's international Development Cooperation (No. 121/2008)、2008年10月1日 施行(同法改正法No. 126/2008、2008年10月26日施行)) は、1981年に施行されたアイスランド二国間開発援助法 (Law on Iceland's bilateral development assistance) に代 わるものであり、同法第4条において、国際開発協力の 主な目的は、貧困と飢餓を根絶し、また、人権、教育、 改善された保健、両性の平等、持続可能な開発および持 続可能な資源の活用を含めた、経済社会開発を促進する ための支援対象国政府の努力を支援することであると規 定している。

2. 基本方針

アイスランド開発協力戦略2013~2016年(Strategy for Iceland's Development Cooperation 2013-2016) におい て、同戦略が、貧困と飢餓を根絶し、支援対象国に対し て人権、両性の平等、民主主義、平和および安全に焦点 を当てているミレニアム開発目標(MDGs)に基づいて 策定されていることが記載されている。

3. 予算

- (1) 2011年の開発援助総額は、外務・貿易省およびアイ スランド国際開発庁(ICEIDA) を合わせて27億6,530万 アイスランド・クローナ(以下「クローナ」という)(対 GNI比で、0.21%)となった(2012年には対前年比5% 増の、29億400万クローナとなった見込み(同0.20%))。 このうち、二国間援助 (ICEIDA取扱分) は2011年に は11億6,630万クローナ(構成比42%)となった(2012 年には12億3,400万クローナ(構成比42%)となった見 込み)。
- (2) 2011年の国際機関への支出については、国連大学地 熱エネルギー利用技術研修プログラム(UNU-GTP)へ 1億8,770万クローナ、国連大学水産技術研修プログラ ム(UNU-FTP)へ1億4,730万クローナ、UNICEFへ1億 1,240万クローナ、UN Womenへ1億200万クローナ、 UNDPへ2,210万クローナおよびFAOへ1,100万クローナ などとなっており、国連大学のプログラム(国連大学

- の上記二つのプログラムはアイスランド拠点)への資 金拠出が最も多くなっている。
- (3) 援助総額の対GNI比は、2011~2014年には0.21~ 0.28%となると予測しているほか、2017年には0.5%、 2019年には0.7%とすることを目標としている(2008年 には過去最高の0.36%となっていた)。

4. 重点分野·地域

- (1) アイスランドの国際協力に関しては、天然資源、社 会インフラ、および平和構築の3分野にプライオリ ティーが置かれている。これらの分野の中でも、漁業、 再生可能エネルギー、教育・保健、グッド・ガバナン スおよび再建にとりわけ焦点を当てている。
- (2) 二国間援助は基本的にはICEIDAが行うが、地域別内 訳はすべてアフリカで、マラウイ(2011年2,300万ドル)、 モザンビーク(2011年2,300万ドル) およびウガンダ (2011年2,900万ドル) の3か国となっている。

なお、アフガニスタンおよびパレスチナ自治区に対 する支援は、国際協力スキームにより実施している。

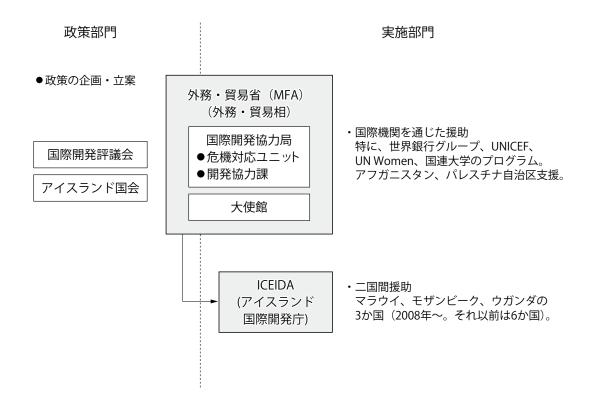
実施体制

- (1) 援助実施体制についてみると、外務・貿易省が中核 となり、外務・貿易省が国際間協力を、また、同省の 監督下で、独立した機関であるICEIDAが二国間協力を 実施している。
- (2) アイスランド国際開発協力法は第3条において、2年 に一度、4年間の国際開発協力戦略を策定し、外務・ 貿易相は同戦略を国会決議にかけなければならないこ と、および同戦略には政府開発援助(ODA)に割り当 てられる予定の予算額の対GNI比を明記すべきことも 定めている。また、17人の委員からなる国際開発評議 会が設置され、同評議会は開発戦略を策定するに当た り顧問の役割を果たすこととなっている(同法第4条)。

● ホームページ

- ・アイスランド外務・貿易省:http://www.mfa.is (政府開発援助:http://www.mfa.is/foreign-policy/ development-cooperation/)
- ・アイスランド国際開発庁: http://www.iceida.is/english

援助実施体制図

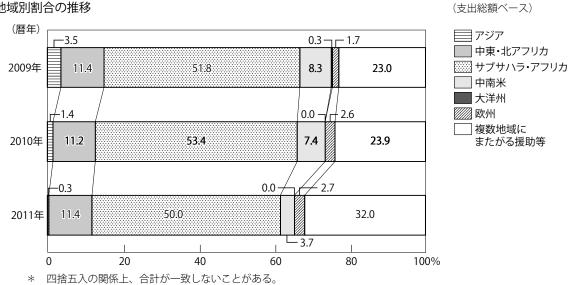


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009年		順	豆.地拉力	2010年		順	国。地域夕	2011年	
		ODA計	構成比	位	国•地域名	ODA計	構成比	位	国•地域名	ODA計	構成比
1	マラウイ	3.60	14.2	1	ウガンダ	3.07	14.8	1	ウガンダ	3.32	16.6
2	ウガンダ	3.17	12.5	2	マラウイ	2.63	12.7	2	マラウイ	2.35	11.7
3	ナミビア	2.35	9.3	3	ナミビア	2.04	9.8	3	モザンビーク	2.29	11.4
4	モザンビーク	1.68	6.6	4	モザンビーク	1.99	9.6	4	アフガニスタン	1.31	6.5
5	ニカラグア	1.53	6.1	5	アフガニスタン	1.27	6.1	5	[パレスチナ自治区]	0.80	4.0
6	アフガニスタン	1.43	5.7	6	[パレスチナ自治区]	0.85	4.1	6	ニカラグア	0.68	3.4
7	[パレスチナ自治区]	1.10	4.4	7	ハイチ	0.81	3.9	7	ナミビア	0.52	2.6
8	ギニアビサウ	0.99	3.9	8	ニカラグア	0.72	3.5	8	ソマリア	0.26	1.3
9	スリランカ	0.89	3.5	9	ギニアビサウ	0.53	2.6	9	エチオピア	0.19	0.9
10	スーダン	0.47	1.9	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.47	2.3	10	リビア	0.15	0.7
	10位の合計	17.21	68.1		10位の合計	14.38	69.2		10位の合計	11.87	59.2
-	二国間ODA合計	25.27	100.0	_	二国間ODA合計	20.77	100.0	_	二国間ODA合計	20.06	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野 (BHN) ■経済インフラ &サービス 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 **⊢**1.2 2011年 14.4 13.0 7-1-3 20 40 60 80 100% 0

13 アイルランド(Ireland)

援助政策等

1. 基本政策

開発協力を外交政策上、不可欠な部分ととらえ、貧困 削減を包括的な目標としつつ、「被援助国とのパートナー シップに基づくこと」、「アンタイドの支援」、「有効性の 確保」、「説明責任」、「一貫性の確保」という方針を有して いる。

支援は、対象国へのプログラム支援、NGO等を通じた 支援、緊急人道支援、国連などの国際的枠組みを通じた 支援等によって実施されている。

2011年3月に誕生した現政権は、これまでの援助の進 捗状況を確認するとともに、開発協力に係る将来の方向 性を定めるため、2006年に発表された白書に対するレ ビューを実施し、2013年5月に今後4年間の政府の開発援 助プログラムについての目標や優先分野等を記した新た な援助白書を公表した。

2. 援助規模

政府は、対GNI比0.7%を開発協力に割り当てることを目標としている(2011年実績:0.51%)。困難な経済状況を踏まえ、政府は、現在の水準の援助支出を維持することを目指しており、経済回復の時には0.7%目標の達成に向けて前進していくとしている。なお、政府の2013年度予算では、開発協力向けに6.23億ユーロを計上している。予算の7割は二国間援助(そのうち1/3はNGOを通じた支援)に、残りの3割はマルチの枠組みを通じた支援に使用されている。

3. 主要分野

最重要課題は貧困削減。具体的には食糧対策、基礎教育、一次医療、安全な水といった人間の基本的ニーズの分野への対応を重視している。また、これらの分野を補完する観点から、HIV/AIDS等の疾病対策、グッド・ガバナンス、気候変動、男女平等といった人権も重視している。

4. 地域別・分野別

アフリカ、特にサブサハラ地域への援助を重視。支援額の約8割がアフリカ支援に向けられている。主要パートナー国(9か国:エチオピア、レソト、マラウイ、モザンビーク、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、シエラレオネおよびベトナム)で主要な支援プログラムを展開しているほか、ジンバブエ、リベリアおよびパレスチナ自治区等で小規模プログラムを実施している。

5. その他

(1) NGOとの協力

国連ミレニアム開発目標の達成等に向け、国内外のNGOとも緊密に協力。資金拠出のほか、支援方針策定に関与している。NGO支援予算は全予算の20%を超える。

(2) アカウンタビリティと透明性

今般発表された援助白書の中でもアイルランド政府 は、援助の透明性と国民へのアカウンタビリティを重 視することを特に強調している。

(3) 日本との援助協調

2009年度にウガンダ北部において中等理数教科教員等研修プロジェクトを実施。

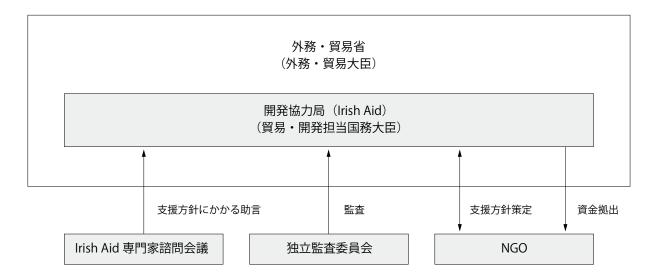
実施体制

援助を含む外交政策に係る責任は一義的に外務・貿易大臣にあるが、特に援助担当の大臣として貿易・開発担当国務大臣が設置されている。その下で外務・貿易省開発協力局(通称:Irish Aid)が開発援助に係る政策立案・調整・実施を行っている(援助はIrish Aid職員(職員数:158名(国内:125名、海外:33名))のほか、NGO等によって実施されている)。また、Irish Aidはアフリカを中心に海外8か国にプログラム・オフィスを有している。

予算の約8割は外務・貿易省から、約2割がその他の省 庁等から拠出されている。

援助実施体制図

政策部門 実施部門



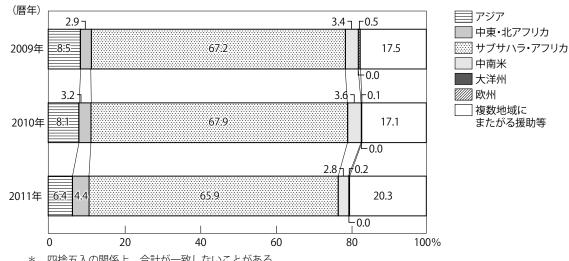
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ウガンダ	64.46	9.3	1	ウガンダ	58.01	9.9	1	ウガンダ	59.48	9.9
2	モザンビーク	63.86	9.2	2	モザンビーク	56.58	9.7	2	モザンビーク	58.78	9.7
3	タンザニア	55.03	7.9	3	タンザニア	49.48	8.5	3	エチオピア	49.52	8.2
4	エチオピア	52.47	7.6	4	エチオピア	49.23	8.4	4	タンザニア	49.45	8.2
5	ザンビア	38.16	5.5	5	ザンビア	33.02	5.6	5	ザンビア	28.75	4.8
6	マラウイ	22.15	3.2	6	マラウイ	20.58	3.5	6	マラウイ	24.66	4.1
7	ベトナム	20.48	3.0	7	ベトナム	18.31	3.1	7	ベトナム	16.47	2.7
8	レソト	17.35	2.5	8	レソト	15.71	2.7	8	レソト	15.85	2.6
9	南アフリカ	15.25	2.2	9	スーダン	14.10	2.4	9	シエラレオネ	12.67	2.1
10	スーダン	15.03	2.2	10	ケニア	13.36	2.3	10	[パレスチナ自治区]	11.68	1.9
	10位の合計	364.24	52.5		10位の合計	328.38	56.1		10位の合計	327.31	54.2
_	_国間ODA合計	693.29	100.0	-	二国間ODA合計	585.27	100.0	_	二国間ODA合計	603.67	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

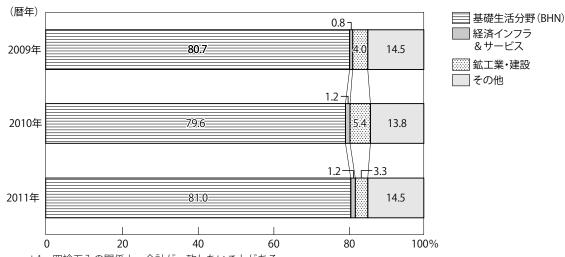




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

14 イタリア(Italy)

援助政策等

1. 基本政策

政府開発援助基本法(1987年)は、開発援助を「イタリアの外交政策の一部であり、国連、および欧州経済共同体・ACP(アフリカ・カリブ・太平洋)間の諸協定の原則に従って民族間の団結、基本的人権の完全な尊重という目的を追求する(第1条)」ものと規定し、また、「基礎的ニーズの充足、人命の保護、環境保全、内発的発展プロセスの実現と強化、途上国の経済的、社会的、文化的発展を目指す(第2条)」としている。

2. 援助規模

2012年の政府開発援助実績は26億4,000万米ドルで、 対前年比で約38%減。また、政府開発援助の対GNI比は 前年から0.06%減少し0.13%。

3. 対象分野・実施方針

開発援助政策の方針は、外務大臣が主催する開発協力 運営委員会において決定される。同委員会には、経済・ 財政省、経済振興省関係者等が参加する。「開発援助ガイ ドライン2013年~2015年」は、援助政策は、援助および 開発の有効性を重視しつつ、責任の共有および全援助関 係者間の透明性の高い協調の原則に基づいて策定される としている。また、100万ユーロ以上の援助案件は、開 発協力運営委員会が審査し実施の可否を決定する。

最優先支援地域はサブサハラ・アフリカで、次が地中海・中東地域・バルカン。優先分野は(a)農業、食料安全保障、(b)人間開発(保健、教育、訓練)、(c)ガバナンスおよび市民社会、(d)民間セクターの内発的、包括的、持続可能な発展、(e)分野横断的な問題(人権、

民主主義・平和構築支援、治安、女性のエンパワメント、 社会的弱者保護、環境、文化財の保護等)。

NGOを通じた開発協力は1960年代から積極的に行っているが、イタリアNGOのみが対象でローカルNGOへの直接支援は実施していない。

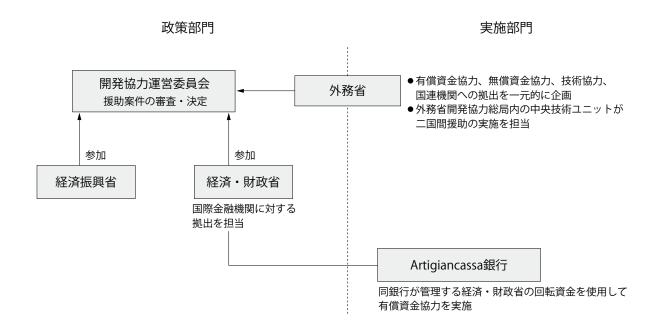
実施体制

1987年の政府開発援助基本法により規定されており、二国間援助(有償・無償資金協力、技術協力)および国連関係機関に対する拠出は、外務省開発協力総局が一元的に管理・実施し、世界銀行等国際金融機関に対する拠出については、経済・財政省が管轄している。両省で政府開発援助予算の9割を管轄しており、残りはNGO、地方自治体、他省庁等に配分される。関係政府機関の調整は、開発協力運営委員会で行われる。

外務省開発協力総局は12課および中央技術ユニットから構成され、職員数は437名(2013年6月)である。案件実施のための独立した政府機関は存在せず、外務省開発協力総局内の中央技術ユニットに30名の専門家が配置されており、同ユニットが実施を担当する。現地での案件実施のために在外公館に23名の専門家が配置されている。

有償資金協力は、外務省の要請を受けて開発協力運営 委員会で承認された案件につき、経済・財政省の回転資 金を管理する民間銀行(Artigiancassa銀行)が借款契約 締結、貸付実行、回収業務を行っている。

実施機関である外務省開発協力総局のホームページは http://www.cooperazioneallosviluppo.esteri.it/pdgcs/inglese/intro.html



(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

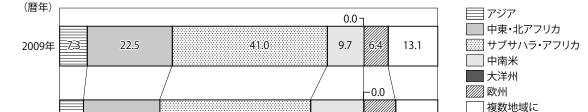
順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	リベリア	75.41	8.6	1	コンゴ共和国	97.46	12.8	1	コンゴ民主共和国	576.89	33.9
2	アフガニスタン	67.41	7.7	2	ハイチ	63.07	8.3	2	アフガニスタン	55.27	3.2
3	コートジボワール	65.97	7.5	3	アルバニア	54.80	7.2	3	アルバニア	40.42	2.4
4	エチオピア	53.97	6.2	4	赤道ギニア	54.65	7.2	4	ケニア	27.54	1.6
5	[パレスチナ自治区]	39.51	4.5	5	アフガニスタン	54.34	7.2	5	パキスタン	26.78	1.6
6	アルバニア	37.40	4.3	6	モザンビーク	35.32	4.7	6	エチオピア	24.76	1.5
7	コンゴ共和国	28.96	3.3	7	[パレスチナ自治区]	35.04	4.6	7	モザンビーク	23.40	1.4
8	レバノン	28.26	3.2	8	レバノン	23.87	3.1	8	レバノン	19.06	1.1
9	モザンビーク	24.81	2.8	9	エチオピア	18.31	2.4	9	セルビア	18.63	1.1
10	スーダン	19.79	2.3	10	スーダン	12.77	1.7	10	ソマリア	18.58	1.1
	10位の合計	441.49	50.5		10位の合計	449.63	59.2		10位の合計	831.33	48.8
_	二国間ODA合計	874.73	100.0	_	二国間ODA合計	759.15	100.0	_	二国間ODA合計	1,702.39	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20.2

(2) 地域別割合の推移

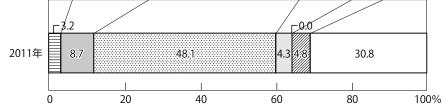
2010年 6:3



14.0

8.4

11.1



39.9

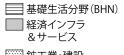
四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

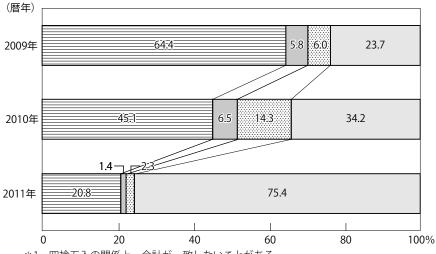
(約束額ベース)

(支出総額ベース)

またがる援助等







四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

15 ルクセンブルク(Luxembourg)

援助政策等

1. 総論

ルクセンブルクの開発協力は、開発援助に関する1996年1月6日法を基本法として実施されてきており、2012年3月には、同基本法を補完するための、開発協力と人道に係る法も採択されている。ルクセンブルクは、ODAが国連が目標と定める対GNI比0.7%を超えている5か国の一つである。2011年の開発援助額は2億9432万ユーロにのぼり、対GNI比0.97%となった。ルクセンブルクは、ミレニアム開発目標の実現を目指し、保健、教育、地域開発(特に水および衛生)を重点援助分野と位置付けている。

UNDP、UNFPA、UNICEF、WHO、ILO、UNCDFといった 国際機関との協力関係の増強に力を入れている。

人道支援に関して、2011年には4,319万ユーロ以上を 支出した。ルクセンブルクの人道支援は、(1) 緊急援助、 (2) 移行、復興および再建、(3) 予防を3本柱としており、 戦略上、緊急支援に予算のほとんどが充てられている。

2. 主な二国間援助対象国

ルクセンブルク政府は、効率性とインパクトの観点から、支援対象地域を絞っており、ブルキナファソ、マリ、ニジェール、セネガル、カーボヴェルデ、ナミビア、ラオス、ベトナム、ニカラグア、エルサルバドルの10か国をターゲット国としている。アフガニスタン、コソボ、モンテネグロ、セルビア、ルワンダ、モンゴル等に対しても支援を行っている。

実施体制

1. 外務省

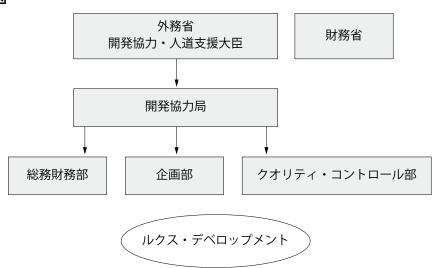
開発協力・人道支援大臣の下、外務省開発協力局が対 外援助全般を所掌している。

2. ルクス・デベロップメント

二国間援助のほとんどを実施するのが、ルクス・デベロップメントである。ルクス・デベロップメントは株式会社形態で、政府が98%、国立開発金融公庫(SNCI)が2%の株式を保有している。取締役には政府の代表やNGO関係者が含まれる。ルクス・デベロップメントはルクセンブルク政府によるODAリソースのほとんどを管理している。主要業務のほか、政府の要請に基づき、緊急支援活動や他のドナー国や欧州委員会の支援する計画の管理なども行う。2010年に外務省から割り当てられた予算は7,874万ユーロ。同年の支出は7,604万ユーロ(前年は7,234万ユーロ)。2011年のスタッフ数は115名(うち本部54名、フィールド61名)。在外地域事務所はプライア、ダカール、ワガドゥグー、プリシュティナ、ハノイ、マナグアの6か所にある。

● ホームページ

- ・外務省開発協力局:http://cooperation.mae.lu/fr
- ・ルクス・デベロップメント: http://www.lux-development.lu/index.lasso



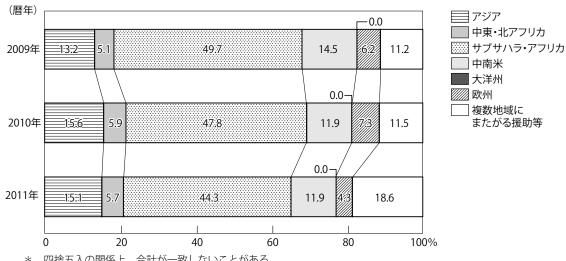
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	厅. twt式々	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国•地域名	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比	位	国•地域石	ODA計	構成比
1	セネガル	22.89	8.6	1	セネガル	18.84	7.2	1	マリ	24.65	8.8
2	マリ	22.75	8.6	2	ブルキナファソ	17.90	6.8	2	ブルキナファソ	16.92	6.0
3	ブルキナファソ	14.78	5.6	3	カーボヴェルデ	16.87	6.4	3	ラオス	16.53	5.9
4	カーボヴェルデ	14.24	5.4	4	マリ	14.24	5.4	4	カーボヴェルデ	15.21	5.4
5	エルサルバドル	13.48	5.1	5	ナミビア	12.46	4.8	5	セネガル	13.95	5.0
6	ベトナム	12.87	4.8	6	ラオス	12.35	4.7	6	ニカラグア	12.15	4.3
7	ニカラグア	11.85	4.5	7	ベトナム	12.14	4.6	7	[パレスチナ自治区]	9.83	3.5
8	ナミビア	9.99	3.8	8	ニカラグア	9.45	3.6	8	ベトナム	8.77	3.1
9	ニジェール	9.33	3.5	8	[パレスチナ自治区]	9.45	3.6	9	エルサルバドル	7.76	2.8
10	コソボ	7.97	3.0	10	コソボ	9.16	3.5	10	ナミビア	6.97	2.5
	10位の合計	140.15	52.7		10位の合計	132.86	50.7		10位の合計	132.74	47.5
-	二国間ODA合計	265.98	100.0	_	二国間ODA合計	262.02	100.0	_	二国間ODA合計	279.68	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

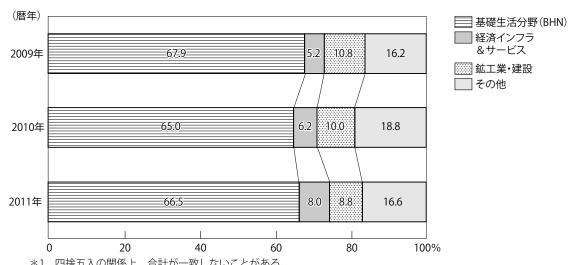




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表Ⅲ-16参照)

16 オランダ(Netherlands)

援助政策等

1. 外交政策としての位置付け

2012年11月に発足した第二次ルッテ内閣は、外交基本方針として、①オランダの経済的地位の向上、②世界の安定と安全の促進、③人権と法の支配の強化を掲げ、開発援助政策は、この基本方針の達成に資するものと位置付けられている。また、目標値である対GNI比は、厳しい予算削減によりこれまでの0.8%から順次縮少し、効果と効率性をさらに高める方針である。

2012年の政府開発援助の実績^(注1)は、対GNI比0.71%、約55億ドル(対GNI比ベースで世界第5位、援助額ベースで同第7位)であり、援助予算の約50%が「アフリカの角」地域およびアフリカ大湖地域の最貧国を中心としたアフリカ向けであった。

2. ミレニアム開発目標の位置付け

ミレニアム開発目標(MDGs)を自国援助政策のガイドラインと位置付け、MDGsの達成に向け、オランダの貢献の効果を向上させるという方針を示しており、二国間援助の重点項目ともリンクする。

3. 重点施策(注2)

現政権においては、オランダの産業界および学界が知見を有して独自の価値を供与できる①安全保障と法の支配(MDG3)、②水、③食の安全保障(MDG1)、および④性と生殖に関する健康と権利(MDG5)の4分野を二国間援助の重点分野としている。2012年の予算額(注3)はそれぞれ、①3億8,500万ユーロ、②1億8,100万ユーロ、③2億1,900万ユーロおよび④3億3,500万ユーロであり、これら4分野において2011年比で1億1,400万ユーロ多く使用することとなる。

前述のとおり、現政権においては、対GNI比を2012年までに国際基準である0.7%まで順次縮少する(2010年0.8%、2011年0.75%、2012年0.7%)こととしており、これにより約19億ユーロが節約できる。この節約分は、オ

ランダと開発途上国により共同で運営される援助プログ ラムや国際機関に対し援助・寄付等を行う団体への補助 金となる。対GNI比は2013年以降も段階的に削減され、 2017年には0.55%、援助額は約38億ユーロとなる見通し である(注4)。また、開発協力の方針として、開発途上国 における経済成長が最も重要であるととらえ、6つの項目 (①社会セクターから経済セクターへの移行および支援 から投資への移行、②自立、③官民パートナーシップ、 ④援助の断片化の減少、⑤知見と国益とのより良い調和、 ⑥NGOの政府支援への依存減少)により開発協力の効果 と効率性を高めることとしている。二国間援助の対象国 数については、援助の断片化を減らし、より効果的な支 援を実施するため、以前の33か国から15か国・地域^(注5) に縮小する方針としていたが、今後は対象国をさらに絞 り込み、紛争等の影響もあり独自に貧困から脱却できな いとされる7か国・地域(注6)とすることを決定した。

また、意思決定の場において影響力を発揮することを 考慮し、国連や世界銀行のような国際機関を通じた援助 にも重点を置いている。政府はこれら組織による付加価 値を、オランダ外交政策に対する有効性と妥当性に点数 を付けて精密に評価してきており、これによると、世界 銀行、国連開発計画(UNDP)および国連児童基金(UNICEF) がオランダの開発努力の中心となるようである。

さらに、政府は2つの新たな予算(①国際安全保障予算(年間2億5,000万ユーロ)および②オランダ成長基金(総額7億5,000万ユーロ))を導入する方針である。国際安全保障予算は、3Dアプローチ(diplomacy, development and defence(外交、開発および防衛))の枠組みの活動に用いられる。オランダ成長基金は、開発に関連した事業や投資計画を有する中小企業のための回転資金であり、①低中収入国にあり、相当な危険を伴う投資をする企業、②低中収入国の共同経営者との商業活動を希望するオランダ企業および③低中収入国への輸出を考えているオランダ企業が利用できるとされる。

注1:DACホームページ(暫定値)

注2:The development policy of the Netherlands (オランダ外務省ホームページ)

Letter to the House of Representatives presenting the spearheads of development cooperation policy (16 February, 2012)

注3: Foreign Affairs Budget 2011-2012 (オランダ外務省ホームページ)

注4: A new agenda for Aid, Trade, and Investment (オランダ外務省ホームページ)

注5:ベナン、エチオピア、マリ、モザンビーク、ウガンダ、ルワンダ、アフガニスタン、ブルンジ、イエメン、パレスチナ自治区、スーダン、バングラデシュ、 ガーナ、インドネシア、ケニア

実施体制

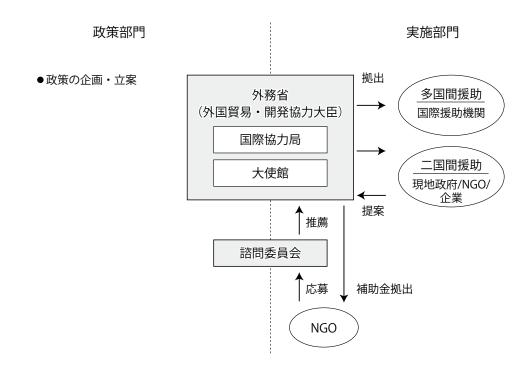
外務省国際協力局(DGIS)が援助政策の立案・実施に関し主要な責任を有し、同省には外務大臣に加えて、援助政策を担当する外国貿易・開発協力大臣が設置されている。

政府開発援助予算のすべてが外務省の所掌にあり、援助政策の基本的枠組みは外務省が決定する。また、EUレベルでの政策決定に臨んでの準備作業の段階で行われる省庁間協議の場においても援助政策における利害関心事項について協議・調整される。

外務省で開発援助に何らかの形で携わる職員の数は約1,560名(2007年、オランダ外務省による推定。在外公館に勤務するローカルスタッフまで含めた数)である。本省では国際協力局が援助政策の大枠を策定する中心的

役割を担っており、在外公館は各国ごとの援助計画の作成および案件発掘の役割を担っている。援助受入国に所在するNGOは在外公館に対して案件を持ち込むことができ、それをもとにして在外公館は本省へ事業提案を行う。

援助の実施は、独自の開発援助実施機関が存在せず、3つの主要な形態(①二国間援助(多くがセクター別支援、すべて贈与)、②多国間援助(世界銀行・国連等の国際機関)、③民間セクター(企業・NGO)への補助金交付)により行われており、民間セクターは重要な役割を担っている。また、NGOの独立を尊重するという立場から、外務省とNGOの間には、ヒエラルキーは存在せず、監督・指導という関係にはないが、外務省との情報交換、事業報告書の提出、モニタリング等が行われている。



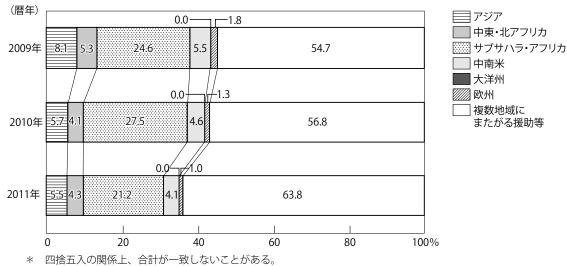
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	Ŧ	順	国•地域名	2010	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	147.93	3.1	1	コンゴ民主共和国	422.16	8.7	1	アフガニスタン	108.48	2.5
2	スリナム	115.51	2.4	2	アフガニスタン	115.00	2.4	2	バングラデシュ	77.75	1.8
3	モザンビーク	99.31	2.1	3	スーダン	86.71	1.8	3	モザンビーク	73.00	1.7
4	ガーナ	98.33	2.0	4	モザンビーク	81.84	1.7	4	エチオピア	67.90	1.6
5	スーダン	97.33	2.0	5	バングラデシュ	78.57	1.6	5	タンザニア	66.82	1.5
6	エチオピア	85.90	1.8	6	スリナム	76.30	1.6	6	ガーナ	63.14	1.5
7	インドネシア	81.09	1.7	7	ガーナ	72.87	1.5	7	マリ	59.44	1.4
8	マリ	77.33	1.6	8	タンザニア	59.21	1.2	8	ブルキナファソ	53.88	1.2
9	バングラデシュ	70.35	1.5	9	マリ	56.69	1.2	9	[パレスチナ自治区]	53.79	1.2
10	ブルキナファソ	65.98	1.4	10	ブルキナファソ	54.36	1.1	10	ボリビア	53.65	1.2
	10位の合計	939.06	19.6		10位の合計	1,103.71	22.8		10位の合計	677.85	15.6
_	二国間ODA合計	4,797.96	100.0	-	二国間ODA合計	4,841.43	100.0	-	二国間ODA合計	4,336.26	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

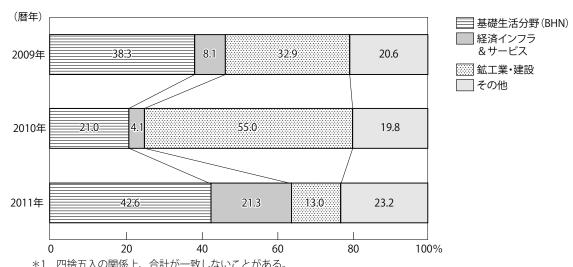
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

17 ニュージーランド (New Zealand)

援助政策等

1. 基本方針 · 優先分野

ニュージーランド政府の開発援助は、ニュージーラン ドの持つ優位性を最大限活用する方法で、途上国の開発 ニーズに応えるとの基本方針の下、漁業、農業、観光、 再生可能エネルギー、教育および警察を含む法と司法を 重点分野としている。また、開発援助政策は、政府の外 交方針に基づき、貿易、移民、投資、安全、環境政策お よび国際的な開発コミットメントや開発目標と整合性が 必要とされている。さらに、政府の開発援助活動は、透 明性、アカウンタビリティ、民主的統治、ジェンダー平 等および法の支配の原則を反映し、かつそれらを促進す るものとされている。

途上国の持続的開発を支援するために以下の優先分野 が掲げられている。

- (1) 経済開発への投資
- (2) 人材育成の促進
- (3) 自然災害への対応
- (4) 安全なコミュニティの構築
- (5) 援助効果の向上
- (6) 国際的な目標の達成(ミレニアム開発目標等)

地域的には、歴史的、文化的および人的交流面で密接 な関係を有する大洋州 (太平洋島嶼国・地域)を優先地 域とし(援助総額の5割以上は大洋州地域を対象)、その 他、アジア、南米およびアフリカに対しては、特定の分 野や国に的を絞った援助を行っている。

2. 援助の形態

ニュージーランド政府の援助は、以下のいずれかの援 助プログラムから構成される。

- (1) 特定課題に基づく多国間プログラム
 - ・経済開発プログラム ・人材育成 ・ガバナンスプ ログラム
- (2) 国別プログラム
 - ・アフガニスタン
 - ・クック
 - ・フィジー
 - ・インドネシア
 - ・キリバス
 - ・ニウエ
 - ・パプアニューギニア

- ・サモア
- ・ソロモン
- トケラウ諸島
- ・トンガ
- ・ツバル
- 東ティモール
- バヌアツ
- (3) 地域プログラム
 - ・アフリカ地域プログラム
 - ・ASEAN地域プログラム
 - ・メコン地域プログラム
 - ・南米・カリブ地域プログラム
- (4) 地域・国際機関プログラム
 - •大洋州地域機関
 - 多国間機関
- (5) その他
 - ・他の政府機関やNGO、研究機関との連携によるパー トナーシップおよび基金
 - 人道援助
 - ・太平洋地域奨学金、ナウル、仏領太平洋島嶼地域、 コモンウェルス奨学金等に係る支出

実施体制

ニュージーランドでは政府の開発援助所掌機関と援助 の実施機関が同一であり、援助政策の企画・立案から実 施、評価にいたる業務は、外務貿易省内の国際開発グルー プ(IDG:International Development Group)が担って いる。IDGおよび在外公館の援助担当官は、外交官のほか、 企業経営者、講師、経済学者、漁業や農業の専門家等様々 なバックグラウンドを持つ援助スペシャリストである。

外務貿易省(IDG)は、開発援助の実施に当たり、他 の政府機関、地域・国際機関、市民団体、NGO、民間団 体等と協働する。

IDGの人員は125名、その他21の在外公館(大洋州10、 東南アジア4、南アジア1、アフリカ1、欧米・国際機関5) が開発援助業務を担っている(2011年6月現在)。

2011~12年度のニュージーランド政府のODA実績は約 5.65億NZドル、2012~2013年度の推定ODA実績は約5.58 億NZドル、2013~2014年度のODA予算は約5.67億NZド ル(出典:財務省2013~2014年度予算資料)。ODAの国 民所得(GNI)に占める割合は約0.28%。

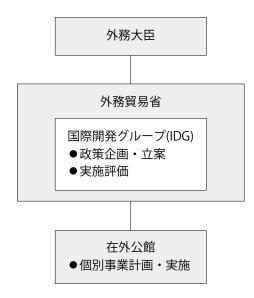
● ホームページ

• New Zealand Aid Programme: http://www.aid.govt.nz/

●資 料

※いずれも上記ホームページからダウンロード可能

- 「International Development Policy Statement」
- 「Development that delivers」
- New Zealand Aid Programme Sector Priorities 2012-2015」

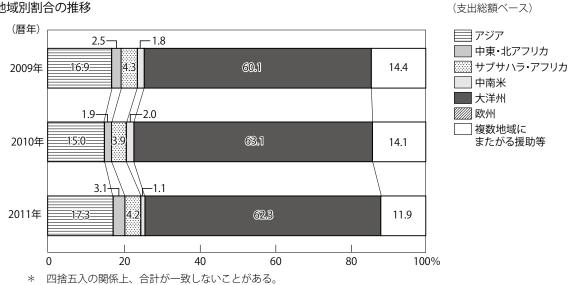


(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009	年	順	国•地域名	20104	ŧ	順	国•地域名	2011	丰
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ソロモン	26.83	11.9	1	ソロモン	25.48	9.4	1	パプアニューギニア	25.73	7.8
2	バヌアツ	15.50	6.9	2	パプアニューギニア	23.85	8.8	2	ソロモン	21.16	6.4
3	パプアニューギニア	14.69	6.5	3	サモア	17.76	6.5	3	[トケラウ]	17.77	5.4
4	サモア	10.34	4.6	4	[トケラウ]	13.12	4.8	4	[ニウエ]	16.40	5.0
5	[トケラウ]	8.84	3.9	5	バヌアツ	12.86	4.7	5	インドネシア	15.28	4.6
6	トンガ	7.18	3.2	6	[ニウエ]	12.56	4.6	6	クック	15.15	4.6
7	[ニウエ]	5.55	2.5	7	トンガ	11.42	4.2	7	トンガ	14.70	4.5
8	キリバス	5.33	2.4	8	[クック諸島]	9.81	3.6	8	バヌアツ	13.57	4.1
9	インドネシア	5.14	2.3	9	東ティモール	6.58	2.4	9	キリバス	12.90	3.9
10	東ティモール	5.10	2.3	10	インドネシア	6.54	2.4	10	サモア	11.71	3.6
	10位の合計	104.50	46.2		10位の合計	139.98	51.6		10位の合計	164.37	49.9
_	二国間ODA合計	225.96	100.0	_	二国間ODA合計	271.21	100.0	-	二国間ODA合計	329.57	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野 (BHN) █ 経済インフラ &サービス 56.1 8.5 31.2 2009年 鉱工業・建設 一その他 2010年 62.0 6.6 8.4 23.1 2011年 54.8 11.6 10.8 22.9 20 40 60 80 100% 0

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

18 ノルウェー(Norway)

援助政策等

ノルウェーは開発援助を重要外交政策の一つと位置付け、貧困撲滅および開発促進のためには、資金援助に加え、平和、生命および財産の安全が保障されることが必要不可欠との認識の下で政策を実施している。援助資金はすべてアンタイド、かつそのほとんどが無償である。

2002年以降、政府はミレニアム開発目標(MDGs)達成のため政府開発援助(ODA)額の対GNI比率1%達成を目標にODA予算を増額し、2009年および2010年には実績値で1%を達成したが、2011年および2012年はそれぞれ0.96%および0.93%に微減した。なお、2013年のODA予算額は同年のGNI見込額の1%に相当する302億ノルウェー・クローネ(NOK)。

援助の内訳(2012年)については、二国間援助が総額の16%、多国間援助が同24%、熱帯雨林保護やクリーンエネルギー促進等々のグローバル・スキームが同56%であった。国連諸機関を通じた援助を重視しており、赤十字やノルウェー国内NGOとも緊密に連携している。

援助額(2012年)は、地域別では複数地域にまたがる援助(援助総額の56%)、アフリカ(20%)、アジア(10%) およびアメリカ(8%)となっている。国別ではブラジル、アフガニスタン、パレスチナ地域、タンザニアおよびモザンビークが上位。また、2013年の重点国として、アフリカ9か国(エチオピア、リベリア、マラウイ、モザンビーク、スーダン、南スーダン、タンザニア、ウガンダおよびザンビア)、アジア5か国(アフガニスタン、ネパール、パキスタン、スリランカおよび東ティモール)およびパレスチナ地域が挙げられている。

優先分野は①環境および持続可能な開発、②平和構築、 人権および人道支援、③石油開発関連およびクリーン・ エネルギー、④女性および男女共同参画、⑤グッド・ガ バナンスおよび腐敗対策、⑥保健関連ミレニアム開発目 標である。

特に気候変動を含む環境問題ならびにMDGs4および5 (幼児死亡率削減および妊産婦の健康の改善) については、首相のイニシアティブにより各種国際的取組に積極的に参画している。また、石油生産国としての自国の経験を踏まえ、独自の援助方針として「開発のための石油 (Oil for Development) イニシアティブ」を策定し、天然資源を産出する開発途上国が、天然資源からの収入が国

民に裨益するよう(自国の貧困対策資金への充当等)、資源収入の適切な管理・運用システム構築のための支援を実施。この中で採取産業透明性イニシアティブ(EITI)にも注力し、支援国であると同時に先進国唯一の実施国として積極的に活動している。

実施体制

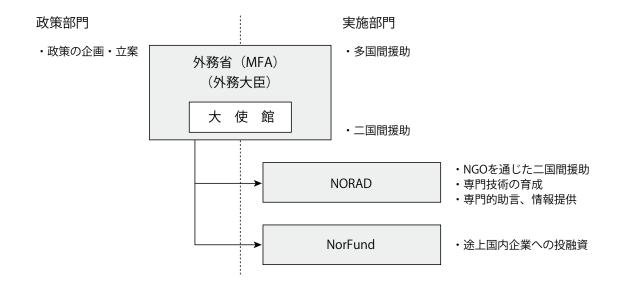
ノルウェーにおいては2013年10月の新政権発足にともない、開発援助大臣が廃止され、援助政策は外務大臣の所管となった。引き続き外務省の外局であるノルウェー開発協力庁 (Norad) が中心となり援助を実施する。また、関連機関としてノルウェー開発途上国投資基金 (NorFund) がある。

国際機関を通じた援助および二国間援助は原則外務省(主に在外公館)で実施される。外務省における援助関係者は在外公館における援助関係要員も含め約560名。外務省は援助政策の立案、国別援助戦略の策定、援助の実施を担当する。対外援助は重要外交政策であることから、国会が政策・予算の策定に大きく関与している。主要援助受取国の選定を含む援助政策は外務大臣と国会の協議を経て決定されるほか、対外援助予算も国別、地域別割当を国会が決議し、内容の変更には国会の承認が必要である。

NORADは援助政策の重要なパートナーであるNGOを通じた資金支援という形で二国間援助の一部を実施するほか、援助に関する専門技術の育成につき中心的役割を担うとともに、援助の効率的実施に向けた専門的助言および情報提供を実施している。またNorFundは、途上国の経済成長と貧困削減を目的として、途上国における高収益かつ持続性のある事業に投融資および融資保証を実施している。2012年末現在、NorFundの投融資件数は107件、金額は約83億NOKである。

●ホームページ

- ノルウェー外務省(開発援助関連ページ)
 http://www.regjeringen.no/en/dep/ud/selected-topics/development cooperation.html?id=11599
- · NORAD http://www.norad.no
- NorFund http://www.norfund.no



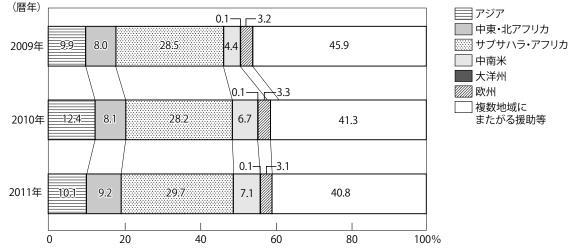
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	タンザニア	116.42	3.7	1	タンザニア	123.95	3.7	1	アフガニスタン	138.68	3.9
2	アフガニスタン	115.93	3.7	2	アフガニスタン	120.18	3.6	2	タンザニア	114.26	3.2
3	[パレスチナ自治区]	100.14	3.2	3	スーダン	116.70	3.5	3	[パレスチナ自治区]	112.12	3.1
4	スーダン	92.09	2.9	4	[パレスチナ自治区]	109.51	3.3	4	ソマリア	84.20	2.4
5	モザンビーク	80.41	2.5	5	パキスタン	83.12	2.5	5	モザンビーク	84.14	2.4
6	ウガンダ	67.32	2.1	6	モザンビーク	73.69	2.2	6	ウガンダ	80.97	2.3
7	マラウイ	63.63	2.0	7	ウガンダ	71.45	2.1	7	ザンビア	79.13	2.2
8	ザンビア	62.69	2.0	8	ハイチ	66.78	2.0	8	ブラジル	72.55	2.0
9	パキスタン	46.57	1.5	9	マラウイ	64.71	1.9	9	マラウイ	66.85	1.9
10	ネパール	45.31	1.4	10	ザンビア	54.05	1.6	10	南スーダン	60.27	1.7
	10位の合計	790.51	25.0		10位の合計	884.14	26.4		10位の合計	893.17	25.1
_	二国間ODA合計	3,163.65	100.0	_	二国間ODA合計	3,352.93	100.0	-	二国間ODA合計	3,561.60	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

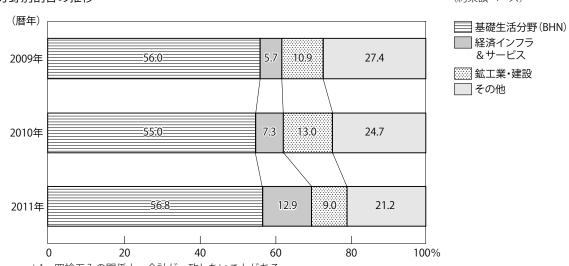




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

ポーランド(Poland) 19

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策の関係

ポーランド政府は、2012年~2015年を期間とする「多 年度開発計画(Multiannual Development Cooperation Programme) (以下、多年度計画)」を策定している。多 年度計画によれば、ポーランドにとって開発援助とは、 近隣国および一部のより遠い地域に関与していくための 重要政策の一要素である。また、開発援助の第一目的は 「開発途上国の持続的発展を可能にする環境整備をする とともに、国際関係および国際協力の観点からポーラン ドをより責任ある、信頼できる、そしてビジブルな国と しての地位を強化させることにある」としている。

2. 開発援助の基本法、基本方針(短期および中長期)

ポーランド政府は、2011年に「2011年9月16日の開発 協力法 (Development Coorporation Act of 16 September 2011)」を定め、同法に基づき多年度計画を策定して援 助を開始した。現在は、2012年~2015年の多年度計画に 基づいて援助が実施されている。

多年度計画はポーランドの開発政策の目標を示すとと もに、対象とする地域・分野を特定している。また、 OECDガイドラインに沿った形での資源有効活用を可能 にしており、外務省の単年度計画の基礎ともなっている。 計画期間は4年間で、対象国・地域における情勢の変化 やEU内での変更・見直しの結果を踏まえて4年に1度の頻 度で状況確認 (Review) が行われる。変更を行う場合、 当該変更は閣議での承認が必要となる。

3. 援助政策における多国間・二国間援助のバランス と予算配分

ポーランドの開発援助は、多国間の枠組み(多国間援助) および二国間の枠組み(二国間援助)に大別され、以下 のように整理される。

/ \ 	
(1)多国間	EU(の予算への貢献)を通じた支援、欧州開
援助	発基金 (European Development Fund) を通
1/2/7]	
	じた支援、国連をはじめとする国際機関等を
	通じた支援
(2) 二国間	外務省が少額無償援助を中心に行っている
援助	支援、外務省以外の政府機関が行っている支
	援および外務省が外部のパートナーを通じ
	て行っている支援

援助政策の中心的存在は外務省であるが、予算面にみ られるとおり、ポーランドの援助の大部分は多国間の枠 組みを通じて行われている。たとえば、2011年の全執行 額の79% (約9億7,800万ズロチ、うち欧州開発基金は約 9億3,400万ズロチ)を多国間援助が占め、二国間援助額 の比率である21% (約2億6,100万ズロチ) を大きく上回っ ている。

4. ODA供与先上位国

多年度計画に基づき援助の優先対象国を規定^(注1)して いる。実際に供与した上位国・地域は以下のとおりであ る(1ズロチ=30円で計算)。

- ・ベラルーシ(4,060万ズロチ(約12億円))
- ・アフガニスタン(2,980万ズロチ(約8.9億円))
- ・ウクライナ(1,170万ズロチ(約3.5億円))
- ・グルジア(約680万ズロチ(約2億円))
- サブサハラ諸国(約450万ズロチ(約1.3億円))
- ・北アフリカおよび中東諸国(約320万ズロチ(約1億円))

5. 分野別の援助について

多年度計画に基づき、2012年~2015年までの間、 (1) 民主主義および人権 (democracy and human rights)、 (2) 政治・経済体制の移行支援 (political and economic transformation)が優先分野として指定されている。こ れら分野に関する支援については、上記「4. ODA供与 先上位国」に記されている援助の優先国・地域以外でも 実施することは可能であるが、優先地域以外で実施する 場合には、相当の理由があることかつ外務大臣の承認を 得る必要がある。

注1:援助の優先対象国

東方パートナーシップ諸国(アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、モルドバ、ウクライナ)および、アフガニスタン、リビア、チュニ ジア、ブルンジ、エチオピア、ケニア、ルワンダ、ソマリア、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、パレスチナ自治政府、キルギス、タジキスタン。 なお、東方パートナーシップとは、EUがポーランドおよびスウェーデンの提唱を受け欧州近隣国政策(ENP)の一環として、前述の6か国に対する協力 関係を強化するための枠組として策定したもの。(1)民主主義・良い統治・安定、(2)経済統合・EUとの政策の収斂、(3)エネルギー安全保障、(4)人の 交流、以上4つのプラットフォームに沿って実施される。

実施体制

1. 中央政府

外務省と財務省が援助の中心的な実施機関であるが、 経済省、国家教育省、文化省、国防省、科学・高等教育省、 農村・地域開発省、環境省、厚生労働省等、他省庁の協 力を得ながら援助を実施している。

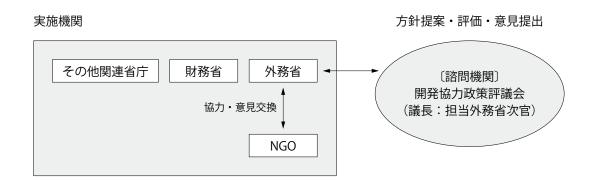
また2011年に制定された「2011年9月16日の開発協力法」 (Development Cooperation Act of 16 Septmeber 2011) に基づき、諮問機関である開発協力政策評議会 (Development Cooperation Policy Council)が設置された。 同評議会は、開発協力の優先地域・分野についての提案、 単年度・多年度の計画の評価、政府の年次報告の評価等 を行う。なお、外務省の東方政策および開発協力担当次 官(現在、Katarzyna Pelczynska-Nalecz次官)が開発協力のナショナル・コーディネーターであり、また開発協力政策評議会の議長(President)も務める。

2. NGOとの関係

外務省は海外における現場での援助実施を展開しているNGOと協力しており、年次会合であるDevelopment Cooperation Forumをはじめとする意見交換の場を設置している。

● ホームページ

・ポーランド政府:http://www.polishaid.gov.pl/



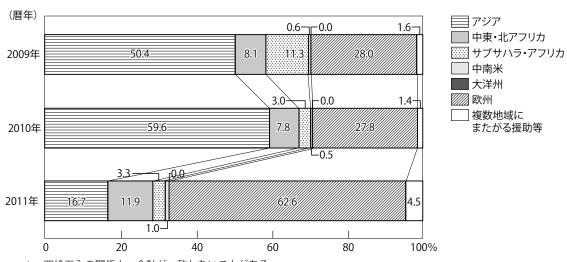
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	20094	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	中国	31.16	33.9	1	中国	45.23	47.1	1	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.91	28.8
2	ベラルーシ	15.50	16.9	2	ベラルーシ	15.09	15.7	2	ベラルーシ	21.21	23.5
3	グルジア	11.19	12.2	3	ウクライナ	11.00	11.5	3	ウクライナ	12.04	13.4
4	ウクライナ	9.12	9.9	4	アフガニスタン	6.78	7.1	4	アフガニスタン	9.43	10.5
5	アンゴラ	7.33	8.0	5	グルジア	6.19	6.4	5	グルジア	6.58	7.3
6	アフガニスタン	6.34	6.9	6	ベトナム	4.38	4.6	6	ベトナム	4.50	5.0
7	カザフスタン	2.26	2.5	7	カザフスタン	2.17	2.3	7	カザフスタン	2.07	2.3
8	ベトナム	1.08	1.2	8	アンゴラ	1.37	1.4	8	モルドバ	1.71	1.9
9	モルドバ	1.06	1.2	9	モルドバ	1.14	1.2	9	アルメニア	1.12	1.2
10	[パレスチナ自治区]	0.77	0.8	10	アルメニア	0.56	0.6	10	ハイチ	0.56	0.6
	10位の合計	85.81	93.5		10位の合計	93.91	97.8		10位の合計	85.13	94.5
_	二国間ODA合計	91.82	100.0		二国間ODA合計	96.04	100.0	_	二国間ODA合計	90.12	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

20 ポルトガル(Portugal)

援助政策等

1. 基本政策

ポルトガルの政府開発援助(ODA)は、2005年に採択された政策文書「ポルトガル開発援助に向けた戦略ビジョン」(Strategic Vision for Portuguese Development Cooperation)に基づいて行われ、ポルトガルODAの指針となっている。指針の柱として挙げられる5つの項目は、①ミレニアム開発目標(MDGs)へのコミットメント、②不安定な国家および紛争後の人間の安全保障の強化、③教育および能力開発のツールとしてのポルトガル語普及、④持続可能な発展の支援、⑤量的・質的援助の改善に向けた主要な国際的取組への参加である。

2010年には、開発目標を掲げた政府政策の一貫性を確保する目的で、調整と監視のメカニズムを確立する「開発に向けた政策一貫性」(Policy Coherence for Development)の推進が決定された。

2. 援助規模

2011年のODA実績は5億990万ユーロ(前年4億8,996万ユーロ)で、多国間援助が33%(1億6,600万ユーロ)、二国間援助が67%、(3億4,300万ユーロ)を占める。実績規模はDAC加盟23か国中20位、シェアは0.5%。

なお、二国間援助実績のうち、10%強は中央および地方のNGOを通じた公的支援である。

3. 支援地域

二国間援助対象地域は、歴史的つながりの深いポルトガル語圏アフリカ諸国5か国(PALOP:カーボヴェルデ、モザンビーク、サントメ・プリンシペ、ギニアビサウ、アンゴラ)および東ティモールで、総援助額の約90%を占めている。具体的な内訳は、PALOPが71.5%、アジア諸国(東ティモール等)18%、その他は欧州(セルビア、モンテネグロ、ボスニア・ヘルツェゴビナ等)、中南米等となっている。

多国間援助については、2009年に採択された多国間援助戦略に基づき、国連、欧州連合(EU)、地域開発銀行を通じて行い、二国間援助対象地域外にも力を注ぐ。

4. 重点援助分野

重点援助分野は、ミレニアム開発目標(MDGs)に基づき、持続可能な発展および貧困克服支援の一環としての教育、行政(財政、司法)および治安部門(警察、軍隊)の改革を含むガバナンス支援を中心に、インフラ整備、公衆衛生、妊産婦の健康等となっている。

実施体制

1. カモンイス協力言語院

カモンイス協力言語院は、同国外務省の監督下に置かれており、行政自治権を持つ機関である。主な役割は、自身の開発援助予算の管理に加え、開発援助活動の指導・調整・データ収集を行うことであり、ポルトガル外交政策の戦略的方針に沿いつつ、国際的約束の履行を目指す。職員数は89名(2012年)また、活動計画書および年次報告書等の提出が義務付けられている(下記ホームページに掲載)。

なお、カモンイス協力言語院の調整機能は、主に以下 の3つの措置を通じて発揮される。

(1) 開発協力予算プログラム (PO21:2011年~)

2011年に策定された本プログラムは、PO05 (2004~2009年まで実施) および開発協力アジェンダ (2010年実施) を受け継ぐ内容で、省庁横断的な複数年にわたる予算編成を目的としている。援助方針、援助方法の調整、説明責任の向上を視野に入れながら、開発協力に関する予算執行および配分を行う。各省庁の活動はカモンイス協力言語院と連携して実施され、本プログラムから当該予算が充当される。

(2) 協力データベース

官民の様々なアクターの活動等に関するもので、協力活動のモニタリングおよび査定をする指標となる。

(3) 協力指針プログラム

ポルトガルと被援助国との協議プロセスと、両政府間で共同署名の結果生まれる複数年プログラムである。3~4年の枠組みで行われ、被援助国の貧困削減戦略、もしくは同種の開発政策文書により、優先事項および目的が整理される。

注:2012年末、同国の政府開発援助(ODA)を担っていたポルトガル開発援助庁(IPAD)はカモンイス院に統合され、新たにカモンイス協力言語院が設置された(IPADの権限は同機関へ移譲)。

2. 省庁間委員会(CIC)

各省庁の国際関係局責任者で構成される。カモンイス 協力言語院総裁が委員長を務め、調整および諮問的役割 を担う。委員会メンバーは各省庁に開発政策の指針伝達、 および省庁レベルでの協力調整を行う。

3. 開発援助フォーラム

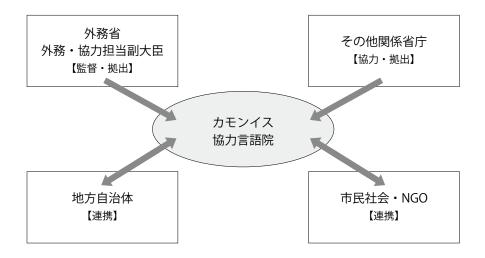
カモンイス協力言語院が事務局機能を担い、外務・協 力担当副大臣が長を務める。主な参加者は市町村、開発 関連NGO、大学等である。開発問題に関する諮問機関で あると同時に、議論の場を提供する役割も持つ。

4. 市民社会·NGO

カモンイス協力言語院による援助・協力の下、開発援 助、人道支援、教育開発の分野を中心に、ポルトガル ODAで重要な役割を果たしている。

● ホームページ

・カモンイス協力言語院のHPアドレス: http://www.instituto-camoes.pt/



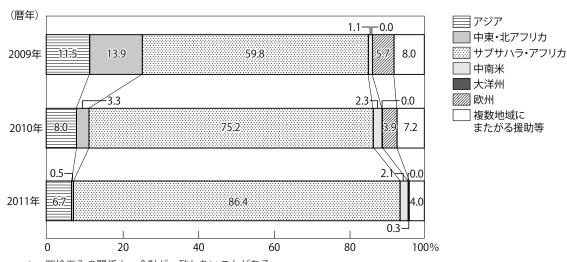
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	モザンビーク	68.00	24.6	1	カーボヴェルデ	142.13	35.9	1	モザンビーク	219.19	45.9
2	カーボヴェルデ	53.47	19.3	2	モザンビーク	112.62	28.4	2	カーボヴェルデ	146.73	30.8
3	東ティモール	34.64	12.5	3	東ティモール	33.66	8.5	3	サントメ・プリンシペ	29.13	6.1
4	モロッコ	20.66	7.5	4	サントメ・プリンシペ	25.71	6.5	4	東ティモール	27.65	5.8
5	サントメ・プリンシペ	14.81	5.4	5	ギニアビサウ	15.72	4.0	5	ギニアビサウ	13.67	2.9
6	ギニアビサウ	14.43	5.2	6	アフガニスタン	14.01	3.5	6	ブラジル	8.25	1.7
7	アフガニスタン	11.64	4.2	7	セルビア	12.54	3.2	7	中国	5.59	1.2
8	コソボ	10.73	3.9	8	ブラジル	8.10	2.0	8	アフガニスタン	2.10	0.4
9	レバノン	9.66	3.5	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	3.62	0.9	9	ルワンダ	0.66	0.1
10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	5.97	2.2	10	チャド	0.97	0.2	10	ハイチ	0.47	0.1
	10位の合計	244.01	88.2		10位の合計	369.08	93.2		10位の合計	453.44	95.0
-	二国間ODA合計	276.58	100.0	_	二国間ODA合計	396.07	100.0	_	二国間ODA合計	477.13	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移

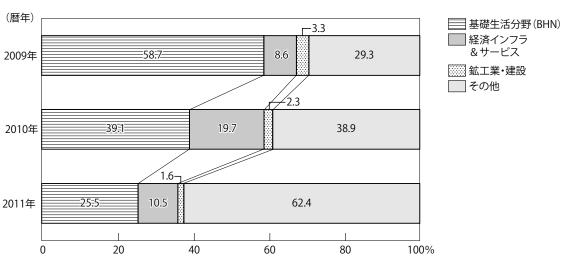




* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

韓国(Republic of Korea) 21

援助政策等

1. 基本法•基本枠組

- (1) 2010年にDACに加盟した韓国は、2010年1月、韓国 の開発援助の目的、定義、基本精神、原則、国際開発 協力委員会を中心とする実施体制等について定めた 「国際開発協力基本法(以下、基本法)」を制定し、法 的基盤を整えた(同年7月に施行)。
- (2) 2010年10月、国際開発協力委員会において、韓国の 開発援助の政策的基盤となる「国際開発協力先進化方 案(以下、先進化方案)」が決定された。先進化方案 を具体化するための中期戦略「分野別国際開発協力基 本計画(2011~2015)(以下、基本計画)」、年次計画「国 際開発協力総合施行計画(以下、施行計画)」も、そ れぞれ国際開発協力委員会において決定されている。
- (3) 2013年2月に発足した朴槿恵 (パク・クネ) 政権も、 引き続きODAを重視している。同年5月に発表された 「朴槿恵政府140の国政課題」は、課題の一つとして、 「ODAの持続的拡大および模範的・総合的開発協力の 推進(注1)」を掲げている。

2. 重点地域·重点分野

- (1) 先進化方案は、二国間援助予算の地域配分をアジア (55%)、アフリカ(20%)、中南米(10%)、中東・CIS (10%)、オセアニア等(5%)とする旨を定めている。 また、26か国の重点協力国(注2)に対しては、二国間援 助予算の70%を配分するとしている。
- (2) 基本計画は、有償資金協力について、グリーン成長、 経済インフラ(交通、エネルギー、農業)、社会インフ ラ(教育、保健、ガバナンス)を重点分野としている。 無償資金協力については、5大重点分野として教育、 保健、公共行政、農林水産、産業エネルギーを挙げて いる。

3. 予 算

(1) 2012年のODA予算総額は、約15.5億ドルであった(前 年比約17.1%増、2011年は約13.3億ドル)。うち二国間

- 援助は約11.6億ドル(無償資金協力(注3):約7.0億ドル、 有償資金協力:約4.6億ドル)、国際機関を通じた援助 が約3.9億ドルであった(いずれもOECD DAC統計暫 定値)。
- (2) 2012年のODA実績の対GNI比は、0.14% (2011年は 0.12%) であった (OECD DAC統計暫定値)。 なお、 先進化方案は、2015年までに対GNI比を0.25%にする ことを目標にしている。

実施体制

1. 総括および調整機関

- (1) 国際開発協力委員会:国際開発協力に関する政策を 総合的・体系的に推進するため、基本計画や施行計画 を含む主要事項に関する審議・調整を行う。国務総理 を委員長とし、外交部長官、企画財政部長官、国務調 整室長、大統領令で定める中央行政機関および関係 機関・団体の長、有識者など最大25名で構成される (以上、基本法第7条)。不定期に開催される(2012年 は3回開催)。
- (2) 国務調整室開発協力政策官室:国際開発協力委員会 の事務局としての役割を果たすとともに、国際開発協 力委員会の決定等に従い、ODA統合戦略の樹立および 履行状況の点検、国際開発協力関連関係機関協議体の 運営、国際開発協力の事業評価等を行う。

2. 所掌政府機関

- (1) 外交部:無償資金協力を所掌。無償資金協力分野の 基本計画および施行計画の作成、履行状況の点検、実 施機関(韓国国際協力団)との調整等を行う。
- (2) 企画財政部:有償資金協力を所掌。有償資金協力分 野の基本計画および施行計画の作成や履行状況の点検 を行うとともに、実施機関(対外経済協力基金)と協 力しながら事業の発掘および評価等を行う。

3. 実施機関

(1) 韓国国際協力団(KOICA):外交部傘下であり、無償

注1:具体的な推進計画は、・ODAの対GNI比を国際社会の水準に合わせ持続的に拡大、・「第2次国際開発協力基本計画(2016~2020)の策定、・ODAの統合 推進および協業体系の強化、・重点協力国の調整および国家協力戦略の策定・改善、・発展経験の活用等を通じた被支援国における開発効果の向上、 開発協力に関するグローバルな人材の養成を通じた海外進出支援、・官民の意思疎通の活性化である。

注2:アジア11か国(ベトナム、インドネシア、カンボジア、フィリピン、バングラデシュ、モンゴル、ラオス、スリランカ、ネパール、パキスタン、東ティモー ル)、アフリカ8か国(ガーナ、コンゴ民主共和国、ナイジェリア、エチオピア、モザンビーク、カメルーン、ルワンダ、ウガンダ)、中東・CIS2か国(ウ ズベキスタン、アゼルバイジャン)、中南米4か国(コロンビア、ペルー、ボリビア、パラグアイ)、オセアニア1か国(ソロモン諸島)

注3:韓国では、無償資金協力に技術協力も含まれる。

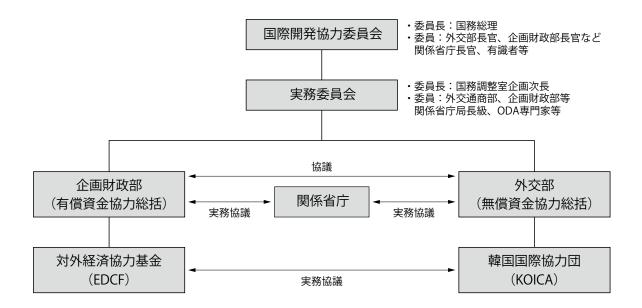
資金協力の実施機関^(注4)。職員数は273名(2013年4月 現在。定員は284名)。海外28か国に在外事務所を有す る。2013年予算は、5,413億ウォン(うち5,274億ウォ ンは政府からの支援)。

(2) 対外経済協力基金 (EDCF): 韓国輸出入銀行内に設置された政策基金であり、有償資金協力を実施している。海外23か国に韓国輸出入銀行の在外事務所が設立されている。2012年は1兆2,041億ウォンの新規事業を

承認した。執行額は、5,779億ウォンであった。

●参考

- 韓国のODA政策総合サイト:http://www.odakorea.go.kr/index.jsp
- ・韓国国際協力団(KOICA): http://www.koica.go.kr/
- 対外経済協力基金(EDCF): http://www.edcfkorea.go.kr/edcfeng/index.jsp



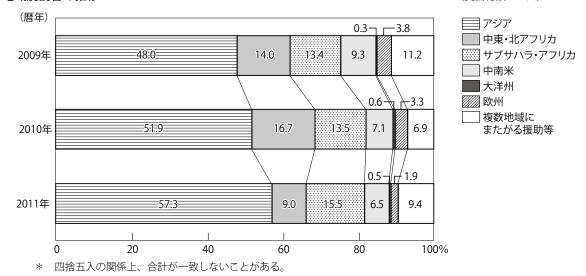
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	ベトナム	57.53	9.9	1	ベトナム	96.04	10.7	1	ベトナム	139.49	14.1
2	モンゴル	32.26	5.6	2	アフガニスタン	93.68	10.4	2	バングラデシュ	80.02	8.1
3	アンゴラ	28.34	4.9	3	バングラデシュ	54.67	6.1	3	カンボジア	62.23	6.3
4	インドネシア	27.76	4.8	4	スリランカ	43.47	4.8	4	スリランカ	43.36	4.4
5	ラオス	25.14	4.3	5	モンゴル	39.15	4.3	5	フィリピン	35.69	3.6
6	トルコ	24.99	4.3	6	カンボジア	37.33	4.1	6	ラオス	33.48	3.4
7	アフガニスタン	24.09	4.1	7	ウズベキスタン	32.21	3.6	7	モンゴル	30.50	3.1
8	フィリピン	22.07	3.8	8	フィリピン	29.54	3.3	8	ヨルダン	29.32	3.0
9	ネパール	18.07	3.1	9	ラオス	27.75	3.1	9	アフガニスタン	27.99	2.8
10	カンボジア	17.05	2.9	10	ボスニア・ヘルツェゴビナ	25.13	2.8	10	インドネシア	24.29	2.5
	10位の合計	277.30	47.7		10位の合計	478.97	53.2		10位の合計	506.37	51.2
_	二国間ODA合計	581.10	100.0	_	二国間ODA合計	900.61	100.0	_	二国間ODA合計	989.52	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

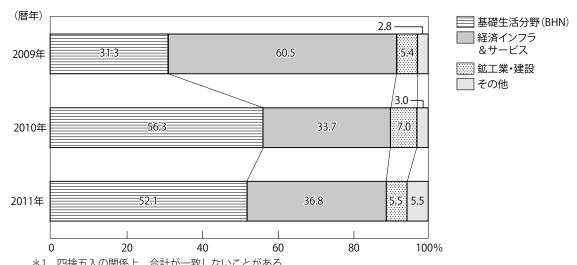
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

22 スロバキア(Slovakia)

援助政策等

1. 政府開発援助の目標・方針

政府は政府開発援助(ODA)を外交政策の有効な手段ととらえ、また、EUや国連およびOECD加盟国としての義務であるとの立場をとっている。スロバキアODAの目標として、(1) 貧困・飢餓削減、(2) 持続可能かつ環境に配慮した経済的・社会的発展、(3) 民主主義、法治国家、人権尊重等を通じた和平・安全の確保、(4) 万人の教育機会へのアクセス、(5) 医療水準の向上等が掲げられている。これらの目標を基本として、外務・欧州問題省が中心となり5年ごとの「中期政府開発援助戦略」、および、各年の「政府開発援助国家プログラム」を策定している。中期戦略は5年間のODA優先課題を踏まえ、政府内の体制や援助の基本方針等を定めている。また国家プログラムでは、優先対象地域・国家を定め、それぞれの地域・国あるいは援助の形態に応じた、より具体的な目標等に言及している。

2. 主要対象地域・国

主要対象地域・国はプログラム支援とプロジェクト支援の2つのカテゴリーに分けられる。2013年はプログラム支援が、アフガニスタン、南スーダン、ケニア、プロジェクト支援が西バルカン(主にモンテネグロ、マケドニア、セルビア)、EU東方パートナーシップ対象国(主にウクライナ、モルドバ、ベラルーシ、グルジア)、EU南方隣国(主にチュニジア)向けに行われる予定である。

2012年のプログラム支援実績は、アフガニスタンに対して約64万ユーロ、南スーダンに対して約54万ユーロ、ケニアに対して約130万ユーロであった。

3. ODA関連政府機関と予算

2013年の二国間援助の予算は全体で約1,200万ユーロであり、そのうち外務・欧州問題省が3分の2を占める

予算を受け持つ。このほか教育・科学・スポーツ省、環境省、内務省、農業・農村開発省、財務省にも二国間援助予算が割り当てられ、それぞれの所管分野における援助を行っている。

2013年の多国間援助の予算は全体で約5,200万ユーロであり、その半分以上がEUに拠出される。

実施体制

1. 政府内の調整メカニズム

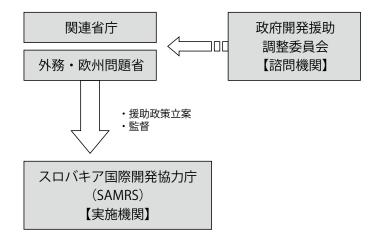
外務・欧州問題省が中心となってODA政策の調整が行われている。外務・欧州問題省の諮問機関として、政府開発援助調整委員会が設けられており、内務省、財務省、環境省、農業・農村開発省等の関係政府機関の代表者がメンバーとなっている。

2. 実施機関

スロバキアの二国間援助の実施は、外務・欧州問題省の下に設置されているスロバキア国際開発協力庁(SAMRS)が担っている。2012年の予算は約600万ユーロであり、職員12名、海外事務所は無い。専門家の派遣、NGO等からの申請に基づいたプロジェクトに対する補助金支給、児童支援の実施等が主な活動である。

● ホームページ

- ・スロバキア国際開発協力庁(SAMRS): http://www.euroresources.org/guide/funding_ programmes_open_to_national_applicants/sk_1_ grants_for_development_cooperation.html
- ・Slovak Aid:http://eng.slovakaid.sk/(年次報告書の閲覧 可能)



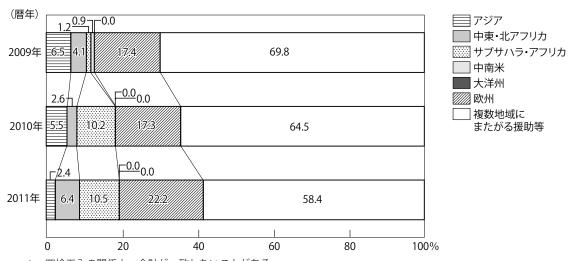
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	2009	Ŧ	順	国•地域名	2010	ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	セルビア	1.41	7.1	1	セルビア	1.35	6.8	1	ケニア	1.51	7.0
2	ウクライナ	1.00	5.0	2	ケニア	1.14	5.7	2	アフガニスタン	1.26	5.9
3	タジキスタン	0.68	3.4	3	スーダン	0.75	3.8	3	ボスニア・ヘルツェゴビナ	1.21	5.6
4	アフガニスタン	0.52	2.6	4	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.60	3.0	4	セルビア	1.03	4.8
5	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.38	1.9	5	アフガニスタン	0.51	2.6	5	南スーダン	0.72	3.4
6	コソボ	0.31	1.6	6	グルジア	0.48	2.4	6	モンテネグロ	0.64	3.0
7	[パレスチナ自治区]	0.22	1.1	7	モルドバ	0.46	2.3	7	グルジア	0.51	2.4
8	クロアチア	0.13	0.7	8	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.43	2.2	8	ウクライナ	0.49	2.3
8	モルドバ	0.13	0.7	9	ウクライナ	0.33	1.7	9	モルドバ	0.27	1.3
10	スーダン	0.10	0.5	10	モンゴル	0.29	1.5	10	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	0.21	1.0
	10位の合計	4.88	24.6		10位の合計	6.34	31.8		10位の合計	7.85	36.6
_	二国間ODA合計	19.83	100.0	_	二国間ODA合計	19.94	100.0	-	二国間ODA合計	21.43	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



スペイン(Spain) 23

援助政策等

1. 基本法

「国際開発協力に関する1998年7月7日付法律23/1998 号」(以下、国際開発協力法)は、スペインの国際開発協 力政策の法的枠組み、目標および優先課題、協力手段、 管轄機関の役割分担、国際協力への参加等を規定してお り、開発協力政策は、貧困度の高い国および完全な民主 主義体制の構築に向けた移行過程にある国において、人 権および基本的権利の擁護・保護、経済・社会的ニーズ の充足および環境の保護・再生に関わる協力を推進する、 と定めている(第1条)。

2. 基本政策

国際開発協力法(第8条)は、スペインの開発協力政 策は基本計画および年間計画を通じて実施される、と規 定している。基本計画は4年ごとに策定され、スペイン 国際開発協力政策の大綱および基本指針を盛り込むほ か、それぞれの目標および優先課題を定めている。

現行の「スペイン国際協力基本計画2013~2016年期」 (以下、国際協力基本計画)(2012年12月21日付閣議承認) は、①民主的なガバナンスおよび法治国家体制の確立、 ②貧困・格差削減、③貧困層の経済的機会の向上、④社 会結束の促進、⑤女性の権利擁護、⑥持続可能な成長の 推進、⑦人道援助および⑧開発教育の8つの取組を優先 課題としている。

3. 予算

(1) 援助規模

近年の金融危機に伴う緊縮財政により、国際協力基本 計画2013~2016年期の予算制約のため、現時点で今後4 年間の援助規模は確定されていない。2013年および2014 年の年間計画は約23億ユーロ(ネット)と、2012年度年 間計画同様の予算規模となっている(対国民総所得(GNI) 比約0.2%)。2015年および2016年の年間計画の予算につ いては、今後の経済金融情勢および国家予算の制約を踏 まえた上で組まれることとなる。

このような厳しい経済情勢の下では、欧州公約を保つ ことは大変難しいが(2010年の純ODAのGNI比0.56%)、 経済回復に伴って、危機以前の水準まで政府開発援助を 引き上げていく予定である。

「2010年度国際協力年間計画追跡報告書」によると、

2010年のスペインODA実績は44億9,184万ユーロ(ネッ ト)と、前年比で5.0%減少した(対GNI比0.43%)。

(2) 優先地域

国際協力基本計画2013~2016年期に盛り込まれてい るスペイン国際開発協力政策は、各種開発指数やその 国における開発援助のインパクト等に応じて、以下の 23か国・地域を開発援助の優先地域としている:

- ・中南米: ボリビア、コロンビア、キューバ、エクアドル、 エルサルバドル、グアテマラ、ハイチ、ホンジュラス、 ニカラグア、パラグアイ、ペルー、ドミニカ共和国)。
- ・北アフリカおよび中東:モーリタニア、モロッコ、西 サハラ、パレスチナ自治区。
- ・西アフリカ:マリ、ニジェール、セネガル。
- その他のアフリカ諸国:エチオピア、赤道ギニア、モ ザンビーク。
- ・アジア:フィリピン。

一方、今後4年間で、以下の国におけるプロジェクト が終了または再構成される:

- ・中南米:アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ、 メキシコ、パナマ、ウルグアイ、ベネズエラ。
- ・サブサハラ:アンゴラ、カーボヴェルデ、ガンビア、 ギニア、ギニアビサウ、ナミビア、コンゴ共和国、スー ダン、南スーダン。
- ・北アフリカおよび中東:アルジェリア、エジプト、イラ ク、ヨルダン、レバノン、シリア、チュニジア。
- •アジア:アフガニスタン、バングラデシュ、カンボジア、 東ティモール、ベトナム。

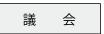
実施体制

外務・協力省国際協力長官室傘下のスペイン国際開 発協力庁(注) (Agencia Española de Cooperación Internacional para el Desarrollo、略称AECID)は、国際開発協力法に 従った、スペインの国際開発協力政策の実施機関であ る。国際協力基本計画に沿って、開発途上国における 貧困削減および持続可能な人間開発に向けられた国際 開発協力政策の推進、運用および実施を担っている。 スペインの国際開発協力の最終目標は貧困削減であ り、国連ミレニアム開発目標のアジェンダおよび手法 は、政策実施の際の基準となっている。

援助実施体制図

国際開発協力法に基づいた体制は以下のとおり:

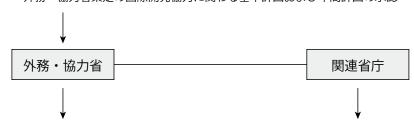
- ・政策統括機関:議会、政府、外務・協力省、関連省庁。
- ・政策実施機関:国際開発協力庁および在外事務所。
- ・諮問・調整機関:国際開発協力地域間委員会、開発協力省庁間委員会、開発協力審議会、対外人的援助計画に向けた省庁 間委員会、ユネスコ協力委員会。



・国際開発協力政策に関する大綱および基本指針や基本計画を4年ごとに承認



- 国際開発協力政策の構想・統括
- ・外務・協力省策定の国際開発協力に関わる基本計画および年間計画の承認



- ・国際開発協力政策、計画およびプロジェクトの統括・ 実施・策定・調整・財源管理・追跡・評価
- ・国際開発協力関係国際機関へのスペインの参画保証
- ・欧州の国際開発協力政策におけるスペインの立場擁護

・国際開発協力政策に関して 外務・協力省と政策協調



・途上国における貧困撲滅および持続可能な人間開発に向けられた スペインの国際開発協力政策の推進・運用・実施



・開発協力事務所、文化センターおよび育成センター

参考資料:スペインの政府開発援助

- Ley 23/1998, de 7 de julio, de Cooperación Internacional para el Desarrollo
- Plan Director de la Cooperación Española 2013-2016

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

(支出総額ベース)

順位	国•地域名	20094	年	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	モロッコ	190.67	4.3	1	コンゴ民主共和国	306.20	7.7	1	ハイチ	92.57	4.1
2	コロンビア	148.62	3.3	2	チュニジア	158.03	4.0	2	チュニジア	82.86	3.6
3	ハイチ	144.90	3.2	3	ハイチ	155.77	3.9	3	ニカラグア	64.61	2.8
4	ニカラグア	142.37	3.2	4	ペルレー	118.05	3.0	4	[パレスチナ自治区]	63.12	2.8
5	トルコ	135.28	3.0	5	ニカラグア	106.18	2.7	5	ペルー	61.16	2.7
6	エルサルバドル	125.68	2.8	6	[パレスチナ自治区]	97.59	2.4	6	アフガニスタン	57.62	2.5
7	チュニジア	124.14	2.8	7	グアテマラ	92.85	2.3	7	ボリビア	51.38	2.3
8	グアテマラ	113.43	2.5	8	モロッコ	90.59	2.3	8	ドミニカ共和国	51.28	2.2
9	ペルー	100.17	2.2	9	エルサルバドル	85.51	2.1	9	コロンビア	49.39	2.2
10	[パレスチナ自治区]	99.40	2.2	10	ホンジュラス	69.09	1.7	10	グアテマラ	45.92	2.0
	10位の合計	1,324.66	29.6		10位の合計	1,279.86	32.0		10位の合計	619.91	27.2
=	二国間ODA合計	4,473.07	100.0	_	二国間ODA合計	3,998.86	100.0	-	二国間ODA合計	2,281.71	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



60

80

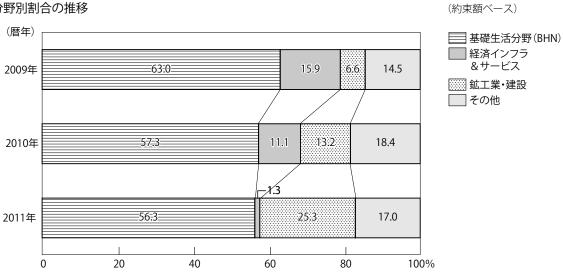
100%

四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

40

20

(3) 分野別割合の推移



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表Ⅲ-16参照)

24 スウェーデン(Sweden)

援助政策等

1. 基本政策

スウェーデンの開発政策は、公正で持続可能な地球的 規模の開発に貢献するとの一貫した政策の下に進められ ており、開発援助については、貧困者の生活の質を向上 させる努力を支援することに主眼が置かれている。

また、設定された目的に応じた結果を明らかにするため、開発援助のガバナンスを強化しており、これまで広範にわたっていた二国間援助の対象国を33か国とし、各国で関与するセクターも数セクターに限定して援助を実施している。

さらに、質の高い効果的援助を実現するためには、開発援助の透明性と説明責任が重要であるとして、2010年6月には被援助国にとって効果的なドナーとなるための戦略策定・実施のガイドラインを採択し、2011年4月には、援助に関するデータをすべてインターネット上で利用することを可能としたウェブサイト「openaid.se」の運用を開始した。

2. 援助規模

政府は対GNI比1%を開発協力に割り当てることを目標としており、2012年度予算では358億スウェーデンクローネ(SEK)を計上し、対GNI比1%の水準が維持されている。

なお、2012年の政府開発援助実績(DAC統計ベース: 暫定値)は、52億4,202万ドル(対GNI比0.99%)、対前年 比6.4%減であった。

(1) 主要分野

開発援助は次の3分野を優先分野としている。

- ① 民主主義と人権
 - ー自由と民主主義を求めて活動する個人や団体を 対象に民主化と表現の自由を実現するための支 援など
- ② 男女平等と開発における女性の役割
 - ーミレニアム開発目標の達成に向けた努力を通じ て男女平等の実現に寄与、女性の性や生殖に関 する健康および権利を実現するための一環とし ての妊産婦の支援など
- ③ 環境と気候
 - -気候変動への適応、水環境および衛生分野での 水準向上など

(2) 地域別・分野別

スウェーデンは、国連のミレニアム開発目標(目標4:乳幼児死亡率の削減、目標5:妊産婦の健康改善、目標7:環境の持続可能性確保)の達成を促進するため、アフリカへの援助を重視している。このためスウェーデン国際開発協力庁(Sida^(注))の2012年予算の45%がサブサハラ・アフリカ諸国に向けられており、タンザニア、モザンビーク、ケニアなどが主要な援助受取国となっている。

これに次ぐ重点地域はアジア・中東・北アフリカであり(Sida予算の21%)、主要な援助受取国または地域は、アフガニスタン、パレスチナ自治区、バングラデシュなどとなっている。

Sidaの援助形態は、プログラム支援が57%を占めており、そのうち85%は援助関係組織の支援やそのような組織を通じてのプログラム支援である。プロジェクト支援は34%、専門家支援・養成が2%である。主要な援助分野は、民主的統治・人権(29%)、人道的援助(16%)、保健(10%)、持続可能な社会の構築(10%)などとなっている。

NGOの活用については、2012年、Sidaの予算の 11.0%に当たる20億SEKがNGOに対し拠出されている。

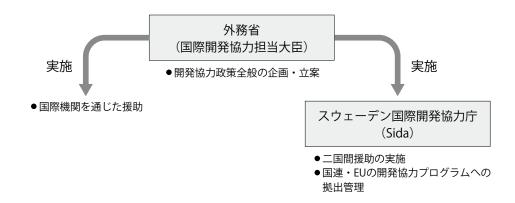
なお、中小の開発援助関係のNGOからの補助金、プロジェクト資金等の申請は、「フレームワーク組織」と称される15の大規模NGOを通じて、Sidaに対して提出することとされている。

実施体制

援助の担当大臣は、外務省内に置かれている国際開発協力担当大臣であり、これを外務副大臣(国際開発協力担当)、外務省開発政策局、開発協力運営・方策局、多国間開発協力局および安全保障政策局(人道支援等)が補佐している。開発協力を含む各国ごとの外交政策は地域担当部局が調整し、開発協力政策の企画・立案および予算計上は開発政策局等が行う。

援助の実施は、多国間援助については、外務省多国間開発協力局(国際機関を担当、職員数約40名)等が担当し、二国間援助については、外務省所管の独立行政庁であるスウェーデン国際開発協力庁(Sida)が担当する。国別援助戦略は、Sidaが被援助国との広範な協議に基づいて作

成・提案し、外務省との協議を経て政府が承認している。 なお、Sidaの職員数は730名で、このうち約160名が被 援助国等海外で勤務している(2013年1月現在)。



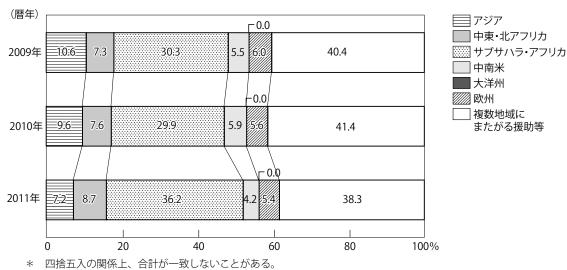
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	2009年		順	国•地域名	2010年		順	国•地域名	2011年	
		ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	画*地域石	ODA計	構成比
1	モザンビーク	98.86	3.3	1	タンザニア	95.80	3.3	1	コンゴ民主共和国	238.59	6.6
2	タンザニア	97.05	3.2	2	アフガニスタン	91.72	3.1	2	タンザニア	125.15	3.4
3	アフガニスタン	80.07	2.7	3	モザンビーク	84.54	2.9	3	アフガニスタン	114.98	3.2
4	[パレスチナ自治区]	66.88	2.2	4	コンゴ民主共和国	71.48	2.5	4	モザンビーク	108.81	3.0
5	ケニア	66.82	2.2	5	スーダン	59.12	2.0	5	スーダン	86.79	2.4
6	コンゴ民主共和国	61.65	2.0	6	[パレスチナ自治区]	58.51	2.0	6	ケニア	76.85	2.1
7	スーダン	54.65	1.8	7	ケニア	47.69	1.6	7	[パレスチナ自治区]	64.27	1.8
8	ウガンダ	52.65	1.7	8	ウガンダ	43.29	1.5	8	ソマリア	63.51	1.7
9	バングラデシュ	46.43	1.5	9	パキスタン	42.51	1.5	9	リベリア	49.84	1.4
10	エチオピア	44.60	1.5	10	ハイチ	40.31	1.4	10	ウクライナ	41.66	1.1
	10位の合計	669.66	22.3		10位の合計	634.97	21.8		10位の合計	970.45	26.6
_	二国間ODA合計	3,009.02	100.0	=	二国間ODA合計	2,915.25	100.0	-	二国間ODA合計	3,641.76	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

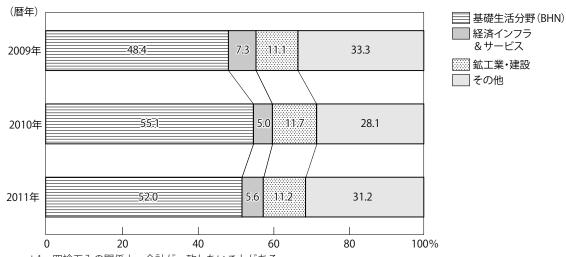
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

スイス(Switzerland) 25

援助政策等

- (1) スイス政府の援助政策は、外交政策を達成するため の重要なインストゥルメントの一つである。そのため 政府が作成する「外交政策報告書」には、その時々の 国際情勢を踏まえた援助政策の基本方針等に関する記 述が含まれる。スイス政府の援助政策の法的根拠は、 「世界の困窮および貧困の緩和、人権の尊重、民主主 義の促進、人民の平和的な共存および自然の生活基礎 条件の維持」に対するスイスの貢献につき定めるスイ ス憲法 (第54条2)、「国際開発協力・人道援助法」、「東 欧協力法」等に求められる。
- ある。これは、貧困こそが、国際社会が直面する多く の問題の根源であるとの理解に基づいている。スイス 政府は、貧困削減を目指して最大限の効果を上げるべ く、援助政策上重要であり、かつ、スイスが知見を有 する次の分野において重点的な取組を行っている。 (ア) 食糧安全保障、(イ) 気候変動・環境問題、(ウ) 水問題、(工)保健問題、(才)教育問題、(力)移民問題、 (キ) 法の支配および民主化の促進、(ク) ガバナンス の向上、(ケ)就業支援、(コ)紛争の予防、(サ)男女 平等

(2) 分野別に見た場合の最優先分野は、「貧困の削減」で

- (3) 政策実施に係る実務上の観点から優先地域・活動内 容をまとめれば次のとおり。
 - ① 「地域協力」……中東、アフリカ、アジアおよび中 南米を対象に実施。重点対象国を12か国に絞り込み、 有限の資源を集中的に投入している。
 - ② 「地球規模の課題に関する協力」……国連の諸機関 や世銀等との協力の下、主として気候変動問題、食 糧安全保障、移民問題の分野で政策を実施している。
 - ③ 「人道支援」……自然災害発生時等の直接支援や、 人道分野で活動する援助機関に人的・資金的支援 を行うことを通じ、人命救助や困窮の緩和に努めて いる。
 - ④ 「東方協力」……西バルカン地域や旧ソ連諸国の民 主化等を支援。拡大EUにおける社会的・経済的格差 の是正のため新規EU加盟国に対する支援も実施して いる。
- (4) 2012年のODA予算総額は、対前年比4.7%増となる 28億3,300万フランで、国民総所得(GNI)比は0.45% であった。政府および議会は、国連によるODA予算の

GNI比0.7%への引き上げ要請を真摯にとらえているが、 短期間での達成は難しいとの認識であるため、当面の 目標を2015年までのGNI比0.5%の達成に設定している。

実施体制

1. スイス政府における実施体制

- (1) スイス政府において援助政策の総合調整機能を司る のは、スイス外務省に所属する「開発協力局」(Swiss Agency for Development and Cooperation、略称SDC。 独語略称のDEZAで呼ばれることも多い)である。SDC には、国内および国外(50か国以上に連絡事務所を 設置)合わせて約600名の政府職員および約1,000名の 現地職員が所属しており、2012年の年間予算は18億 4,900万フランである。(ウェブサイト:www.deza. admin.ch)
- (2) SDCとならび政府部内で重要な役目を果たすのはス イス経済省に属する「対外経済庁」(State Secretariat for Economic Affairs、略称SECO)である。SECOは、 市場経済に基づく持続的な経済発展の促進および援助 対象国の国際経済システムへの統合を主眼に、主とし てマクロ経済の観点からの政策改革支援、インフラ整 備プロジェクト、貿易・投資分野における各種支援等 を行っている。(ウェブサイト:www.seco.admin.ch)
- (3) 上記のほか、具体的な援助内容に応じ、SDCは、環 境庁、難民庁、保健庁、農業庁、司法庁等といった政 府関係部局とも緊密に連携している。
- (4) なお、政府における援助政策の企画・立案に際しては、 「国際開発協力のための審議会」(Advisory Committee on International Development Cooperation) も連邦 政府への諮問機関として重要な役目を果たしている。 1977年の政令に基づき設置された同審議会は、政界、 民間経済界、学界、報道関係者およびNGO関係者といっ た幅広い分野からの代表者約20名で構成され、基本的 に年5回ベルンで審議を行っている。

2. 非政府団体

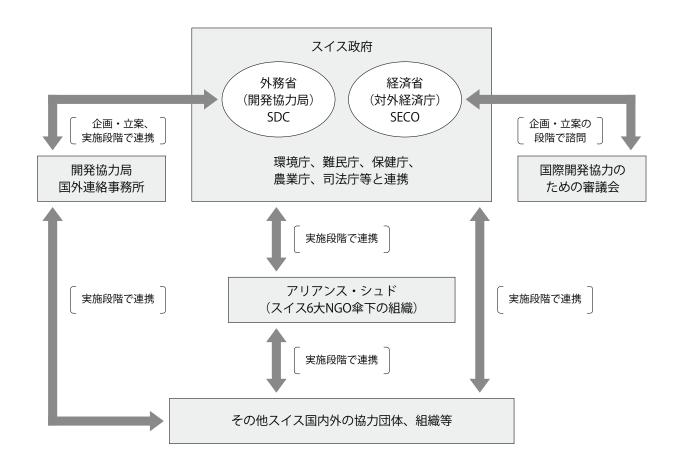
(1) スイス政府にとって援助政策の実施において最も 重要な外部組織と位置付けられているのは、スイスの 6大NGO (SWISSAID、BREAD FOR ALL、CARITAS、 FASTENOPFER、HELVETAS、HEKS)が連携し結成した アンブレラ組織「アリアンス・シュド」(Alliance Sud)

である。なお、個別具体的な援助プロジェクト等の実 施に際しては、同組織は、さらにスイス国内外の多く の協力団体・組織と連携している。(ウェブサイト: www.alliancesud.ch)

(2) その他、案件次第では、大学や研究所等といった専 門知識を有する機関、各州政府に属する公共団体、民 間経済団体等との協力も行われている。

3. 実施後の評価等

SDCは、開発協力事業等の事後評価を行う際のガイド ラインや評価結果をウェブサイト上で公開している。ま た、SDCとSECOは、スイス政府の援助政策につき共同で 年次報告書を作成し、一般に公開している。



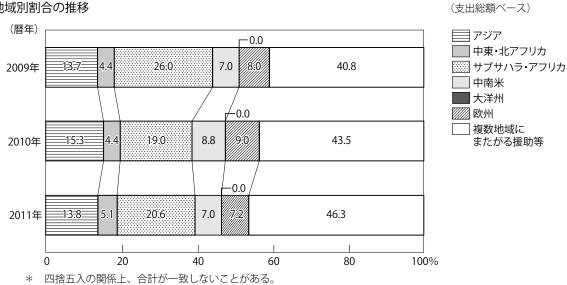
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国。地域夕	国•地域名 2009年		順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	トーゴ	158.94	9.1	1	コソボ	52.71	3.1	1	トーゴ	75.95	3.2
2	コソボ	44.99	2.6	2	モザンビーク	29.36	1.7	2	コソボ	59.54	2.5
3	タンザニア	26.97	1.5	3	ブルキナファソ	28.20	1.6	3	ネパール	40.38	1.7
4	ネパール	24.46	1.4	4	ネパール	27.94	1.6	4	バングラデシュ	32.66	1.4
5	モザンビーク	24.16	1.4	5	ベトナム	25.80	1.5	5	モザンビーク	30.91	1.3
6	ブルキナファソ	23.72	1.4	6	パキスタン	23.66	1.4	6	ブルキナファソ	30.15	1.3
7	バングラデシュ	22.91	1.3	7	ハイチ	23.02	1.3	7	ボリビア	29.71	1.3
8	ペルー	22.23	1.3	8	ボリビア	21.59	1.3	8	タンザニア	28.94	1.2
9	ベトナム	21.75	1.2	9	ペルレー	21.35	1.2	9	ボスニア・ヘルツェゴビナ	27.43	1.2
10	[パレスチナ自治区]	20.38	1.2	10	バングラデシュ	21.03	1.2	10	[パレスチナ自治区]	26.58	1.1
	10位の合計	390.51	22.3		10位の合計	274.66	16.0		10位の合計	382.25	16.1
_	二国間ODA合計	1,750.60	100.0	_	二国間ODA合計	1,712.29	100.0	=	二国間ODA合計	2,373.17	100.0

^{*} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース) (暦年) ■ 基礎生活分野 (BHN) █ 経済インフラ 34.1 &サービス 5.6 12.1 48.1 2009年 鉱工業・建設 一その他 39.8 2010年 14.8 38.3 2011年 47-4 7.4 32.6 12.6 20 40 80 100% 0 60

*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

26 英国(United Kingdom)

援助政策等

1. 基本法

英国の開発援助の基本法は、2002年に成立した国際開発法(The International Development Act)である。英国の国際開発を主導する国際開発省(DFID: Department for International Development)は、同法に基づいて活動している。同法に従い国際開発大臣は、それらが貧困削減に貢献することを前提に、持続可能な開発と福利厚生のための開発援助を、提供することができる。

2006年に成立した国際開発報告・透明性法(The International Development (Reporting and Transparency) Act 2006)は、英国政府が最貧国支援の公約を実施する際の説明責任を強化することを目的とする。同法に従い、DFIDは、毎年、開発政策、援助の提供、援助の活用方法に関する報告の提出を義務付けられている^(注1)。

2. 基本方針

英国政府の開発政策はDFIDが主導している。DFIDの主要な目的は、特にミレニアム開発目標の実施を通じた、 貧困国における貧困削減である。

英国政府は、政府開発援助(ODA)にGNIの0.7%を支出するとの国際公約を2013年に達成予定。2013年包括的歳出見直し(Spending Round 2013)(2010年包括的歳出見直し(Spending Review 2010)で示された2011年~2014年度の財政健全化の取組を2015年度以降も継続・強化するため、2015年~2020年までの具体的取組を盛り込んだもの。健康・医療、教育(学校)、国際開発以外の分野は歳出削減)においても、2015年までの国際開発予算はGNIの0.7%が維持された。

援助は原則として無償であり、2001年から、二国間援助は100%アンタイドとなっている。また、英国は、現在、貧困削減と途上国の行政能力を向上させるための財政支援を11か国で実施しており、2012年度にはこれらがDFIDの二国間援助額全体の約12%(5億ポンド)を占めた。財政支援は保健と教育分野に限定されている。

英国は援助予算をGNIの0.7%に増額する一方で、援助

の費用対効果、および説明責任を重視する方針の下、多国間援助および二国間援助の見直しを実施した。2011年3月に発表された同見直しでは、多国間援助について、国際機関を費用対効果に従い4段階に分け支出方針を見直すこと、二国間援助について、16か国への援助を停止し、27か国(その後、南スーダンを加えた28カ国)の重点国に援助を集中することが決定された。

3. 予 算

(1) 規模

2012年の英国の政府開発援助 (ODA) は、86億2,000 万ポンドとなり、世界第3位の援助国である。また、同年のODAのGNI比は0.56% (出典: DFID年次報告書 2012/2013年度版) となっている (注2)。

(2) 支出方法

2012年度、英国際開発省は、援助予算の43%を多国間援助機関への拠出金として支出し、援助見直しに従い、二国間援助を28か国に重点化している(注3)。2012年度、英国際開発省の二国間援助での主要セクターは、ガバナンス・安全保障(17%)、富の創出(13%)、教育(13%)、人道支援(11%)グローバルパートナーシップ(10%)、母子保健(7%)、気候変動(7%)、貧困・飢餓・脆弱性(5%)、水・衛生(3%)、マラリア(2%)、HIV/エイズ(1%)、(その他保健は11%)となっている。

実施体制

1. 英国際開発省(DFID)

政府開発援助は、援助政策の立案から実施まで、閣僚が率いるDFIDの責任の下に一元的に行われる。2012年のODA予算のうち、DFIDのシェアは75億3700万ポンドで、87%を占める。また、国家安全保障会議を通じ、他の関係省庁(外務・英連邦省(4%)、エネルギー気候変動省(3%)、国防省等)との連携にも力が入れられている。

DFIDの常勤職員数は、2004年の1,907名から、2008年の1,612名、2009年の1,600名、2010年の1,573名、2011年の1,567名と年々減少し、2012年は1,562名である。

注1:DFIDの年次報告書2012/2013年度版 ('Department for International Development Annual Report and Accounts 2012-13') 等の公開文書は、DFIDのホームページ (http://www.dfid.gov.uk/) で入手可能。

注2:2012年、英国政府全体でのODA支出は、86億2,000万ポンド(2011年、86億2,900万ポンド)、GNI比は0.56%。そのうち、DFIDによる支出は75億3,700万ポンドである。

注3:英国際開発省は、重点国として、アフガニスタン、バングラデシュ、ミャンマー、コンゴ民主共和国、エチオピア、ガーナ、インド、ケニア、キルギス、 リベリア、マラウイ、モザンビーク、ネパール、ナイジェリア、パレスチナ自治区、パキスタン、ルワンダ、シエラレオネ、ソマリア、南アフリカ、スー ダン、南スーダン、タンザニア、タジキスタン、ウガンダ、イエメン、ザンビア、ジンバブエの28か国・地域を設定している

DFIDはロンドンとスコットランド(東キルブライド) に所在する本拠地に加え、28か国に海外事務所を有する。 国内外のスタッフ(2,750名)の半数以上が途上国で勤務 している。

2. 関連組織

(1) CDCグループ (英連邦開発公社) 途上国の民間部門(産業・生活インフラ支援)に対 する民間企業による投資・融資等に資金協力等を行う。

- (2) ブリティッシュ・カウンシル 人材育成分野での援助を実施。
- (3) クラウン・エージェンツ

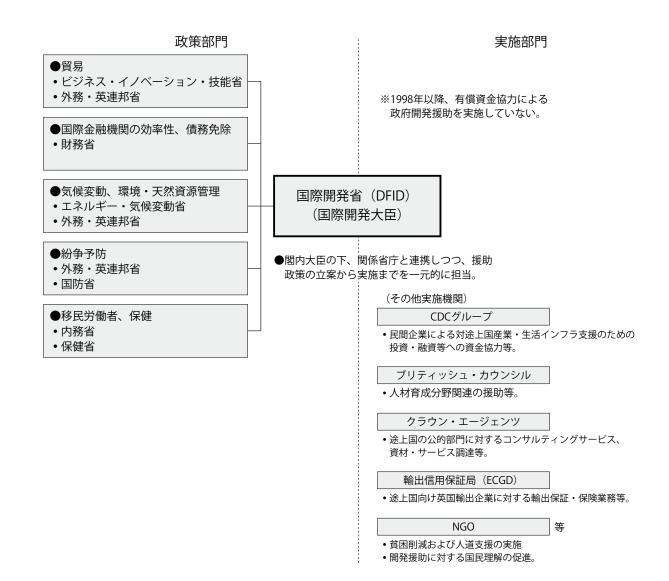
開発途上国の公的部門に対するコンサルティング サービス、資材・役務の調達等を実施。

(4) 輸出信用保証局 (ECGD: Exports Credit Guarantee Department)

途上国向けの英国の輸出企業に対する輸出保証・保 険業務等を実施。

3. 市民社会·NGO

英国は市民社会を通じた援助を重視している。2012年 度、DFIDの二国間援助の20%は、市民社会組織を通じて 実施された。



(1) 政府開発援助上位10か国

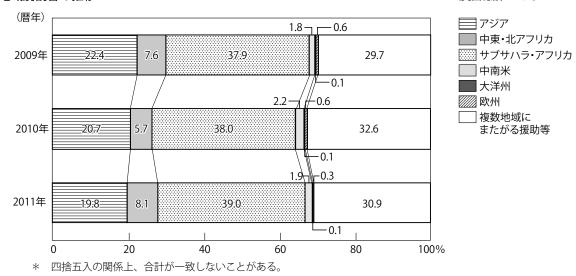
(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名	20094	ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	2011	年
位	国*地现石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	インド	630.34	8.5	1	インド	650.34	8.1	1	エチオピア	552.25	6.5
2	エチオピア	342.92	4.6	2	エチオピア	406.95	5.1	2	インド	453.85	5.4
3	アフガニスタン	324.39	4.4	3	パキスタン	298.51	3.7	3	アフガニスタン	423.42	5.0
4	スーダン	292.42	4.0	4	ナイジェリア	264.61	3.3	4	コンゴ民主共和国	383.05	4.5
5	バングラデシュ	250.08	3.4	5	コンゴ民主共和国	250.78	3.1	5	バングラデシュ	368.62	4.4
6	コンゴ民主共和国	225.46	3.1	6	タンザニア	240.94	3.0	6	パキスタン	331.59	3.9
7	パキスタン	217.51	2.9	7	アフガニスタン	234.83	2.9	7	ナイジェリア	298.86	3.5
8	タンザニア	216.65	2.9	8	バングラデシュ	228.32	2.8	8	モザンビーク	186.40	2.2
9	ナイジェリア	188.89	2.6	9	ウガンダ	179.26	2.2	9	タンザニア	158.92	1.9
10	ガーナ	153.93	2.1	10	ガーナ	166.58	2.1	10	スーダン	157.34	1.9
	10位の合計	2,842.59	38.5		10位の合計	2,921.12	36.4		10位の合計	3,314.30	39.1
_	_国間ODA合計	7,391.57	100.0	=	二国間ODA合計	8,016.80	100.0	-	二国間ODA合計	8,473.54	100.0

^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

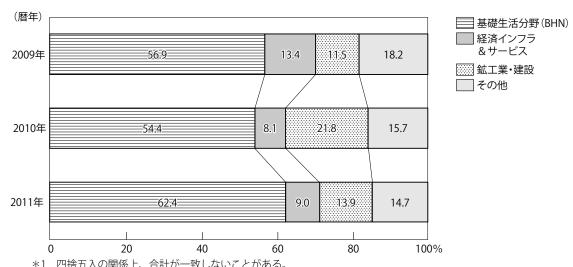
(2) 地域別割合の推移





(3) 分野別割合の推移

(約束額ベース)



*1 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 *2 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表 III-16参照)

米国(United States of America)

援助政策等

1. オバマ政権における開発の位置付けと援助政策 見直しの動き

(1) 総論

2009年1月に発足したオバマ政権は、対外援助予算 を2015年までに500億ドルに倍増するとの目標を掲げ、 現下の経済状況により困難に直面しながらも、倍増目 標達成を目指してきた。また、開発(Development) を国防(Defense)および外交(Diplomacy)同様に、 米国安全保障および外交政策上の柱の一つに位置付 け、国家安全保障戦略^(注1)においても「開発は、戦略的、 経済的に、また道徳上不可欠なもの」と位置付けてい る。2009年7月、クリントン国務長官(当時)は、21世 紀の諸問題に対処すべく国務省(注2)および国際開発庁 (USAID) (注3) の組織能力を強化し、開発を外交に統合す ることを目的にした「4年ごとの外交・開発政策の見直 U (Quadrennial Diplomacy and Development Review: QDDR)」の開始を発表(2010年12月公表、 下記(3) 参照)。ほぼ同時期にオバマ大統領は、国務省 およびUSAIDを含めた米国政府全体の開発政策に係る レビューを実施するための大統領調査令(Presidential Study Directive: PSD) に署名し、レビューが実施され、 グローバル開発に関する大統領政策令(Presidential Policy Directive on Global Development: PPD) & 2010 年9月に発表した(下記(2) 参照)。また、2009年12月 に就任したシャーUSAID長官は、21世紀の開発・安全保 障課題に対処すべく、新たに「政策計画・学習局(Bureau of Policy Planning and Learning)」を設立し、「USAID Forward」(注4)を発表するなど、USAIDの組織改革に取組 んでいる。

2013年2月にオバマ大統領は大統領再選後の第2期目 最初の一般教書演説において、「より多くの人とグロー バル経済とのつながりの強化、女性の地位向上、教育 機会の提供、子供の死亡率の低下、HIV/エイズ対策等 の取組により、今後20年の間に世界の極度の貧困を撲 滅する」と述べた(注5)。第2期オバマ政権では、第1期 オバマ政権の政策方針を踏襲しながら、世界の極度の 貧困撲滅に向けた取組を進めていくものと思われる。

(2) PPD (グローバル開発に関する大統領政策令)

- 2010年9月、オバマ大統領はPPD(グローバル開発に関 する大統領政策令)を発表。大統領自らがコミットし た国際開発政策のビジョンを示すもので、米国初の全 政府的な開発戦略である。開発が米国の安全保障に とって不可欠との認識の下、開発について外交、防衛 と相互補完的な対外政策として、高い位置付けを与え た。また、①経済成長を最優先に掲げるなど持続可能
- 政府全体の政策一貫性を確保することを柱としてい る。中核となる主要3イニシアティブは次のとおり。 国際保健イニシアティブ(Global Health Initiative:

な開発成果に焦点を当て、②対象地域・分野について

厳しく選択しインパクトを最大化するとともに、③必

要に応じてUSAID長官をNSCの会合に出席させるなど

- 国際飢餓・食料安全保障イニシアティブ(Feed the Future: FTF) (注7)
- グローバル気候変動イニシアティブ(Global Climate Change Initiative: GCCI)
- (3) QDDR (4年ごとの外交・開発政策の見直し)

GHI) (注6)

クリントン国務長官(当時)の下、2009年7月に開 始され、2010年12月に最終報告書が発表された。①21 世紀の環境に対応した外交を推進するために、各国大 使に複数省庁にまたがる文民外交のCEOとしての責任 と権限を与えるとともに、新たな課題に効果的に対応 するため国務省の機構改革を行う、②開発の位置付け を高め、イノベーションに投資し、モニタリング・評 価を強化することでインパクトを拡大する、③危機お よび紛争の予防と対応のために文民能力を高める、④ スマートに業務を遂行するため、専門的知見の蓄積や 調達制度の改革に取り組む、等を謳っている。

注1:2010年5月ホワイトハウス発表"National Security Strategy": http://whitehouse.gov/sites/default/files/rss_viewer/national_security_strategy.pdf

注2:国務省ホームページ: http://www.state.gov

注3:米国際開発庁 (USAID) ホームページ: http://www.usaid.gov/

注4: USAID Forward: http://www.usaid.gov/results-and-data/progress-data/usaid-forward

注5:2013年2月12日オバマ大統領一般教書演説:http://www.whitehouse.gov/state-of-the-union-2013#webform

注6: 国際保健イニシアティブ (Global Health Initiative: GHI) ホームページ: http://www.ghi.gov/

注7: 国際飢餓・食料安全保障イニシアティブ (Feed the Future: FTF) ホームページ: http://www.feedthefuture.gov/

2. 対外援助政策の重点分野

2013年7月現在、対外援助予算を含む2014年度^(注8)の 国務省およびUSAID予算要求^(注9)(総額478億ドル) は議 会にて審議中だが、同予算要求において強調されている のは次の3点。

- (1) 平和、安全保障、安定の促進
 - ア 中東および北アフリカ・インセンティブ基金(5億 8,000万ドル)
 - イ 東アジアと太平洋(12億ドル):米国の経済回復に 不可欠な同地域のマーケットの利用と民主化改革 を支援。アジア太平洋地域のリバランスを支援。
 - ウ イラク (17億ドル): イラクの安定と成長ための活 動を継続。
 - エ アフガニスタン (31億ドル): 過去10年で得た安全、 経済、社会、政治を維持・強化し、経済成長、農業、 司法、対テロ、教育、保健を支援。
 - オ パキスタン (13億ドル):安定の強化、国内機関の 強化、過激主義への対応とその脆弱化に資するプ ログラムを継続。
 - カ 安全保障、法の執行、対テロ、およびその関連支 援(86億ドル):イスラエル、エジプト、ヨルダン を含め、同盟国およびパートナー国の治安部隊を 強化。
 - キ 国際機関への貢献と平和活動(37億ドル)
- (2) 米国経済の強化と地球規模課題への対応
 - ア 食糧援助の改革(18億ドル)
 - イ 国際保健イニシアティブ (83億ドル): 大統領エイ ズ緊急救済計画 (PEPFAR) を中心としたHIV/エイ ズのない世代達成に向けて60億ドル、世界基金に 対して16億5,000万ドル、GAVIに対して1億7,500 万ドル(3年で4億5,000万ドルを拠出するとしたプ レッジの一部)。母子保健、マラリア、家族計画に 対する予算の増額。
 - ウ Feed the Future (11億ドル): 飢餓と貧困の根源に 対する取組、食料と栄養面での安全保障を促進。
 - エ 気候変動(4億8,100万ドル):低炭素排出、気候変 動に対する強靭性、クリーンエネルギー、持続可 能な国土の保全を促進。
 - オ 領事関連および国境警備プログラム(28億ドル)
 - カ 人道支援(41億ドル)

- キ 国際調査委員会(1億2,100万ドル)
- (3) 国務省およびUSAIDの運営維持・強化
 - ア 国務省外交および領事プログラム (55億ドル):世 界180か国、280以上のポストにおける、現在展開 中の外交官およびプログラムへの支援等。
 - イ 機密保持と海外インフラ(44億ドル):危険度が高 いポストでの機密保持とオペレーションの向上等。
 - ウ USAID運営費 (14億ドル): USAID Forward による 購買改革、現地能力開発、イノベーション等の大 きな成果を維持・強化。
 - エ USAIDの改革 (1億7,300万ドル): 新しいパートナー シップの取り込み、触媒となるイノベーションへ の投資等によるUSAIDの強化。
 - オ パブリック・ディプロマシー、教育、文化交流(11 億ドル)

3. 日米援助協調

オバマ政権発足後の累次の日米首脳会談・日米外相会 談等の機会においては、アフガニスタン・パキスタン支 援、気候変動等について日米が協力していくことについ て意見が一致している。具体的な連携として、国際保健 分野に関しては、2002年に立ち上げられた「保健分野に おける日米パートナーシップ」およびそれに基づくこれ までのアクション・プランに基づき、保健システム強化、 母子保健、家族計画、感染症、新型インフルエンザ対策 等の分野で協力を推進してきた。両国は、2012年12月に も両国の保健政策に沿った連携を促進することを確認 し、母子保健分野を中心にバングラデシュ、ガーナ、セ ネガル等の国において現場での協調を進めている。

食料安全保障分野に関しては、近年日米双方が食料安 全保障に関する取組を強化してきたことを背景とし、日 米の取組をより一層効果的かつ相互補完的なものとする ため、我が国が進める「アフリカ稲作振興のための共同 体(CARD)」と米国のFeed the Future の連携を中心に、 包括的な連携を促進し、アフリカを中心として、現場レ ベルでの意見交換を実施していくことに合意している (平成23年11月に覚書を作成^(注10))。また、2012年5月の G8サミットで立ち上げられた、アフリカの食料安全保障 に民間と連携して取り組む「食料安全保障および栄養の ためのニュー・アライアンス」^(注11)では、我が国は、パー

注8:2013年10月1日から2014年9月30日まで。

注9: "The FY2014Congressional Budget Justification" (2014年度予算要求):http://www.state.gov/documents/organization/207266.pdf

注10:食料安全保障に関する日米連携: http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/bunya/agriculture/pdf/cgfs_summary.pdf

注11:食料安全保障および栄養のためのニュー・アライアンス: http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/05/18/fact-sheet-g-8-action-foodsecurity-and-nutrition

トナー国のモザンビークにおいて、米国と共同議長とし て連携して同アライアンスの推進に取り組んでいる。

気候変動分野に関しては、2013年4月に行われたケリー 国務長官の訪日の際の日米外相会談後、「気候変動協力に 関する日米ファクトシート」(注12)を発表し、①気候変動対 策に係る新たな野心的でグローバルな2020年以降の国 際合意、②世界における低排出開発の促進のための協力、 および③気候変動に強靱な社会の構築に関する協力の3 つの柱に基づき、日米で新たな二国間対話を立ち上げる ことに合意した。

アフガニスタン・パキスタンに関しては、2012年5月 に米国におけるNATOサミットにおいて、国際部隊が撤退 する2014年末以降の治安面での国際社会の取組につき合 意し、その2か月後の7月にはアフガニスタンの開発に関 する東京会合を日本が主催し、開発面での国際社会の取 組について合意する等、緊密に連携して取り組んできて いる。

実施体制

1. 米国国際開発庁(the U.S. Agency for International Development (USAID))

米国の対外援助にかかわる政府機関は50を超えるとさ れるが、政府開発援助の90%を占める二国間援助におい て中心的な役割を担うのがUSAIDである。USAIDは、国 務長官から総合的な外交政策のガイダンスを受ける独立 した連邦政府機関であり、米国外交政策の目標を支持し て、世界各地に経済援助、開発援助、人道援助を提供する。 USAIDの援助プログラムは国務省との共同により計画さ

れる。援助プログラムの実施を専門省庁に委託すること もあるほか、総じて、国・課題毎に、国務省、USAIDそ の他関係省庁の関係部局が協議・連携する体制となって いる。

USAIDは、海外事務所(106拠点)に多くスタッフを置 き、援助案件実施の管理を海外事務所に委ねている。

2013年度予算要求においては、政府直接雇用職員3,541 名(本部1,816名、海外事務所1,725名)を計画しており、 在外現地採用職員2,557名のほか、各種プログラムで採用 される者を含めると総数10,103名(本部2,439名、海外事 務所他 7,664名) の雇用を計画している。また、USAIDは 従来から、PVO(Private Voluntary Organization)(注13)を 重要パートナーと位置付け積極活用している。

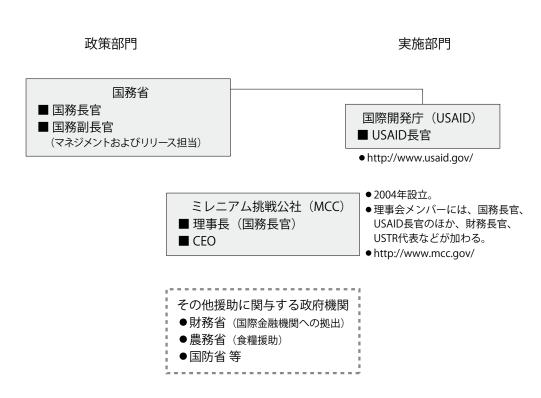
2. ミレニアム挑戦公社(Millennium Challenge Corporation (MCC))

2004年に設立されたミレニアム挑戦公社 (MCC) (注14) は、国務長官が議長を務めるMCC理事会(ほかに財務長 官、USTR、USAID長官等が参加)において、支援を決定 する仕組みとなっており、具体的には、「良い統治」、「経 済的自由度」、「人々への投資」という3分野の17指標の評 価等を考慮して選定される適格国との間でコンパクトを 締結し、複数年・大規模の無償資金供与を行っている (2013年1月までに、25か国との間で、総額93億ドルのコ ンパクトを締結。2013年会計年度中にさらに3か国とコ ンパクト締結を計画中)。また、もう少しでコンパクト適 格国になり得る国を敷居プログラム(threshold program) 適格国とし、小規模の無償資金供与を行っている。

注12: 気候変動協力に関する日米ファクトシート: http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2013/04/207479.htm

注13:USAIDの定義によるとPVOとは、広く一般社会から寄付を受け、課税を免除され、国際援助/開発活動を実施または実施する予定がある非政府、非 営利団体。資金提供を受けるためにはUSAIDに登録が必要であり、米国PVO591団体、国際PVO(法人格を取得した国以外で活動を行っている非米 国PVO)93団体、米国共同開発組織 (U.S. Cooperative Development Organization) 6団体に対し、それぞれ30.6億ドル、2億ドル、2.6億ドルの支援を 実施した (FY2009)。詳細は"2011 VOLAG: Report of Voluntary Agencies": http://idea.usaid.gov/sites/default/files/attachments/volag2011_0.pdf 注14: ミレニアム挑戦公社 (MCC) ホームページ: http://www.mcc.gov/

援助実施体制図



* 1992年以降、有償資金協力による政府開発援助は実施していない。

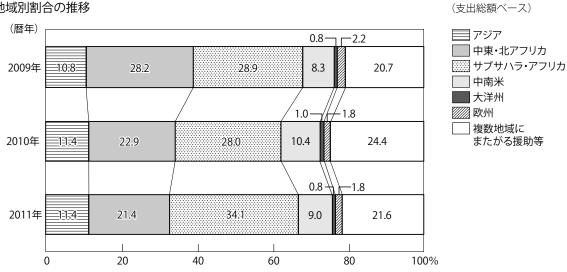
(1) 政府開発援助上位10か国

(支出純額ベース、単位:百万ドル、%)

順位	国•地域名		Ŧ	順	国•地域名	20104	Ŧ	順	国•地域名	20114	Ŧ
位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比	位	国*地域石	ODA計	構成比
1	アフガニスタン	2,979.93	11.8	1	アフガニスタン	2,893.40	10.9	1	アフガニスタン	2,901.22	10.7
2	イラク	2,346.31	9.3	2	イラク	1,622.91	6.1	2	コンゴ民主共和国	1,293.20	4.8
3	スーダン	954.64	3.8	3	パキスタン	1,196.76	4.5	3	パキスタン	1,273.85	4.7
4	[パレスチナ自治区]	844.31	3.4	4	ハイチ	1,106.85	4.2	4	イラク	1,264.03	4.7
5	エチオピア	726.04	2.9	5	エチオピア	875.34	3.3	5	ケニア	715.42	2.6
6	コロンビア	652.34	2.6	6	スーダン	726.35	2.7	6	南スーダン	707.42	2.6
7	パキスタン	613.04	2.4	7	[パレスチナ自治区]	720.75	2.7	7	エチオピア	706.66	2.6
8	ケニア	590.21	2.3	8	ケニア	565.92	2.1	8	[パレスチナ自治区]	625.04	2.3
9	南アフリカ	523.74	2.1	9	南アフリカ	529.53	2.0	9	ハイチ	620.18	2.3
10	ヨルダン	394.61	1.6	10	タンザニア	457.41	1.7	10	南アフリカ	564.03	2.1
	10位の合計	10,625.17	42.2		10位の合計	10,695.22	40.2		10位の合計	10,671.05	39.4
-	二国間ODA合計	25,173.65	100.0	-	二国間ODA合計	26,586.41	100.0	_	二国間ODA合計	27,075.96	100.0

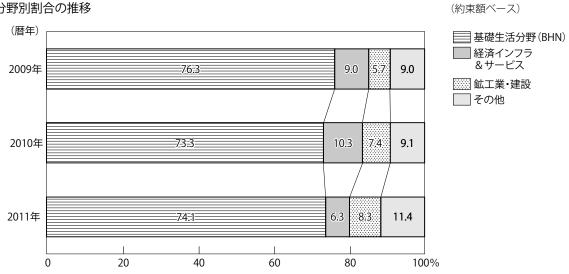
^{*1} 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(2) 地域別割合の推移



* 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

(3) 分野別割合の推移



四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。 人間の基礎生活分野(BHN)は、社会インフラ、農林水産業、食糧援助、人道支援を加えたもの (詳細はODA白書・図表III-16参照)

ブラジル(Brazil) 28

援助政策等

1. 基本政策

- (1) ブラジルは新興援助国と受益国としての両側面を持 つが、開発援助に関する基本法や基本方針は存在しな い。ブラジル応用経済研究所(IPEA)や外務省国際協 力庁(ABC)等がまとめた資料(注1)によれば、ブラジル 政府は「国際開発協力」として、(ア)人道支援、(イ) 国費留学生、(ウ)技術協力および科学技術協力、(エ) 国際機関向けの資金拠出、(オ)平和協力活動を実施し ている。
- (2) 外交政策上、技術協力面で開発援助に従事していく ことの重要性がますます高まっている。受益国の住民 の社会正義・生活水準の向上および持続的開発を優先 課題とし、それらを達成するためのツールとして南南 協力が重視されている。援助は、途上国間協力といっ た意味合いも強く、ブラジルと途上国間の関係強化の 中での政策協調や、両国実施機関の能力強化、人材育 成、技術の開発・普及等を基本政策として掲げている。

2. 援助政策における特徴

- (1) 中南米におけるブラジルの主導的な役割、アフリカへ の積極外交を背景に、経済社会開発を目的とした地域コ ミュニティの能力強化に係る技術支援を推進している。
- (2) 熱帯・亜熱帯等多様な気候風土を持つことや、旧ポ ルトガル領であることによる言語・文化の共通点等の 特性を活かしながら支援を行っている。
- (3) 2010年時の外務省国際協力庁による技術協力とし て、80か国以上で221のプロジェクトが実施されてい る。主な対象国および分野は、以下の表のとおり(かっ こ内は全体に占める割合) であり、ポルトガル語圏諸 国への協力が大半を占める。分野別では、農業分野で の協力が多い点が特徴である。

対象国上位10か国(2005年~2010年の合計)

①モザンビーク (15.8%)、②東ティモール (15.2%)、③ ギニアビサウ(14.4%)、④ハイチ(13.1%)、⑤カーボヴェ ルデ (9.8%)、⑥パラグアイ (7.5%)、⑦グアテマラ (6.4%)、⑧サントメ・プリンシペ (7.0%)、⑨アンゴラ (4.8%)、⑩ウルグアイ (3.3%)

対象分野(2003年~2010年の合計)

農業(21.9%)、保健(16.3%)、教育(12.1%)、環境(7.4%)、 社会保障(6.3%)、行政(5.4%)、社会開発(5.3%)等

- (4) 技術協力の実施に当たり、ブラジルは日本をはじめ とする先進国をパートナーとする三角協力を推進して きている。三角協力により、予算面・プロジェクト実 施面においてパートナー国からサポートを得ることが 可能となる。三角協力は、ブラジルが援助国としての 技術移転能力を強化していくための重要な手段として 期待されている。現在では日本のほか、イタリア、ス ペイン、イスラエル、エジプト、米国、ドイツ、オー ストラリア、英国といった諸国やFAO、WFP、UNESCO といった国際機関との間で三角協力に関する取組を行 なっている。
- (5) 人道支援の主な対象国および支援方法は、以下のと おりである。

対象国上位10か国等(2005年~2009年の合計)

①キューバ (21.6%)、②ハイチ (19.2%)、③パレスチナ 自治区 (12.8%)、④ホンジュラス (10.0%)、⑤国際機関 (9.0%)、⑥パラグアイ (4.0%)、⑦ボリビア (3.9%)、⑧ ギニアビサウ (3.5%)、⑨ジャマイカ (2.5%)、⑩アルゼ ンチン (1.8%)

支援方法(2005年~2009年の合計)

物資供与(65.7%)、資金供与(21.4%)、その他管理経費 等(12.9%)

3. 援助規模

- (1) 2009年の援助額をスキーム別に見ると、二国間協力 のうち、無償資金協力(人道支援)が8,700万レアル(約 44億円)、技術協力(科学技術協力を含む)が9,770万 レアル(約49億円)であり、国際機関への拠出が4億 9,520万レアル(約248億円)である^(注2)。なお、ブラ ジルは二国間政府貸付を実施していない。
- (2) 外務省国際協力庁の技術協力に関する予算額は、 2010年に5,250万レアル(約26億円)、2011年に5,260 万レアル(約26億円)、2012年に5,180万レアル(約26 億円)と近年おおむね横ばいとなっている。

実施体制

1. 実施体制

開発援助を総合的に担当する省庁は無く、スキーム別 に各省庁・部局が個々の援助案件を担当している。技術 協力については外務省国際協力庁が、人道支援について は外務省国際飢餓対策室(CGFOME)が、科学技術協力

については科学技術省が担当し、農務省等関係実施機関 と連携しながら援助を実施している。

国際機関への拠出については各関係省庁が担当してお り、特に企画予算省国際局が米州開発銀行、アフリカ開 発銀行等の国際開発金融機関を、財務省国際局が世界銀 行を担当している。

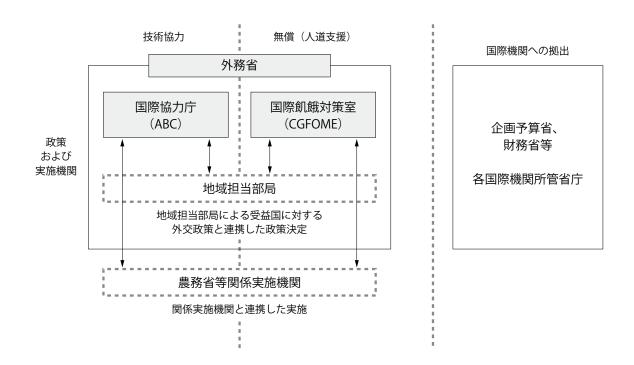
2. 外務省国際協力庁

(1) 技術協力を担当する外務省国際協力庁は外務省の外 交政策に則り、かつ政府各部門の国家計画・プログラ ムにより策定される国家優先課題に従い、ブラジルと 協力相手国との国際協力協定の範囲内で活動を行って いる。

(2) 外務省国際協力庁は次の部門により構成されてい る。(ア)途上国間協力計画室(CGPD)、(イ)二国間技 術協力室(CGCB)、(ウ)多国間協力室(CGCM)、(エ) 農牧協力室 (CGAG)、(オ) 保健・社会開発協力室 (CGDS)、(カ)教育職業訓練協力室(CGEP)、(キ)情 報技術・電子ガバナンス協力室(CGTI)、(ク)防災・ 都市開発・運輸協力室 (CGUT)、(ケ) 三角協力室 (CGCT)、(コ)管理予算室(CGAO)、(サ)国際技術協 力計画パートナーシップ推進室(CGMP)。なお、在外 拠点は、在外公館に技術協力担当官を配置している。

● ホームページ

・外務省国際協力庁:http://www.abc.gov.br



注2:参考:「Cooperação Brasileira para o Desenvolvimento Internacional 2005-2009(国際開発のためのブラジルの協力2005~2009)」(IPEA、ABC等、 2010年)

中国(China) 29

援助政策等

1. 全体概況(注1)

中国の対外援助は、1950年より始まり、2009年末まで に、161の国と30の組織に対して援助を行っている。

中国の対外援助は、南南協力(発展途上国間の相互支 援)の範疇内であり、援助国自身の能力の向上、いかな る政治的条件も付帯しないこと等を基本理念(注2)として いる。

援助形態の種類としては、①無償援助、②無利子借款、 ③優遇借款の3種類(注3)がある。

援助方式としては、①フルセット型プロジェクト^(注4) (中文:成套項目)、②一般物資援助、③技術協力、④人 材育成協力、⑤医療隊派遣、⑥緊急人道主義援助、⑦ボ ランティア派遣、⑧債務免除の8種類がある。

対象地域については、アジアとアフリカで全体の80% を占め^(注5)、援助分野は主に、農業、衛生、教育、文化、 環境、気候変動等の民生分野と、道路、鉄道、橋、通信 等の基礎インフラ整備が対象となっている。また、被援 助国の自主発展につながる研修プロジェクトも増大傾向 にある。

2. 中国対外援助白書公表(2011年4月)

2010年、中国は対外援助60周年を迎え、全国対外援助 工作会議が開催されたが、これを節目として、2011年4月、 国務院新聞弁公室より、初の「中国対外援助白書」が公 表された。同白書は全46ページあり、詳細なデータが含 まれているものではないが、中国の対外援助について、 政策、資金、援助方式、対象地域・分野、管理体制、国 際協力の6つの角度より体系的に紹介したものとなって いる。第2版の作成・公表については未定。

3. 対外援助実績

2012年の実績に関しては、以下のとおり。

財政部の公式発表によれば、2012年の対外援助支出は 192.3億元(約2500億円、内訳不明)。

中国商務年鑑(2013年版)によると、2012年、中国政 府は110の国・組織と援助協定を締結した。

具体的な実績は以下のとおり。① 緊急人道主義援助: 15か国に対し実施。②フルセット型プロジェクト:126件 を新たにコミット。③物資援助:117件。④人材育成プロ ジェクト: 160か国・地域・組織の20,953名を養成。⑤優 遇借款:50件を新たにコミット。⑥その他:青年ボラン ティア60名を4か国に派遣。

4. 対アフリカ援助

中国の対外援助の中でも対アフリカ援助は重点とされ ている。2012年に北京で開催された「第5回中国・アフ リカ協力フォーラム(FOCAC)閣僚会合」において、胡 錦濤国家主席は、今後3年間で5つの重点分野^(注6)にお いて、アフリカの平和・発展を支援するとし、200億ドル を限度とする借款の供与等を約束した。

また、2013年8月、国務院新聞弁公室から、2010年に 次いで第2版となる「中国アフリカ経済貿易協力白書」 が公表された。中国・アフリカの経済貿易協力関係の発 展は、アフリカの民生レベルの改善、アフリカ経済の多 角的発展に寄与するだけでなく、中国経済・社会の発展、 南南協力の促進、世界経済の均衡的発展に寄与するとし、 三部構成(注7)で具体的な援助状況を紹介している。

5. 2010年の大規模援助コミットメント

2010年9月、国連MDGs閣僚級非公式会合にて、温家宝 総理が、2011~2015年の発展途上国支援6項目(注8)を発 表した。同年11月、中国ーポルトガル語圏経済貿易協力

注1:2011年対外援助白書および2013年商務年鑑

注2:その他、平等互恵・共同発展、能力相応の援助、時代と共に改革・革新の基本原則がある。

注3:2009年末までの援助総額は2562.9億元(無償援助1062億元、無利子借款765.4億元、優遇借款735.5億元)。無償援助は、主に病院、学校建設等の中 小規模プロジェクトや人材育成、技術協力、緊急人道支援等に使用される。無利子借款は、主に公共施設整備等に使用される。優遇借款は、大・中 規模インフラ整備や設備供与等に使用されており、2009年までに76の国家に325のプロジェクトを実施、うち61%はインフラ整備、8.9%はエネルギー・ 資源開発に使用されている。また、2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、無償資金協力に重点が置かれる 方向。

注4:フルセット型プロジェクトはプロジェクトの設計から施工まですべてまたは一部の建設工程の責任を中国側が負い、全部または一部の設備、建築材料 の提供、および技術者派遣による施工、生産等の指導等を中国側が請け負う中国の最も主要な援助方式。

注5:2011年9月7日に北京にて行われた商務部対外援助司の講演によると、今後は、LDCsや島嶼諸国に重点が置かれる方向。

注6:①投資・融資、②人材育成・医療等開発援助、③アフリカ統合、④民間友好、⑤平和・安定

注7:①前文、②本文(i 貿易の持続可能な発展の促進、ii 投融資協力レベルの向上、iii 農業・食糧安全協力の強化、ivインフラ設備支援、 v 民生・キャパ シティ向上、vi多国間枠組み協力の促進)、③後書き

フォーラム第3回閣僚級会議にて、温家宝総理が、同 フォーラムへのアジア・アフリカ地域参加国に対する支 援6項目(注9)(2010~2013年)を発表した。

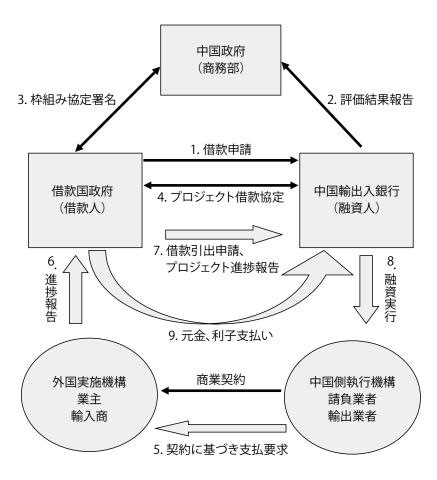
6. 対外援助に係る国際協力

二国間援助が主であるが、南南協力のフレームの下、 三角協力も推進^(注10)。商務年鑑には、国連開発計画 (UNDP) や世界銀行、ニュージーランド、米国との間で 三角協力を実施している旨記述がある。

実施体制(注11)

- (イ) 対外援助は、商務部(対外援助司)が主管しており、 外交部、財政部、中国輸出入銀行と協議しながら、国 別援助計画や資金計画等を作成。その他の中央部門も 一部の専門性の強い援助事業に参加している。2008年 に設立された商務部・外交部・財政部等関係機関によ る部門間連絡機構が、2011年2月に部門間調整機構へ 昇格した。
- 回 無償援助、無利子援助は、国家財政より支出され、 優遇借款については、中国輸出入銀行(国務院直属機 関)を通じて実施される。

対外援助優遇借款のフローチャート



(中国輸出入銀行ホームページより)

注8:①民生プロジェクトの推進(200の学校建設、200のクリーンエネルギー・環境プロジェクト、100の病院に機材・薬品提供、3000名の医療専門家派遣、 世界エイズ・結核・マラリア対策基金に1400万ドルの支援等)、②LDCsに対する債務免除、③金融協力(優遇借款、優遇バイヤーズクレジットの提供)、 ④貿易関係の開拓・発展(対中輸出ゼロ関税品目および対象国の拡大、国内企業の開発途上国への投資支援)、③農業分野での協力(3000名の農業 専門家・技術者の派遣、5000名の研修生受入れ等)、⑥人材育成(8万名の人材育成等)。

注9:①基金創設、②16億元の優遇借款、③農業分野での支援、④1500名の政府職員・技術者への研修、⑤1000名分の中国留学奨学金、⑥医療設備等供与。 注10:中国対外援助白書より。

注11:中国対外援助白書より。

30 ハンガリー(Hungary)

援助政策等

1. 基本方針

ハンガリーは国際開発協力の実施を自国の外交政策上不可欠な部分ととらえるほか、欧州連合の一員であるため開発途上国を支援するドナー・コミュニティの責任も共有している。2000年に国連で採択されたミレニアム開発目標(MDGs)の達成、貧困の根絶、支援対象国での人権に基づく民主主義体制の確立といった世界的な支援の取組への貢献を約束している。

なお現在、外務省は新しい中期国際開発協力戦略 (2014年~2020年) を策定しているところである。

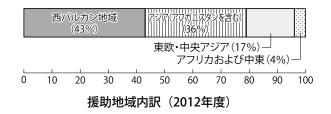
2. 援助規模

援助形態の内訳は、欧州連合、国際連合および世界銀行等に提供される多国間援助が77%、二国間援助が23%を占める(政府開発援助(ODA)実績額は以下の表参照)。

	2010年	2011年	対前年比
ドル (単位:百万ドル)	114.34	139.73	22.1%
ODA/GNI (国民総所得)	0.09%	0.11%	22.2%

3. 援助地域

2011年の主な二国間援助対象国は、セルビア、コソボ、モルドバ、ウクライナ、ベトナム、ケニア、アフガニスタンであり、地域別の内訳は以下のとおりである(以下の表参照)。



4. 援助分野

2011年、ハンガリーは比較優位分野である教育、水関連、公衆衛生、農業および環境保護等の分野でプロジェクトを実施し、多くのプロジェクトで相手国の国家行政機関や地方自治体に技術提供をしている。

ハンガリーは国際開発協力の一環として政治的・経済的移行プロセスで得られた経験の共有を行っていることが特徴である。欧州連合へ加盟したプロセスに関連する経験を西バルカン諸国および東欧諸国に提供し、民主主義へ移行した際の経験を北アフリカ諸国に提供している。またハンガリーは、水資源管理、河川流域管理、水の保護およびコンサルタントといった水関連問題への取組も国際開発協力で取り扱っている。教育分野での協力では、農業、農村開発およびバイオテクノロジー等の分野で開発途上国の5,000名以上の学生に対して奨学金を提供している。

実施体制

1. 実施機関

ハンガリーは独自の国際開発援助実施機関を持っていない。そのため各省庁、大使館およびNGO等、民間セクターがプロジェクトを実施しており、外務省国際開発協力局および人道援助局が国際開発協力の政策の企画立案および省庁間調整を担当している。

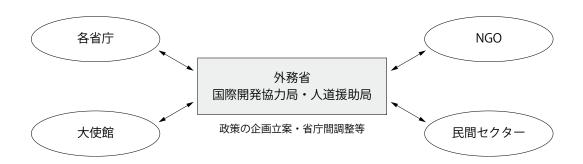
また外務省は、国際開発協力の担当者に対して過去数年間のハンガリーの国際開発政策、最新の欧州連合の開発課題および省庁間の協力に関する情報を提供するほか、特定の問題を取り扱うセミナーを毎年開催している。

2. NGO

国際開発協力へのNGOの参加は、予算使用を管理する 外務省令により可能である。NGOは政府予算関連法およ び公共支出の透明性に関する法律を遵守しなければなら ない。

● ホームページ

 http://www.kormany.hu/hu/dok?source=4&type=402 &year=2011#!DocumentBrowse



31 インド(India)

援助政策等

1. 基本政策

開発援助は、インド独立の翌年にブータンに対して供 与されて以来、外交関係強化において主要な役割を果た すものとして位置付けられている。2012年度の修正予算 では、547億ルピー(約930億円)が外国への経済協力と して計上され、うち、363億ルピーが無償資金協力、184 億ルピーが有償資金協力となっている(別添参照)。援助 国・地域の選定にあたっては近隣諸国が重視されており、 ブータン、アフガニスタン、スリランカ、バングラデシュ、 ネパール、ミャンマー、モルディブ等近隣諸国に対して 援助額の約89%が供与され、その他の約11%はアフリカ 諸国、中央アジア諸国、中南米諸国等の地域を対象に供 与されている。最近はアフリカ諸国向けが増加傾向を見 せている。最大の援助対象国はブータンであり、2012年 度には全援助額の約62%を占める341億ルピー(うち無償 資金協力約157億ルピー、有償資金協力約184億ルピー) が対ブータン援助に支出され、インドはブータンにとっ て最大の二国間援助供与国となっている。

2. 開発援助内容

- (1) クレジットライン (LoC)
 - ・従来は財務省より直接に財政援助をしていたが、 2004年から政策変更し、政府の指示によりインド輸 出入銀行(EXIM Bank: Export Import Bank of India) を通じてクレジットラインの供与を行うこととした。 この政策は、IDEA (Indian Development and Economic Assistance) スキームと呼ばれ、2010年度から2014 年度までの延長が内閣の委員会で承認されている。 現在、ここ10年以上で92億米ドルが164のクレジットラインとして供与されている。53億米ドルがアフリカ諸国向けである。
- (2) 近隣諸国やアフリカ諸国等への開発事業支援
 - ・アフガニスタンの復興やミャンマーへの国境地帯に 関する支援、ネパールやスリランカへの支援などが 無償支援として行われている。アフガニスタン向け には、ダムの再建や国会議事堂の一部の建設、医療 や薬品の供給、病院の支援、農業大学の支援、鉱業 研究所の創設やバスやコンピュータの提供が行われ た。このほか、教育と能力開発も対象となった。ミャ ンマー向けにはインドとミャンマーの港湾をつなぐ

交通計画など道路事業が挙げられる。その他、病院や農業調査や教育の拠点づくりなどがある。ネパール向けで重要なのは国境の道路建設や鉄道、国境チェックポストの建設である。スリランカ向けは、同国の優先度に応じて実施され、港湾開発や文化センター建設、寺院再建、国際仏教博物館のインドギャラリーの創設や病院建設がある。

・アフリカ向けはここ10年で力を入れるようになり、 近年はマラウイ、ボツワナ、ナミビア、タンザニア に教育と衛生分野で無償支援している。インド・ア フリカ・フォーラム・サミット(IAFS)の枠組みの 下で、ジンバブエなど5か国に農村技術園事業を通 じて能力開発プログラムを提供している。

(注:農村技術園事業 http://www.nird.org.in/ RuralTechnologyPark/RTP%20About.html)

- (3) 技術協力
 - 技術協力は、ITEC (Indian Technical and Economic Cooperation) プログラムとその姉妹プログラムで あるSCAAP (Special Commonwealth Assistance for Africa Programme) により構成される。
 - ・2012年度は、発展途上国161か国とパートナー関係 を結び、280の研修コースに年間8,000人以上の研修 生をインド国内に受け入れ、財政と会計、会計検査、 銀行業務、教育、計画・行政、議会研究、犯罪記録、 織物、地方電化、工具設計、眼科機器、地域開発、 中小企業・企業家開発等の研修を実施している。ま た、軍関係者研修(1,500名の受入れ)も実施してい る。研修受入機関となっているのは中央政府や州政 府、民間の教育・研究機関ならびに民間企業等47機 関である。
 - ・インド人専門家の国外派遣も実施しており、2012年度には情報技術、会計検査、法律、農業、薬学、統計、人口統計、公共団体行政、織物の分野において、26人のインド人専門家を開発途上国に派遣した。
- (4) 災害援助

自然災害を受けた以下の国々に対し支援を行った。 コンゴ共和国、リビア、バングラデシュ、フィジー、 シリア、ミャンマー

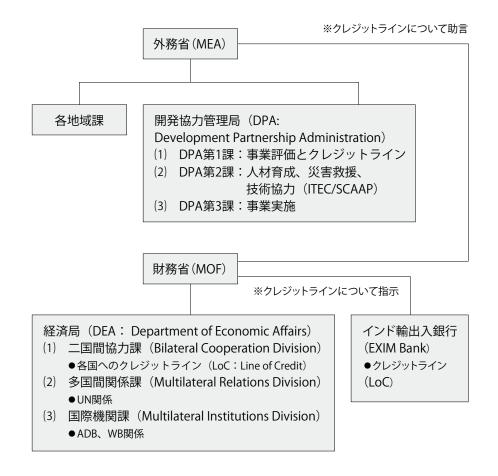
実施体制

インドは独立後、外務省を通じて開発途上国からの研

修員の受入れ等を行ってきたが、1964年9月に外務省内 に援助の中心的な実施機関である技術協力課が設置さ れ、本格的な技術協力プログラム(ITEC:Indian Technical and Economic Cooperation Programme) が開始された。 2012年1月に援助の透明性・迅速性向上のため外務省開 発協力管理局(DPA)が新設され体制が一新されている。 DPA第1課はクレジットラインとアフリカ諸国における無 償支援、バングラデシュとスリランカでの住宅建設の無 償支援を担当し、DPA第2課は、ITEC/SCAAP等のプログ

ラムを所管している。また、東南アジアと中央アジア、 西アジア、中南米の無償支援事業もDPA第2課である。 人道支援、災害支援とアフガニスタン、モルディブ、ミャ ンマー、ネパール、スリランカ向けの無償支援はDPA第3 課が行っている。

その他に対外援助を担当する主な機関として、財務省 経済局多国間関係課(UNDP等)、同局国際機関課(ADB、 WB関係等)、同局二国間協力課(各国への信用供与(ク レジットライン)) が挙げられる。



インド政府(外務省)による第三国支援

(Ministry of External Affairs, Grants and loans to Foreign Governments)

(単位:千万ルピー)

	(単位:十万ルビ													
	援助形態	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度
バングラ	グラント	4	2.5	2	3.3	51	20	60	6	3.76	3	8.81	280	580
デシュ	ローン	57.42	40	20	18.87	1	0.01							
	総額	61.42	42.5	22	22.17	52	20.01	60	6	3.76	3	8.81	280	580
	グラント	495	567.05	696	768.65	852.71	564.31	683	791.32	1,004.48	1251	1,230.37	1,571.06	1,089
ブータン	ローン	160	214.4	304	280	278.4	35.2	48	414.6	297.5	472	790.99	1,838.00	1,468.5
	総額	655	781.45	1,000	1,048.65	1,131.11	599.51	731	1,205.92	1,301.98	1,723	2,021.36	3,409.06	2,558
	グラント	60.25	78.99	60	66.17	66	210	100	113	150	150	191.15	270	380
ネパール	ローン	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01								
	総額	60.26	79	60.01	66.18	66.01	210	100	113	150	150	191.15	270	380
	グラント	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	290	500
スリランカ	ローン													
	総額	17.25	5	15	15.3	25	28.02	28	30	80	90	181.94	290	500
	グラント	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	4.7	3.5	11	37.39	30	30
モルディブ	ローン								500			248.3		
	総額	8.8	5	3	3.2	13.2	6	19.5	504.7	3.5	11	285.69	30	30
	グラント	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	125	450
ミャンマー	ローン													
	総額	16.78	5.5	4	6.21	22	44.57	20	35	55	90	67.4	125	450
 アフガニ	グラント							434	418.5	287	310	326.61	491.16	648.24
スタン	ローン													
	総額							434	418.5	287	310	326.61	491.16	648.24
	グラント									125	0	2.02	1	2.5
モンゴル	ローン													
	総額							0	0	125	0	2.02	1	2.5
 アフリカ	グラント	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	237.5	300
	ローン													
	総額	7.7	8	71.62	106.84	60.98	20	50	95	125	150	114.26	237.5	300
中央	グラント	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	30	40
アジア	ローン													
諸国	総額	5	4	5.29	8.5	9	17	20	18.82	20	30	29.47	30	40
 中南米	グラント							1.53	2	2	4	0.02	27.61	30
諸国	ローン													
	総額							1.53	2	2	4	0.02	27.61	30
その他の	グラント	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30	61.38
途上国	ローン													
	総額	114.94	252.71	172.05	348.22	494.83	591.63	240.08	50.95	36.55	34.35	25.47	30	61.38
	グラント								164.8	169	322	215.81	250.63	1,387.38
その他	ローン													
	総額								164.8	169	322	215.81	250.63	1,387.38
	グラント	729.72	928.75	1,028.96	1,326.39	1,594.72	1,501.53	1,656.11	1,730.09	2,061.29	2,445.35	2430.72	3633.93	5498.50
総額	ローン	217.43	254.41	324.01	298.88	279.41	35.21	48	914.6	297.5	472	1039.29	1838.00	1468.50
	総額	947.15	1,183.16	1,352.97	1,625.27	1,874.13	1,536.74	1,704.11	2,644.69	2,358.79	2,917.35	3,470.01	5471.93	6967.00

出典:GOI, Expenditure Budget, various Years * 2001年度から2010年度までと2012年度は修正見積予算額、2011年度は実績額、2013年度は予算額(2011年度分から実績額が 発表されるようになった)。

インドネシア(Indonesia) 32

援助政策等

1. 基本政策

インドネシアの対外援助は、1981年に制定したインドネ シア技術協力プログラム (Indonesian Technical Cooperation Programs: ITCP) に基づく。開発において共通する重要 なニーズと問題に取り組むため、インドネシアの経験を 活かした開発に関する知識、専門的見地からの助言を開 発途上国との間で共有することを目的としている。1982 年以降、同プログラムにより基づき、研修、実習、専門 家の派遣、奨学金等を実施している。これまでアジア、 大洋州、アフリカ、中南米の90か国以上を対象として、 延べ4,000名以上が参加した。

2005年には、開発における開発途上国間の協力である 「南南協力」の推進が長期国家開発計画(2005-2025)に 明記された。インドネシアの南南協力は、「インドネシア の国益を競うための外交を強化し、インドネシアの国際 社会における役割を高めるもの。インドネシア固有の開 発コミットメントの継続、地域および国際的統合、各機 関とのあらゆる分野における国際・域内・二国間レベル の協力支援を意味するもの」と定義されており、国際社 会における地位を高めるための有効な外交ツールとして 位置付けられている。なお、従来の援助国と被援助国が 協調して第三国への援助を行う「三角協力」についても、 インドネシアは南南協力のモダリティの一つとして積極 的に活用している。2000年~2010年の間には約4,200万 ドルが南南・三角協力のために支出された。なお、2011 年~2013年の間には約780万ドルが支出される予定と なっている。

インドネシアは、東南アジア唯一のG20メンバーとし て国際社会での役割を拡大してきた。また、インドネシ アは、2012年6月にDACにて承認された釜山ハイレベル フォーラムのフォローアップ枠組であるグローバル・ パートナーシップと2012年7月に立ち上げられたポスト 2015年開発目標(MDGs)のハイレベルパネルの双方で 共同議長を務めている。国際舞台で新興国の立場から援 助協調について国際的なイニシアティブをとるとともに、 国内では「被援助国から援助国へ」の機運が高まってい るといえる。

2. 国家南南・三角協力調整チーム

国家開発企画庁は2010年以降、国家南南・三角協力調整

チーム (Coordination Team on South-South and Triangular Cooperation)を立ち上げ、関係各省とのコーディネーショ ンの下、南南・三角協力を推進している。2011年には同 チームが2011年~2025年の15年間をターゲットとしたイ ンドネシア南南・三角協力グランドデザイン案を起草し ている。同グランドデザインは5年ごとの3つのピリオド に分けられる(以下の表参照)。

インドネシア南南・三角協力グランドデザイン案(2011年~2025年)

第1 ピリオド	2011年~ 2014年	法的枠組みの策定等によりインド ネシアの南南・三角協力の基盤を 強化
第2 ピリオド	2015年~ 2019年	南南・三角協力のための制度を強化、NGOを含む非政府組織との関与を強化することでインドネシアの南南・三角協力を拡大
第3 ピリオド	2020年~ 2025年	第2ピリオドから継続して非政府 組織との関与のさらなる発展を目 指す

実施体制

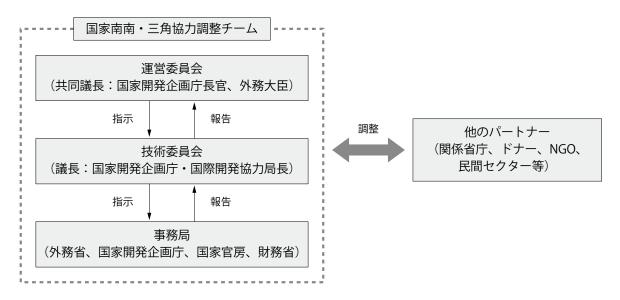
国家南南・三角協力調整チームは、以下に記述する「運 営委員会」、「技術委員会」、「事務局」の3つの組織から構 成される。

- (1) 「運営委員会」(国家開発企画庁長官および外務大臣 を共同議長、国家開発企画庁副大臣および外務副大 臣を副議長とし、関係省庁の総局長クラスおよび民 間セクターの代表を構成員とする)
- (2) 「技術委員会」(国家開発企画庁国際開発協力局長を 議長、外務省社会文化・途上国国際機関局長、国家 官房技術協力局長、国家開発企画庁多国間海外資金 局長、外務省技術協力局長、国家開発企画庁政治・ コミュニケーション局長、財務省地域・二国間政策 次長を共同議長とし、関係省庁などの局長クラスお よび民間セクターを構成員とする)
- (3) 「事務局」

運営委員会は技術委員会に対して、技術委員会は事務 局に対して指示を行い、技術委員会は運営委員会に対し て、事務局は技術委員会に対して報告を行う体制となっ ている。3つの組織は、関係省庁やドナー(援助国)等の 関連機関と協力して南南・三角協力を実施する体制と なっている。

● ホームページ

- Indonesia South-South and Triangular Cooperation: http://www.ssc-indonesia.org/
- Indonesia South-South Technical Cooperation: http://isstc.setneg.go.id/



マレーシア (Malaysia) 33

援助政策等

マレーシア政府は、1980年9月にニューデリーで開催さ れた「アジア大洋州地域英連邦首脳会議(Commonwealth Heads of Government Meeting)」において、マレーシア にとり南南協力へのかかわりが重要であることを表明し たのを契機として、マレーシア技術協力プログラム (Malaysia Technical Cooperation Programme: MTCP) を 立ち上げ、南南協力を開始した。

1. マレーシア技術協力プログラム (MTCP)

マレーシア政府は、経済発展には人的資源の開発が不 可欠という哲学の下で、技術協力・人材育成に焦点を絞っ た開発支援としてMTCPを実施している。MTCPには以下 の5種類のスキームがある。

- (1) 短期研修コース
- (2) 長期研修コース(マレーシアの国立大学修士課程へ の受入れ)
- (3) 専門家、コンサルタント派遣
- (4) スタディー・ビジット(マレーシアを訪れ、開発に 資する視察等を行いたいという被援助国の要請に応じ て実施)
- (5) 経済社会開発プロジェクト支援(被援助国の要請に 応じて実施)

2. 援助対象国

援助対象国は「政治」、「経済」、「人道支援」の3つの観 点から決定される。「政治」の観点からは、現在の外交政 策の優先分野に沿って、ASEAN諸国、イスラム諸国会議 機構(OIC)加盟国が、「経済」の観点からは、マレーシ アにとって市場開拓につながる貿易投資のパートナー国 が、「人道支援」の観点からは、自然災害の被災地や紛争 地域が、援助の対象国として選ばれる。

現在、被援助国の約60%はアジア諸国、約25%はアフ リカ諸国、約6%はCIS諸国^(注1)および東欧諸国、約6%は 大洋州諸国である。これまでに140か国から25,000名以 上の参加者がMTCPの提供する様々な研修に参加してい る。

3. 案件形成に至るまでの流れ

マレーシア政府の南南協力には、法的枠組みや長期的・ 短期的行動計画はなく、MTCPは上記援助対象国の選定 条件に照らし援助国の要請または研修実施機関の提案を 踏まえて形成される。また国策として掲げられている理 念である「開かれた地域主義 (Open Regionalism)」、「地 域内の平和」、「総体的繁栄」に沿うものおよびマレーシ アを2020年までに先進国にするための経済変革プログラ ム(Economic Transformation Programme:ETP)の重点 12産業分野にとって利益のあるプログラムが優先される (重点12産業分野:ガス・オイル・エネルギー、パーム オイル、金融、観光、ビジネス・サービス、電気電子機器、 卸売り・小売り、教育、ヘルス・ケア、通信・インフラ、 農業、クアラルンプール開発)。年次報告等はなく、予算 額は公表されていない。

4. 三角協力

マレーシア政府は二国間技術協力のほかに、日本政府、 オーストラリア政府、国連開発計画(UNDP) および ÜNESCOと共に、MTCPの下で第三国に技術協力を行う三 角協力(Third Country Technical Programme:TCTP)を 実施している。日本政府とは1983年よりTCTPを実施して おり、2002年からは予算負担比が50:50(イコール・パー トナーシップ)となっている。2013年は、経済開発、中 小企業育成、感染症対策、生物多様性、税関等の分野で、 ASEAN諸国、アフリカ、中東(パレスチナ)等を対象に 技術支援を行っている。

NGOとの協力プログラムは少なく、医療・防災活動を 行うNGOであるマーシー・マレーシアと過去に共同で短 期研修コースを実施した。

実施体制

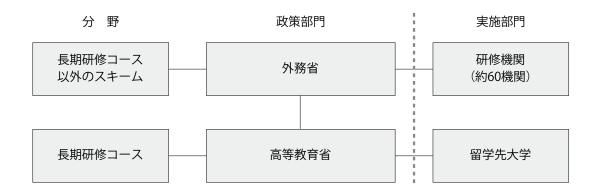
援助開始から約30年間、長期研修コース以外のMTCP は首相府経済企画院 (Economic Planning Unit) が主管し ていたが、2010年1月1日付で、長期研修コース以外の MTCPの主管が外務省に移管された。これは外交政策と 政府開発援助政策の一貫性を確保するという目的に基づ くものである。現在は外務省の下で約60の研修機関が研 修員の受入れを実施している。一方、長期研修コースは

注1:CIS (Commonwealth of Independent States)諸国とは、旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国の協力の ための調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退(現在10か国が加盟)。

高等教育省が所掌している。援助のための海外事務所は 無いが、在外公館が窓口となり被援助国からの研修生の 募集を行うなど海外事務所としての機能を果たしている。

● ホームページ

MTCP: http://mtcp.kln.gov.my/



34 メキシコ (Mexico)

援助政策等

1. 外交政策と政府開発援助政策との関係

メキシコは依然として様々な開発課題を抱える国であり、現在も様々な機関(先進国および国際機関)から援助を受けている。一方、中南米の大国として、中南米・カリブ地域において持続可能な発展を支援するための国際協力も行っている。チリ、ブラジル、インド等とは南南協力を行っている。

2. 援助改革の基本法、基本方針

援助改革の基本法として、「開発のための国際協力法(Ley de cooperacion Internacional para el Desarrollo)」(以下、基本法)が定められている。基本法にはメキシコの優先課題が記されている。持続的な社会の発展や福祉の向上を目的として以下の11の国際協力分野に分かれている。すなわち①貧困対策、②防災、③差別対策、④社会的疎外対策、⑤教育・文化、⑥環境と気候変動、②科学技術、⑧公共の安全、⑨健康、⑩男女平等と人権、⑪透明性と説明責任、である。このうち⑩、⑪は、ほかの①~⑨すべてに係る事項である。

実施体制

1. 実施機関

メキシコ政府の国際援助を行う主体である国際協力開発庁(AMEXCID)は外務省の一部であり、2011年9月28日施行の基本法によって設立された。2013年11月に行われたAMEXCIDの組織再編に伴い、協力局庁には、計画総局、国際開発総局、メソアメリカ・カリブ総局、文化・観光促進総局および経済協力・促進総局の5局、および長官直轄の長官補佐室と管理調整室が設置された。今年度の予算および定員等は正式には決定されていない。

またNGOとの関係法規として「市民社会団体の活動を 促進するための連邦法」が存在するが、活用状況につい ての情報はない。

2. 国際協力開発庁(AMEXCID)

AMEXCIDの活動指針は基本法に基づく。本法律によりメキシコにおける開発援助の国家体制が確立した。AMEXCIDは以下の3つの機関から構成される。

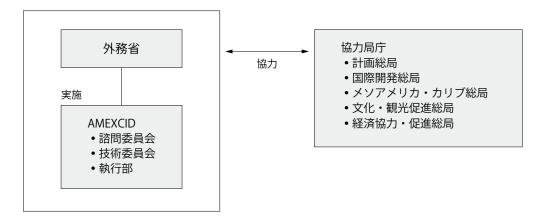
(1) 諮問委員会:開発のための国際協力プログラム策定に対する主要な権限を有する。最終的な国際協力プログラム策定の責任は外務省にあり、基本法の第15条で定めている機関(以下参照)のそれぞれの代表者で構成される。第15条が定めている機関が実施機関となり、調整メカニズムは諮問委員会で行われる。

〔基本法第15条が定める機関〕: 内務省、国防省、海軍省、大蔵公債省、社会開発省、環境天然資源省、エネルギー省、経済省、農牧省、通信運輸省、公共行政省、教育省、厚生省、労働社会保障省、農地改革省、観光省、国家科学審議会、国家芸術審議会、先住民族開発のための国家委員会

- (2) 技術委員会と資金運用:資金運用に関しては基本法の第38条に記載されている。技術委員会は外務省代表、大蔵公債省代表、AMEXCID代表によって構成される。連邦予算より割り当てられた国家国際協力委基金の管理、海外政府、国際機関、州政府、市政府からの資金および物資の援助管理を行っている。
- (3) 執行部:外務省より指名された執行部代表が最高責任者となり、執行部代表はAMEXCIDの管理運営および法律と外務省の内部規則に記された権限と責任を行使する。執行部代表は、諮問委員会に参加し意見を述べることは可能だが投票権はない。

● ホームページ

 国際協力開発庁(AMEXCID):
 http://www.amexcid.gob.mx/index.php (年次報告書の閲覧可能)



35 フィリピン(Philippines)

援助政策等

災害リスク管理、女性の地位向上、稲作研究(フィリピンには国際機関「国際稲研究所(IRRI)」の本部がある)、製品の品質向上、環境保護等の分野においてフィリピンは比較優位にある。そのため、これらの分野においてアジア・アフリカ諸国からの研修生受入れや専門家の派遣を実施している。

フィリピンは先進国に比べると、後発開発途上国(LDC 諸国)と発展段階が近いことから、フィリピン専門家が 実施する研修の方が先進国の実施する研修よりもLDC諸 国にとっては受け入れやすい側面がある。フィリピン政 府が南南協力に充当している予算規模は小さいため、移 動に必要な経費が比較的少額で済むアジアの近隣諸国に 対する支援が中心となっている。

近年に行われた協力の事例としては、1. パラワン州におけるエコ・ツーリズムに関する研修、2. イロコス・スール州ビガン市における文化遺産を活かした観光に関する研修、3. 商品の包装とマーケティングに関する研修などが挙げられ、アジア・アフリカ各国からの研修生を受け入れている。今後は食品加工に係る研修を、主に太平洋

島嶼国を対象に行うことを検討している。

また、南南協力の推進に当たってJICAや国連の資金を活用した事業も多く実施されているほか、2012年6月には世界経済の安定に貢献するため、IMFに対する10億ドルの出資を決定している。

実施体制

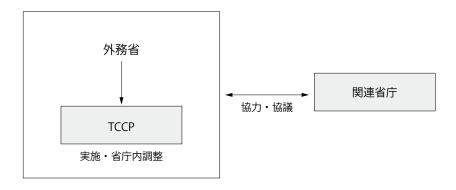
1992年に発出された行政命令に基づき、外務省にフィリピン技術協力委員会(TCCP)が設置された。TCCPが国内省庁の人材を活用してLDC諸国に対する南南協力を推進している。TCCPが議長となり、年に1回、国家経済開発庁(副議長)、農業省、貿易産業省、科学技術省、環境天然資源省といった研修のノウハウや専門家を有する省庁と共に協力の具体的な計画を推薦・協議している。

フィリピン政府による技術協力に係る承認予算額

(単位:千ペソ)

		2010年	2011年	2012年	2013年
合	計	5,390	3,244	3,404	2,800

出典:フィリピン外務省資料 * 1ペソ=約2.28円(2013年8月時点)



36 南アフリカ(Republic of South Africa)

援助政策等

1. 基本政策

2001年に制定された「アフリカン・ルネサンス国際協力基金法」に基づいて、「アフリカン・ルネサンス国際協力基金」が外務省(当時、現在の国際関係・協力省)内に設置された。同基金の主な目的は、経済協力を通じた南アフリカとその他諸国との外交関係強化。優先分野は、①南アフリカとその他諸国(特に、アフリカ諸国)との協力関係の強化、②民主主義とグッド・ガバナンスの促進、③紛争の予防と解決、④社会経済開発と統合、⑤人道支援、⑥人材育成の6分野。近年の支出額は、下記の表に示す。

	支出額(万ランド)
2005年度	5,990(約7億円)
2006年度	39,240(約47億円)
2007年度	35,217(約42億円)
2008年度	47,600(約57億円)
2009年度	33,100(約40億円)
2010年度	400(約4400万円)
2011年度	27,063(約30億円)
2012年度	107,030(約120億円)

有償資金協力および無償資金協力のスキームがあるが、現在のところ無償資金協力の活用が大半となっている。

2.2012年度の支援分野

・紛争予防および紛争解決(16.3百万ランド)

- ・社会経済開発および統合(321百万ランド)
- ・人道支援(576百万ランド)
- ・人材育成(155百万ランド)

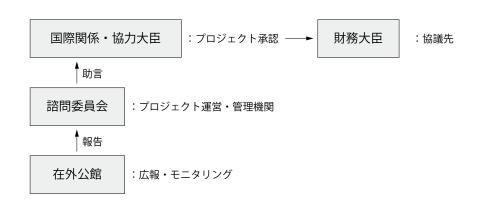
実施体制

国際関係・協力省次官(ないし代理)、同省大臣が任命した省員3名、財務大臣が任命した財務省員2名からなる諮問委員会(Advisory Committee)が、同基金を運営・管理している。国際関係・協力大臣が、財務大臣と協議しつつ、個別プロジェクトの承認の可否を採択する。また、諮問委員会は、プロジェクト承認の検討に際して助言を行っている。採択されたプロジェクトについては、国際約束となるMOUを被援助国との間で締結する。

在外公館は、透明性確保のため政策広報に加え、定期 的なプロジェクト・サイト視察や財務報告等プロジェク ト関連報告書の取り付けを通じたモニタリング業務を主 に実施している。

同基金の年次報告は会計監査員により会計年度末に作成され、年央に国際関係・協力省ホームページ(http://www.dirco.gov.za)上で発表される。

今後のさらなる支援拡大および被援助国から援助国への転身の加速化のため、国際関係・協力省では、援助実施機関となる南アフリカパートナーシップ庁(South Africa Development Partnership Agency)の新設に向けて準備中である。



ロシア(Russia) 37

援助政策等

1. 援助政策の変遷

ロシアは、ソ連時代から特にアフリカ諸国との関係構 築のために資金援助等の支援を実施していたが、ソ連邦 解体を機に対外援助が一時停止された。ロシア連邦と なってからの援助の規模は小さいものであったが、2000 年代に入ると国内の好調な経済情勢を背景にして国際的 な役割強化へ関心が徐々に高まり、援助額も増加した。 2003年~2005年には約1億ドルであった開発援助額が、 2007年~2008年には2億1,000万~2億2,000万ドルにまで 増額した。この背景には、2006年にロシアが初のG8議長 国となり国際的な責務を担うようになったことがある。 2009年には7億8,500万ドルに達した開発援助予算は、 2010年の経済危機により援助向け歳出が削減されたため 4億7,000万ドルにまで落ち込んだが、2011年には5億 1,390万ドルにまで回復し、2012年の援助総額は4億5,878 万ドルであった。

2. 基本政策

ロシアの開発援助は、ロシア財務省および外務省が中 心となってとりまとめ、2007年6月にプーチン大統領(当 時)によって承認された開発援助の基本戦略文書(開発 援助コンセプトペーパー)に基づき実施されている。同 コンセプトペーパーでは国際開発援助額は長期的にGDP 比0.7%以上を目指すと明記され、それとともに、支援実 施のための基本条件、優先対象地域、優先分野について 以下のとおり示された。

(1) 支援実施のための基本条件

ミレニアム開発目標 (MDGs)、ロシア連邦憲法、ロ シア連邦外交コンセプト、ロシア連邦国家安全保障コ ンセプトに合致していること。また、被援助国の開発 ニーズと整合性を有すること。

(2) 優先対象地域

CIS諸国(注1)を、政治・経済的な関係・影響力強化の 観点から特に重視している。またアジア・太平洋地域 については、アジア太平洋地域の統合に向けた枠組み

への参加を積極的に進め、最貧国への支援をはじめと するあらゆる分野でアジア諸国とのパートナー関係を 発展させるとしている。また、国際的な公約に従い、 サブサハラ・アフリカや中南米支援も重視するとして いる。

(3) 優先分野

援助内容としては、エネルギー安全保障、感染症対 策(注2)、被援助国の制度整備、教育システム、人材開 発が中心となっている(その他はテロ対策、環境保全、 紛争の早期解決支援等)(注3)。

3. 開発援助委員会(DAC)との関わり

2007年以来、ロシアは経済協力開発機構(OECD)の 加盟に向けて交渉中である。現在ロシアはOECD開発援 助委員会(DAC)に加盟していないが^(注4)、2010年以降、 財務省がロシアの援助実績についてOECDへの報告を開 始している。

ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助 (ODA) の定義に必ずしも合致していないため、ロシアに おいては「国際開発協力」という、より広義な用語が使 われている。援助実績の詳細な内訳は不明であるが、ロ シア財務省によれば援助の主要部分は贈与である。

4. 援助政策における特徴

ロシアでは、具体的な援助実施に当たっては豊富な経 験を有した仲介者の存在が重要との考えの下で、伝統的 に多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし今 後は二国間協力をベースに被援助国の経済発展にもコ ミットしていくとの姿勢が現れはじめている。

2010年~2012年までの援助総額の内訳は、6割が二国 間援助、4割が多国間援助(感染症対策等特定課題に対 する国際機関への拠出金)である。現時点での二国間援 助の大部分が人道支援とされており、たとえばシリアに 対して国連を介した多国間援助を実施していない代わり に二国間援助の枠内で布や医薬品を供与している。

多国間援助の具体例としては、WHOとの協力の下で、

注1:CIS(Commonwealth of Independent States)。旧ソ連空間の一体性を守ることを指向しつつ、権利平等の原則に基づく旧ソ連諸国が協力し合うため の調整を目的として創設された独立国家共同体。2005年にトルクメニスタンが準加盟国となり、2009年にはグルジアが脱退した(現在10か国が加盟)。

注2:2010年にロシアは、途上国における保健部門の改善のために8,000万ドル以上を拠出。ニカラグア、ケニア、イエメン、コンゴ民主共和国、ガイアナ にワクチン資金支援を実施。

注3:その他の取組として、食料安全保障分野において、2010年にアフリカでの農業専門家訓練、技術および種子の提供で9,820万ドルを拠出している。

注4:ロシアはDACにオブザーバーとして参加していた時期がある。2008年にDAC加盟国とDAC非加盟国である新興ドナーの連携強化を図るための会合が 開催され、日本(DAC加盟国代表)とロシア(DAC非加盟国代表)が共同議長を務めた。現在ロシアはオブザーバーの資格を有していない。

2012年10月にタジキスタンに対して100万ドル規模のジフテリアのワクチン接種を実施した。また、ユーラシア経済共同体の枠組みによる「危機対策基金」(総額100億ドル)に対して75億ドルの拠出を2009年2月に表明した^(注5)。これらの協力案件の背景には、旧ソ連各国間の経済および政治的な「統合関係の強化」のために、援助ツールを有効に活用することも狙いにあると見られる。

実施体制

1. 実施体制

開発援助に関する決定は、財務省および外務省の提言に基づき、個別案件ごとに関係する行政機関(保健省、連邦消費者権利保護・福祉監督庁、教育科学省、民間防衛・非常事態・災害復旧省など)の協力の下で、政府(首相府)によって採択・実施される。財務省は国際機関を通じた多国間援助を重視する一方、外務省は援助を外交の手段と位置付け、二国間援助を重視する傾向がある。両省は、所期の目的が達成されていないと判断された援助案件を中止するよう首相府に提案することができる。

2. ロシア協力庁

2008年9月に援助の統括的な組織として、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁(ロシア協力庁)が大統領令にもとづき設置された。ロシア協力庁はCIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援に従事している(注6)。また2012年5月7日付大統領令においてロシア協力庁の資金および人材能力の強化

が謳われ、国際開発援助の実施体制の構築プロセスの中で、同庁への新たな権限付与に係る作業が開始された。2013年5月8日付大統領令によって、ロシア協力庁が開発援助コンセプトペーパーの改訂版を2013年末までに準備することとされている。

3. 開発援助における組織間連携

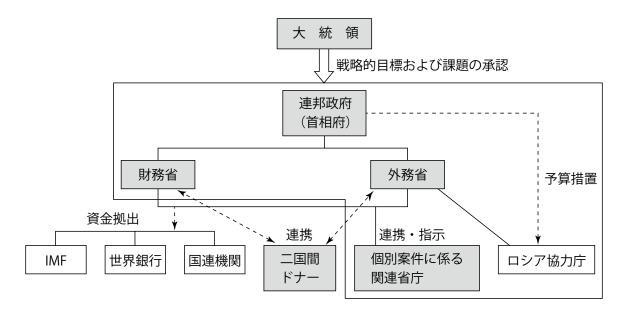
ロシアのODAにおける非政府組織の重要性は限定的である。既出のコンセプトペーパーに定められた施策実現用の資金は、連邦予算のほか、民間セクターやNGOからも拠出されているが、政府の方針としては援助実施に際するNGOとの協力はあくまで必要に応じた場合に行う、との記述にとどまる。一方で、NGOとの協力のあり方については現在ロシア政府内でも議論されている。上記2013年5月8日付大統領令では、ロシア協力庁が「科学、教育、文化、経済、情報、その他の人道分野において、ロシアのNPO/NGO等と協力」していく方針が掲げられているほか、ŪNĪIČĒFの所掌である母子保健分野で活動する一連のNGOと政府が連携する可能性が挙げられる。同分野では市民に対して寄付金を通じた支援に関する情報提供がはじめられている。

● ホームページ

- ・ロシア連邦財務省:http://www.minfin.ru・ロシア連邦外務省:http://www.ln.mid.ru
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁: http://rs.gov.ru

注5:2010年6月に同基金で初めてタジキスタンに対する社会セクター予算支援のため、7,000万ドルの融資が承諾された(償還期限20年、金利1%の条件でユーラシア開発銀行が運用)。

注6:本部職員数219名。在外事務所は77か国にあり、科学·文化センター59、同センターの付属施設8、在外公館に併設された代表部18を有する。予算は 外務省経由ではなく、連邦予算から直接手当てされる。



38 サウジアラビア(Saudi Arabia)

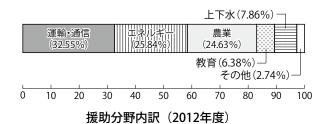
援助政策等

サウジアラビアは、メッカとメディナのイスラム教二大聖地を擁するアラブ・イスラム諸国の盟主として、また、世界最大の産油国という立場を活かして、アラブ・イスラム諸国のみならず広くアジア・アフリカ諸国に援助を実施している。これらの政府開発援助(ODA)は、借款または無償資金協力として行われている。また二国間援助に加え、イスラム開発銀行やOPEC国際開発基金、アラブ経済社会開発基金、アフリカ開発基金といった各種国際機関や国際基金への資金拠出を通じた多国間援助も実施されている。2011年の援助額は二国間援助が約48億ドル(うち有償約6億ドル)、多国間援助が約3億ドル、合計約51億ドルとなっている。

サウジ開発基金 (Saudi Fund for Development: SFD (注1) は、二国間借款事業等を実施しており、2012年度における借款実績は以下のとおりである。なお、2011年度の借款実績と比較すると、借款総額で72%増(4億7,200万ドル増)となっているほか、地域別ではアフリカ諸国への借款額が3.8倍となっている。これに対し、アジア地域への借款額は60%減となっている。

SFDによる援助実施国、事業、借款額(2012年度)

	援助実施国	事業	援助額(百万ドル)
アフリカ	13か国: (モロッコ、ベナン、ザンビア、マラウイ、モザン ビーク、レソト、モーリタニア、チュニジア、スーダン、ルワンダ、ガーナ、エジプト、ジブチ)	発電所、天然ガス パイプライン、医療、穀物保管サイ	934
アジア	3か国: (ベトナム、 スリランカ、バング ラデシュ)	4事業:(道路、発電所)	144
その他	1か国: (ボスニア・ ヘルツェゴビナ)	1事業:(住宅)	18
合 計	17か国	23事業	1,096



2012年度単独のSFDにおける借款額は10億9,600万ドルであった。サウジアラビアがODAを開始した1975年以降の累積貸出件数は518件であり、累積貸出額は106億353万ドルである。なお、SFDによる各プロジェクトへの借款の条件は次のとおりである。

- (1) 各プロジェクトが経済的社会的に実施実現性のある こと
- (2) 資金はサウジリヤル建てで貸与され、返還されること
- (3) 各プロジェクトの援助総額が基金総額の5%以内であること
- (4) 借款額が各プロジェクト総額の50%以内の範囲であること(そのためプロジェクトによっては他機関との協調支援となる)
- (5) 1国当たりの援助総額が基金総額の10%以内であること

実施体制

二国間借款については、サウジアラビアの援助機関であるSFDを通じて行われている。SFDは政府から出資を受けているが、独立した会計を持っており、各国からの要請に基づき財務大臣を理事長とする理事会にて実施案件が決定される。なお、サウジアラビアは研修や専門家派遣等の技術協力は行っていない。

● ホームページ:

・サウジ開発基金(SFD):http://www.sfd.gov.sa/

援助実施体制図

財務省 出資、理事長の派遣 サウジ開発基金 (SFD)

シンガポール(Singapore)

援助政策等

1. 基本方針

シンガポールの援助政策は、研修等の技術協力が大部 分を占める。これにはシンガポールが天然資源や広い国 土を持たずに国づくりを進めるなか国家的課題として人 材育成に重点を置いてきたこと、そして国際社会からの 技術協力によって支えられた建国以来の経緯が背景にあ る。「魚を一匹与えればその人は一日だけ生きられる。し かし魚を捕る方法を教えたら、その人は一生生きられる」 との考えに基づき、1965年の独立以来、独自の研修プロ グラムを実施してきた。1992年には、各種の技術協力プ ログラムを統合し、「シンガポール協力プログラム (Singapore Cooperation Programme: SCP)」を策定した。

2. シンガポール協力プログラム (SCP)

SCPは近年約7,000名の参加者を対象に約300コースを 実施するに至っており、2013年現在でのSCPへの累計参 加者は170か国、80,000名以上にのぼる。対象国は、ア ジア大洋州、アフリカ、中東、東欧、中南米、カリブ諸 国等ほぼすべての開発途上国となっている。

SCPの主な実施態様は、①シンガポール単独での研修事 業、②先進国・国際機関との共催で行う研修事業、③ ÁSEAN地域の後発開発途上国グループであるCLMV諸国(注1) に設置した研修施設を使用したASEAN統合イニシアティ ブ(IAI)プログラム、④開発途上国からの学生をシンガポー ルの主要大学に留学させる奨学金制度、となっている。

3. 日本・シンガポール・パートナーシップ・プログラム (JSPP)

シンガポールが外国や国際機関と協力して実施する SCPの中でも最大の実績を誇るのが、日本との間で実施 している「日本・シンガポール・パートナーシップ・プ ログラム(JSPP)」である。JSPPは主にASEAN地域の人 材育成を目的として1994年より両国共同の技術協力プロ グラムとして開始された。1997年からは両国が経費を折 半することでイコール・パートナーシップへと発展した 「21世紀のための日本・シンガポール・パートナーシッ プ・プログラム(JSPP21)」が展開中である。

JSPP開始以降これまでに326のコースが実施され、延

べ93か国、5,658名の研修員が参加している(2013年3月 現在)。近年は対ASEAN支援にとどまらず中東やアフリカ 地域にも技術協力の対象国を拡大しており、2011年から はアフガニスタンを対象とした汚職対策コース研修を実 施するなど、国際社会全体の課題にも貢献している。 JSPP21は、貿易、情報通信、職業教育といった分野に実 績のあるシンガポールと、日本のリソースとの補完によ る相乗効果に大きな強みを有する。JSPP21での研修が対 象とする分野も、貿易、金融、情報通信、ガバナンス、 運輸、水産、保健医療、職業訓練等、多岐にわたる。

JSPP21では、技術協力の対象地域のニーズに応えると ともに、日本の外交政策との連動性を確保したプログラ ム実施にも取り組んでいる。本年度(2013年度)は引き 続きアフガニスタンを対象とした研修コースを実施する など国際社会全体の課題にも取り組みつつ、ASEAN諸国 (とりわけCLMV諸国) のキャパシティ・ビルディング(能 力構築)を目的とした研修コースを実施することで2015 年のASEAN統合に向けた支援も行っていく予定である。

現在12か国の南南協力供与国と「パートナーシップ・プ ログラム」を締結している日本にとって、JSPP21はその 最初の事例であり、長年にわたる協力により大きな成果を 挙げている。またシンガポール側からも最も成功したパー トナーシップ事業と認識されている。シンガポールはこの 成功に基づき研修事業の協力相手国を徐々に広げており、 昨年は米国との間で共同研修事業を立ち上げた。

実施体制

SCPの計画・運営はシンガポール外務省技術協力局 (TCD) が担っており、局長以下23名体制となっている。 局内は政策課および実施課で構成される。

SCPの特徴として、TCDはプログラムの計画・策定お よび予算手当を担い、実際の研修コース運営については シンガポール国内の政府系・非政府系の各種研修機関を 活用していることが挙げられる。このように専門の研修 機関が研修コースを運営することで、高度な研修を実施 することに成功している。また、研修機関側もSCP専門 の部局を有するなど、TCDと研修機関が一体となって SCPの運営を担っている。

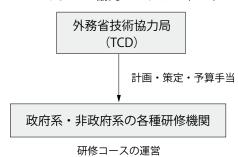
● ホームページ

シンガポール外務省(「シンガポール協力プログラム (SCP)」関連ページ):

http://www.scp.gov.sg/content/scp/index.html

援助実施体制図

シンガポール協力プログラム(SCP)



タイ (Thailand) 40

援助政策等

1. 対外援助の目的

タイ政府の現行政府開発援助(ODA)戦略文書(Strategic Framework for Thailand's ODA 2007~2011) によると、ODA の目的は以下の4点である。

- (1) 開発途上国の持続可能な発展のための能力を向上す ることにより、貧困削減を支援すること
- (2) 社会経済発展のために、地域的な協力関係を強化す ること
- (3) アジア、アフリカ、中南米においてタイが重要な役 割を担えるように、開発のパートナーシップを広げる こと
- (4) タイが教育と研修で国際的にベスト・プラクティス を提供していると認められ、開発協力の中心となるよ う推進すること

2. 重点地域

援助対象国の優先順位は、①CLMV諸国^(注1)(カンボジ ア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)、②外交上の重要国 (チュニジア、トルコ、中国等)、③ポスト・コンフリク ト国(スリランカやアフガニスタン)、④その他の開発途 上国、⑤今後協力関係を構築すべき国、となっており5 年ごとに見直される。

3. 南南協力・三角協力

「タイ政府開発援助報告書2007~08」の中では、「タイ によるすべてのODAは開発途上国の国々の開発を支援 し、貧困を削減するためのものであり、南南協力はタイ ODAの核心である」と記述され、南南協力を積極的に行っ ていく姿勢を示している。

さらに、タイに対する海外諸国からのODAが縮小して いく中で、これまで築いてきたドナー(援助国)との関 係を終わりにするのではなく、三角協力を実施するため 新たな関係を再構築していく考えである。タイのドナー 化に伴って、ドナー化支援の取組がDACによって実施さ れている。

日本との三角協力ではメコン地域やアフリカを対象に、 農業、保健、産業振興等の分野を中心としてJICAによる 第三国研修や技術協力プロジェクトが実施されている。

実施体制

タイ外務省の外局であるタイ国際開発協力機構(TICA) が技術協力を、タイ財務省財政政策局の監督下に置かれ ている政府系機関のタイ周辺諸国経済開発協力機構 (NEDA) が有償資金協力(一部の案件はグラント(贈与) と併用)およびこれに関連した技術協力を担当している。

1. タイ国際開発協力機構 (TICA)

TICAの前身は1963年に首相府の下に設立され、その後 2003年に外務省下に移動した技術・経済協力局(DTEC) である。2004年にDTECが改編され、現在のTICA(職員数 108名: 2012年) となった。 TICAによる技術協力の内容は、 研修、専門家派遣、機材供与、ボランティア派遣等であり、 上述の三角協力も担当している。このほかTICAはODAの とりまとめ組織として、ODA戦略文書の策定、ODA実施 予算の各省庁への配賦、供与機材の調達等を行っている。 2010年~2011年の実績としては、実施件数47件(ラオ ス18件、ベトナム4件、カンボジア3件、ミャンマー6件、 インドネシア1件、東ティモール3件、バングラデシュ1件、 アフガニスタン1件、モンゴル1件、アフリカ地域7件、そ の他2件)、金額合計約2億7,300万バーツとなっている。 主な協力分野は、社会開発・福祉、農業、教育、公衆衛

2. タイ周辺諸国経済開発協力機構(NEDA)

生分野である。

NEDA (職員数44名:2012年) は、2005年にタイ財務 省監督下の政府系機関として設立され(前身は1995年に タイ財務省内に設立された周辺諸国経済開発協力基金 (NECF))、ラオス、カンボジア、ミャンマーにおける道 路等のインフラ整備のためのソフト・ローン(一部の案 件はグラントと併用)を供与している。また、ミャンマー のダウェー開発を管理する特別目的事業体(SPV)への 出資も行っている。

NECF時代を含めた2012年12月末までの協力実績は、 技術協力事業12件(ラオス8件、ベトナム2件、ミャンマー 2件)、資金協力事業18件(ラオス14件、カンボジア2件^(注2)、

注1:東南アジア諸国連合(ASEAN)に、1995年以降加盟した4か国(カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム)は、その頭文字をとってCLMV諸国と呼ばれる。 注2:カンボジア政府が借款契約調印後にキャンセルした1件を含む。

注3:タイ政府の長期信用枠供与(1992年)に基づく債権をNEDAが継承。

ミャンマー1件、ベトナム1件^(注3))、研修員受入れが8件 (CLMV諸国を対象)、金額合計約106億6,400万バーツと なっている。

援助対象案件は、当初は首脳会議等における周辺諸国からの要望を踏まえトップダウンで決定される形となっていたが、最近においてはNEDAが相手国側との対話を通じて案件の発掘・形成支援も行っている。案件の採り上げに関しては、首相を委員長とする対近隣諸国開発協力委員会において政府方針の検討がなされた上で、最終的な閣議に諮ることとなっている。

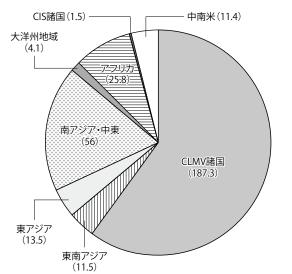
● ホームページ

• TICA: http://www.tica.thaigov.net/main/

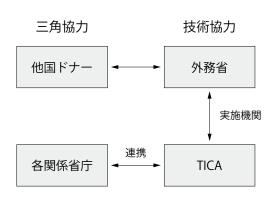
NEDA: http://www.neda.or.th/eng/

2011年10月~2012年9月の地域別援助割合

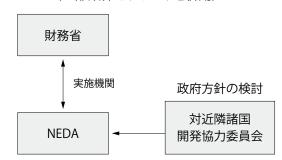
(単位:百万バーツ)



援助実施体制図



有償資金協力および技術協力 (一部案件はグラントと併用)



トルコ(Turkey) 41

援助政策等

1. 基本政策

近年経済成長著しいトルコは、地域的・国際的な影響 力を増しつつ、中東・南アジアやバルカン半島等トルコ 周辺の国々や中央アジア・コーカサスのトルコ語圏の 国々、アフリカ諸国に対する開発援助を行い、トルコ自 身のドナー(援助国)化政策を推し進めている。

被援助国に対する国際協力・開発援助のプロジェクトや プログラム計画を立案し、実施する機関として、1992年に トルコ国際協力調整庁(Turkish International Cooperation and Development Agency: TiKA) がTiKA設置法に基づき 外務省の下に設置された。その後1999年に、援助能力お よび人的リソースを拡大するために首相府の下へと移管 された。2005年には国際機関や援助相手国等のパブリッ クセクタ―とNGO等プライベートセクターの調整機関と しての役割も担うようになった。

TiKAはパートナー国家に対して、トルコの経験や教訓 に基づく貧困削減や持続的な開発に資する事業の実施を 目指している。少なくとも年に1度は開催される開発援助 調整委員会において、トルコの援助政策・実施方針・戦 略が政府の外交方針に沿って決定される。調整委員会は TiKA総裁が主催し、外務省、財務省、国家教育省、経済省、 エネルギー天然資源省、文化観光省、宗務庁、トルコ科 学技術調査委員会(TUBITAK) およびトルコ商工会議所 連合会(TOBB)の次官補級、副総裁級の代表者から構 成される。必要に応じて、他の省庁や政府機関の関係者、 NGO、ボランティア団体の代表者も招集される。

2. 近年の動向

トルコの対外援助は、1985年にアフリカ諸国へ向けた 資金供与から開始された。しかし1980年代後半以降、コー カサスおよび中央アジア諸国の独立といった国際社会の 変化を受け、援助対象をコーカサスおよび中央アジア、 バルカンの国々へと転換した。トルコの持つ文化的・歴 史的な利点やつながりを最大限に活かし、ユーラシア大 陸における地理的な関係の強化を目指すものである。同 時に、国家建設や経済発展の課題を抱えたこれらの国々 にとってもトルコの支援は期待されていた。

しかし直近の10年でトルコの支援は周辺国の援助枠組 みにとどまらず、アフガニスタン、中東、アフリカ、さ らにはミャンマーやパキスタンといった国にも対象を拡 大してきている。対象国拡大の目的は、地球規模課題を 予防的にアプローチすることや地理的な関係強化の対象 を広げることである。

なお、アフリカでの重点協力分野としては、農業、保健、 教育、水・衛生、職業訓練、能力開発、人道支援に焦点 を当てている。

3. 開発援助内容

トルコの政府開発援助総額は、約25億3,000万ドル (2012年) であり、最近の10年間で約30倍、2011年から みると約2倍に増加するなど、特に近年の増加が著しい。 開発援助内容としては、二国間援助でプロジェクト支援 や技術協力支援(専門家派遣・研修実施・機材供与等) を中心に実施しているほか、難民支援、人道支援等も実 施している。

また最近の発表では、NGO等も含めたトルコの開発援 助総額は直近の10年で27倍(2011年時点で23億ドル)と なっており、うち約10億ドルは公的機関からの資金、残 りはNGO等からの支出であり開発援助におけるNGOの役 割も小さくないことが分かる。

実施体制

1. 援助実施機関

開発援助調整委員会によって決定された方向性に沿っ て、TiKAや各関係省庁等が連携し、被援助国の開発目標 やニーズに応じたプロジェクトやプログラムを実施する。 開発援助の内容は幅広く、経済、商業、技術、社会、文化、 教育分野等、多岐にわたっている。

主たる実施機関のTiKAは、中東、中央アジア、南アジア、 バルカン半島、アフリカ等に35の事務所(2013年5月時点) を有し、106か国でプロジェクトの研究を進めるなど、社 会インフラ・サービス部門を中心に技術協力を展開して いる。また、前記のとおりNGO等も開発援助の主要な役 割を担っている。

またTiKA以外の官庁も多くの援助を実施しており、た とえば国家教育省は1992年からGrand Students Projectと して、31か国約6,000名の学生たちに対して奨学金や教育 関係費用の拠出、教師の派遣をしている。内務省治安総 局は、2008年から国際警察訓練協力プログラムを開始し、 協力国との共同訓練を行っている。また27か国から研修 生を招致して、アンカラに設立された違法ドラッグ・組 織犯罪防止国際アカデミーでの訓練も実施している。宗 務庁は、15か国の人々に対して教育的・文化的協力とし ての研修の実施や各地への人道援助を行っており、外務 省は大規模災害等により緊急援助が必要となった国々に 対して人道援助を実施している。

2. 日本との関係

日本とトルコの関係では、JICAとTiKAが2012年1月に協 力覚書を締結し、第三国向けの協力・連携を強化してい くこととなった。たとえば、「中央アジア・中東向け自動 制御技術普及プロジェクト」や「アフガニスタン・中央

アジア諸国向け家畜飼育技術」等はトルコの資源を活用 しながら、周辺国を対象とするプロジェクトである。ま た2011年および2012年には、日本とNATO(北大西洋条 約機構)の協力を得て、アフガニスタンの警察官計約1,000 名をトルコに招致して研修を実施した。その際に、日本 の現職警察官がJICA専門家として派遣され、柔道を指導 した。

● ホームページ

- ・トルコ外務省:http://www.mfa.gov.tr/
- ・TiKAホームページ:http://www.tika.gov.tr/

